

平成 29 年度

# 業務実績報告書

日本司法支援センター



## 目次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	3
1	業務の内容	3
(1)	本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）	3
(2)	受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）	4
(3)	東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）	4
2	法人の組織	5
3	法人の沿革	5
4	根拠法	6
5	主務大臣	6
6	資本金	6
7	役員の状況（平成30年3月31日現在）	6
8	職員の状況	6
III	中期目標・中期計画・年度計画	6
	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	6
IV	平成29年度の事業概要	7
1	総括	7
(1)	利用者の立場に立った業務遂行	7
(2)	地方協議会の開催	7
(3)	常勤弁護士の確保	7
(4)	内部統制の構築・運用に関する点検	7
2	各業務	8
(1)	情報提供業務	8
(2)	民事法律扶助業務・震災法律援助業務	9
(3)	国選弁護等関連業務	10
(4)	司法過疎対策	11
(5)	犯罪被害者支援業務等	11
(6)	受託業務	12
V	平成29年度における業務実績	14
1	綜合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	14
(1)	業務運営の基本的姿勢等	14
(2)	組織の基盤整備等	20
(3)	組織の適正性堅持	29
(4)	関係機関等との連携強化	33
(5)	報酬・費用の立替・算定基準	36
(6)	自然災害等に関するリスクへの対応の構築	37

2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 .....	37
(1)	支援センターの業務全般に関する効率化 .....	37
(2)	事業の効率化 .....	41
3	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ..	46
(1)	情報提供業務 .....	46
(2)	民事法律扶助業務 .....	52
(3)	国選弁護業務 .....	55
(4)	犯罪被害者支援業務 .....	58
4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画.....	64
(1)	自己収入の獲得 .....	64
(2)	民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収 .....	65
(3)	立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築 .....	70
(4)	委託援助業務 .....	70
(5)	財務内容の公表 .....	72
(6)	予算、収支計画及び資金計画 .....	72
5	短期借入金の限度額 .....	73
6	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する 計画 .....	73
7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....	73
8	剰余金の使途 .....	73
9	その他法務省令で定める業務運営に関する事項 .....	73
(1)	認知度の向上に向けた取組の充実 .....	73
(2)	施設・設備、人事に関する計画 .....	76

## I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者に対して、平成24年4月1日に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）に基づき、支援センターの新たな業務とされた「東日本大震災法律援助事業」を実施し、弁護士会、司法書士会等の関係機関等と連携しながら、被災者への法的支援に取り組むなどした。さらに、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

第3期中期目標期間（平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）においては、震災特例法の有効期限が平成30年3月31日まで延長（なお、平成30年3月30日に、平成33年3月31日までの再延長が決定。）されたのを受け、支援センターは、東日本大震災法律援助事業を継続したほか、司法ソーシャルワーク(\*)の推進に向け、司法ソーシャルワーク事業計画を策定し、同計画に基づいて、全国の地方事務所において「司法ソーシャルワーク」や「高齢者・障がい者支援」をテーマとした地方協議会や業務説明等を積極的に開催するなど、実施体制の整備、関係機関との連携強化等の取組を進めた。民事法律扶助の援助件数（代理援助・書類作成援助）が平成29年1月に累計で100万件を突破し、また、コールセンターへの問合せ件数も平成30年3月には累計で370万件に達した。

そのほか、平成30年1月24日に施行された認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等に対し、資力にかかわらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談援助業務や、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務の実施に向けて、本部及び地方事務所において関係機関と協議等を行い、適切な援助を実施できる態勢を構築し、これらの業務を開始した。加えて、支援センターは、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進した。

本報告書は、平成29年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

- \* 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

## II 日本司法支援センターの概要

### 1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

#### (1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

##### ア 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

##### イ 民事法律扶助業務

(ア) 経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

(イ) 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等（特定援助対象者）に対し、資力に関わらず法律相談等を実施する特定援助対象者法律相談等援助業務（平成30年1月24日施行）。

##### ウ 国選弁護等関連業務

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

##### エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

##### オ 犯罪被害者支援業務

(ア) 犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

(イ) DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方に対し、資力に関わらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助業務（平成30年1月24日施行）。

##### カ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席し

た際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

**(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）**

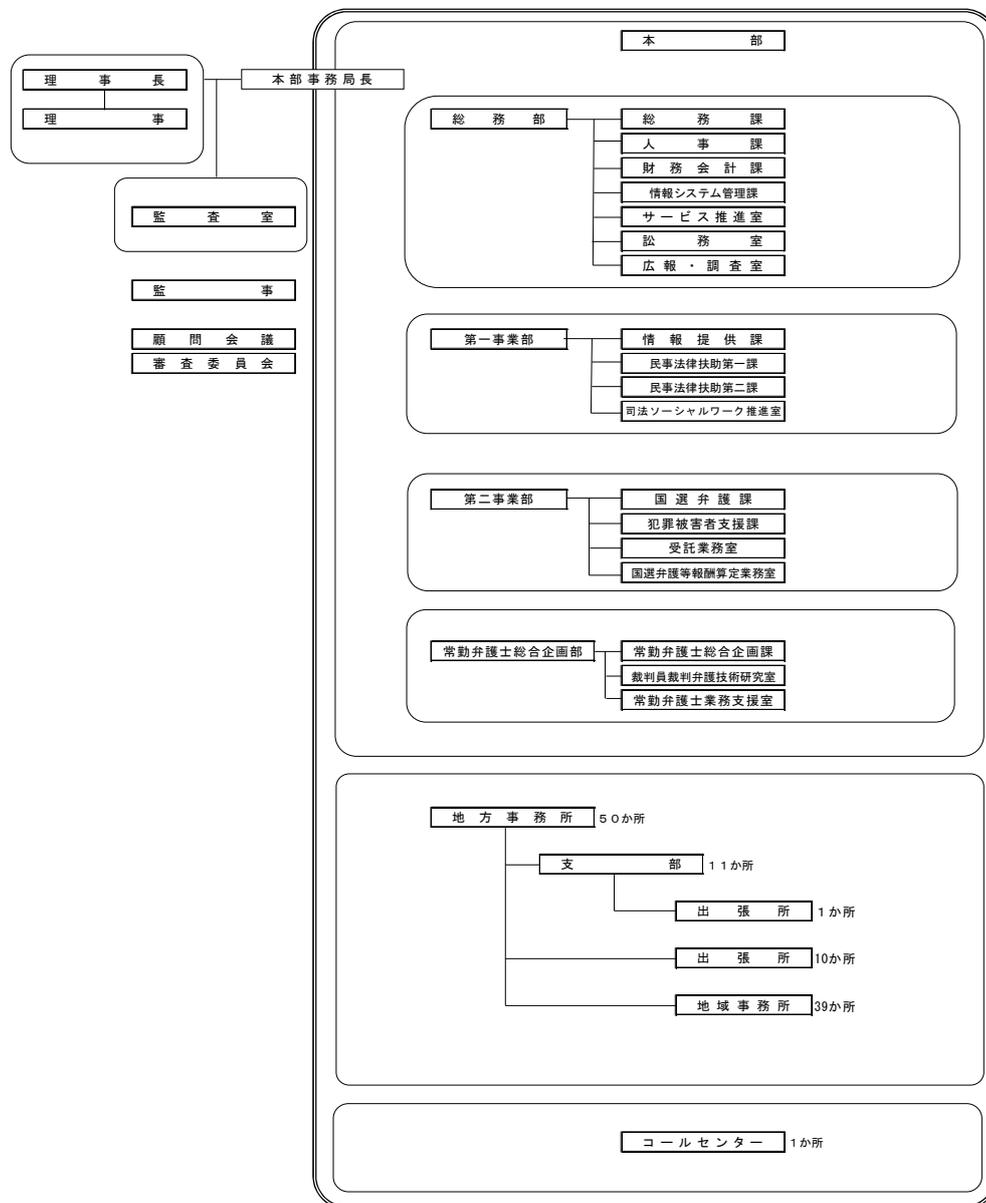
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

**(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）**

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

## 2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成30年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

### 【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

## 3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成30年3月31日までの沿革については、資料2のと

おりである。

## 【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成30年3月31日）

### 4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、平成16年法律第74号）

### 5 主務大臣

法務大臣

### 6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

### 7 役員の状況（平成30年3月31日現在）

理事長	宮崎誠	（平成26年4月10日就任）
理事	丸島俊介	（平成29年10月1日就任）
同	山崎学	（平成28年4月10日就任）
同	板東久美子	（平成29年10月1日就任）
同	坂本かよみ	（平成26年4月10日就任）
監事	津熊寅雄	（平成27年12月21日就任）
同	山下泰子	（平成24年9月3日就任）

### 8 職員の状況

平成30年3月31日現在、常勤職員数は931名（常勤弁護士を含む。）である。

## Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

### 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成26年2月に法務大臣から指示された同年4月1日から平成30年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を受け、中期計画を作成し、法務大臣に認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、平成29年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、平成29年3月24日、法務大臣に届け出た。

## 【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

## IV 平成29年度の事業概要

### 1 総括

#### (1) 利用者の立場に立った業務遂行

利用者の立場に配慮した業務遂行のため、接遇に関する研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談や外部委託による通訳サービス業者を通じ実施している電話による多言語情報提供サービスにおいて、統計に基づき高いニーズが見込まれたタガログ語を追加するなど外国語を母語とする者への対応を行った。

#### (2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、協議内容を工夫しながら地方協議会を開催した。

#### (3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条）である。

平成30年3月31日現在で、常勤弁護士は合計215名となり、合計89か所（全国43か所の地方事務所、7か所の支部、39か所の地域事務所）に配置した。

なお、人数については資料4、配置先については資料5のとおりである。

**【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧**

**【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成30年3月31日現在）**

#### (4) 内部統制の構築・運用に関する点検

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、平成28年度に実施した内部監査、会計監査、システム監査での指摘事項のうち、リスクの高い項目から業務改善を行うとともに、コンプライアンス小委員会において、職員に対するコンプライアンス教育を強化した。

## 2 各業務

### (1) 情報提供業務

#### ア コールセンターにおける情報提供

入電状況に応じたオペレーター配置や、各種の研修や民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

平成 29 年度の間合せ件数は、339,344 件で、平成 28 年度に比べて 10,255 件減少した。

平成 18 年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料 7 及び資料 8 のとおりである。

**【資料 7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料 8】平成 29 年度情報提供件数の推移**

#### イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計 196,135 件で、平成 28 年度に比べ 8,702 件減少した。

**【資料 7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料 8】平成 29 年度情報提供件数の推移**

#### ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災の被災者等に向けた情報提供として、ホームページに相談窓口情報一覧を継続して掲示したほか、九州北部豪雨の被災者等に対する情報提供として、九州北部豪雨に関する Q & A を緊急作成し掲示・更新を行った。

#### エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に応じて、連携の必要性が高い関係機関等に参加依頼をして地方協議会を開催することにより、利用者その他の関係者から、利用者の目線での業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、また、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築しあるいは引き続き確保することができた。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援に適切に対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

#### オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元の地方公共団体

と協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成 23 年 11 月から設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）については、平成 29 年度も継続して被災者からの問合せに対応した。

## (2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

### ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成 29 年度における民事法律扶助業務と震災法律援助業務を合わせた援助実績は、法律相談援助実施件数が 355,843 件、代理援助開始決定件数は 114,989 件、書類作成援助開始決定件数は 4,307 件であった。民事法律扶助のみの法律相談援助件数（302,410 件）は、平成 28 年度実績（298,220 件）に比べて増加し、震災法律相談援助（53,433 件）を加えると平成 28 年度比 101.3%となった。また、代理援助開始決定件数は、民事法律扶助（114,770 件）のみで平成 28 年度実績（108,583 件）を上回ったことから、震災代理援助（219 件）は減少したものの、全体では平成 28 年度比 105.4%と増加した。

平成 24 年 4 月 1 日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助 53,433 件のうち、76.3%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助（219 件）の内訳は、ADR 申立手続が最も多く、次いで金銭事件が多かった。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料 13、資料 14、資料 15 及び資料 16 のとおりである。

#### 【資料 7】日本司法支援センター業務実績

#### 【資料 9】平成 29 年度援助申込状況（民事法律扶助）

#### 【資料 10】平成 29 年度援助申込状況（震災法律援助）

#### 【資料 11】平成 29 年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

#### 【資料 12】平成 29 年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

#### 【資料 13】平成 29 年度代理援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

#### 【資料 14】平成 29 年度代理援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

#### 【資料 15】平成 29 年度書類作成援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

#### 【資料 16】平成 29 年度書類作成援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

#### 【資料 28】最近 5 年間の援助決定件数の推移

### イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成 30 年 4 月 1 日時点における契約弁護士数は、22,346 名（平成 29 年 4 月 1 日時点から 461 名増）、契約司法書士数は、7,294 名（同 101 名増）となった。

また、震災法律援助業務に関しては、平成 30 年 4 月 1 日時点で、弁護士 3,197 名（平成 29 年 4 月 1 日時点から 63 名増）、司法書士 1,224 名（同 19

名増)と震災法律援助契約を締結しており、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

**【資料 7】 日本司法支援センター業務実績**

**【資料 17】 契約弁護士数 (民事法律扶助・震災法律援助)**

**【資料 18】 契約司法書士数 (民事法律扶助・震災法律援助)**

#### ウ 立替金等の状況

平成 29 年度の代理援助に係る立替金合計 (常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。)は 164 億 3,468 万円、書類作成援助に係る立替金合計 (前同)は 4 億 1,573 万円、法律相談援助に係る費用は 19 億 6,532 万円であり、平成 29 年度中の償還金は 112 億 9,641 万円であった。

生活保護受給者について償還猶予、免除を原則としたことや、償還免除の一括処理を行ったこともあり、償還免除とみなし消滅の合計は 49 億 8,556 万円となった (平成 28 年度比 109.8%)。

**【資料 52】 平成 29 年度立替金残高表**

**【資料 53】 平成 29 年度法律相談費実績**

**【資料 54】 平成 29 年度代理援助立替金実績**

**【資料 55】 平成 29 年度書類作成援助立替金実績**

### (3) 国選弁護等関連業務

#### ア 受理件数

平成 29 年度の被疑者国選弁護事件受理件数は 63,839 件 (平成 28 年度比 4.12%減)、被告人国選弁護事件受理件数は 53,655 件 (同 4.85%減)、国選付添事件の受理件数は 3,417 件 (同 0.29%減)であった。

**【資料 7】 日本司法支援センター業務実績**

**【資料 19】 国選付添事件受理件数**

**【資料 29】 国選弁護事件受理件数 (被疑者)**

**【資料 30】 国選弁護事件受理件数 (被告人)**

#### イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努めており、平成 30 年 4 月 1 日時点における国選弁護人契約弁護士の契約者数は、28,585 名 (平成 29 年 4 月 1 日時点から 918 名増)、国選付添人契約弁護士の契約者数は、14,867 名 (同 595 名増)となった。

**【資料 7】 日本司法支援センター業務実績**

**【資料 20】 国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)**

**【資料 21】 国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)**

**(4) 司法過疎対策**

平成 29 年度末において、司法過疎対策として設置している地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）数は 35 か所であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士数は 50 名となった。

**(5) 犯罪被害者支援業務等**

**ア 犯罪被害者支援業務**

コールセンターに犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成 29 年度の間合せ件数は合計 13,461 件となり、平成 28 年度に比べ 1,447 件増加した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者の直接面談による情報提供、さらに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介業務を行った。地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」に関する間合せ件数は全国で 12,717 件であり、平成 28 年度に比べ 1,108 件減少し、精通弁護士の紹介は 1,705 件であり、平成 28 年度に比べ 28 件増加した。

平成 30 年 1 月 24 日からは、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある被害者に対し、資力に関わらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する DV 等被害者法律相談援助業務を開始し、141 件の援助を実施した。また、DV 等被害者援助弁護士の人数は 1,716 名となった。

**【資料 7】 日本司法支援センター業務実績**

**【資料 22】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績**

**【資料 23】 平成 29 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した間合せ内容**

**【資料 24】 平成 29 年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況**

**【資料 40】 平成 29 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の間合せに関する紹介先機関・団体**

**【資料 41】 地方事務所における間合せ件数実績（犯罪被害者支援業務）**

**【資料 42】 平成 29 年度地方事務所に対応した間合せ内容（犯罪被害者支援業務）**

## イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は 5,038 名（平成 30 年 4 月 1 日現在）となり、前年に比べ 329 名増加した。

また、平成 29 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 561 件となり、平成 28 年度に比べ 50 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

## ウ 被害者参加旅費等支給業務

平成 29 年度における被害者参加人の旅費等請求件数は 2,685 件であり、支給額は 2,166 万 8,037 円であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 57】平成 29 年度被害者参加旅費等支給業務実績

## (6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成 19 年 4 月 1 日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年 10 月 1 日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の 2 種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

### ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

#### (7) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続（具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等）が必要となるところ、支援センターは身元判明者への弁護士による法的援助に関する業務を受託している。

#### (1) 件数

平成 29 年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は 1 件であり、援助開始の上、終結まで行った。

【資料 25】平成 29 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

## イ 日本弁護士連合会委託援助業務

### (7) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の9つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

### (1) 件数

平成 29 年度における日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 22,206 件（平成 28 年度比 238 件減）であった。

**【資料 7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料 25】平成 29 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）**

## V 平成29年度における業務実績

### 1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 業務運営の基本的姿勢等

##### ア 総論

###### 【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。

利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。

支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士等に伝え、利用者の立場に立ったサービスの提供につながるよう努める。

多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

#### 1 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約の上、理事長及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てている。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別（職員や契約弁護士等の対応に関するものなど。）に分析を行い、特にその内容から、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速な情報共有を図った。

さらに、新規採用者研修や3級昇格者研修、新ブラッシュアップ研修等の各種研修において、利用者から実際に寄せられた苦情等を題材としたロ

ールプレイやグループ討議等を行い、利用者への適切な対応についてスキルの向上を図った。

## 2 契約弁護士・司法書士への「利用者からの声」の伝達

一般契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」を当該一般契約弁護士等へ直接伝達するスキームを引き続き実施した。

## 3 顧問会議の開催状況

平成30年2月6日に第16回顧問会議を開催した。

〈会議の概要〉

平成30年1月24日から開始した特定対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助の具体的な内容や利用状況について報告した。

また、第3期中期目標期間の業務実績（見込評価）及び第4期中期目標期間における業務運営方針等の概要を説明した上で、第4期中期目標期間において予定されている司法ソーシャルワークと情報提供業務の取組について、意見交換を行った。

（注） 顧問会議のメンバーは次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井 卓爾	東京商工会議所特別顧問
片山 善博	早稲田大学公共経営大学院教授
高木 剛	一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会顧問
滝鼻 卓雄	ジャーナリスト
竹下 守夫	一橋大学名誉教授
津島 雄二	弁護士
中山 弘子	元新宿区長
坂東眞理子	昭和女子大学学長
村木 厚子	元厚生労働事務次官

## 4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

### 【資料6】法テラス運営理念

## イ 東日本大震災の被災者に対する援助の充実

### (7) 震災法律援助事業による援助の充実

#### 【年度計画】

震災法律援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているかの分析を踏まえた上で、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等によれば、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む。）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。また、震災法律援助の根拠である「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期間を踏まえ、事務処理要領の作成をしつつ、十分な周知活動を行うことによって、利用者が適切に支援を受ける機会を逸さないよう努める。

#### 1 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策の検討・実施

過去の利用実績の分析から、震災法律援助から震災代理援助や震災書類作成援助に結び付く割合が高いことが判明している原発事故損害賠償請求に関する事案について、「原発弁護団」と協力関係を保ちながら、震災代理援助及び震災書類作成援助の利用促進を図った。

また、新入会員弁護士向けの研修会等で震災法律援助事業についての業務説明を行い、震災代理援助及び震災書類作成援助の利用促進を図った。

その結果、平成29年度は、ADR関係の震災法律援助110件のうち55件（50%）が震災代理援助につながった。

なお、全体としては、震災発生から一定程度の時間が経過したこともあり、利用対象が震災に起因する事案に限られる震災代理援助及び震災書類作成援助の利用件数は減少した。

#### 2 被災者支援の充実

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充を推進するため、移動相談車両の活用を含めた仮設住宅及び相当程度の相談需要が見込める司法過疎地への巡回・出張相談を実施（震災巡回相談

511件、震災出張相談242件)したほか、全ての被災地出張所において夜間相談ないし休日相談を実施した(夜間相談83件、休日相談237件)。また、被災地出張所法テラスふたばにおいて、テレビ電話相談を引き続き活用(21件)した。

平成30年3月31日までであった「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限が3年間延長されることを踏まえ、地方事務所において、引き続き十分な震災法律援助を提供できるよう体制を整えた。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料10】平成29年度援助申込状況(震災法律援助)**

**【資料12】平成29年度援助決定件数等状況(震災法律援助)**

**(イ) 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実**

**【年度計画】**

法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。

震災法律援助事業による被災者支援を行うことができない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。

**1 震災法律援助事業以外の手法によるきめ細かい対応**

**(1) 「震災法テラスダイヤル」**

震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に継続して設置し、被災者や被災関係者からの問合せに対応した。

なお、震災法テラスダイヤルでは、平成28年4月の熊本地震発生後、速やかに体制整備を行い、同年5月14日以降は、熊本地震の被災者からの問合せにも対応し、平成29年度も継続した。

**(2) 「ワンストップ相談会」の実施**

地元の地方公共団体の要望や前年度の相談会実施状況も考慮の上、宮城、岩手、福島各県に設置した7か所の被災地出張所において、消費者庁、地元の地方公共団体と連携し、弁護士以外の各種専門家による「ワンストップ相談会」を継続実施し、被災者のニーズに適したきめ細かい情報提供サービスを実施した。

**(3) 「女性の悩みごと相談」の実施**

内閣府男女共同参画局との連携により実施する「女性の悩みごと相談」を、平成29年度において被災地出張所5か所（法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島、法テラス大槌、法テラス気仙）で実施し、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに対応した。

(4) ホームページを利用した広報

ホームページ上に「東日本大震災相談事例Q&A」を継続的に掲載し、被災者や被災関係者の相談事例を基にした情報提供を実施することで、利用者の利便性の向上を図った。

なお、東日本大震災関係では、被災者が見やすいように、最近の問合せ傾向を踏まえ、Q&Aを一定数に絞る作業に着手した。

また、「東日本大震災に関する相談窓口一覧」についても、ホームページに継続的に掲載することで利用者の利便性の向上を図った。

2 被災者（震災法律援助事業対象外）に対する民事法律扶助制度の活用

震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、地方公共団体、地域包括支援センター、本人から連絡があったときには、民事法律扶助の法律相談援助（高齢者を対象とした巡回相談や出張相談を含む。）を検討し実施するなど、民事法律扶助制度を活用した対応を行った。

ウ 高齢者や障がい者等に対する支援の充実

【年度計画】

司法ソーシャルワーク事業計画の進捗状況を踏まえ、常勤弁護士を含めた担い手となる弁護士・司法書士を確保するとともに、福祉機関・団体（地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等）を対象とした司法ソーシャルワークに関する協議会等を開催するなどして、福祉機関・団体との連携強化を図る。

福祉機関・団体と連携し、指定相談場所を増加させ、併せて、巡回相談の件数を増加させる。

また、福祉機関・団体との連携を契機として実施される出張相談、センター相談及び事務所相談を増加させる。

全国の地方事務所で実施した高齢者・障がい者疑似体験実習等の研修の成果をいかし、高齢者・障がい者への配慮について、各地の地方事務所で実施している取組を全国で共有することによりサービスの向上を図る。既に作成している高齢者、知的障がい者及び視覚障がい者向けの各パンフレットについて、関係機関・団体の意見を踏まえて改善を図った上、必要に応じて関係機関・団体に配布する。

1 司法ソーシャルワーク

(1) 担い手となる弁護士・司法書士の確保

司法ソーシャルワーク事業計画で出張相談等の担い手となる弁護士・司法書士を確保するとしているところ、平成29年度には、新たに3つの地方事務所において、出張相談担当者名簿を整えた。また、担い手育成の観点からも、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するために、実務トレーニー・実務トレーナー研修を計14回実施した。

(2) 福祉機関・団体等との連携の強化

地方事務所において、「司法ソーシャルワーク」「高齢者・障がい者支援」をテーマとした地方協議会を計66回開催したほか（平成28年度比4回増）、福祉機関・団体職員を対象とした業務説明等を計1,457回開催した。このうち、地域包括支援センター職員を対象としたものが450回、福祉事務所職員を対象としたものが96回、社会福祉協議会職員を対象としたものが463回であった。

また、福祉事務所・自立相談支援機関の施設で指定相談場所相談・巡回相談を実施することの利点をまとめた説明・提案資料に加え、実際に同施設での指定相談場所相談・巡回相談を実現した地方事務所における連携プロセスを掲載した「連携スキーム事例集」を作成した。

さらに、地方事務所・支部職員及び常勤弁護士と福祉機関・団体との連携の取組を円滑にするために、連携の対象となる福祉機関・団体の組織・業務、従事する福祉専門職の役割等を整理した「連携便利帳」を整備した。

これらの資料については、地方事務所・支部に配布するとともに、階層別に実施する職員研修においてもテキストとして使用し、連携の取組を進める上でのポイントを説明する際の資料とした。

(3) 連携を契機とした法律相談援助の実施

福祉機関・団体の施設を指定相談場所に指定した数は、平成28年度の152か所から185か所に増加した。また、福祉機関・団体との連携を契機とした巡回相談件数は、平成28年度の438件から595件に増加し、特に主要な連携対象機関である地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会を対象とした巡回相談件数は、平成28年度の193件から312件に増加した。

さらに、連携を契機とした出張相談件数は、平成28年度の639件から1,131件に増加し、センター相談・事務所相談件数については、平成28年度の2,578件から3,636件に増加しており、平成28年度が平成28年6月1日から平成29年3月31日の実績値であることを考慮しても、大幅な増加といえる。

2 高齢者・障がい者へのサービス向上

サービス介助士の資格を持つ本部担当職員が、新規採用者研修（平成29年4月実施）において、接遇スキルの向上や高齢者や障害を持つ利用者へ

の理解を深めることを目的として、車いすを使用した介助演習を実施や高齢者・障がい者疑似体験実習を実施した。さらに、各地の取組例をグループウェアに掲出し、全職員で共有するなどして、高齢者・障がい者に対するサービスの向上に取り組んだ。

また、対象者ごとのパンフレット（高齢者向け、知的障がい者向け、視覚障がい者向け）を全国の地方事務所に配備し、地方事務所において、地方事務所協議会等における出席者への配布や、関係機関での備置きの依頼等を行った。

## (2) 組織の基盤整備等

### ア 支援センターの職員

#### (7) 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

##### 【年度計画】

- (7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた真に必要なものとする。

支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用・配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

- (イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、関係機関等との連携協力関係の確保・強化も含めて総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要と認められる地域に順次配置する。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない

事情を含む。)、その地域での役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士に活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための具体的な態勢整備を図る。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

## 1 一般職員について

### (1) 採用

一般職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施することにより、公共性の高い支援センターの多様な業務への適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。面接の実施に際しては、局部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任を面接員とし、様々な視点から受験者の能力及び適性を判断した。

採用試験の実施に当たっては、卒業後5年間を新卒採用の対象者とする運用として一般公募試験を実施し、305名の選考を行い、18名を採用した。さらに、新卒採用（二次募集）及び中途採用試験も実施し、519名の選考を行い、16名を採用した。

また、有期契約職員から常勤職員への登用については、特に有能な有期契約職員を登用するため、前記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。支援センターにおける知識・経験が豊富な有期契約職員については、常勤職員に登用することにより即戦力となり得ることから、地方事務所長の推薦があった有期契約職員18名を対象に常勤職員への登用試験を実施し、4名を登用した。

### (2) 人事配置

一般職員の配置に当たっては、平成30年4月期の広範な人事異動（134名）に向け、各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案しながら業務の平準化及び事務手続の合理化に資する再配置を考慮するとともに、総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置

に努めた。

## 2 常勤弁護士について

### (1) 常勤弁護士の採用

#### ア 就職説明会の開催、採用案内の周知等による人材の確保

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターのホームページにおいて常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を随時掲載するとともに、司法試験合格者等に採用案内等を配布して、合格後の早い段階から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。また、日本弁護士連合会、各弁護士会、法科大学院及び司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生等を対象とする就職説明会を16回にわたり実施し、支援センターの運営方針、常勤弁護士の業務内容、魅力、求める人材像、待遇等について説明した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士を採用するため、日本弁護士連合会の協力を得て、同連合会のホームページ、会員専用サイト、メールマガジン等に就職情報を掲載した。

#### イ 選択型実務修習、エクスターンシップの受入れ、法科大学院生を対象とした説明会の開催による常勤弁護士への関心の促進

支援センターや常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことを通じて業務の意義や魅力を実感してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、各地の支援センター事務所において、合計75名の司法修習生を受け入れた。

また、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の支援センター法律事務所において、合計19名の法科大学院生を受け入れた。

さらに、法科大学院生を対象とした説明会を合計20か所（平成28年度は合計7か所）で開催し、司法試験合格前の時期から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。

#### ウ 総合評価のための面接の実施

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員として総合法律支援の取組に意欲的であるだけでなく、弁護士として必要な事務処理能力やコミュニケーション能力等を見極める必要があることから、各応募者について、日本弁護士連合会から意見を徴した上で、採用面接を実施した。

#### エ 新規採用者の確保

以上の取組により、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑かつ効率的な運営に適応で

き、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努めた。

平成29年度は、65名の応募者の中から、21名（司法修習修了直後の者18名、法曹経験者3名）を採用した。

(2) 常勤弁護士の配置

ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証

事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析するとともに、地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必要に応じて幹部らも各地へ赴いてヒアリングを行った上、民事法律扶助事件数や国選弁護事件数、平成28年度までに検討した常勤弁護士の役割等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。

イ 配置人数等

前記取組により、平成30年3月31日時点で全国に215名の常勤弁護士を配置した。

ウ 事務所ごとの配置人数の更なる見直しの着手に向けた検討

上記アの検証を踏まえ、業務量等に応じた必要な人数の常勤弁護士を平成30年度以降順次配置できるように、事務所ごとの配置人数の見直しを検討した。

(3) 常勤弁護士の事件により生じる財政的効果の把握等

常勤弁護士が取り扱う事件の困難性や常勤弁護士が情報提供等を行った件数も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析した。

また、前記把握・分析した情報やデータを基に、事務所ごとの収支を試算し、常勤弁護士が事件を取り扱ったことで生じた財政的な効果を明らかにすべく検討を進めた。

(4) 大規模災害等における法的サービスの提供のための態勢整備

大規模災害等における法的サービス提供のための態勢整備の方策を検討するとともに、熊本地震の被災者支援として、弁護士会と連携して無料法律相談を実施し、常勤弁護士も相談員として参加した。

**【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧**

**【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成30年3月31日現在）**

**【資料31】平成29年度常勤弁護士就職説明会等実施状況**

**【資料32】平成29年度司法研修所選択型実務修習受入状況**

**【資料33】平成29年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況**

3 コールセンター職員の配置等について

(1) 情報提供件数、業務量の推移

コールセンターにおける情報提供件数は、339,344件（平成28年度は349,599件）であり、平成28年度と比較して件数が減少した。

さらに、コールセンターが民事法律扶助業務における資力要件の確認を行う対象事務所が、65地方事務所・支部・出張所（被災地出張所を除く）全て（平成28年度は59地方事務所・支部・出張所）に拡大し、また、地方事務所等に電話がつかないという苦情を解消する施策の一環として、平成27年10月から開始した各地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送する取組を継続実施した。加えて、メールによる情報提供につき、平成28年9月からスマートフォンや携帯電話からの問合せを可能にする対象拡大を行ったこと（平成29年度は34,214件、平成28年度は27,004件）等から、コールセンターの業務範囲は大幅に拡大した。

(2) (1)に応じた職員配置の見直し

前記業範囲の拡大の一方で、入電件数や業務量等を分析し、曜日や時間帯別の入電件数に合わせた適切なシフト体制を敷くなど、職員配置の工夫により、新規雇用の人数を抑制し、効率的な運営を実施した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成29年度情報提供件数の推移

(イ) 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

【年度計画】

以下の研修を実施し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムの構築を進める。

(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、随時研修内容を見直したり、より一層の内容の充実を図りながら実施するよう努める。

また、ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。

(ウ) 上記の研修を実施し、意識・能力等の高い職員については、国、地方

公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積み、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等との連携の促進を図るため、社会福祉法人等に派遣する外部研修を実施する。

## 1 一般職員に対する体系的な研修制度の実施等

中長期的な人材育成プログラムを構築するために、研修制度に関するプロジェクトチームが平成27年度にまとめた研修要綱（当センターの研修制度の中核をなす階層別研修を大幅に改定したもの。）に沿って、業務ごとに行っていた従来の業務研修を整理・統合した新階層別研修を初めて通年で実施するとともに、新人事評価制度への理解を深めるための考課者研修を階層別研修に追加し、事務局長を対象として実施した。また、平成28年度に作成した「OJTハンドブック」を改訂して全地方事務所に配布し、効率的かつ効果的な新規採用職員の育成を図った。

### (1) 新階層別研修

採用年次や経験年数に応じた研修を体系的かつ計画的に実施した。具体的には、採用から2年間を基礎形成期間、その後の2年間を「ステップアップ期間」とし、それぞれの期間に新規採用者研修、ステップアップ研修を実施した。また、採用から7年目の職員には「ブラッシュアップ研修」を、3級昇格者には「3級昇格者研修」を、4級昇格者には「マネジメント基礎研修」を、事務局長2年目の職員には「マネジメント応用研修」をそれぞれ行い、経験年数、役職とその職責に応じた階層的な研修を実施した。また、新人事評価制度への理解を深めるための「考課者研修」を追加して実施した。各研修では、「法テラス運営理念」の講義も行い、組織としての基本理念の浸透を図ったほか、コンプライアンスに関する講義では、事例検討等を取り入れることにより、問題意識の促進を図った。また、司法ソーシャルワークの講義を取り入れた。

### (2) 業務研修

犯罪被害者支援及び新規業務であるDV等被害者法律相談援助に関して重要な役割を果たす事務局長・コールセンター長を対象とした業務研修を実施した。

### (3) OJT

改訂した「OJTハンドブック」に基づき、新規採用職員に対し、OJTを実施した。

## 2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組

## (1) 実践的な研修等の実施

### ア 養成中の常勤弁護士に対する研修

司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で必要とされる基本的素養を身に付けさせるため、通年スケジュールに沿って、採用直後に民事法律扶助業務・国選弁護業務・利用者等とコミュニケーションを円滑に図るためのビジネスマナーや傾聴スキル等について学ぶ新任業務研修、民事・刑事事件に関する演習を中心とする定期業務研修、支援センター法律事務所への赴任直前に行う赴任前業務研修を実施した。

### イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修

支援センター法律事務所へ赴任中の常勤弁護士に対しては、労働事件に関する事例検討を中心とする民事業務研修、精神科医の講義や臨床心理士を相談者役として模擬法律相談等を行うパーソナリティ障害対応研修、司法ソーシャルワークの推進のため、先駆的役割を担う常勤弁護士から実務を通じてノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

また、新たに、3年間の任期を終了した常勤弁護士を対象としたより専門的な知識の習得等を目的とする赴任4年目専門研修や、中核の常勤弁護士を対象とした司法と福祉の連携に関する専門研修を実施した。

### ウ 裁判員裁判に関する研修

常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする裁判員裁判事例研究研修、参加者を少数に限定し、より専門的・集中的に裁判員裁判に関するディスカッション等を行う裁判員裁判専門研修を実施した。

### エ その他の研修等

全国を9つのブロックに分けて、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じた常勤弁護士自らが企画する少人数制の研修（ブロック別研修）を実施し、各ブロック単位での研修を充実させるとともに、全国各地に赴任する常勤弁護士の活動報告を中心とする全国経験交流会を日本弁護士連合会と共催し、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

また、支援センター法律事務所勤務する職員に、必要な事務処理方法等を講義する法律事務所事務職員研修を実施し、法律事務所全体の充実化・効率化を図った。

## (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、定期的に意見交換を行って研修の具体的内容の企画や検討を行いつつ、研修を受講した常勤弁護士の意見等も踏まえて、内容や時間配分等を随時見直し、より一層の充実を図った。

さらに、個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室が、常勤弁護

士が受任した裁判員裁判事件・刑事事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。

また、常勤弁護士業務支援室では、常勤弁護士が受任した民事・家事・労働事件等について個別具体的な指導・助言を行うほか、養成中の常勤弁護士に対する受任事件の起案についての添削指導、養成明け赴任1年目の常勤弁護士に対して、定期的に電話をかけ、抱える悩み等を早期に発見してフォローアップを行うなどの取組を行った。

### 3 中核を担う人材の育成

#### (1) 一般職員の外部派遣研修

人事院主催の課長補佐級研修に課長補佐職の職員1名を4日間参加させた。東京都の実施する職員研修に職員2名を延べ2日間参加させた。また、法務省の研修に職員1名を約6か月間参加させた。

#### (2) 常勤弁護士の外部派遣研修

法務省（大臣官房司法法制部・矯正局）等に常勤弁護士を派遣し、外部研修を実施した。

## 【資料 36】平成 29 年度常勤弁護士研修実施状況

### イ 一般契約弁護士・司法書士の確保

#### 【年度計画】

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

#### 1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保

平成30年2月に講習会「使える！民事法律扶助制度～活用のノウハウ」を日本弁護士連合会と共催し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及び利用の促進を図った。また、新しい制度である特定援助対象者法律相談援助についても、日本弁護士連合会の研修教材作成に協力し、相談担当者の確保に努めた。

32地方事務所において弁護士会、司法書士会と連携しつつ説明会や協議会を実施し、未開催の地方事務所においても、制度改定の都度説明資料を配布するなど、扶助契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を実施した。

その結果、平成30年4月1日時点における一般契約弁護士数は、22,346

名（平成29年4月1日時点から461名増）、一般契約司法書士数は、7,294名（同101名増）となった。

**【資料 17】 契約弁護士数（民事法律扶助・震災法律援助）**

**【資料 18】 契約司法書士数（民事法律扶助・震災法律援助）**

**【資料 49】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況**

## 2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保

### (1) 説明会等の実施

#### ア 説明会の開催・説明資料の配布

全ての地方事務所において、国選弁護関連業務周知のための説明会や協議会を開催（弁護士会との共催を含む。）するとともに、研修の実施、独自の広報用資料の配布等により、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について周知を図った。

#### イ 解説書の配布

全地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布した。

### (2) 契約弁護士の確保

平成30年4月1日時点における国選弁護人契約弁護士の契約者数は、28,585名（平成29年4月1日時点から918名増）、国選付添人契約弁護士の契約者数は、14,867名（同595名増）となった。

**【資料 20】 国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）**

**【資料 21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）**

## 3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保

### (1) 被害者参加弁護士契約弁護士確保の取組

#### ア 本部における取組

本部では、日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を実施した。

#### イ 地方事務所における取組

地方事務所においては、50 地方事務所のうち 48 地方事務所において、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について、理解を深められるよう、以下の取組を実施した。

##### ① 弁護士会主催の説明会・協議会等への参加

② 地方事務所主催の説明会・協議会等の実施

③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会・協議会等の開催

説明会等の開催に至らなかった2地方事務所（佐賀、青森）においても、各弁護士会の執行部、犯罪被害者支援委員会等との協議を行い、資料を配布するなど、一般被害者参加弁護士契約弁護士数の増加に取り組んだ。

(2) 契約弁護士の確保

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は平成30年4月1日現在5,038名（前年度同日比329名増）となった。このうち、女性弁護士数は平成30年4月1日現在1,102名（前年度同日比78名増）となった。

**【資料 35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移**

**【資料 50】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況**

(3) 組織の適正性堅持

ア ガバナンスの強化

**【年度計画】**

ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。

(ア) 執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。

(イ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。

(ウ) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。

イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

1 本部における組織運営等

理事長の招集により原則として月2回（合計22回）、本部において執行部会を開催し、会議終了後に決定事項等の議事の要旨を取りまとめ、本部役職員及び地方事務所職員への伝達を行い、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めるとともに、執行部会での指摘事項については課題解決に至るまで関係課室において検討の上、

執行部会にて継続的に報告を行った。

全国地方事務所長会議を1回（6月）、全国地方事務所事務局長会議を2回（7月、12月）、次年度事務局長説明会を1回（3月）、ブロック別協議会を各ブロックにつき1回ずつ計8回開催し、支援センターが抱える課題等について問題意識の共有を図った。

地方事務所においても、毎月、執行部会議を開催し、本部が決定した業務運営方針を周知するとともに、これに基づき迅速かつ的確な業務運営に努めた。

## 2 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組

常勤弁護士の支援センターの業務の公共性や業務運営方針についての理解を深めるべく、本部主催研修において新規採用した常勤弁護士を対象に中期計画等に関する講義を実施したほか、法律事務所代表を務める常勤弁護士を対象とした会議を開催し、法律事務所のガバナンスに関する意見交換を実施した。また、常勤弁護士による地方事務所執行部会への出席、地方事務所の執行部と常勤弁護士との意見交換会の定期的開催等の取組を行った。

## イ 監査の充実・強化

### 【年度計画】

監事監査は本部ほか6地方事務所等を、内部監査は本部ほか33地方事務所・地域事務所等を対象として実施する。情報セキュリティ監査は各内部監査と同機会に行う。

内部監査については、支援センターの業務の適正を確保するための体制等の整備を始めとする業務の実施状況のモニタリング及びシステム監査を行い、改善方策を提示する手法により実施する。

内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘事項等を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、監事、会計監査人及び監査室の情報共有の場を2回以上設けるなど、監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。

## 1 監査の実施

### (1) 監事監査（本部及び6地方事務所）

監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、平成29年度監事定期監査計画に基づき実施した。

監事は本部執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べるとと

もに、本部課室の業務執行に関するヒアリングを実施した。地方事務所往査では、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認した。

その結果は理事長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知した。

#### (2) 内部監査（本部及び33地方事務所等）

内部監査は、支援センターが中期目標を達成するため、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、平成29年度内部監査計画に基づき実施した。

実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスクが高いと判断した事項を重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。

その結果は理事長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、当該事務所に改善結果の報告を求め、確認した。

また、情報システムに係る更改及び運用体制について情報システム監査を実施し、業務処理の有効性・効率性を阻害する問題点を確認するとともに、改善方策について検討した。

#### (3) 情報セキュリティ監査（16地方事務所等）

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況等を確認することを目的として、平成29年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。

平成28年度から監査の効率化のため内部監査と同機会に実施する方針としており、内部監査と同様に監査対象事務所に対して監査調書を事前に送付して回答を受け、それに基づき実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより業務実態を把握し、必要な指摘等を行った。

その結果は支援センター情報セキュリティ最高責任者である常務理事へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、当該事務所に改善結果の報告を求め、確認した。

## 2 効率的・効果的な監査

内部統制の構築及び運用状況については、会計監査人監査における指摘事項を監査項目へ反映させることなどにより、監事監査及び内部監査の際に点検した。

また、監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなど情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効率的、効果的に実施した。

## ウ コンプライアンスの強化

### 【年度計画】

各種監査結果やこれまでコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するために必要な措置についての検討・実施を継続するとともに、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

#### 1 内部統制強化のための取組

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、平成28年度に実施した業務改善策が有効であったかを検証するため、地方事務所、支部、出張所、常勤弁護士を対象としたアンケート調査を行い、業務改善が進んでいない事項については、さらなる改善策の実施を求めるとともに、進捗状況を定期的に確認するなどし、業務改善を行った。

#### 2 職員に対するコンプライアンスの推進

内部統制推進委員会の下に設置したコンプライアンス小委員会において、事例検討会用の事例を作成するなどし、これに基づき地方事務所において全職員を対象に、事例検討会を実施した。また、コンプライアンス強化週間の設定、コンプライアンスマニュアルの理解度テストの実施、ガバナンスレポートの発刊などにより、職員のコンプライアンスに対する理解の一層の促進を図った。

その他、集合研修においてコンプライアンスに関する講義の時間を設けるなど、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。

## エ 情報セキュリティ対策

### 【年度計画】

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえて情報セキュリティ関連規程の改正を行うとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を充実させる。

#### 1 情報セキュリティ体制の整備

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）」を踏まえて、支援センターの情報セキュリティ対策基準について、CSIRT（情報セキュリティインシデント（情報セキュリティが害され、又は害されるおそれがある事象）に迅速かつ適切に対応する緊急即応チーム）を設置する条項を新設する等の見直しを行った。

## 2 情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティ対策を一層推進するため、昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修、訓練及び教育を実施した。

### (1) 研修（合計4回）

下記アからエの研修については、講義の一つとして情報セキュリティ対策をテーマとしたものを実施した。

ア 新規採用者研修（1回）

イ マネジメント基礎研修（1回）

ウ 新ブラッシュアップ研修（1回）

エ 常勤弁護士赴任前研修（1回）

### (2) 標的型攻撃メール訓練

業務上外部とメールでの連絡を必要とする全役職員に対し、昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの訓練を行った。また、標的型攻撃を含む不審メールへの防御及び理解促進のため、事務連絡を発出して教育サイトを紹介するなどし、注意喚起を徹底した。

### (3) 教育・自己点検

職員の情報セキュリティ意識向上のために統一的な教育資料を作成・配布し、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。

## (4) 関係機関等との連携強化

### ア 効果的な連携方策の策定

#### 【年度計画】

#### ア 地方協議会の開催等

(7) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。

(イ) 28地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催する。

(ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。

また、各地方事務所の取組のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

#### イ 関係機関等との連携強化

- (7) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。
- (イ) 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、今後の巡回相談、出張相談の実施や個別案件における関係機関との協働につなげるべく、関係機関とのセミナーや意見交換を行う。
- (ウ) 本部において、法務省と連携し、同省主催の総合法律支援関係省庁等連絡会議に参加するなどし、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。
- (エ) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度と同水準とするとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。

## 1 地方協議会の開催等

平成30年1月24日から開始した新規事業（特定援助対象者法律相談援助・DV等被害者法律相談援助）を議題の中心に据え、参加者と事例検討や意見交換を行うなどし、支援センターの新規事業等を参加者が具体的にイメージできるよう工夫した。

地方協議会の開催回数は、50地方事務所において合計101回に及び、うち31地方事務所において複数回の地方協議会等を開催した。

また、参考事例については、支援センターのグループウェアに掲載して、全国の地方事務所で共有した。

**【資料 37】 平成 29 年度地方協議会開催一覧**

**【資料 38】 平成 29 年度地方協議会参考事例一覧**

**【資料 39】 平成 29 年度地方協議会を受けて行った業務改善事例、今後行う予定の取組事例等**

## 2 関係機関等との連携強化

- (1) 全国で開催された地方協議会のうち32地方事務所66回については、高齢者・障がい者等に対する法的支援をテーマとした。加えて、各地の地方事務所において、高齢者・障がい者支援を担う地方公共団体の担当部署、福祉機関・団体のほか、弁護士会・司法書士会を個別に訪問して意

見交換や業務説明を実施した。

そのほか、本部において、各地の弁護士会の高齢者・障がい者支援の実施状況を確認すべく、的確な実態把握の方法等について日本弁護士連合会との検討を継続した。

- (2) 上記(1)の取組は、司法ソーシャルワーク事業計画も踏まえて実施し、特に同計画において主要な連携先として掲げられている地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会については、計831回（平成28年度は763回）にわたって意見交換や業務説明等を実施することを通じて、民事法律扶助の巡回相談、出張相談等の制度・手続の周知を図った。
- (3) 本部において、法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（平成29年11月、25府省庁等が出席）に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び平成30年1月24日から開始された新規事業（特定援助対象者法律相談援助・DV等被害者法律相談援助）を周知し、連携強化を図った。また、関係機関連絡協議会を2回開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議した。
- (4) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明会、意見交換会等を3,439回（平成28年度3,038回）実施し、具体的事案を把握した場合に支援センターを紹介してもらえよう取り組んだ。

## イ 連携強化のための体制構築

### 【年度計画】

支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点から職員の配置を行うなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

#### 1 地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の地方事務所執行部への起用

地方事務所の業務運営に資するため、各地方事務所において地方自治及び福祉関係等の知識・経験を有する者を執行部へ起用するための取組を推進するよう働きかけ、次の10地方事務所副所長として起用した。

神奈川地方事務所（1名：社会福祉士）

埼玉地方事務所（1名：民間）

滋賀地方事務所（1名：社会福祉士）

和歌山地方事務所（1名：社会福祉協議会役員）

山口地方事務所（1名：社会福祉士）

島根地方事務所（1名：民間）  
熊本地方事務所（1名：民間）  
福島地方事務所（1名：社会福祉士）  
山形地方事務所（1名：社会福祉士）  
釧路地方事務所（1名：地方公共団体職員）

なお、平成30年度当初に向けて合計3地方事務所で新たに副所長を起用すべく調整を図った。

## 2 知識・経験のある者の活用の観点からの職員の配置等

知識・経験を有する副所長を補佐する一般職員の確保、社会福祉士の知識を有する一般職員の新卒採用など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保に向けた取組を行った。

平成29年度には、社会福祉士の資格を有する者を1名採用するとともに、平成30年度の採用に向けて2名の者を採用すべく調整を行った。

## (5) 報酬・費用の立替・算定基準

### 【年度計画】

国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、いずれも、その結果の適切な反映を図る。

### 1 立替基準についての検討

民事法律扶助の報酬・費用の立替基準について、対応案を検討し、地方事務所や地方扶助審査委員協議会に意見照会を行った上で、検討結果を全国に周知するなど、現行基準の下での運用の適正化・平準化を進めた。具体的な基準及び運用方法を定めるに際しては、関係機関及び地方事務所意見照会を行ったほか、より実態に即した内容とすべく、全国の地方事務所において地方扶助審査委員協議会を開催し、日々の審査業務を行う審査委員間での協議を行い、これらの検討結果等を踏まえて対応策を確定し、全国の地方事務所及び契約弁護士・司法書士に周知した。

- (1) 消滅時効援用事件・違法業者対応事件の実費・着手金額については、民事法律扶助業務運営細則に当該事件の減額基準を規定し、全国における統一的な基準の適用を可能とした。
- (2) 立替基準上、基準額に幅のある家事事件について、主な手続ごとの実費・着手金額の目安の設定や、困難加算事由の例示等を行い、全国の審査委員に周知するなど、受任者等が要する労力の実態に即した適正な評

価を可能とした。

## 2 算定基準についての検討

契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析し、算定基準について、日本弁護士連合会との間で定期的な協議を継続した。

適正な国費支出、契約弁護士の活動に対する適切・公平な評価（報酬・費用への反映）の観点から、算定基準の改正案を作成し、法務省との間で協議を実施した。

平成29年度には、平成30年の改正刑事訴訟法の施行を見据え、これまで実施した前記分析及び協議の結果を反映した算定基準の改正を行った。

## (6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

### 【年度計画】

自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画を策定・公表する。

業務継続に必要なバックアップシステムの運用等について検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

自然災害等発生時における支援センターの業務継続計画につき、新たな職員安否確認サービスの仕様や地方事務所の意見等を踏まえて策定し、公表した。

支援センターのデータは、メインデータセンターでバックアップを行っているほか、平成26年度から遠隔地に設置されたデータセンター（データ保全センター）においてもバックアップを行っている。平成29年度は、関連システムの再構築作業の中で、現行バックアップシステムの運用について検証し、見直しが必要な事項については次期バックアップシステムの仕様案に盛り込むなどした。

## 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 支援センターの業務全般に関する効率化

#### ア 総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

## イ 一般管理費及び事業費の効率化

### 【年度計画】

ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。

管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。

また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。

### 1 人件費の合理化・効率化

#### (1) 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用してパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、80.7ポイント（平成28年度は80.2ポイント）であった。

#### (2) 管理部門のスリム化等

管理部門においては、年末調整などの給与支給事務につき、システム利用によって申請するペーパーレス化を進めており、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても引き続き検討を行うなどした。

## 2 一般管理費及び事業費の効率化

### (1) 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）の削減

平成29年度の一般管理費の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数3%」を織り込んだ1,822,430千円（前年度比72,268千円の削減）とされたところ、平成29年度執行額は1,772,021千円となり、3%の効率化減が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行（△50,409千円）を行った。

### (2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費・新規・拡充分を除く。以下同じ。）の削減

平成29年度の事業費の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数1%」を織り込んだ1,236,615千円（前年度比302,741千円の増）とされたところ、平成29年度執行額は1,084,278千円となり、1%の効率化減が反映された予算の範囲内で予算執行（△152,337千円）を行った。

なお、執行額が予算額を大幅に下回ったのは、第三世代システムへの移行時期の調整に伴い、この関連経費の支出が平成30年度に持ち越されたことなどによるものである。

## 3 各種契約手続の競争性・透明性・公正性確保

- ・ 物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たっては、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用（性質上特定の者でなければ納入できないようなもの又は少額随意契約に該当するものを除く。）
  - ・ ホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従い、入札参加が見込まれる業者に対して積極的に入札情報をPR
  - ・ 入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等をホームページに掲示
    - 一般競争入札等における一者応札が平成28年度の42件中4件（全体件数の9.5%）から39件中3件（同7.7%）と、平成28年度より低い水準を達成
  - ・ 少額随意契約の場合には、複数の業者から見積りを徴取し、最も低額な価格で契約
  - ・ 性質随意契約の場合には、契約内容を十分精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫を実施
- ※ 平成29年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙4のとおり。

## ウ 事務所の業務実施体制の見直し

### 【年度計画】

#### ア 出張所

取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。

#### イ 司法過疎地域事務所

(ア) 設置・存置等について、これまでの設置基準の厳格化の取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望につき、本部でその必要性を検討し、法務省、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。

(イ) 設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。

(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱事件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。

### 1 出張所

業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズ等の把握・整理に努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所及び同支部の執行部と協議を重ねるなどして、継続して業務実施体制の見直しの検討を進めた。その結果、池袋出張所については、平成30年度に東京地方事務所に統合させることで協議がまとまった。

### 2 司法過疎地域事務所

司法過疎地域事務所の設置・存置等については、設置基準を踏まえ設置可能性のある地域を把握し、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性等の要素のほか、法務省及び日本弁護士連合会等の意見をも聴取した上で既存の事務所の統廃合をも含めて総合勘案した結果、平成29年度中の新規設置や統廃合は行わなかった。

また、司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量の把握・分析を進め、業務量に応じた必要な人数の常勤弁護士を平成30年度以降順次配置できるように、事務所ごとの配置人数を見直した。

#### 【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成30年3月31日現在）

### (2) 事業の効率化

#### ア 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

##### 【年度計画】

- ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用するなどして周知するとともに、関係機関との打合せ等の機会を利用して周知する。
- イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。
- ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。
- エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持するよう取り組む。

#### 1 コールセンター及び地方事務所の役割分担と周知

電話による問合せ窓口は、原則、コールセンターとし、当初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供を希望する利用者については地方事務所を窓口とする取扱いについて、ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議での説明等を継続的に実施し、周知を図った。

また、テレビコマーシャル、ウェブサイト、広報誌、新聞広告、ソーシャルネットワーキングサービスなどを通じて、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内した。

その結果、コールセンター及び地方事務所における情報提供件数合計535,479件（平成28年度554,436件）のうち、コールセンターでの対応件数の割合は、平成29年度63.4%（平成28年度は63.1%）となり、前年度と同水準を維持した。

#### 2 情報提供業務の効率的運用

地方事務所からコールセンターへの電話転送（内線転送）、資力要件確

認サービスの拡大、話中転送（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）するなど、コールセンターの一層の活用により効率的に運用した。

#### (1) コールセンターの業務範囲の拡大

コールセンターにおいて民事法律扶助業務の資力要件確認を実施するサービスについては、平成29年度に次のとおり拡大した。

- ・ 対象事務所数：65地方事務所・支部・出張所（被災地出張所を除く）  
全て（平成28年度は59地方事務所・支部・出張所）
- ・ 実施件数：45,372件（平成28年度は36,836件）

また、災害等の事情により対応できない地方事務所等の電話をコールセンターに自動転送し、コールセンターにおいて受電対応する取組を実施した。

#### (2) コールセンターの効率的な運用

地方事務所・支部・出張所における話中電話及び無応答電話をコールセンターに自動転送し、コールセンターにおいて受電対応する取組を継続実施した。

- ・ 対象事務所数：36 地方事務所・支部・出張所（平成28年度は32 地方事務所・支部・出張所）
- ・ 転送件数：33,314 件（平成28年度は34,749 件）
- ・ 内線転送件数：21,708件（平成28年度は26,506件）

### 3 オペレーターの効率的配置

コールセンターの入電傾向を分析し、限られたオペレーター人員のうち、入電件数が多い平日午前中の人員を多く配置し、平日夕方から夜間の人員を少なく配置するなど、効率的な配置を図った。

資力要件確認サービス対象地方事務所・支部・出張所の拡大、地方事務所・支部・出張所の話中転送及び無応答転送の取組継続（対象事務所の拡大を含む。）を要因とした業務範囲の拡大があった一方で、前記効率的な配置により、オペレーターの席数の増加を抑制しつつも、応答率90パーセント以上を維持した。

- ・ 応答率：95.8%（平成28年度97.1%）

### 4 1 コール当たりの運営経費

#### (1) 運営経費等の考え方

平成26年度業務実績報告におけるコールセンター運営経費は、オペレーター一人件費（オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行う

スーパーバイザー職員の人件費を除く。)及びコールセンター建物質料を基礎としていたが、コールセンター事業の効率化の状況をより適切に計ることができる指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とし、固定経費となる前記賃料を除くこととした。

また、対応件数については、電話による一般的な問合せとは異なる対応を必要とするメールでの問合せ、犯罪被害者案件、民事法律扶助業務の資力要件確認案件につき、各業務量を考慮した係数により調整した件数を算出した。

なお、業務量を考慮した係数とは、通常の話対の平均対時間を1とした場合のメール、犯罪被害者案件(電話)、民事法律扶助業務の資力要件確認案件(電話)の各平均対時間(平成27年度・平成28年度・平成29年度の3か年の平均数値)であり、それぞれ、1.25、1.82、1.40となる。

(2) 1 コール当たりの運営経費

上記(1)に基づき算出した結果、以下のとおりとなる。

① コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じたもの)で除した1コール当たりの運営経費

平成29年度：795.3円(平成25年度：966.3円、平成26年度：919.7円、平成27年度：941.2円、平成28年度：764.8円)

② コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じていないもの)で除した1コール当たりの運営経費

平成29年度：880.7円(平成25年度：1,009.6円、平成26年度：976.3円、平成27年度：1,006.0円、平成28年度：828.8円)

(3) 1 コール当たりの運営経費の検証

業務量の動向を勘案したオペレーターの効率的配置により、応答率90パーセント以上を維持しつつ、1コール当たりの運営経費は、平成28年度と同一の水準を維持した。具体的には、平成25年度、平成26年度及び平成27年度の1コール当たりの運営経費と比較して大幅に減少させた平成28年度の1コール当たりの運営経費と同程度の低水準を維持した。

**【資料7】日本司法支援センター業務実績**

**【資料8】平成29年度情報提供件数の推移**

**【資料43】平成29年度における相談分野の概要(情報提供業務 問合せ上位20位)**

**【資料44】平成29年度における関係機関紹介状況(情報提供業務)**

イ 民事法律扶助業務(震災法律援助事業を含む。)

#### 【年度計画】

審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査率が前年度と同水準になるように努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士を活用した共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。

#### 1 単独審査の積極的活用

実施事務所：50地方事務所（平成28年度48地方事務所）

特に「同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件」については単独審査の活用を推進した結果、援助開始審査における書面単独審査件数は57,099件であった。（平成28年度36,171件）。

また、書面単独審査件数の代理援助及び書類作成援助全体に占める割合は48.0%であった。（平成28年度32.0%）

#### 2 事務の平準化・合理化の取組

事務手続の合理化・適正化等を図る一方策として、民事法律扶助業務における事務手続の全国統一化を目的とした「民事法律扶助業務標準モデル」を策定し、大きな運用変更を伴う地方事務所に対しては本部から実施に向けた助言を行うなどして同モデルの運用を全国的におおむね定着させるなど、事務の平準化・合理化に向けた取組を推進した。

#### 3 常勤弁護士同士による共同受任の促進

被援助者の住居と事件管轄地域が遠く離れている事案等について、「民事法律扶助における共同受任マニュアル」にのっとり両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士の共同受任を実施したり、民事法律扶助における一般弁護士と常勤弁護士の共同受任スキームを検討するなど、共同受任による事件処理の合理化・効率化に向けた取組を推進した。

#### ウ 国選弁護等関連業務

#### 【年度計画】

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる事務手続の合理化を図る。

国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説

明資料等を利用して周知を行うなどして、契約数の増加に努める。併せて、一括契約が業務処理の効率化に資するものであるかを検証する。

### 1 不服申立ての地方事務所限りの再算定

- (1) 国選担当副所長会議において全国の地方事務所限りの再算定の状況等について報告し、一層の活用を求めた。
- (2) 平成29年度は、合計308件（平成28年度345件）の不服申立てのうち、42件（平成28年度47件）が地方事務所限りの再算定で処理され、地方事務所限りの再算定処理率は約13.6%（平成28年度約13.6%）となった。

### 2 一括契約弁護士数の増加

多くの地方事務所において、弁護士会の協力を得ながら、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を説明会等の機会において、説明資料を配布するなどして、一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括契約を締結している契約弁護士数は、平成29年4月1日時点では10,563人であったところ、平成30年4月1日時点では10,898人となった。

### 3 一括契約に基づく報酬算定について

平成29年度、一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は0件であった。

その要因としては、一括契約に基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決裁判手続被告事件の指名通知依頼があることが必要になる（一括契約に基づく報酬算定は、同一の日に複数の即決裁判手続被告事件について指名打診を受け、これらを承諾することが要件となっているため）ところ、①即決裁判手続被告事件の指名通知依頼件数自体は583件（平成28年度428件）と増加（平成28年度比約36.2%増）し、②そのうち被疑者段階から国選弁護人が選任されている事件数（即決裁判手続被告事件について指名通知依頼がなされないため、一括請求に基づく報酬算定の対象外となる）は、489件にとどまったことから、一括契約に基づく報酬算定の対象となり得る事件数（①から②を差し引いた事件数）も94件（平成28年度62件）と増加（平成28年度比約51.6%増）したにもかかわらず、結局、特定の地方事務所において同一の日に指名打診がなされた件数はわずか合計6件にとどまったため、いずれも一括契約は活用されなかったという事情がある。

以上のとおり、一括契約の活用による業務運営の効率化については、前

記のとおり外部的要因に左右される面が大きく、現実的な効果が期待できないと考えられたことから、次年度以降、当該手段によって業務処理の効率化を図る計画については見直しを図ることとした。

#### 4 報酬算定業務の集約化

平成26年度に設置した国選弁護等報酬算定業務室に報酬計算業務を集約することで、平成29年度も、効率的に処理した。

### 【資料45】平成29年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表

#### エ 司法過疎対策業務

##### 【年度計画】

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。

司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、司法過疎地域の公設系法律事務所（日本弁護士連合会や各地の弁護士会連合会、弁護士会が会費により設置した事務所）へ派遣予定の一般契約弁護士6名について、常勤弁護士定期業務研修への参加を認め、研修を実施したほか、司法過疎地域における巡回法律相談を活用するとともに、これまで巡回法律相談を行っていなかった地域についても、新たに巡回法律相談を企画・実施した。

### 3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 情報提供業務

##### ア 情報提供業務の質の向上

##### 【年度計画】

##### (ア) オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施・効果的活用等)

コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を効果的に活用し、業務内容や電話対応等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。

##### (イ) 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。

(ウ) F A Q等の充実と活用

常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するF A Q、新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報の追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、必要に応じて更新追加を行う。

ホームページ上のF A Q公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。

(エ) 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。

(オ) 利用者の利便性の向上

地方事務所における情報提供の特性をいかすため、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を実施する。

(カ) アンケート調査の実施

ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 オペレーター等の質の向上（客観的評価の効果的活用等）

(1) 第三者による客観的評価の活用

コールセンターや地方事務所において、平成27年度に実施した第三者による客観的評価（ミステリーコール）結果を効果的に活用し、電話応対等に関する対処方法について事例研修を実施した。

特に、客観的評価結果において指摘された、オペレーター等の的確な主訴把握能力の向上に重点を置いた。また、新規採用者研修等の各種研修において、評価結果が良い音声ログを活用した研修を実施するなどの工夫により、研修内容の充実に努めた。

(2) 相談分野別研修資料の活用等

F A Q・関係機関データベースからの適切な情報抽出スキルの向上を目的として、オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した教材、確認シート、筆記試験集を地方事務所等の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所等で実施するなど、法テラス全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。

(3) 法改正に対する対応

コールセンターでは、総合法律支援法改正や刑法改正に伴い、F A Qが

作成・更新されたため、これをオペレーターに研修し周知を図った。

## 2 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

コールセンター及び地方事務所等において、外国人からの問合せに対応するため、通訳サービス業者に外部委託し、電話による多言語情報提供サービスを引き続き実施した。平成29年度は、統計等に基づき高いニーズが見込まれたタガログ語を追加し、対応言語は7か国語、対応件数は3,163件（平成28年度は2,496件）となった。

## 3 F A Q等の充実と活用

### (1) F A Qの追加更新・活用

業務開始以降コールセンター等に寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーター等が業務上必要と感じる案件のF A Q化にも努め、データベース上のF A Qの随時更新（利用のないF A Qの登録抹消等含む）・追加を図った。また、よく利用されるF A Q約1,000件は、ホームページ上に公開している。

加えて、平成29年7月に発生した九州北部豪雨への対応として、F A Qを基に、新たに「九州北部豪雨に関するQ & A」を作成してホームページ上に掲載し、被災者支援を実施する際にも同F A Qを活用した。

さらに、問合せが多い離婚に関するF A Qでは業務経験の少ない職員でも適切なF A Qを選択できるようF A Qの見直しに着手したほか、法律相談をちゅうちょしている方がその必要性を理解できるフレーズを追加する等の見直しにも着手した。

<平成29年度におけるF A Q更新等件数>

- ・ 更新件数（利用のないF A Qの登録抹消等を含む。）：295件
- ・ 新規投入件数：65件（うち震災関連2件）

なお、前記を含むF A Q登録総件数：5,048件（うち震災関連594件）

<平成29年度における公開F A Qの閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：265,529人（平成28年度391,580人）

<平成29年度における九州北部豪雨に関するQ & Aページ閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：5,657人

### (2) 関係機関データベースの更新・追加

利用者が必要とする関係機関の情報をより正確なものとするため、平成29年度において、関係機関データベースの登録情報全件の一斉内容確認を実施した。

<平成29年度における関係機関データベース>

- ・ 新規に追加した関係機関の窓口件数： 約280件

- ・ 更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。）：約 24,000 件
- ・ 関係機関登録件数：約 23,000 件

#### 4 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

平成24年度から開始した、法律相談援助を希望する利用者についてコールセンターにおいて民事法律扶助業務の資力要件を確認して地方事務所に転送する運用は、平成29年度までに対象事務所が65地方事務所・支部・出張所（被災地出張所を除く）全てにまで拡大した（平成28年度は59地方事務所・支部・出張所）。

また、コールセンターで民事法律扶助業務の資力要件確認サービス実施後、資力要件を満たす利用者の法律相談予約をコールセンターで受け付ける新たな取組を実施するための体制構築等に着手した。

#### 5 利用者の利便性の向上

法的問題を抱えていることを認識していない潜在的利用者の存在も考慮し、利用者への直接的情報提供に加え、関係機関を通じての利用者アプローチを推進するため、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を複数の地方事務所（支部を含む。）で継続実施した。

なお、九州北部豪雨発生後、被災者からの問合せに対応するため、速やかに「九州北部豪雨に関するQ&A」を作成するなど体制整備を行い、被災者のニーズに適した情報提供を迅速に実施した。

#### 6 アンケート調査の実施

##### (1) ホームページにおけるアンケート

地方事務所等やコールセンター、メールによる情報提供の利用者に対し、職員対応、内容の的確性等について、ホームページ上で利用者アンケートを行っている。

平成29年度の同アンケートの結果、満足度3.3（5段階評価）であった（平成28年度：3.3）。

なお、ホームページにおけるアンケートの周知のため、メール添付のアンケート誘導文言の修正や支援センターのホームページ上のアンケートの文言や表示等の改善を行った。

##### (2) コールセンターにおけるアンケート

コールセンターでは、平成29年9月21日から同年10月18日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、満足度4.7（5段階評価）の評価を得た（調査対象12,980件中、2,265件回答。有効回答率約17.4%）。

##### (3) 地方事務所等におけるアンケート

地方事務所等については、平成29年9月1日から同年10月31日までの間、面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を交付する方式でアンケートを実施し、満足度4.4の評価を得た（面談件数2,381件中、1,216件回答。有効回答率約51.1%）（平成28年度：4.4）。

#### 【資料46】利用者満足度調査

### イ 法教育に資する情報の提供

#### 【年度計画】

全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士等による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。具体的には、本部主催の大規模法教育企画を年1回実施する。地方事務所における法教育事業を年800回以上実施する。

#### 1 法教育に係る基本方針

本部主催のシンポジウム及び全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人・一般市民に向け、法教育に資する情報を広く普及することを基本方針とした。

#### 2 法教育に資する情報提供の取組

##### (1) 本部における取組

平成26年度、平成27年度は東京都内で法教育シンポジウム（法テラスシンポジウム）を開催したが、全国に法教育を普及させる観点から、平成28年度（札幌市と大阪市において開催）に続き、平成29年度はさいたま市と大津市で開催した。

また、これまで「演劇」と「寄席」を活用した法教育イベントを開催してきた実績を取り入れ、これまで以上に、一般市民に広く、より身近で分かりやすいものとした。

具体的には、さいたま市では「渡る世間はトラブルばかり～落語と演劇で学んで得する身近な法律～」を開催し、一般市民768名の参加を得て、落語演目を題材に、現代に置き換えるとどのような問題があるのかなど弁護士と落語家によるトークを展開し、また、一般市民にも身近な相続トラブルをテーマとした演劇や会場参加型のクイズを取り入れ、全体として分かりやすい法解説を行った。実施後アンケートでは「分かりやすかった」との回答が約88.4%となった。

さらに、大津市では「法テラス劇場～演劇とクイズを交えたおとなのための法教育～」を開催し、一般市民124名の参加を得て、日常に潜む法的

トラブルをテーマとして演劇や会場参加型のクイズを取り入れた分かりやすい法解説を行った。実施後アンケートでは、「分かりやすかった」との回答が約80.2%となった。

なお、さいたま市におけるシンポジウムは、上演内容等を撮影した動画・写真等を支援センターのホームページや動画サイト（YouTube・法テラスチャンネル）に掲載して公開するための準備を行い、事後の周知活動も進めた（平成30年5月公開）。

## (2) 地方事務所における取組

全国各地で社会人・一般市民向けの講演会、意見交換会、学校における出前授業等のほか、具体的事例を取り入れるなど地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるような業務説明を実施した。

全国の50地方事務所全てにおいて、一般市民に向けて開かれた企画を実施するなど、趣向を凝らした取組を実施し、実施回数は総計815回（延べ参加人数59,178名）となった。（平成28年度：806回、延べ参加人数60,093名）

主な取組としては、岩手地方事務所における「司法と福祉の連携の在り方」をテーマとした法律セミナー、石川地方事務所におけるいじめ防止を図る講演会等を実施した。

なお、平成28年度計画までは、支援センターの目的や業務内容を知ってもらうための業務説明を全て法教育事業として含めていたが、支援センターとして行うべき法教育事業の充実について検討を進め、平成29年度計画においては、講演会、意見交換会、学校における出前授業等のほか、業務説明について具体的事例を取り入れるなど地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながるようなもの（参加人数が20名以上のものに限る。）を法教育事業として展開・集計することとした。

さらに、支援センターが取り組むべき法教育事業の充実について検討を進め、平成30年度以降は、一般市民向けの取組のみを法教育事業として整理することとし、他方で、業務説明を含む関係機関向けの取組は、「関係機関等との連携強化」の項目で報告することとした。このため、平成30年度以降の法教育事業において主とする取組は、一般市民向けのシンポジウム、イベント、講演、講座等の実施となり、学校教育向けの取組や矯正施設等での講話等は常勤弁護士を中心に各地の実情に応じて実施していくこととなる。

**【資料47】平成29年度法教育取組一覧**

**【資料48】平成29年度法テラスシンポジウム プログラム**

## (2) 民事法律扶助業務

### ア 利用者の利便性の向上

#### 【年度計画】

- (7) 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析や調査の結果を踏まえ、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施や、司法ソーシャルワークの取組、総合法律支援法改正により追加された業務（認知機能が十分でない高齢者・障がい者を対象とした資力を問わない法律相談援助等）も念頭に、巡回・出張相談を活用した援助の実施、被援助者の状況等に応じた自宅等での出張相談を実施するための体制の整備に努める。また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。
- (イ) 8割以上の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。
- (ウ) 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。
- 本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。

- 1 夜間相談、移動相談車両による巡回・出張相談等を活用した援助の実施  
地方事務所を通じた調査結果を踏まえ、休日、夜間相談のニーズに対応するため、40地方事務所で休日相談を、36地方事務所で夜間相談を実施した（平成28年度：休日相談37地方事務所、夜間相談36地方事務所）。  
各地方事務所における地域性をいかしながら、福祉関係機関等と連携した指定相談場所相談や巡回相談、出張相談担当者名簿の整備、被災者法律相談援助における移動車両を利用した巡回相談等、利用者の利便性の向上につながるような方策を実施した。
- 2 地方事務所における契約弁護士・司法書士に関する情報提供の工夫  
全地方事務所の7割以上となる39地方事務所（平成28年度37地方事務所）において、法テラスホームページ内の地方事務所ページ上に契約弁護士・司法書士の情報（事務所住所、業務時間等）の掲載を実施した。
- 3 代理援助・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間の短縮  
全50地方事務所のうち49地方事務所（平成28年度49地方事務所）で、申込みから援助開始決定までの期間を平均14日以内とする目標を達成し、迅

速な援助を提供した。

#### 4 利用者からの意見・要望等の適時適切な伝達

平成26年12月9日付け事務連絡「被援助者からの意見や要望への対応手順」にのっとり、利用者からの意見・要望等を、契約弁護士・司法書士に適時適切に伝達した。

#### 5 制度変更等の全体に関わる事項について適時適切な伝達

日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会の機関誌等への記事掲載や、ファクシミリ一斉送信サービスを利用した契約弁護士・司法書士への情報伝達により、適切な情報伝達を効率的に実施した。

### イ 利用者に対する適切な援助の実施

#### 【年度計画】

- (ア) 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているかの分析を踏まえた上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しを適時に行い、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討し、適切な対応を行う。
- (イ) 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。
- (ウ) 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。

#### 1 代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策等

代理援助・書類作成援助を適切に申し込める環境を整備するため、民事法律扶助制度の流れを記載した民事法律扶助のしおりを視覚化したDVDを作成し、法律相談利用者が視聴できるよう地方事務所に配布した。また、聴覚障害者のために、手話通訳を導入したDVDも配布した。

そのほか、法律相談援助利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しを行い、ツイッターを利用した周知活動を行うなど、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を実施した。

#### 2 関係機関・団体との連携による代理援助・書類作成援助の申込み環境の

## 整備

各地方事務所において、福祉事務所等関係機関の勉強会に参加し、ニーズに応じた業務説明やリーフレット配布を行うなどして連携を強化するとともに、利用者が関係機関を通じてスムーズに代理援助又は書類作成援助の申込みができる環境の整備を行った。

本部においては、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等関係機関との協議会を通じ、連携を強化した。

### 3 専門相談の実施・拡充

- (1) 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施に努め、18事務所（支部・出張所を含む。）（平成28年度15事務所（支部・出張所を含む。））においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題に関する専門相談を実施した。
- (2) 小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる態勢を取ったり、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して、相談内容に配慮した配点を行うなどの取組を実施した。

### 4 特定援助対象者への援助準備及び施行

平成29年度における相談実施件数：122件

改正総合法律支援法の施行に伴い、平成30年1月24日から開始された特定援助対象者への新たな援助に対応するため、業務方法書等の規程類の改正作業やマニュアルの策定、厚生労働省や日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等との協議、利用促進を図るための広報活動などの準備を進め、同日から援助を開始した。

また、施行までの間に、厚生労働省及び全国社会福祉協議会を通じ、本援助の申入れを行う支援者である全国の福祉機関等への周知を行うとともに、地方事務所においても、地方協議会や福祉機関等が行う会議や研修での説明、制度説明書類の配布等を行い、本制度の周知活動に努めた。

さらに、弁護士・司法書士に対しても、本部において日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会を通じた制度説明や研修における講義を実施したり、地方事務所で各单位会との協議等を行うなど、本制度の理解を深めるよう努めた。その結果、59地方事務所・支部において特定援助対象者法律相談援助用の相談担当者名簿を準備し、本制度の担い手となる弁護士・司法書士の確保をすることができた。

なお、名簿を備え付けなかった1事務所においても速やかに相談担当者を選任する運用を開始し、対象者への適切な援助を実施できる態勢とした。

5 障害者や外国語を母国語とする利用者への適切な援助の実施

民事法律扶助制度のしおりや援助申込書類、契約書類、返済に関する説明書等の外国語翻訳版の改訂に加え、しおりについては新たに点字版を作成して地方事務所に配布する等、障害者や外国語を母国語とする利用者が、民事法律扶助制度について正しく理解し、適切な援助を受けることができる環境を整備した。

(3) 国選弁護業務

ア 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

【年度計画】

ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。

イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、実施する。

1 関係機関との協議

全ての地方事務所・支部において、1回以上、関係機関との間で、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議の場を設けた。延べ回数は489回（平成28年度488回）に及ぶ（個別事件に関する協議を含む。）。

本部においても、日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。

2 指名通知の目標時間設定

被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内と設定している。

被告人国選弁護事件については、ほぼ全ての地方事務所において、原則24時間以内、遅くとも48時間以内と設定し、その余の地方事務所においても、「裁判所が指定した期限まで」などと目標時間を設定している。

国選付添事件については、全ての地方事務所において、原則数時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。

3 達成度合い

全ての地方事務所において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、

国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。

被疑者国選弁護事件については、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は平成29年度は約99.9%（平成28年度約99.9%）と前年度と同様に高い水準の割合を維持することができた。

#### 【資料51】平成29年度被疑者国選指名通知状況

### イ 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

#### 【年度計画】

地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が実際に担当した事件について報告・検討等を行う裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、少人数での模擬尋問・弁論等を中心とした裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。

また、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した終了事件の報告を受けるなどして、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。

#### 1 裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議

全ての地方事務所（以下、支部を含む。）において、1回以上、裁判所及び弁護士会との間で、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議を実施した（個別事件に関する協議を含む。）。

裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿が作成された地方事務所数は、33事務所（平成28年度と同じ）となり、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等を義務付けている。

本部においても、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任について、日本弁護士連合会と協議を行った。

## 2 裁判員裁判に関する知識・経験の共有

45か所の地方事務所において、裁判員裁判に関する研修や協議会等を実施した（実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。）ほか、複数の地方事務所においては、すでに協議会等で取り決めた方針が定着し、安定的な運用が図られている状況にある。

うち、9か所の地方事務所においては、裁判員裁判に特化した研修や協議会等が実施され（延べ回数34回）、そのテーマとしては、裁判員法廷弁護士技術研修（多摩）、法曹三者等裁判員裁判検討会（長野、熊本）、裁判員裁判事例報告会（北九州等）等があった。

## 3 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材に弁護活動を振り返って議論・検討する裁判員裁判事例研究研修を3回実施するとともに、裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の裁判員裁判専門研修をそれぞれ2回実施し、裁判員裁判に対する体制の強化・充実に努めた。

## 4 裁判員裁判弁護士技術研究室の取組

裁判員裁判弁護士技術研究室においては、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の報告につき、裁判の進捗や主張、争点の見通しも含めた網羅的な内容を把握できる方法とし、また、その報告を踏まえて研修内容を随時見直すなどして、より充実した研修の実施に努めた。

### 【資料36】平成29年度常勤弁護士研修実施状況

## ウ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

### 【年度計画】

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

## 1 契約弁護士への適時適切な情報周知

### (1) 説明会の実施等

全ての地方事務所において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対する説明会又は説明資料（「国選弁護関連業

務の解説」、「国選付添関連業務の解説」、「国選弁護士契約弁護士のしおり」等)の配布を実施した(弁護士会との共催を含む。)

## (2) 研修の開催等

57か所の地方事務所(支部を含む。)において、延べ269回、契約弁護士の弁護活動の質の向上に資する研修等を実施した(弁護士会との共催を含む。)。研修等の内容は、新規登録弁護士対象の被疑者国選事件の手続の流れ等のほか、尋問技術や弁論に関するものや、刑事裁判経験交流会、少年付添人活動事例報告会、裁判員裁判対象事件に特化したものなどがある。

## (3) 報酬請求に関する規程等の周知

契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であると考えられることから、前記(1)記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護関連業務の解説」及び「国選付添関連業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介して、報酬請求に関する規程等の周知を行った。

また、本部では、平成29年度の約款改正に当たり、前記各解説を改定するとともに、全契約弁護士に対し改正点等を分かりやすくまとめた説明資料を配布し、ホームページにも掲載して周知した。

## 2 事件報告に関する取組

### (1) 接見資料による報酬算定

平成21年に導入した接見資料の制度(※1)の浸透により、契約弁護士は支援センターに正確に弁護活動の報告を行っている。

### (2) 公判時間連絡メモ(※2)による報酬算定

公判時間連絡メモを参照して、国選弁護人等の過失等による申告内容の誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用を徹底している。

#### ※1 接見資料の制度

被疑事件の国選弁護人に選任された国選弁護人契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際には、支援センターが細則で定める接見の事実を疎明する資料に足りる客観的な資料を提出することになっている。

#### ※2 公判時間連絡メモ

支援センターの指名通知により選任された国選弁護人等が関与する事件について、期日に立ち会った書記官が支援センターから送付を受けた書式に所定事項(当該事件の期日、開始時刻、終了時刻等)を記載して作成するメモ

## (4) 犯罪被害者支援業務

### ア 犯罪被害者支援業務の質の向上

## 【年度計画】

### ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携等

- (ア) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。
- (イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。
- (ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議の場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。
- (エ) 総合法律支援法改正により追加される業務（DV・ストーカー等被害者を対象とした資力を問わない法律相談援助）の実施に向けた関係機関等との調整を行い、改正法が施行された場合には適切に実施する。

### イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

- (ア) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容や対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。
- (イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を1回以上実施する。

### ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。

### エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

## 1 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

### (1) 被害者支援連絡協議会やその分科会等への出席

#### ア 被害者支援連絡協議会

全ての地方事務所が被害者支援連絡協議会に参加し、分科会にも参加する等関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図った。

#### イ DV防止法第9条連絡協議会への参加

43 地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、D

V対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

#### ウ その他の連携活動

##### (ア) 本部における取組事例

- ・ 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会と業務改善の参考とするための定期的な協議を開催した。
- ・ 公益社団法人被害者支援ネットワークからの依頼を受け、相談員候補のための基本研修において「法テラスの犯罪被害支援」について講義を実施するとともに、研修員と犯罪被害者支援について意見交換を行った。
- ・ 日本弁護士連合会・九州弁護士会連合会・宮崎県弁護士会の主催による犯罪被害者支援全国経験交流集会に参加した。

##### (イ) 地方事務所における取組事例

- ・ 全地方事務所で関係機関への業務説明等に取り組むとともに、犯罪被害者週間（11/25～12/1）又は同週間の前後には関係機関と共に啓発・広報活動を行うなど、連携・協力関係の維持・強化の推進（街頭での啓発用グッズ、リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示の実施）を行った。
- ・ 警察庁による交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実・強化を図ることを目的とする「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」「各種相談窓口等意見交換会」に参加した。

##### (2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見聴取

地域ごとのニーズをくみ上げるため、全地方事務所で下記要領により犯罪被害者等やその支援に携わる関係機関からの意見聴取を実施した。

###### <実施期間>

平成29年10月から平成30年3月まで

###### <アンケート送付機関・団体>

弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等

###### <アンケート回収数>

1,484件

###### <実施方法>

各地方事務所からの協力依頼、アンケート用紙送付

###### <聴取項目>

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 利用者からの支援センターに対する意見

- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望
- 各機関のイベント・研修の開催状況

質問内容	認知度
全国の法テラス地方事務所で犯罪被害者支援を行っていること	94.5%
被害者のための犯罪被害者支援ダイヤルを設置していること	76.8%
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること	84.7%
国選被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知していること	45.8%
被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、法テラスから被害者参加旅費等が支払われること	38.6%

(3) 弁護士会等の関係機関と連携した情報交換等の実施

本部では日本弁護士連合会と連携し、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見をアンケートにより聴取、共有するとともに、定期的な協議を通じて業務改善の参考とした。

地方事務所では、弁護士会をはじめとする関係機関・団体と連携し、全地方事務所で、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、支援センターの業務改善の参考とした。

(4) DV等被害者法律相談援助の実施に向けた調整等

改正総合法律支援法の施行に伴い、平成30年1月24日から新たな業務としてDV等被害者法律相談援助業務を開始するに当たり、以下の取組を実施することで態勢を整備し、関係機関との連携を深めながら、同法施行後、適切に同援助を開始した。

平成29年度援助実施件数：141件（DV111件、ストーカー27件、児童虐待3件）

平成29年度契約弁護士数：1,716名（うち女性弁護士数：611名）

ア 本部における取組事例

日本弁護士連合会及び法務省とDV等被害者法律相談援助の実施に向けた協議を定期的に開催した。特に、日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員とは児童虐待被害者に対する支援をテーマに意見交換を行

った。また、日本弁護士連合会総合法律支援本部と連携し、弁護士を対象に発行されている総合法律支援本部ニュースに2回、日弁連新聞に1回制度概要を記載した記事を掲載し、弁護士に対しての周知と協力依頼を行った。

また、関係省庁の課長等が参加する連絡会議及び都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の場において、DV等被害者法律相談援助を含む犯罪被害者支援業務の説明のうえ、協力を依頼し、意見交換を実施した。

#### イ 地方事務所における取組事例

各地の弁護士会とDV等被害者法律相談援助の実施に向けた協議を行い、全ての都道府県で同援助の契約弁護士を確保するとともに、各地の関係機関・団体と協議等を行った。

### 2 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

#### (1) 犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応のための取組

本部又はコールセンターへ寄せられた利用者からの意見について、関係する本部課室、コールセンター及び地方事務所で共有した。その上で、地方事務所等で対応した担当職員から状況を聴き取り、対応が適切であったか検討することにより、犯罪被害者支援を担当する職員の対応改善に取り組んだ。

また、事務局長会議において、DV等被害者法律相談援助業務に関する準備状況等を説明し、引き続き、犯罪被害者等に配慮した対応を行うこと、警察等の関係機関と十分に連携関係を構築するよう指導した。

#### (2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等

本部では、事務局長を対象に、犯罪被害者対応を行っている検事を招いて二次的被害防止の方策に関する講義を実施した。また、地方事務所において情報提供を担当する職員を集めた研修や人事課主催の階層別研修においても、二次的被害の防止や刑法の一部改正の趣旨をふまえた被害者対応の留意点について講義を行った。また、犯罪被害者支援課職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計25回参加した。

各地方事務所では、犯罪被害者等の対応を担当する職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計94回参加した。

### 3 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保、精通している弁護士の人数の増加及び紹介態勢の整備

本部と日本弁護士連合会、地方事務所と各弁護士会の連携により、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の数は平成30年4月1日現在で849

名（前年度同日比7名増）となり、全ての都道府県で複数名を確保した。

また、犯罪被害者支援に精通している弁護士的人数は、平成30年4月1日現在では3,736名（前年度同日比73名増）となった。

コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を本部、地方事務所担当者及び事務局長にも共有し、問題点の解消に努めた。取組の結果、平成29年度の精通弁護士紹介件数は1,705件（前年度比28件増）となった。

#### 【資料34】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

#### 4 犯罪被害者への民事法律扶助制度等の適切かつ積極的な情報提供等

コールセンターでは、犯罪被害者等のための犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の知識や経験のある担当者を配置し、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度、DV等被害者法律相談援助に関する説明を徹底した。一般オペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施し、犯罪被害者支援ダイヤルを担当するオペレーターの充実を図った。

本部では、コールセンター、地方事務所等における犯罪被害者への制度案内をより解りやすく行うために、平易な言葉でのFAQ作成や修正を行うとともに、ホームページやリーフレットの作成・更新、DV等被害者法律相談援助に関するチラシの作成、ツイッター等での犯罪被害者支援業務に関する情報掲載等により、利便性の向上を図った。

また、国土交通省での公共交通事故被害者等支援研修や、警察庁生活安全企画課からの依頼を受けた関東管区警察学校における研修において、法テラスの犯罪被害者支援業務について講義を行った。

地方事務所では、関係機関に対する業務説明や意見交換を行うとともに、リーフレット等を配布することで、地域ネットワークの中で被害者へ各制度情報が提供されるように取り組んだ。

#### イ 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

##### 【年度計画】

被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。

支援センターでは、裁判所及び法務省（検察庁）と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な被害者参加旅費等の支給に取り組んだ。

月ごとの受理件数が大きく変動する中で、事務フローを見直すなどして、

被害者参加人への旅費等の支給効率化に取り組んだ。毎月3回の送金日を設定して、請求の受理からおおむね2週間以内の支給を達成した。

平成29年度の請求件数は2,685件であり、支給額は2,166万8,037円であった。

#### 【資料57】平成29年度被害者参加旅費等支給業務実績

### 4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の1から5の取組を行う。

#### (1) 自己収入の獲得

##### 【年度計画】

寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法を検討し、その具体化を進める。

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。

#### 1 寄附金収入獲得への取組

寄附金収入については、ツイッター等による寄附の呼び掛けを継続するとともに、地方事務所や支部にしょく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示したり、契約弁護士宛てにチラシを配布するなどして、その周知を図った。

また、使途特定寄附金制度（寄附金の使途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度）に関するチラシを地方事務所に配備するなどし周知を図った。

<平成29年度実績>

しょく罪寄附	36,395千円	（平成28年度	52,610千円）
一般寄附	3,988千円	（平成28年度	1,916千円）
計	40,924千円	（平成28年度	54,526千円）

#### 2 有償受任等による自己収入

常勤弁護士に対し、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性について認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組む

よう促し、自己収入の確保に努めた。

平成30年3月31日までに設置した35か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が1,269件（平成28年度比12.0%増）、国選弁護・付添事件が501件（平成28年度比10.1%減）、有償事件が640件（平成28年度比0.8%減）となった。

また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による平成29年度事業収益は、173,721千円となった（平成28年度204,324千円）。

### 3 財政的支援の獲得

宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所7か所については、地方公共団体等から敷地（6か所）又は建物（7か所）の無償提供を受けている。

また、秋田県に設置した鹿角地域事務所（鹿角市）及び青森県に設置した鱒ヶ沢地域事務所（鱒ヶ沢町）についても建物の無償提供を受けている。

## (2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等を適切に管理・回収することが極めて重要である。このような民事法律扶助制度の特性を踏まえ、立替金債権等の管理・回収につき、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

### ア 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

#### 【年度計画】

次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件解決による財産的利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めて処理を検討することにより債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。

- ① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢整備に継続的に取り組み、効率的で効果的な督促等を行う。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・

回収計画を策定し、実施する。地方事務所ごとの管理・回収計画の策定に当たっては、管理・回収状況について検証した上で必要な見直しを行う。

- ③ 援助開始時や償還開始時等の機会を捉えて、引き続き、償還制度や償還方法の説明を徹底するなど、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。
- ④ 自動引落方法の多様化の取組により、生活口座からの償還金引落を推進し、回収強化を図る。
- ⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の運用と督促方法の工夫等により、初期滞納段階での回収の改善を図る。
- ⑦ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。

平成29年度の立替金の償還実績は、平成28年度比103.9%（4億2,342万円増）の112億9,641万円となった。

民事法律扶助業務は資力の乏しい国民を対象としていることから、償還実績を増加させるには、様々な施策を検討の上で実施し、成果を上げることが求められる。

具体的には、口座引落しを確実に実施することにより滞納を発生させないことが重要であり、生活口座からの引落しを推進し、滞納が発生しないよう努めた。

また、滞納が長期になる前に解消することも肝要であり、口座引落不能者に対するコンビニエンスストアでの支払いを可能とした督促（以下「コンビニ督促」という。）の実施により、滞納を解消させた。

この施策と合わせ、本部における集中的な督促の実施、各種施策に加え、地方事務所における督促の相乗効果により、回収効果を上げた。

償還免除及びみなし消滅については、民事法律扶助業務研修における償還免除手続に関する説明・周知により、事務処理手続の効率化、迅速化を図り、多数の生活保護受給者からの償還免除申請を決定するとともに、債権管理の効率化を進めるため、10年以上償還がなく、残額が少額で回収コストに見合わない立替金等を一括してみなし消滅として処理する手続を行った。

この結果、平成29年度の償還免除とみなし消滅の合計額は49億8,556万円（平成28年度比109.8%）となった。

取組の詳細については、以下のとおりである。

#### 1 本部における集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備

- (1) 初期滞納者督促
    - ・ 初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送
    - ・ コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促
    - ・ コンビニ督促による回収10億8,852万円（平成28年度比106.2%）
  - (2) 長期滞納者督促
    - ・ 3か月以上の長期滞納者を対象に、105,837件の督促状発送  
 発送に当たっては、債権管理システムの機能を活用し、滞納ステージや個々の滞納者の属性（引落口座未手続者、振込入金者、高齢者など）を考慮  
 回収6,197万円、免除9,469万円（一括償却含む。）
  - (3) 期間限定督促
    - ・ ボーナス支給月に合わせた督促（7月、12月）  
 回収1,322件、1,077万円
    - ・ 電話督促強化週間（7月、12月）  
 185件架電、154万円回収
  - (4) 引落停止督促
 

ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対しては、3回連続滞納に伴い引落しが停止されることから、この引落しを再開させる督促状を発送

6,863件発送、1,386万円を回収
  - (5) 月額三倍未満督促
    - ・ 引き落とされなかった被援助者のうち、償還残額が毎月の償還額の三倍未満となった者に対し、間もなく完済になることを示して督促状を発送  
 2,313件発送、436万円回収
  - (6) 免除及びみなし消滅
    - ア 研修における周知徹底
    - イ 本部一括償却  
 6,474件、7億5,916万円を償却（対象：10年間償還がなされていない債権、破産免責となった債権 平成28年度比124.4%）
- 2 地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施
- ・ 統一的な債権管理回収計画の骨子に基づく、前年実績も踏まえた地方事務所ごとの債権管理回収計画の作成と実施
  - ・ 「債権管理回収の手引き」を改訂し、全国一律の督促指針として活用
  - ・ 四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを還元

- 3 被援助者への償還の意識付け強化
  - ・ 民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底
  - ・ 被援助者に「返済のしおり」を配布
  - ・ 償還金返済者向けホームページにおける引落日の告知
  
- 4 自動払込方法の多様化
  - ・ 償還金引落口座の対象を拡大し、ゆうちょ銀行に限定していた対象口座をほぼ全ての金融機関へ拡大し、生活用口座からの引落しを可能としたことにより、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を両立
  - ・ 全国事務局長会議等における生活用口座引落日周知徹底
  - ・ ブロック別協議会及び民事法律扶助業務研修における担当者への意識付け
  - ・ 長期滞納者に対する督促に当たっては、引落口座未登録者について工夫した文面にて発送し、口座登録を促進
  - ・ ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対する引落停止督促の発送
  
- 5 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進
  - ・ 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し、被援助者の生活状況に応じた適切な償還月額の設定及び償還猶予・償還免除の案内
  - ・ 初期滞納者に対する電話督促による早期段階における償還の意識付け
  - ・ 長期滞納者に対する滞納期間に応じた郵便督促、電話督促、支払督促の実施
  
- 6 初期滞納段階での回収の改善
  - ・ 12か月連続滞納者までを対象としたコンビニ督促の発出
  - ・ 初回及び2回連続滞納に対する電話督促の実施
  - ・ 自動引落口座未登録者に対するコンビニ督促
  - ・ 完済までコンビニ督促による償還を可能とする運用
  
- 7 長期滞納者等への支払督促の申立て
  - (1) 事前予告通知
    - 1,108人発出 このうち 78人、537,680円を回収
  - (2) 平成29年度に申し立てた支払督促の回収実績
    - 申立件数 300人のうち 111人から5,223,738円を回収
  - (3) 平成28年度支払督促申立てによる平成29年度の回収実績
    - ・ 平成28年度の申立：300人
    - ・ 平成28年度の回収実績：134人／8,881,205円

- ・ 平成29年度の回収実績（上記134人のうち、平成29年度に支払いがあった利用者）：96人／5,224,250円
- ・ 2年間の通算合計回収額：14,105,455円

## イ 償還率の向上

### 【年度計画】

上記(1)の取組により、償還率の向上に努める。

当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」（いずれも財団法人法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む。）の割合を算出したところ、平成28年度の86.8%に対し、平成29年度は88.1%へ向上した。

## ウ 立替金債権等の管理・回収状況の開示

### 【年度計画】

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、平成29年度業務実績報告書にて開示する。

設立以降の立替金債権の発生額や管理回収状況等について、以下のとおり一覧表で提示した。

立替金債権の回収状況については年数を経るごとに向上し、平成18年度から平成20年度までの立替分償還割合については80%を超えているほか、償還免除を含めれば、平成18年度から平成22年度までの立替金処理率は90%を超え、平成25年度までの立替分では80%を超える立替金が処理されている。

民事法律扶助の利用者は経済的に余裕がない者であり、月次における償還月額も少額であるため、結果的に償還期間は長期にわたるものの、年数を経るに従い、償還割合等は着実に向上した。

平成29年度末現在(平成30年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況

平成30年3月現在  
(単位 百万円)

年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②/①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ④ =①-②-③	立替金処理率 (②+③)/①
平成18年度	5,286	4,377	82.8%	643	266	95.0%
平成19年度	11,078	9,154	82.6%	1,277	647	94.2%
平成20年度	12,640	10,290	81.4%	1,534	816	93.5%
平成21年度	15,446	11,842	76.7%	2,456	1,148	92.6%
平成22年度	16,860	11,764	69.8%	3,496	1,600	90.5%
平成23年度	15,601	10,317	66.1%	3,472	1,812	88.4%
平成24年度	15,616	10,074	64.5%	3,500	2,042	86.9%
平成25年度	15,562	9,441	60.7%	3,348	2,773	82.2%
平成26年度	15,453	8,966	58.0%	3,303	3,184	79.4%
平成27年度	16,032	8,252	51.5%	3,304	4,476	72.1%
平成28年度	15,949	5,900	37.0%	2,858	7,191	54.9%
平成29年度	16,850	1,928	11.4%	841	14,081	16.4%

※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

### (3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築

#### 【年度計画】

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするために策定した統一的な対応方針に基づき、引き続き適切な対応を行う。

立替金等の悪質な償還滞納者等への適切な対応を徹底するため、正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、原則的に新たな援助を行わない等の対応方針を定めた業務マニュアルを平成28年度に地方事務所に発出しているところ、平成29年度においても統一的な対応方針による運用の促進を引き続き行った。

### (4) 委託援助業務

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

## 【年度計画】

### (1) 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。

### (2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

## 1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成29年度の援助申込総受理件数は22,206件であり、平成28年度の22,444件よりやや減少した。

平成21年5月以降、被疑者国選制度の対象範囲の拡大により、平成24年度に9,059件まで減少していた刑事被疑者弁護援助は、平成25年度から受理件数が増加に転じ、平成29年度は13,408件まで伸びた。

一方、少年保護事件付添援助の受理件数は、平成26年6月から国選付添人制度が拡充されたこと等により、最も申込件数が多かった平成25年度の8,680件に対し、平成29年度は2,267件と大きく減少した。

上記以外の委託援助事業のうち、犯罪被害者法律援助、難民認定に関する法律援助及び精神障がい者に対する法律援助（心神喪失者等医療観察法法律援助を含む）は同水準の件数で推移し、高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助は若干減少した。子どもに対する法律援助及び外国人に対する法律援助は、平成28年度に引き続き増加した。

支援センターがこれらの業務を担うことによって、現在、民事法律扶助及び国選制度でカバーされていない法律サービスを、広く全国に同一に提供するという日弁連委託援助業務の目的が達せられている。

## 2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成29年度は、予定件数の1件について援助決定を行い、年度中に終結した。

## 3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

## 【資料25】平成29年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

## (5) 財務内容の公表

### 【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（中期目標等における一定の事業等のまとめり別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。

#### 1 セグメント情報の開示

平成28年度に引き続き、情報提供業務や民事法律扶助業務、国選弁護業務等センターの事業のまとめりごとに財務諸表（附属明細）及び決算報告書を作成し、事業報告書及び業務実績報告書にも記載した。

#### 2 各データの経年比較のグラフ化

平成28年度に引き続き、事業報告書において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書の各データの経年比較をグラフ化するなどし、決算情報を視覚的にも読み取りやすくする取組を継続した。

また、決算情報と業務実績を関連付けて各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載することなどにより、充実した情報開示となるよう従来からの取組を継続した。

### 【資料56】業務別セグメント情報

## (6) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

#### 1 委託費

平成29年度委託費予算額は154億7,800万円（うち事業費120億6,600万円）であり、平成29年度支出実績額は153億3,800万円（うち事業費123億8,700万円）であった。

支出実績額が予算額を下回った主な要因は、職員の採用が予定を下回ったことなどによる。

#### 2 運営費交付金

平成29年度予算で予定されていた支出額は269億100万円であり（うち事業費180億6,900万円）、平成29年度支出実績額は273億5,700万円（うち事業費189億4,500万円）であった。

支出実績額が予算額を上回った主な要因は、民事法律扶助件数が予定を上回ったことなどによる。なお、償還金収入も予算額を上回ったため、収入の範囲内での支出となった。

## 5 短期借入金の限度額

該当なし。

## 6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

該当なし。

## 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

## 8 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

## 9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 認知度の向上に向けた取組の充実

#### 【年度計画】

#### 1 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、認知度調査結果を分析することにより、効果的な広報活動方針を策定し、翌年度の広報計画に反映させる。

#### 2 効果の高い広報活動の実施

新聞広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を活用し、間断ない情報発信方法による広報活動を実施する。

#### 3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

法的サービスの提供が必要な者に効果的に情報を伝達するため関係機関・団体との連携を通じた周知活動を実施する。

また、支援センターの業務内容や課題が広く周知されるよう「法テラス白書」を発行し、関係機関・団体等に配布する。

#### 4 認知度の向上

認知度調査を実施し、平成29年度に実施した広報効果を適切に検証する。

また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

## 1 広報計画の策定

- (1) 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえ、地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、効率的かつ効果的な広報活動に取り組んだ。
- (2) 平成28年度に引き続き、認知経路として割合の高いインターネット媒体を通じた情報発信を広報活動方針の重点とし、活発に行った。

## 2 効果の高い広報活動の実施

### (1) インターネット等を活用した広報

インターネットによる広報では、リスティング広告（検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるサービス）やコンテンツマッチ広告（プログラムが広告を設置したページやサイトの内容を読み込んで、その内容に適した広告を自動的に配信するサービス）を実施し、支援センターを知らない者や法的トラブルを抱えているが支援センターの利用につなげていない者に向けて支援センターの存在や制度内容の周知を行った。特にコンテンツマッチ広告では、お悩み相談の掲示板などに重点的に配信することで、法テラスの潜在的利用者層への訴求を高め、効率的で効果的な広報を実施した。

また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン（月2回程度配信）やツイッター（毎日1回から3回程度配信）で配信した。

ツイッターのフォロワー数は、平成30年3月末日現在で13,225人に増加した（平成28年度比473人増）。

### (2) 震災法律援助事業の利用促進のための広報

岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において、被災者に対して震災法律援助事業の利用促進を図るため、地方紙などに新聞広告を5回掲載した。また、被災地以外に避難されている方々を対象に、新聞社ホームページ（トップページ）上へのバナー広告や、全国紙への新聞広告を実施し、全国の避難者への広報にも努めた。

デザインについても、読者にとって支援センターの利用イメージが想起しやすいよう、具体的な利用方法や相談内容を記載した。

### (3) プレスリリースの実施

本部において、支援センターの取組みなどに関するプレスリリースを4回実施した。「法テラスの日」以外にも、改正総合法律支援法の施行など、制度の追加や変更が生じた際に、施行前と施行後の段階に応じてプレスリリースを実施し、さらに報道機関に対する懇談会を別途実施するなど精力的に情報発信を行った。

地方事務所においても、地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報を発信した。

その結果、平成29年度では、新聞やインターネットにおいて、プレスリリースを行った「法テラスの日」や「改正総合法律支援法の施行」に関して、70を超える記事の掲載があった。

### (4) 動画広告の実施

全国の商業施設328施設にある自動販売機約1,700台に動画広告を掲出した。

### (5) その他の広報

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国50社の鉄道会社の駅施設等に約1,500枚のポスターを無料で掲出した。

## 3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

法務省のイベントに出展（全国矯正展、子ども霞が関見学デー、法の日）したほか、関係機関、地方公共団体、大学、図書館等に、法テラス白書、広報誌（年3回）を配布した。さらに金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と連携し、「多重債務者相談強化キャンペーン2017」を実施し、地方事務所等にポスターを掲示した。

## 4 認知度向上について

### (1) 認知度向上の取組

ここ数年、支援センターの広報活動は、支援センターの業務内容についての認知度（業務認知度）を上げることに軸足を移しており、平成29年度も業務認知度を上げることに重点を置いた広報活動を実施した。

#### 【具体的な取組例】

被災地を対象とした新聞広告では、具体的な利用方法を紹介しつつ、可能な限りシンプルなデザインとし、業務内容を正確にイメージできるように努めた。

### (2) 認知度調査結果

- ① 全く知らない・聞いたことはない：45.1%（平成28年度比1.5ポイント増）
- ② 名前は知っている・聞いたことがある：39.7%（同比0.6ポイント減）

- ②' ②の回答者のうち、更問に対し、具体的サービスを1つ以上選択：  
21.7%（同比1.7ポイント減）
- ③ どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）：10.1%（同比0.4ポイント減）
- ④ 利用したことがある：5.1%（同比0.5ポイント減）
  - ㊦ 名称認知度（①を除くもの）：54.9%（同比1.5ポイント減）
  - ① 業務認知度（③+④）：15.2%（同比0.9ポイント減）
  - ①' 記憶喚起の手がかりを得た者も含む業務認知者の割合（②' +③+④）：36.9%（同比2.6ポイント減）

【資料26】平成29年度プレスリリース実施一覧

【資料27】広報活動関連資料

## (2) 施設・設備、人事に関する計画

### 【年度計画】

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく確かな人事配置に取り組む。

#### 1 施設・設備の確保

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。具体的には、耐震性の問題から静岡地方事務所を移転し、また、老朽化による防犯・防災上の問題から、平戸地域事務所の移転を行った。

#### 2 人的体制の確保

既存業務の業務量の変動を適切に把握し、これらを踏まえ、平成27年度に策定した大規模な人員の再配置計画に基づき、平成30年度4月期の人事異動を実施した。

また、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度の段階的導入に向けた取組（4級以上の職員について正式に導入するとともに、3級以下の職員については業務評価について正式導入）を推進した。

平成29事業年度 決算報告書

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国選弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	
収入																									
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運営費交付金	1,002	912	△ 89	—	9,338	9,819	481	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	13,254	13,338	83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業収入	—	13	13 (注1)	—	10,780	11,624	844	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
事業外収入	13	13	—	—	88	88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	1,015	939	△ 76	—	20,206	21,531	1,325	—	13,254	13,338	83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
支出																									
事業経費	393	350	△ 42 (注2)	—	17,481	18,576	1,094	—	11,894	12,219	325	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
人件費	622	590	△ 32	—	2,725	2,351	△ 374 (注3)	—	1,361	970	△ 390 (注3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	1,015	940	△ 75	—	20,206	20,927	721	—	13,254	13,190	△ 65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。																									
事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。																									
人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。																									
運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。																									
受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、被害者選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。																									
受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。																									
事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。																									
事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。																									
受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。																									
前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。																									

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注3) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、被害者選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注6) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注7) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注8) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注9) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

平成29事業年度 決算報告書

一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計				
	予算額	決算額	備考	予算額	決算額	備考	予算額	決算額	備考	予算額	決算額	備考	予算額	決算額	備考	予算額	決算額	備考	予算額	決算額	備考		
収入																							
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運営費交付金	1,002	912 △ 89	9,338 9,819 481	9,338	9,819	481	265 △ 44 (注4)	848	933	85 (注4)	—	—	—	—	—	—	3,900	3,467 △ 433 (注4)	—	15,396	15,396	—	—
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,204	1,689 △ 515 (注8)	—	—	—	—	2,204	1,689	△ 515 (注8)	—	—
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44	46	2	44	46	2	—	—
事業収入	—	13 13 (注1)	10,780 11,624 844	10,780	11,624	844	0 0 0	401	222 △ 179 (注5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,180	11,859 679
事業外収入	13	13	88	88	88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	179	162 △ 18	—	281	263	△ 18	—	—
計	1,015	939 △ 76	20,206 21,531 1,325	20,206	21,531	1,325	265 △ 44	1,248	1,155 △ 93	—	—	—	2,204	1,689 △ 515	—	4,124	4,894	771	29,105	30,472	1,367	—	—
支出																							
事業経費	393	350 △ 42 (注2)	17,481 18,802 1,321	17,481	18,802	1,321	10 △ 1 (注2)	183	86 △ 97 (注6)	—	—	—	2,114	1,596 △ 517 (注8)	—	—	—	—	20,182	20,845	663	—	—
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,361	2,815 △ 546 (注10)	—	3,361	2,815	△ 546 (注10)	—	—
人件費	622	590 △ 32	2,725 2,351 △ 374 (注3)	2,725	2,351	△ 374 (注3)	256 △ 41 (注3)	1,065	949 △ 116 (注7)	—	—	—	90	90	—	763	1,148	385 (注3)	5,562	5,383	△ 179	—	—
計	1,015	940 △ 75	20,206 21,153 947	20,206	21,153	947	266 △ 43	1,248	1,035 △ 214	—	—	—	2,204	1,686 △ 517	—	4,124	3,963 △ 161	—	29,105	29,043	△ 62	—	—

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 事業経費の予算額と決算額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注3) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注6) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注7) 人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことによる。

(注8) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注9) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越金1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

# 平成29事業年度 決算報告書

## 国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務				共通				合計					
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																				
受託収入	13,254	13,338	83		167	141	△ 26 (注2)		1,084	887	△ 197 (注3)		973	960	△ 13		15,478	15,326	△ 152	
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	316	316 (注5)		—	316	316 (注5)	
計	13,254	13,338	83		167	141	△ 26		1,084	887	△ 197		973	1,276	303		15,478	15,642	164	
支出																				
事業経費	11,894	12,219	325		154	130	△ 23 (注2)		19	37	18 (注4)		—	—	—		12,066	12,387	320	
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		642	902	260 (注6)		642	902	260 (注6)	
人件費	1,361	970	△ 390 (注1)		14	10	△ 4 (注1)		1,065	853	△ 213 (注3)		330	521	190 (注1)		2,770	2,354	△ 416 (注3)	
計	13,254	13,190	△ 65		167	140	△ 27		1,084	890	△ 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164	

(注1) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注2) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことによる。

(注5) 事業外収入の予算額と決算額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

(注6) 一般管理費の予算額と決算額の差は、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として予算額を計上していることなどによる。

平成29事業年度 収支計画

(単位:百万円)

法人単位

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計		
	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考
費用の部	1,015	940	△ 75	20,206	20,927	721	13,254	13,190	△ 65	476	406	△ 70	2,332	1,847	△ 485	2,204	1,686	△ 517	5,096	5,386	290	44,583	44,382	△ 201
経常費用	1,015	940	△ 75	20,206	20,927	721	13,254	13,190	△ 65	476	406	△ 70	2,332	1,847	△ 485	2,204	1,686	△ 517	5,096	5,386	290	44,583	44,382	△ 201
事業経費	393	350	△ 42 (注1)	17,481	18,576	1,094	11,894	12,219	325	165	141	△ 25 (注4)	202	46	△ 156 (注6)	2,114	1,596	△ 517 (注9)	—	—	—	32,249	32,928	680
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,003	3,717	△ 286	4,003	3,717	△ 286
人件費	622	590	△ 32	2,725	2,351	△ 374 (注3)	1,361	970	△ 390 (注3)	311	266	△ 45 (注3)	2,130	1,801	△ 329 (注7)	90	90	—	1,093	1,669	576 (注3)	8,331	7,737	△ 595
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	1,015	939	△ 76	20,206	21,531	1,325	13,254	13,338	83	476	406	△ 70	2,332	2,042	△ 290	2,204	1,689	△ 515	5,096	5,866	770	44,583	45,811	1,228
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,220 (注10)	—	1,220	1,220 (注10)
運営費交付金	1,002	912	△ 89	9,338	9,819	481	—	—	—	309	265	△ 44 (注5)	848	833	85 (注5)	—	—	—	3,900	3,467	△ 433 (注5)	15,396	15,396	—
受託収入	—	—	—	—	—	—	13,254	13,338	83	167	141	△ 26 (注4)	1,084	887	△ 197 (注7)	2,204	1,689	△ 515 (注9)	973	960	△ 13	17,682	17,014	△ 667
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44	46	2	44	46	2
事業収入	—	13	△ 13 (注2)	10,780	11,624	844	—	—	—	0	0	0	401	222	△ 179 (注8)	—	—	—	—	—	—	11,180	11,859	679
事業外収入	13	13	—	88	88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	179	174	△ 5	281	275	△ 5
純利益	—	△ 1	△ 1	—	604	604	—	148	148	—	0	0	—	195	195	—	2	2	—	—	481	—	1,429	1,429 (注11)
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	△ 1	△ 1	—	604	604	—	148	148	—	0	0	—	195	195	—	2	2	—	—	481	—	1,429	1,429

(注1) 事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。

(注2) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注3) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注4) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注6) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。

(注7) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注8) 事業収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注9) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

(注11) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

平成29事業年度 収支計画

(単位:百万円)

一般勘定

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			犯罪被害者支援業務			司法研修対策業務			受託業務			共通			合計			
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	備考
費用の部	1,015	940	△ 75	20,206	21,153	947	309	266	△ 43	1,248	1,035	△ 214	2,204	1,686	△ 517	4,124	3,963	△ 161	29,105	29,043	△ 62	
經常費用	1,015	940	△ 75	20,206	21,153	947	309	266	△ 43	1,248	1,035	△ 214	2,204	1,686	△ 517	4,124	3,963	△ 161	29,105	29,043	△ 62	
事業経費	393	350	△ 42 (注1)	17,481	18,802	1,321	12	10	△ 1 (注1)	183	86	△ 97 (注5)	2,114	1,596	△ 517 (注8)	—	—	—	20,182	20,845	663	
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,361	2,815	△ 546 (注9)	3,361	2,815	△ 546 (注9)	
人件費	622	590	△ 32	2,725	2,351	△ 374 (注3)	297	256	△ 41 (注3)	1,065	949	△ 116 (注6)	90	90	—	763	1,148	385 (注3)	5,562	5,383	△ 179	
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
財務費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
収益の部	1,015	939	△ 76	20,206	21,531	1,325	309	265	△ 44	1,248	1,155	△ 93	2,204	1,689	△ 515	4,124	4,894	771	29,105	30,472	1,367	
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,220	1,220 (注10)	—	1,220	1,220 (注10)	
運営費交付金	1,002	912	△ 89	9,338	9,819	481	309	265	△ 44 (注4)	848	933	85 (注4)	—	—	—	3,900	3,467	△ 433 (注4)	15,396	15,396	—	
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,204	1,689	△ 515 (注8)	—	—	—	2,204	1,689	△ 515 (注8)	
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44	46	2	44	46	2	
事業収入	—	13	13 (注2)	10,780	11,624	844	0	0	0	401	222	△ 179 (注7)	—	—	—	—	—	—	11,180	11,859	679	
事業外収入	13	13	—	88	88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	179	162	△ 18	281	263	△ 18	
純利益	—	△ 1	△ 1	—	378	378	—	△ 1	△ 1	—	120	120	—	2	2	—	931	931	—	1,429	1,429 (注11)	
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総利益	—	△ 1	△ 1	—	378	378	—	△ 1	△ 1	—	120	120	—	2	2	—	931	931	—	1,429	1,429	

- (注1) 事業経費の計画額と実績額の差は、コールセンター運営経費の支出実績が少なかったことによる。
- (注2) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。
- (注3) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。
- (注4) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。
- (注5) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことによる。
- (注6) 人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことによる。
- (注7) 事業収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。
- (注8) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、弁護士による有償委託援助の実績が少なかったことによる。
- (注9) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。
- (注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円から事業外収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。
- (注11) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいない。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

## 平成29事業年度 収支計画

## 国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			共通			合計						
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考			
費用の部	13,254	13,190	△ 65		167	140	△ 27		1,084	890	△ 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164
經常費用	13,254	13,190	△ 65		167	140	△ 27		1,084	890	△ 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164
事業経費	11,894	12,219	325		154	130	△ 23 (注2)		19	37	18 (注3)		—	—	—		12,066	12,387	320
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		642	902	260 (注5)		642	902	260 (注5)
人件費	1,361	970	△ 390 (注1)		14	10	△ 4 (注1)		1,065	853	△ 213 (注4)		330	521	190 (注1)		2,770	2,354	△ 416 (注4)
減価償却費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
財務費用	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
臨時損失	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
収益の部	13,254	13,338	83		167	141	△ 26		1,084	887	△ 197		973	1,276	303		15,478	15,642	164
受託収入	13,254	13,338	83		167	141	△ 26 (注2)		1,084	887	△ 197 (注4)		973	960	△ 13		15,478	15,326	△ 152
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	316	316 (注6)		—	316	316 (注6)
純利益	—	148	148		—	1	1		—	△ 2	△ 2		—	△ 147	△ 147		—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
総利益	—	148	148		—	1	1		—	△ 2	△ 2		—	△ 147	△ 147		—	—	—

- (注1) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。  
(注2) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。  
(注3) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことによる。  
(注4) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。  
(注5) 一般管理費の計画額と実績額の差は、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として計画額を計上していることなどによる。  
(注6) 事業外収入の計画額と実績額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

平成29事業年度 資金計画

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務		民事法律扶助業務		国選弁護等関連業務		犯罪被害者支援業務		司法過疎対策業務		受託業務		共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
資金支出	1,015	940	20,206	20,927	13,254	13,190	476	406	2,332	1,847	2,204	1,686	5,096	5,386	44,583	44,382
経常費用	1,015	940	20,206	20,927	13,254	13,190	476	406	2,332	1,847	2,204	1,686	5,096	5,386	44,583	44,382
業務活動による支出	1,015	940	20,206	20,927	13,254	13,190	476	406	2,332	1,847	2,204	1,686	5,096	5,386	44,583	44,382
投資活動による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資金収入	1,015	939	20,206	21,531	13,254	13,338	476	406	2,332	2,042	2,204	1,689	5,096	5,866	44,583	45,811
前年度繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,220	1,220	1,220
業務活動による収入	1,015	939	20,206	21,531	13,254	13,338	476	406	2,332	2,042	2,204	1,689	5,096	4,647	44,583	44,591
運営費交付金による収入	1,002	912	9,338	9,819	-	-	309	265	848	933	-	-	3,900	3,467	15,396	15,396
受託収入	-	-	-	-	13,254	13,338	167	141	1,084	887	2,204	1,689	973	960	17,682	17,014
その他の収入	13	27	10,868	11,712	-	-	0	0	401	222	-	-	224	220	11,505	12,181
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前期中期目標の期間よりの繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) その他の収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) 業務活動による支出と受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任業務の採用数が少なかったことによる。

(注5) その他の収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任業務の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注6) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注7) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円からその他の収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

平成29事業年度 資金計画

一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計									
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考				
資金支出	1,015	940	△ 75		20,206	21,153	947		309	266	△ 43		1,248	1,035	△ 214		2,204	1,686	△ 517		4,124	3,963	△ 161		29,105	29,043	△ 62	
経常費用	1,015	940	△ 75		20,206	21,153	947		309	266	△ 43		1,248	1,035	△ 214		2,204	1,686	△ 517		4,124	3,963	△ 161		29,105	29,043	△ 62	
業務活動による支出	1,015	940	△ 75		20,206	21,153	947		309	266	△ 43	(注2)	1,248	1,035	△ 214	(注4)	2,204	1,686	△ 517	(注6)	4,124	3,963	△ 161		29,105	29,043	△ 62	
投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
資金収入	1,015	939	△ 76		20,206	21,531	1,325		309	265	△ 44		1,248	1,155	△ 93		2,204	1,689	△ 515		4,124	4,894	771		29,105	30,472	1,367	
前年度繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	1,220	1,220	(注7)	—	1,220	1,220	(注7)
業務活動による収入	1,015	939	△ 76		20,206	21,531	1,325		309	265	△ 44		1,248	1,155	△ 93		2,204	1,689	△ 515		4,124	3,674	△ 449		29,105	29,253	148	
運営費交付金による収入	1,002	912	△ 89		9,338	9,819	481		309	265	△ 44	(注3)	848	933	85	(注3)	—	—	—		3,900	3,467	△ 433	(注3)	15,396	15,396	—	
受託収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		2,204	1,689	△ 515	(注6)	—	—	—		2,204	1,689	△ 515	(注6)
その他の収入	13	27	13	(注1)	10,868	11,712	844		0	0	0		401	222	△ 179	(注5)	—	—	—		224	208	△ 16		11,505	12,168	663	
投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	

(注1) その他の収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、常勤弁護士を採用数が少なかったことなどによる。

(注5) その他の収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注6) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことによる。

(注7) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1080百万円からその他の収入に充当することとされた211百万円を除いた869百万円及び政府出資金351百万円である。

## 平成29事業年度 資金計画

国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護士等関連業務				犯罪被害者支援業務				司法過疎対策業務				共通				合計			
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考
資金支出	13,254	13,190	△ 65		167	140	△ 27		1,084	890	△ 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164	
経常費用	13,254	13,190	△ 65		167	140	△ 27		1,084	890	△ 194		973	1,423	450		15,478	15,642	164	
業務活動による支出	13,254	13,190	△ 65		167	140	△ 27 (注1)		1,084	890	△ 194 (注2)		973	1,423	450 (注3)		15,478	15,642	164	
投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
資金収入	13,254	13,338	83		167	141	△ 26		1,084	887	△ 197		973	1,276	303		15,478	15,642	164	
業務活動による収入	13,254	13,338	83		167	141	△ 26		1,084	887	△ 197		973	1,276	303		15,478	15,642	164	
受託収入	13,254	13,338	83		167	141	△ 26 (注1)		1,084	887	△ 197 (注2)		973	960	△ 13		15,478	15,326	△ 152	
その他の収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	316	316 (注4)		—	316	316 (注4)	
投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	

(注1) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、被害者国選・被害者参加旅費支給業務の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として計画額を計上していることなどによる。

(注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、一般勘定からの収入を計上したことなどによる。

## 平成29年度日本司法支援センター契約状況表

(平成30年3月31日現在)

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	39	24.7%	932,143,472	21.8%
うち一般競争入札	34	21.5%	762,389,972	17.9%
うち総合評価方式	4	2.5%	112,104,000	2.6%
うち企画競争	1	0.6%	57,649,500	1.4%
競争性のない随意契約	119	75.3%	3,337,655,862	78.2%
事務所・宿舍の賃貸借契約	70	44.3%	315,062,360	7.4%
会計監査人契約	1	0.6%	17,280,000	0.4%
官報公告契約	1	0.6%	2,089,360	0.0%
他との互換性がない契約	42	26.6%	2,917,374,942	68.3%
その他の契約	5	3.2%	85,849,200	2.0%
合 計	158	100%	4,269,799,334	100%

## ※随意契約の主な内訳

	随契に占める割合(%)	随契に占める割合(%)
事務所契約	5件 4.2%	224,324,432円 6.7%
借上宿舍契約	65件 54.6%	90,737,928円 2.7%
システム関係契約	26件 21.8%	2,949,061,883円 88.4%
合 計	96件 80.7%	3,264,124,243円 97.8%

(参考)  
平成28年度

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	42	29.4%	2,920,391,977	83.8%
うち一般競争入札	39	27.3%	2,117,022,097	60.8%
うち総合評価方式	2	1.4%	791,121,600	22.7%
うち企画競争	1	0.7%	12,248,280	0.4%
競争性のない随意契約	101	70.6%	563,292,482	16.2%
事務所・宿舍の賃貸借契約	71	49.7%	209,416,836	6.0%
会計監査人契約	1	0.7%	17,280,000	0.5%
官報公告契約	1	0.7%	1,998,675	0.1%
他との互換性がない契約	23	16.1%	204,946,886	5.9%
その他の契約	5	3.5%	129,650,085	3.7%
合 計	143	100%	3,483,684,459	100%

## 一般競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	AED103台リース契約	H29.4.3	11,273,904	入札	37,075,320	30.40%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
2	本部総務部人事課労働者派遣業務	H29.4.18	3,048,192	入札	3,574,368	85.27%	東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル6階 株式会社シグマスタッフ	
3	情報提供システム(仮称)の更改委託契約一式	H29.4.14	486,000,000	入札 (不落随契)	490,290,840	99.12%	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング	
4	業務端末等のデータ消去及び搬送等に係る委託契約一式	H29.4.12	6,696,000	入札	7,489,800	89.40%	神奈川県鎌倉市台1-1-6 日本通運株式会社	
5	統合ID管理ソフトウェアライセンス等の調達一式	H29.5.31	14,370,782	入札	14,910,480	96.38%	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	
6	情報提供業務の関係機関データ更新に関する業務委託一式	H29.6.27	5,961,600	入札 (不落随契)	5,963,760	99.96%	神奈川県川崎市川崎区東田町2-11 株式会社ハウコム	
7	FAX送受信システムの調達	H29.7.7	46,169,298	入札	52,585,200	87.79%	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社	
8	平成28年度版「法テラス白書」印刷・発送業務一式	H29.8.1	1,123,200	入札	1,289,520	87.10%	東京都中央区八丁堀1-11-3 株式会社ブルーホップ	
9	情報提供業務システム監査業務委託一式	H29.8.25	4,209,840	入札	4,787,640	87.93%	神奈川県鎌倉市大船2-19-28 宇津路屋ビル2階 株式会社ケイテック	
10	標的型メール攻撃訓練業務委託	H29.8.30	1,069,200	入札	1,641,600	65.13%	大阪府城東区鶴野西3-4-3-502 情報システム監査株式会社	
11	「DV等被害者法律相談援助業務の解説」印刷・発送業務一式	H29.9.15	1,262,304	入札	1,549,800	81.44%	東京都文京区白山1-5-1 浦商印刷株式会社	
12	日本司法支援センター大阪地方事務所内改修等工事及び什器・備品調達一式	H29.9.29	29,484,000	入札 (不落随契)	29,563,920	99.72%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
13	日本司法支援センター本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式	H29.10.10	1,195,050	入札	1,501,020	79.61%	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル 株式会社キャリア	
14	東日本大震災法援助事業周知のための広報業務一式	H29.10.13	6,477,840	入札	7,650,720	84.66%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
15	商業施設等における広告出稿業務一式	H29.10.16	5,616,000	入札	5,616,000	100.00%	東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー 株式会社アサツーディ・ケイ	
16	広報誌印刷・発送業務一式	H29.10.31	2,399,112	入札	3,423,600	70.07%	東京都中央区銀座7-16-21 銀座木挽ビル1階 株式会社アイネット	
17	弁護士賠償責任保険契約一式	H29.10.17	1,496,120	入札	1,496,120	100.00%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
18	法テラス本部内特定業務専用端末の更改業務一式	H29.11.28	3,888,000	入札	5,043,600	77.08%	東京都品川区東五反田1-13-12 いちご五反田ビル7階 株式会社システムアルテ	
19	法律問題Q&Aリーフレット印刷・発送業務一式	H29.12.18	826,200	入札	1,338,120	61.74%	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原5-7 不二オフセット株式会社	
20	民事法律扶助業務に関する各種書類の翻訳業務一式	H29.12.25	3,585,600	入札	5,177,520	69.25%	東京都港区赤坂3-4-4 専修赤坂ビル5階・6階 株式会社エアクレーレン	
21	平成30年度日本司法支援センター職員採用試験における採用事務委託業務契約	H29.12.22	3,238,920	入札	4,126,680	78.48%	東京都品川区東五反田1-13-12 テクノプレーン株式会社	
22	日本司法支援センター静岡地方事務所及び法テラス静岡法律事務所の事務所移転に伴う内装工事等移転業務及び什器備品の調達一式	H29.12.27	20,628,000	入札	32,917,320	62.66%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
23	多言語情報提供サービス業務委託一式	H30.1.29	5,001,780	入札	8,968,320	55.77%	東京都渋谷区代々木4-30-3 ランゲージワン株式会社	
24	刊行物印刷・発送業務一式	H30.1.30	4,476,894	入札	7,632,360	58.65%	東京都中央区銀座7-16-21 株式会社アイネット	

## 別紙4 第2表の1

25	東日本大震災法律援助事業周知のための 広報業務	H30.2.7	—	入札	7,851,600	—	東京都千代田区富士見2-1-12 株式会社読売エージェンシー	H30.3.5 変更契約
26	広報グッズ作製・発送業務一式	H30.2.13	1,670,436	入札	1,867,320	89.45%	新潟県長岡市今朝白2-8-3 株式会社東亜	
27	本部9階レイアウト変更工事及び什器・備品 の調達一式	H30.2.19	3,693,600	入札	4,001,400	92.30%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ	
28	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行業 務一式	H30.2.23	864,000	入札	1,962,000	44.03%	東京都渋谷区渋谷3-12-22 キャリアエージェンシー株式会社	
29	日本司法支援センター二本松出張所の事 務所移転に伴う内装工事等移転業務及び 什器・備品の調達一式	H30.2.19	8,271,072	入札	8,609,760	96.06%	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
30	平成30年度リサイクルPPC用紙一式	H30.2.21	2,714,523	入札	2,816,364	96.38%	東京都千代田区神田神保町1-103 東京パークタワープラザ1階 有限会社三章堂	
—	東日本大震災法律援助事業周知のための 広報業務(契約変更)	H30.3.5	10,616,113	随意 (変更契約)	10,959,040	96.87%	東京都千代田区富士見2-1-12 株式会社読売エージェンシー	H30.2.7 原契約
31	平成30年度産業医等業務委託	H30.3.6	4,233,600	入札	4,266,000	99.24%	東京都渋谷区道玄坂2-25-12 株式会社ドクタートラスト	
32	デジタルフルカラー等複合機40台・プリンタ 51台保守付リース契約	H30.3.19	53,882,880	入札	93,441,600	57.66%	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社	
33	平成30年度社会保険手続等業務委託一式	H30.3.5	1,944,000	入札	2,399,760	81.00%	東京都足立区千住1-26-1 社会保険労務士法人 同友	
34	本部自動車運行管理業務請負契約	H30.3.14	5,001,912	入札	6,060,960	82.52%	東京都中央区日本橋富沢町5-4 ゲンベエビル 株式会社トーケイ	
	合 計		762,389,972					

## 総合評価による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	インターネット広告出稿業務一式	H29.4.28	46,224,000	入札 (総合評価)	46,620,360	99.14%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
2	広報誌「ほうてらす」制作業務委託一式	H29.8.21	2,160,000	入札 (総合評価)	2,858,760	75.55%	愛知県名古屋市中区新栄1-7-22 株式会社アイワット	
3	民事法律扶助業務の解説動画作成業務一式	H30.1.22	2,160,000	入札 (総合評価)	3,192,480	67.65%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
4	平成30年度インターネット広告出稿業務一式	H30.2.23	61,560,000	入札 (総合評価)	62,309,520	98.79%	東京都中央区銀座7-13-20 株式会社日本経済社	
	合 計		112,104,000					

## 企画競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	ホームページリニューアル業務一式	H29.11.17	—	随意 (企画競争)	57,600,000	—	東京都江東区東陽町2-4-18 株式会社日立公共システム	H30.2.26 変更契約
—	ホームページリニューアル業務一式変更契約	H30.2.26	57,649,500	随意 (変更契約)	57,649,500	100.00%	東京都江東区東陽町2-4-18 株式会社日立公共システム	H29.11.17 原契約
	合 計		57,649,500					

## 随意契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名
1	被害者国選弁護業務管理システムに係る保守業務委託契約	H29.4.1	—	随意	1,881,579	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都台東区浅草5-4-2 伊予ビル4F 株式会社インターアーク
2	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H29.4.1	21,328,876	随意	21,328,876	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社
3	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.4.1	969,060	随意	969,060	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
4	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.4.2	1,395,260	随意	1,395,260	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-41F 株式会社ハウスメイトパートナーズ
5	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.4.4	2,157,780	随意	2,157,780	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-41F 株式会社ハウスメイトパートナーズ
6	神奈川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.1	1,468,656	随意	1,468,656	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東3-1-39 株式会社ヴィンテージ
7	神奈川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.1	1,463,520	随意	1,463,520	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	神奈川県藤沢市藤沢223-2 株式会社ユーミートラスト
8	千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.1	1,225,920	随意	1,225,920	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
9	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.3	1,165,740	随意	1,165,740	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
10	コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H29.4.1	1,415,200	随意	1,415,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
11	宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.1	1,866,040	随意	1,866,040	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
12	宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.3	1,915,513	随意	1,915,513	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
13	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.1	1,401,372	随意	1,401,372	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社
14	滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.1	1,985,936	随意	1,985,936	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
15	福井地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.2	935,319	随意	935,319	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
16	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.4	1,653,640	随意	1,653,640	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
17	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.1	1,220,712	随意	1,220,712	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	福岡県福岡市東区若宮3-16-7 株式会社Ruma.
18	佐賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.4.21	1,429,433	随意	1,429,433	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
19	「判例秘書INTERNET」利用契約	H29.4.1	3,888,000	随意	4,062,960	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー
20	「TKCローライブラリー」利用契約	H29.4.1	2,505,600	随意	3,199,776	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区揚場町2-1 軽小坂MNビル5階 株式会社TKC
21	Westlaw Japan加入契約	H29.4.1	2,544,048	随意	3,181,939	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル4階 ウエストロー・ジャパン株式会社
22	第一法規法情報総合データベースサービス使用契約	H29.4.1	1,503,360	随意	2,288,736	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社
23	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約	H29.4.1	13,773,240	随意	13,773,726	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティ棟 株式会社富士通マーケティング
24	コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約	H29.4.1	13,637,160	随意	13,637,160	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティ棟 株式会社富士通マーケティング

25	インターネットデータセンター内における第三世代インフラ共通基盤用サーバ用ラック増設等工事	H29.4.27	2,457,648	随意	2,505,060	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
26	京都地方事務所防災設備等工事	H29.4.28	1,728,000	随意	1,792,432	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	京都市中京区壬生賀陽御所町3-1 株式会社竹中工務店京都支店
27	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.5.31	805,200	随意	805,200	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
28	本部総務部財務会計課労働者派遣業務	H29.5.31	1,079,730	随意	1,079,730	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿8-4-2 野村不動産西新宿ビル6階 株式会社リクルートスタッフィング
29	次世代用人給システム構築に係るソフトウェアライセンスの購入等	H29.5.16	2,195,424	随意	2,294,784	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル19階 株式会社ワークスアプリケーションズ
30	滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.6.1	1,359,472	随意	1,359,472	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
31	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	H29.6.1	—	随意	93,575,088	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
32	情報化統括顧問業務(CIO補佐業務相当)委託契約	H29.6.26	9,072,000	随意	9,979,200	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区新砂1-3-3 株式会社インテック
33	業務統合管理システム等の再構築委託契約の変更契約	H29.7.1	920,964,870	随意	920,964,870	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
34	第三世代シンクライアントシステム改修業務契約	H29.7.13	99,126,180	随意	99,126,180	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社
35	多言語情報提供サービス業務委託契約	H29.7.18	4,033,800	随意	4,045,748	緊急の必要により競争入札によることができないため。	規程第18条第1項第2号	東京都渋谷区代々木4-30-3 新宿MIDWESTビル11階 ランゲージワン株式会社
36	インターネットデータセンター内工事請負契約	H29.8.2	2,494,800	随意	2,721,600	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
37	平成29年度ホームページ運用支援に関する業務一式	H29.8.18	5,491,800	随意	5,491,800	競争入札によることが不利と認められるため。	規程第18条第1項第3号	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 モビル2階 彼方株式会社
38	ホームページ及びCMSの提供、サイト閲覧支援ツール利用及び新開発機能(運用保守)一式	H29.8.21	3,625,560	随意	3,628,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 モビル2階 彼方株式会社
39	財務会計システム移行に係る役務、賃貸借及び保守契約一式	H29.8.21	—	随意	37,551,276	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社
—	インターネットデータセンター賃貸借変更契約	H29.9.1	100,621,440	随意	100,694,016	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
40	岩手地方事務所レイアウト変更に伴う間仕切り工事	H29.9.1	1,080,000	随意	1,164,607	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	岩手県盛岡市南大通2-3-20 株式会社木津屋本店
41	統計・集計システムソフトウェア「軽技」ライセンス及び保守契約一式	H29.9.25	10,472,814	随意	14,674,427	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都品川区大崎1-11-2 富士電機株式会社
42	拠点事務所用IP-PBX設定変更等業務委託一式	H29.9.28	1,610,064	随意	1,622,181	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
43	長野地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.9.26	1,716,720	随意	1,716,720	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
44	秋田地方事務所レイアウト変更に伴う間仕切り工事	H29.9.25	1,630,800	随意	1,736,481	契約の予定価格が少額であるため。	規程第18条第2項第1号	秋田市仁井田二ツ屋1-11-41 株式会社ビジネス秋田秋田支店
45	平成29事業年度日本司法支援センター会計監査事務契約	H29.9.27	17,280,000	随意	(4事業年度分)	法務大臣が選任するため(総法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久都町1-2 有限責任あずさ監査法人
46	日本司法支援センター平成28事業年度財務諸表官報公告掲載	H29.10.11	2,089,360	随意	2,089,360	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京都官報販売所
47	第三世代情報システム運用保守業務等委託契約一式	H29.10.30	73,612,800	随意	73,612,800	競争入札によることが不利と認められるとき。	規程第18条第1項第3号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
48	インターネットデータセンターにおけるサーバ等の監視連携体制の構築一式	H29.10.24	1,566,000	随意	1,566,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社
49	大阪地方事務所LAN配線等工事契約	29.10.19	1,300,525	随意	1,594,993	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	大阪市浪速区幸町2-3-14 京阪通信工業株式会社
50	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.10.21	1,213,380	随意	1,213,380	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社

51	大阪地方事務所電気設備工事契約	H29.11.1	1,350,000	随意	1,456,920	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	大阪市中央区北浜2-6-26 株式会社アサヒファシリテイズ
52	法テラス本部自動車運行管理業務請負契約(契約延長)	H29.11.17	1,887,408	随意	1,887,408	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田須田町2-3-1 NBF神田須田町ビル 株式会社セブン
53	栃木地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.11.10	1,566,432	随意	1,566,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	栃木県宇都宮市戸祭元町6-23 有限会社福田コーポレーション
54	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.11.30	1,385,700	随意	1,385,700	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
55	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.12.15	1,724,269	随意	1,724,269	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	熊本市中央区新屋敷3-4-3-1F 株式会社トムス
56	奈良地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.12.18	1,539,770	随意	1,539,770	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	奈良市内待原町8 有限会社ソメカワビル
57	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.12.18	1,764,854	随意	1,764,854	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社
58	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.12.28	1,221,684	随意	1,221,684	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
59	秋田地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.12.18	1,299,270	随意	1,299,270	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
60	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.12.27	874,782	随意	874,782	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	北海道松山郡江差町宇新地町33 有限会社共和商事
61	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.12.13	1,428,900	随意	1,428,900	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
62	岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.12.24	1,113,120	随意	1,113,120	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中村区横前町66 グランドール横前203号 セキムラエステート株式会社
63	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.12.26	1,190,793	随意	1,190,793	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
64	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.12.7	1,196,770	随意	1,196,770	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
65	インフラ共通基盤の構築、賃貸借及び機器保守等の契約等に係る再延長契約	H29.12.27	24,892,035	随意	24,892,035	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
66	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H29.12.27	14,689,382	随意	14,689,382	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社
67	次世代インフラ構築プロジェクト「B-2財務会計編」に関する契約等の再延長契約	H29.12.20	1,796,554	随意	1,796,554	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネットワークソリューションズ株式会社
68	人事・給与・勤怠システム(COMPANY)ライセンス及びソフトウェア賃貸借契約	H29.12.20	7,733,824	随意	7,733,824	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田練堀町3 東京センチュリー株式会社
—	被害者国選弁護業務管理システムに係る保守業務委託契約の変更契約	H29.12.25	2,306,897	随意	2,317,070	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都台東区浅草5-4-2 伊予ビル4F 株式会社インターアーク
69	日本司法支援センター情報提供業務システム等一式の供給及び構築作業並びに保守の委託契約等の延長契約	H29.12.28	4,533,850	随意	4,533,850	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
70	コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約の延長契約	H29.12.28	8,413,200	随意	8,413,200	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
71	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約の延長契約	H29.12.28	7,651,800	随意	7,651,800	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
72	静岡地方事務所及び法律事務所賃貸借契約	H29.12.28	42,085,675	随意	42,085,675	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡市葵区伝馬町2-9 山本建設工業株式会社
73	業務管理システム及び債権管理システム再構築に係るデータ移行支援業務契約	H30.1.30	8,209,555	随意	8,209,555	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社
—	財務会計システム移行に係る役務、賃貸借及び保守契約一式(変更契約)	H30.1.31	35,797,896	随意	36,848,575	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 NECネットワークソリューションズ株式会社
74	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.5	1,640,928	随意	1,640,928	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	新潟県佐渡市徳和2377-2 株式会社北雪酒造
75	富山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.4	1,091,727	随意	1,091,727	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	富山市今泉西部町3-9 アサヒ保証サービス株式会社

76	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.4	948,455	随意	948,455	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
77	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.4	1,493,123	随意	1,493,123	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	青森市橋本1-7-2 北方商事株式会社
78	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.4	1,606,676	随意	1,606,676	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
79	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.1	1,350,000	随意	1,350,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
80	平戸地域事務所賃貸借契約	H30.1.19	8,718,672	随意	8,718,672	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	福岡市博多区上川端町13-8 株式会社NTT西日本アセット・プランニング
81	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.19	2,143,704	随意	2,143,704	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
82	滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.22	1,551,840	随意	1,551,840	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
83	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.31	1,612,160	随意	1,612,160	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
84	本部借上宿舍賃貸借契約	H30.1.31	1,172,160	随意	1,172,160	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
85	人事・給与・勤怠システム(COMPANY)ソフトウェア保守業務一式に係る延長契約	H30.1.31	37,368,142	随意	37,368,142	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都赤坂1-12-32 株式会社ワークスアプリケーションズ
86	本部借上宿舍賃貸借契約	H30.1.16	1,665,860	随意	1,665,860	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
87	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.1.25	1,609,860	随意	1,609,860	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
88	本部9階強電設備工事一式	H30.2.7	1,998,000	随意	2,052,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-8-1 大成建設株式会社東京支店
89	第三世代インフラ共通基盤の構築委託契約の変更契約	H30.2.28	1,114,602,120	随意	1,114,602,120	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社 東京都港区虎ノ門1-2-6 IBJL東芝リース株式会社
90	徳島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.2.1	1,246,824	随意	1,246,824	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
91	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.2.1	1,498,147	随意	1,498,147	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
92	本部借上宿舍賃貸借契約	H30.2.9	1,791,950	随意	1,791,950	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
93	平戸地域事務所空調機等新設工事一式	H30.2.7	3,888,000	随意	3,888,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	福岡市博多区博多駅東2-5-1 日本メックス株式会社
94	旧静岡地方事務所原状回復工事	H30.2.16	3,024,000	随意	3,024,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡県駿河区国吉田1-7-37 株式会社フジコム
95	旧静岡法律事務所原状回復工事	H30.2.16	7,344,000	随意	7,344,000	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地建設株式会社
96	本部情報システム管理課労働者派遣業務	H30.3.2	1,079,730	随意	1,079,730	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿8-4-2 野村不動産西新宿ビル6階 株式会社リクルートスタッフィング
97	情報提供業務システムの構築等委託契約一式の変更契約	H30.3.23	508,754,752	随意	508,754,752	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング
98	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.13	1,580,012	随意	1,580,012	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
99	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.16	1,442,487	随意	1,442,487	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
100	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.20	1,044,540	随意	1,044,540	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
1011	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.28	940,800	随意	940,800	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構 九州支社
102	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.9	831,840	随意	831,840	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない

103	釧路地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.25	1,431,430	随意	1,431,430	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
104	本部借上宿舍賃貸借契約	H30.3.15	1,495,860	随意	1,495,860	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区2-7-13 ネオネット青山3階 合同会社ヴァーグ
105	本部借上宿舍賃貸借契約	H30.3.15	1,495,860	随意	1,495,860	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区2-7-13 ネオネット青山3階 合同会社ヴァーグ
106	本部借上宿舍賃貸借契約	H30.3.15	1,471,320	随意	1,471,320	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区2-7-13 ネオネット青山3階 合同会社ヴァーグ
107	本部借上宿舍賃貸借契約	H30.3.31	946,560	随意	946,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
108	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.20	1,861,840	随意	1,861,840	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
109	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.20	965,240	随意	965,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
110	埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.24	1,679,640	随意	1,679,640	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
111	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.20	1,609,248	随意	1,609,248	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区赤坂1-11-40 Eight Capital Management3株式会社
112	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.21	1,201,380	随意	1,201,380	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
113	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.28	876,000	随意	876,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構 九州支社
114	神奈川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.31	1,132,050	随意	1,132,050	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
115	釧路地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H30.3.28	1,238,190	随意	1,238,190	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建託パートナーズ株式会社
116	平戸地域事務所間仕切り工事及び移転作業一式	H30.3.5	2,121,498	随意	2,121,498	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	長崎市田中町587-1 株式会社イシマル
117	旧平戸地域事務所原状回復工事一式	H30.3.16	1,058,400	随意	1,058,400	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	長崎県平戸市築地町479-1 株式会社中野ハウジング
118	神奈川地方事務所川崎支部賃貸借契約(契約変更)	H30.3.23	18,234,060	随意	18,234,060	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー18階 ユナイテッド・アーバン投資法人
119	コールセンター賃貸借契約(契約変更)	H30.3.29	54,664,585	随意	54,664,585	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都中央区八重洲1-9-9 東京建物株式会社
合 計			3,337,655,862					

## 「平成29年度日本司法支援センター契約状況表」附属説明書

## 1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第23条）。

## (1) 「競争性のある契約」について（第2表の1ないし第2表の3）

競争性のある契約は39件で全体の24.7%、契約金額は約9億3,000万円で全体の21.8%であり、シンクライアントシステムやインフラ共通基盤といったシステム更改に関する大規模な業務委託契約を締結した平成28年度と比較して、契約金額及び当該金額が全体に占める比率がいずれも大幅に減少している。

## (2) 「競争性のない随意契約」について（第3表）

競争性のない随意契約は119件で全体の75.3%、契約金額は約33億4,000万円で全体の78.2%と、(1)とは逆に、平成28年度と比較して契約金額及び当該金額が全体に占める比率が増大しているが、その要因として、契約1件当たりの金額が大きいシステム関係の業務委託（延長・変更を含む。）について、26件の性質随意契約を締結したことが挙げられる。

## 2 随意契約の内容等

## (1) 事務所・宿舍の賃貸借契約（第3表（内訳1）及び（内訳2））

随意契約の件数比率が高い要因として、事務所及び職員用の借上宿舍に係る建物の賃貸借契約件数が多いことが挙げられ、平成29年度は、の契約が5件、の契約が65件の合計70件であり、契約全体（158件）の44.3%、随意契約全体（119件）の58.8%を占めている。

このような建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。

この点、については、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ、地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、おのずと物件は特定され、また、についても、職員の能率的な職務遂行を確保するために事務所からの通勤の利便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物

件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定する取扱いであることから、おのずと物件は特定され、随意契約によることがやむを得ない状況となっている。

なお、契約対象の建物は物件によって賃料が異なることから、これらの賃貸借契約に当たり、については、複数物件の中から利用者の利便性、面積、賃料等の条件を総合的に勘案し、また、についても、同様、複数物件の諸条件を総合的に勘案するとともに、上記のとおり、敷金や礼金の負担が生じないという条件も考慮した上で物件を選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約（第3表（内訳3）及び（内訳4））

これらの契約については、その性質上競争契約になじまず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 前記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

第1表の「競争性のない随意契約」中、「他との互換性がない契約」の全体件数は第3表（内訳5）のとおり42件で全体の26.6%、契約金額にして約29億2,000万円で全体の68.3%となっている。これらの案件について、随意契約とした主な理由は以下のとおりである。

ア 判例等検索データベースの利用契約（第3表No.3ないし6）

支援センターに寄せられる多様な事件を処理するためにインターネット上で利用している判例・法令等検索データベースについては、現在、複数の業者から提供されているところ、各データベースの主な搭載内容は以下のとおり区々であることから、常勤弁護士が事案に応じた判例等を適切に調査するに当たっては、複数のデータベースを利用している実情にある。

判例秘書（判例タイムズに掲載された判例等、金融法務の実務問題）

TKC ローライブラリー（刑事事件量刑データベース）

Westlaw Japan（交通事故に関する判例）

D1-Law.com（各種法令の改正履歴情報、紛争類型別要件事実解説データベース）

これらを利用するためには、当該データベースを提供している者と個々に契約する以外に方法がなく、随意契約とならざるを得なかったものである。

イ 事務所の各種設備工事（第3表No.10ほか）

平成29年度は、静岡及び平戸の事務所移転に伴う工事を始めとした各種設備工事を委託したが、これらの工事については、建物のセキュリティ面を考慮した業者の立入制限や、竣工時に電源設備等を施工した業者しか取り扱うことができないといった理由により、賃貸人において指定した業者との随意契約とならざるを得なかったものである。

ウ 多言語情報提供サービス業務委託契約（第3表（内訳6）No.1）

本業務は、当初、一般競争入札により株式会社ブリックスが落札したが、同社は、4月の業務開始以降、本業務を所定の水準で履行することが困難と思わ

れる種々の問題を生じさせた。そこで、同社に対し、複数回にわたって業務改善を申し入れたものの、一向に改善策が講じられなかったことから、同社への業務委託を継続することは極めて困難と判断し、平成 29 年 7 月 21 日をもって契約を解除した。

本業務の重要性、利用状況等に照らせば、契約解除後も間断なく質の高いサービスを提供することが求められている状況において、本業務を遂行可能な業者との間で可及的速やかに新たな契約を締結する必要があることから、本件は、会計規程第 18 条第 1 項第 2 号に基づく緊急の必要による随意契約とならざるを得なかったものである。

#### エ システム関係業務委託契約（第 3 表（内訳 7））

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者しか取り扱うことができない契約及び原契約の延長・変更に伴う契約であることから、当該業者との随意契約とならざるを得なかったものである（前記 1 (2) 参照）。

### 3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成 28 年度において、競争性のある契約 42 件中、一者応札は 4 件で全体の 9.5% であったが、平成 29 年度においては、39 件中 3 件で全体の 7.7% と、件数・比率ともに低い水準を維持している。

支援センターが一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知方法として、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報の PR を行うなど、参入可能であることを改めて周知することにより、新規業者の開拓を進めている。

また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成 22 年度以降は、ホームページ上に応募者を増やすための改善方法を公表することにより、競争性の確保に努めている。

平成 29 年度に一者応札となった 3 件については、仕様に対応可能な業者が限定される調達内容であったために、結果的に一者応札となった案件であり、平成 28 年度の課題であった支援センター側の調達スケジュールの問題については、改善されたものと整理することができる。

### 4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則第 25 条の規定に基づくいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成 21 年度からは、予定価格及び落札率も公表事項として追加するとともに、競争

入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

## 5 契約に関する規程等の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めているところ、これら規程等において、契約を締結する場合の原則的な取扱いを一般競争入札とし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、同契約を締結する場合の契約期間に関する規定を設けており、以降、当該規定に基づいた運用が行われている。

会計規程（平成 18 年規程第 1 号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が 1 年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3 年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7 年以内

(3) その他 1 年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3 年以内

## 6 契約事務に係る執行体制について

契約に関する事務については、前記 5 のとおり契約締結の原則的な取扱いを一般競争入札によることとしており、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務会計課内の決裁を経た上で、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐことにより、その適正性を担保している。

また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上で、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

文書決裁規程（平成 18 年規程第 6 号）別表に基づき、予定価格が 50 万円未満の契約は財務会計課長、50 万円以上 300 万円未満のものは総務部長、300 万円以上 1,000 万円未満のものは事務局長、1,000 万円以上のものは理事長決裁となっている。

平成29年度

業務実績報告書  
( 資 料 )

日本司法支援センター



■平成29年度業務実績報告書 添付資料一覧

資料番号	平成29年度業務実績報告書添付資料	備考
【資料1】	日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
【資料2】	日本司法支援センターのあゆみ(～平成29年3月31日)	
【資料3】	日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画	
【資料4】	常勤弁護士配置・採用実績等一覧	
【資料5】	常勤弁護士配置先一覧(平成29年3月31日現在)	
【資料6】	法テラス運営理念	
【資料7】	日本司法支援センター業務実績	
【資料8】	平成29年度情報提供件数の推移	
【資料9】	平成29年度援助申込状況(民事法律扶助)	
【資料10】	平成29年度援助申込状況(震災法律援助)	
【資料11】	平成29年度援助決定件数等状況(民事法律扶助)	
【資料12】	平成29年度援助決定件数等状況(震災法律援助)	
【資料13】	平成29年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料14】	平成29年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料15】	平成29年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料16】	平成29年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料17】	契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料18】	契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料19】	国選付添事件受理件数	
【資料20】	国選弁護士人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料21】	国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料22】	平成29年度犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績	
【資料23】	平成29年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容	
【資料24】	平成29年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況	
【資料25】	平成29年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)	
【資料26】	平成29年度プレスリリース実施一覧	
【資料27】	広報活動関連資料	
【資料28】	最近5年間の援助決定件数の推移	
【資料29】	国選弁護士事件受理件数(被疑者)	
【資料30】	国選弁護士事件受理件数(被告人)	
【資料31】	平成29年度常勤弁護士就職説明会等実施状況	
【資料32】	平成29年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
【資料33】	平成29年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
【資料34】	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	
【資料35】	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	
【資料36】	平成29年度常勤弁護士研修実施状況	
【資料37】	平成29年度地方協議会開催一覧	

■平成29年度業務実績報告書 添付資料一覧

資料番号	平成29年度業務実績報告書添付資料	備考
【資料38】	平成29年度地方協議会参考事例一覧	
【資料39】	平成29年度地方協議会を受けて行った業務改善事例、今後行う予定の取組事例等	
【資料40】	平成29年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体	
【資料41】	地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)	
【資料42】	平成29年度地方事務所に対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)	
【資料43】	平成29年度における相談分野の概要(情報提供業務 問合せ上位20件)	
【資料44】	平成29年度における関係機関紹介状況(情報提供業務)	
【資料45】	平成29年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表	
【資料46】	利用者満足度調査	
【資料47】	平成29年度法教育取組一覧	
【資料48】	平成29年度法テラスシンポジウム チラシ	
【資料49】	契約弁護士・司法書士への研修実施状況	
【資料50】	被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況	
【資料51】	平成29年度被疑者国選指名通知状況	
【資料52】	平成29年度立替金残高表	
【資料53】	平成29年度法律相談費実績	
【資料54】	平成29年度代理援助立替金実績	
【資料55】	平成29年度書類作成援助立替金実績	
【資料56】	業務別セグメント情報	
【資料57】	平成29年度被害者参加旅費等支給業務実績	

## 日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地等一覧

平成30年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
裁判員裁判弁護士技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300	03-6911-0150
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川県地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-6 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0031	静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三圓町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3F	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業棟第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルレジッド・ヒロミ1F	0503383-0005	0574-61-2940
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402号室	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5121	平戸市岩の上町1507-1 NTT平戸ビル本館2F	0503383-0468	0950-23-8286
雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アンバンスクエア鹿児島ビル6F	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2F	0503381-3471	0997-82-3261
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-4558
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56	0503383-0210	0226-47-1071
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13-1	0503383-0213	0223-33-8037
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
二本松出張所	964-0904	二本松市郭内1-196-1 福島県男女共生センター4F	0503381-3803	0243-62-0251
ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805	0240-28-0061
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
大槌出張所	028-1115	上閉伊郡大槌町上町1-3	0503383-1350	0193-41-1536
気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字津野沢9-5	0503383-1402	0192-26-4855
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
鹿角地域事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416	0186-30-1320
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第一ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369	0173-82-1525
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
八雲地域事務所	049-3106	二世帯八雲町富士見町21-1	0503383-8366	0137-63-4633
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0003	安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～平成30年3月31日)

		内容
平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成12年	10月	法務大臣、(財)法律扶助協会を民事法律扶助法の指定法人に指定
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始(東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任) 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務(受託業務)の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結
平成19年	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日弁連委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	9月-12月	法律扶助のニーズと法テラス利用状況の調査(路上生活者も調査対象に含む)を実施
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転(千代田区九段北から中野区本町へ)
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計100万件を突破
	2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
	3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	東日本大震災発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京のコールセンターのみで受電業務を行う
	4月4日	仙台コールセンター、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	「震災 法テラスダイヤル」(東日本大震災被災者向けのフリーダイヤル)開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～平成30年3月31日)

		内容
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)が施行
	4月2日	全国の法テラス地方事務所で震災特例法による法律援助事業を開始
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
	11月-12月	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計200万件突破
	3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」発行
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
	4月1日	常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定(平成30年3月31日まで)
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計300万件突破
	4月14日	熊本地震発生
	5月14日	「震災 法テラスダイヤル」熊本地震被災者も利用可能に
	5月27日	改正総合法律支援法成立
	7月1日	改正総合法律支援法の一部を施行 熊本地震に適用され、無料法律相談開始
	9月30日	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」を実施
	10月1日	業務開始から10年が経過
平成29年	1月	民事法律扶助 援助件数が100万件を突破
平成30年	1月24日	改正総合法律支援法が全面施行 「特定援助対象者法律相談援助」「DV等被害者法律相談援助」の制度開始
	2月28日	法務大臣、第4期中期目標を指示
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の延長が決定(平成33年3月31日まで)

【資料3】

日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画		
第3期中期目標(平成26年2月28日)	第3期中期計画(平成26年3月28日)	平成29年度計画
第2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置
1 業務運営の基本的姿勢	1 業務運営の基本的姿勢	1 業務運営の基本的姿勢
(1) 総論	(1) 総論	(1) 総論
<p>支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心がける姿勢を基本とする。</p> <p>支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。</p>	<p>支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛けるとともに、利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。</p>	<p>支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士等に伝え、利用者の立場に立ったサービスの提供につながるよう努める。</p> <p>多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。</p>
(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実等	(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実	(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実
ア 震災法律援助事業による援助の充実	ア 震災法律援助事業による援助の充実	ア 震災法律援助事業による援助の充実
<p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上、更なる援助により</p>	<p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているのか分析をした上、更なる援助によ</p>	<p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているかの分析を踏まえた上で、更な</p>

【資料3】

<p>法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>	<p>り法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、震災法律援助について、被災者が利用しやすい制度となるよう、巡回・出張相談、夜間・休日相談、テレビ電話相談を活用するなどし、被災者支援の充実を図る。</p>	<p>る援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等によれば、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。また、震災法律援助の根拠である「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期間を踏まえ、事務処理要領の作成をしつつ、十分な周知活動を行うことによって、利用者が適切に支援を受ける機会を逸さないよう努める。</p>
<p>イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実</p>	<p>イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実</p>	<p>イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実</p>
<p>東日本大震災の被災地・被災者のニーズに応じて、支援センターが持つノウハウを有効利用し、震災法律援助事業以外の手法による被災地・被災者の援助拡充を図る。</p>	<p>東日本大震災の被災地の地方公共団体と連携して、引き続き、弁護士・司法書士のほか、被災者のニーズに適した各種の専門家によるサービスを提供するなどし、被災者に対する包括的な支援の充実を図る。震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても、被災者のニーズに応じ、民事法律扶助業務を通じ、巡回・出張相談等の方法により、適切な被災者支援を実施する。</p>	<p>法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。</p> <p>震災法律援助事業による被災者支援を行うことができない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。</p>
<p>(3) 高齢者・障害者等に対する援助の充実</p>	<p>(3) 高齢者や障害者等に対する支援の充実</p>	<p>(3) 高齢者や障害者等に対する支援の充実</p>
<p>常勤弁護士の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組（福祉機関等との連携及び出張法律相談等のアウトリーチ的手法等を活用した高齢者・障害者に対する援助）については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的な目標を平成26年度中に策定した上で、効率的かつ</p>	<p>常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的な目標を平成26年度中に策定した上で、平成27年度以降、効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、</p>	<p>司法ソーシャルワーク事業計画の進捗状況を踏まえ、常勤弁護士を含めた担い手となる弁護士・司法書士を確保するとともに、福祉機関・団体（地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等）を対象とした司法ソーシャルワークに関する協議会等を開催するなどして、福祉機関・団体との連携強化を図る。</p>

【資料3】

<p>効果的に事業を実施する。その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>福祉機関・団体と連携し、指定相談場所を増加させ、併せて、巡回相談の件数を増加させる。 また、福祉機関・団体との連携を契機として実施される出張相談、センター相談及び事務所相談を増加させる。 全国の地方事務所で実施した高齢者・障がい者疑似体験実習等の研修の成果をいかし、高齢者・障がい者への配慮について、各地の地方事務所で実施している取組を全国で共有することによりサービスの向上を図る。既に作成している高齢者、知的障がい者及び視覚障がい者向けの各パンフレットについて、関係機関・団体の意見を踏まえて改善を図った上、必要に応じて関係機関・団体に配布する。</p>
<p>2 組織の基盤整備等</p>	<p>2 組織の基盤整備等</p>	<p>2 組織の基盤整備等</p>
<p>(1) 支援センターの職員</p>	<p>(1) 支援センターの職員</p>	<p>(1) 支援センターの職員</p>
<p>ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等</p>	<p>ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等</p>	<p>ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等</p>
<p>職員の採用及び配置等は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。</p> <p>その際、支援センターの有する公共性や、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い視野をもって自らの能力を活用することについての意欲を有し、支援センター本部が決定した業務に関する方針に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る。</p> <p>また、職員の能力の向上等のため、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行うとともに、人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対</p>	<p>(ア) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>その際、支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る観点から、職員の採用及び配置等を行う。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対</p>	<p>(ア) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。</p> <p>支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用・配置等を行う。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において</p>

【資料3】

応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域への配置を行う。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。

常勤弁護士の業務との関連性にも留意しつつ、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されているところ、そのための態勢整備を図る。なお、被災地自治体等への法的援助については、当該災害等発生地域の弁護士会等との連携を前提とした必要最小限のものとする。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。

また、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていること

関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域に配置する。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量(事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。)、その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されていることから、東日本大震災の被災者支援の経験を踏まえ、災害発生地域におけるより迅速・適切な被災者支援を実施できる態勢を整備する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施する

同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、関係機関等との連携協力関係の確保・強化も含めて総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要と認められる地域に順次配置する。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量(事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。)、その地域での役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための具体的な態勢整備を図る。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

【資料3】

<p>から、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。</p>	<p>ための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。          そのほか、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。</p>	
<p>イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p>	<p>イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p>	<p>イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p>
<p>司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な取組に適切に対応するため、職員に対し、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、その能力の向上を図る。          支援センターの中核となって職務を行う人材を育成するため、能力等の高い者に対し、他機関等への研修等派遣や人事交流等によって多様な経験を積む機会を与えるよう努める。</p>	<p>以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢を整備し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムを構築する。          (ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた各業務分野の実務能力や専門性を向上させるべく、体系的な研修を企画・立案して、計画的に実施し、その能力の向上を図る。(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図るため、研修を実施する。とりわけ、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を実施する。          (ウ) 上記(ア)、(イ)の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p>	<p>以下の研修を実施し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムの構築を進める。          (ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。          (イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、随時研修内容を見直したり、より一層の内容の充実を図りながら実施するよう努める。          また、ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。          (ウ) 上記の研修を実施し、意識・能力等の高い職員については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。          さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等との連携の促進を図るため、社会福祉法人等に派遣する外部研修を実施する。</p>

【資料3】

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保
<p>総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、捜査・公判を通じ一貫した弁護士確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。</p>	<p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。</p>	<p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。</p>
3 組織の適正性堅持	3 組織の適正性堅持	3 組織の適正性堅持
(1) ガバナンスの強化	(1) ガバナンスの強化	(1) ガバナンスの強化
<p>支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性の高いものであることに鑑み、本部においては、迅速かつ適切な意思決定を行うための体制の充実・強化に努め、地方事務所等においては、利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できるよう態勢の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うことはもちろんであるが、支援センターの業務の性質に鑑み、本部が決定した業務に関する方針については意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>	<p>本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努める。</p> <p>地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>	<p>ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。</p> <p>(7) 執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。</p> <p>(4) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。</p> <p>(7) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>
(2) 監査の充実・強化	(2) 監査の充実・強化	(2) 監査の充実・強化
国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援セ	国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、業務執	監事監査は本部ほか6 地方事務所等を、内部監査は本部ほか

【資料3】

<p>ンターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を実施するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制に基づく厳正な内部監査を充実させる。</p>	<p>行部門から独立した内部監査態勢の整備・強化を図るなどして、監査の充実・強化を図るとともに、監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携を図る。</p>	<p>か 33 地方事務所・地域事務所等を対象として実施する。情報セキュリティ監査は各内部監査と同機会に行う。          内部監査については、支援センターの業務の適正を確保するための体制等の整備を始めとする業務の実施状況のモニタリング及びシステム監査を行い、改善方策を提示する手法により実施する。          内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘事項等を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、監事、会計監査人及び監査室の情報共有の場を2回以上設けるなど、監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。</p>
<p>(3) コンプライアンスの強化</p>	<p>(3) コンプライアンスの強化</p>	<p>(3) コンプライアンスの強化</p>
<p>支援センターが業務を行うに当たって法令や諸規程が遵守される体制を確立・強化するとともに、不祥事や過誤の発生を防止するための具体的措置を検討・実施する。</p>	<p>上記(2)の監査結果等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして、法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>	<p>各種監査結果やこれまでコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するために必要な措置についての検討・実施を継続するとともに、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>
<p>(4) 情報セキュリティ対策</p>	<p>(4) 情報セキュリティ対策</p>	<p>(4) 情報セキュリティ対策</p>
<p>政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を推進する。</p>	<p>支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況に応じて、政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。</p>	<p>「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえて情報セキュリティ関連規程の改正を行うとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を充実させる。</p>
<p>4 関係機関等との連携強化</p>	<p>4 関係機関等との連携強化</p>	<p>4 関係機関等との連携強化</p>
<p>(1) 効果的な連携方策の策定</p>	<p>(1) 効果的な連携方策の策定</p>	<p>(1) 効果的な連携方策の策定</p>
<p>支援センター本部又は地方事務所は、支援センターの運営の参考とするための関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議等を開催する。これら会議の構成については、支援センターの業務内容を踏まえ、公正性・中立性かつ多様性を確保する。</p>	<p>本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。          地方事務所で開催する地方協議会等については、毎年度、</p>	<p>ア 地方協議会の開催等          (7) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行</p>

【資料3】

<p>会議形態を採るもののほか、各業務を実施するに当たり、窓口対応専門職員の活用を図るなどして、利用者に対する充実したサービスの提供を図るために最適な方法での関係機関等との連携の維持・強化を図る。</p>	<p>年度計画において当該年度に複数回の地方協議会等を開催する地方事務所の数を定め、実施する。また、その開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務内容を分かりやすく伝達するほか、参加者に対するアンケート調査を実施するなどして意見を聴取する。さらに、会議の形態を採るもののほか、窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用するなどして、関係機関・団体との意見交換や研修等を行う。高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等とより密接な連携を図る。</p>	<p>う。</p> <p>(イ) 28 地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催する。</p> <p>(ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。</p> <p>また、各地方事務所の取組のうち、参考となる事例を全国に普及させる。</p> <p>イ 関係機関等との連携強化</p> <p>(ア) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。</p> <p>(イ) 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、今後の巡回相談、出張相談の実施や個別案件における関係機関との協働につなげるべく、関係機関とのセミナーや意見交換を行う。</p> <p>(ウ) 本部において、法務省と連携し、同省主催の総合法律支援関係省庁等連絡会議に参加するなどし、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。</p> <p>(エ) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度と同水準とするとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種</p>
--	---	---

【資料3】

		会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。
(2) 連携強化のための体制構築	(2) 連携強化のための態勢構築	(2) 連携強化のための態勢構築
支援センターの業務運営に当たっては、自治体又は福祉機関・団体等の関係機関との間の極めて密接な連携が必要とされることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部に地方自治・福祉の知識・経験を有する者を起用し、そのような知識・経験を有する者を職員として採用ないし育成するなど、連携強化のための多様性のある体制の構築を行う。	支援センターの業務運営に当たっては、関係機関との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。	支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点から職員の配置を行うなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。
5 報酬・費用の立替・算定基準	5 より公正な報酬・費用の立替・算定基準の体系の構築	5 報酬・費用の立替・算定基準
民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その立替・算定基準について多角的な視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。	民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。	国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、いずれも、その結果の適切な反映を図る。
6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築	6 自然災害等に関するリスクへの対応	6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築
支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性の高いものであること等に鑑み、自然災害等が発生した場合においても業務の継続が可能な態勢の構築を図る。	東日本大震災の発生等を踏まえ、自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務の継続計画を策定・公表する。 また、その実効性を担保するため、地方事務所等の安全性が確保されるよう努めるとともに、業務継続に必要なバックアップシステムの構築等を行う。	自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画を策定・公表する。 業務継続に必要なバックアップシステムの運用等について検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
第3 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 支援センターの業務全般に関する効率化	1 支援センターの業務全般に関する効率化	1 支援センターの業務全般に関する効率化
(1) 総論	(1) 総論	(1) 総論
支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。	支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。	支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

【資料3】

(2) 一般管理費及び事業費の効率化	(2) 一般管理費及び事業費の効率化	(2) 一般管理費及び事業費の効率化
<p>役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。人件費及び公租公課以外の一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正性を維持し、全体として効率化に努める。</p> <p>効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p>	<p>ア 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>また、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>	<p>ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。</p> <p>管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。</p> <p>具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。</p> <p>一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。</p> <p>また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>
(3) 事務所の業務実施体制の見直し	(3) 事務所の業務実施体制の見直し	(3) 事務所の業務実施体制の見直し

【資料3】

<p>ア 出張所 出張所については、取扱件数、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、設置の要否や職員配置について不断の検討を行い、必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所 司法過疎対策地域事務所の設置に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、日本弁護士連合会が取り組んでいる司法過疎対策との連携を強化することを前提に、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。</p> <p>また、司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、業務量を踏まえた必要な見直しを行うとともに、担当する事件の性質により、事件処理件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置の必要性について十分な説明責任を果たす。</p>	<p>ア 出張所 出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について不断に検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所 (ア) 司法過疎地域事務所の設置・存置等に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。</p> <p>(イ) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案した上で、必要な地に設置する。</p> <p>(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行い、事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。</p>	<p>ア 出張所 取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所 (ア) 設置・存置等について、これまでの設置基準の厳格化の取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望につき、本部でその必要性を検討し、法務省、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。</p> <p>(イ) 設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。</p> <p>(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。</p>
<p>2 事業の効率化</p>	<p>2 事業の効率化</p>	<p>2 事業の効率化</p>
<p>(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p>	<p>(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p>	<p>(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p>
<p>コールセンターにおける情報提供について、業務量の変動を踏まえつつコストの検証を行い、質を維持した上で効率化できるか不断に検討する。</p>	<p>コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的かつ効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方</p>	<p>ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）を活用するなどし</p>

【資料3】

	<p>事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの電話転送も活用しながら、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類・内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。</p> <p>また、コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上を維持しつつサービスの向上に努めながら、業務量の変動を踏まえ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施する。</p>	<p>て周知するとともに、関係機関との打合せ等の機会を利用して周知する。</p> <p>イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。</p> <p>ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。</p> <p>エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持するよう取り組む。</p>
(2) 民事法律扶助業務（震災法律扶助業務を含む。）	(2) 民事法律扶助業務（震災法律扶助事業を含む。）	(2) 民事法律扶助業務（震災法律扶助事業を含む。）
<p>審査の適正を確保しつつ、書面審査・単独審査を活用するなどの方法により、事務手続の平準化・合理化を図る。</p> <p>被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの場合における常勤弁護士を活用した共同受任に積極的に取り組むなどして、事件処理の合理化・効率化を図る。</p>	<p>審査の適正の観点から合議制の審査を基本としつつ、簡易な案件について単独審査を行い、援助開始決定時の単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時に書面審査を活用したり、援助申込者からの提出書類の合理化などの取組を進める。これらの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。</p> <p>被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの事情がある場合に、事案に応じて、両地域あるいは近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任に取り組むなどし、事件処理の合理化・効率化を図る。</p>	<p>審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査率が前年度と同水準になるように努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士を活用した共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。</p>
(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務
<p>国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にしたうえで、事務を適切に分担し、事務手続の合理化・簡素化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理するなどし、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務を分担し、事務手続の合理化を継続して図る。</p> <p>また、業務処理の効率化を図るため、複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。</p>	<p>国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる事務手続の合理化を図る。</p> <p>国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行うなどして、契約</p>

【資料3】

		数の増加に努める。併せて、一括契約が業務処理の効率化に資するものであるかを検証する。
(4) 司法過疎対策業務	(4) 司法過疎対策業務	(4) 司法過疎対策業務
司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携し、支援センターの既存のインフラを活用するなどした司法過疎地域への弁護士誘導等の方策を検討し、その実施を図る。	司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラについて司法過疎地域事務所が設置されていない司法過疎地域で開業する弁護士等の利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討する。	司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。
第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 情報提供業務	1 情報提供業務	1 情報提供業務
(1) 情報提供業務の質の向上	(1) 情報提供業務の質の向上	(1) 情報提供業務の質の向上
コールセンターのオペレーター等に対する覆面調査や研修の実施等によりオペレーター等の質を向上させ、利用者に最適で質の高い情報を提供して関係機関への橋渡しを行う。利用者や支援センターと連携する関係機関からの意見を適切に業務改善に活用できる仕組みを構築し、常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供、各種被災者支援情報を始めとする利用者に役立つ支援情報のフォローアップに更に配慮するなど、必要に応じ情報提供の内容や方法の改善を行う。	<p>ア オペレーター等の質の向上 情報提供窓口業務について、第三者による客観的評価を行い、その評価結果を活用して、ケーススタディー等を内容とする研修を企画し、オペレーター等に対して実施するなど、利用者に最適な情報提供を行う能力を養成し、オペレーター等の質を向上させる。</p> <p>イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 コールセンター及び地方事務所において、我が国の法制度や相談窓口に関する外国人のニーズに適切に対応するため、外国語による情報提供の態勢を整備する。</p> <p>ウ FAQ等の充実と活用 常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に速やかに対応し、利用者からの意見、要望等に適切に対応するため、FAQを追加・更新する。 利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するため、関係機関と連携するなどして関係機関情報を追加・更新する。</p>	<p>ア オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施・効果的活用等) コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を効果的に活用し、業務内容や電話応対等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。</p> <p>イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。</p> <p>ウ FAQ等の充実と活用 常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するFAQ、新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報の追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。 震災に関する法制度情報等についても、必要に応じて更新追加を行う。</p>

【資料3】

	<p>さらに、これらの情報の活用を図るため、必要に応じて支援センターのホームページ上に公表する。</p> <p>エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し コールセンター利用者が迅速に民事法律扶助に基づく法律相談援助を受けることができるよう、必要に応じ、コールセンターにおいて利用者の資力を確認し、地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。</p> <p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかしつつ、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページ等を利用した通年のアンケート調査や、各情報提供についての利用者に対するアンケート調査を行う。これらの調査において、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p>	<p>ホームページ上のFAQ公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。</p> <p>エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し 先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。</p> <p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかすため、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を実施する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。</p>
(2) 法教育に資する情報の提供等	(2) 法教育に資する情報の提供等	(2) 法教育に資する情報の提供
<p>国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。その取組に当たっては、年度計画において具体的な指標ないし事業計画を策定した上でこれを実践する。</p>	<p>法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、情報提供業務の一環として、それらの関係機関と十分な連携を図りながら、法的問題に関する地域住民等の対応能力を高めるべく、支援センターが取り組む基本方針、実施方法等を盛り込んだ計画を策定・実施し、法教育に資する情報の普及により一層取り組む。</p>	<p>全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士等による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。具体的には、本部主催の大規模法教育企画を年1回実施する。地方事務所における法教育事業を年800回以上実施する。</p>
2 民事法律扶助業務	2 民事法律扶助業務	2 民事法律扶助業務
	(1) 利用者の利便性の向上	(1) 利用者の利便性の向上
<p>利用者の情報不足を解消する方策、地理的不便性を解消する方策等利用者の立場に立った運用のための具体的措置を検討し、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、これを実践する。審査の適正を確保しつつ、事務処理方法の工夫等により、援助申込みから必要な援助の提供までの期間につい</p>	<p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行い、その結果を踏まえ、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等の活用、契約弁護士・司法書士に関する情報提供の</p>	<p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析や調査の結果を踏まえ、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施や、司法ソーシャルワークの取組、総合法律支援法改正により追加された業務（認知機能が十分に</p>

【資料3】

<p>て、具体的な指標を策定した上で、迅速・適切な援助を行う。</p> <p>また、法律相談援助において、利用者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上で、利用者に対して援助内容・負担費用の違いを十分に説明するとともに、利用者の自律性を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>	<p>手法等の工夫など、より身近な援助の方策を検討し、実施する。</p> <p>イ 迅速な援助の提供の観点から、審査の適正を確保しつつ、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの期間の短縮を図るため、標準処理期間を14日間とし、平均14日以内にその処理を行う地方事務所を全国8割以上とする。</p> <p>ウ 関係機関や利用者からの意見・要望等を適時適切に契約弁護士・司法書士に伝達するなどし、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。</p>	<p>ない高齢者・障がい者を対象とした資力を問わない法律相談援助等)も念頭に、巡回・出張相談を活用した援助の実施、被援助者の状況等に応じた自宅等での出張相談を実施するための体制の整備に努める。また、それぞれの地方事務所では契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。</p> <p>イ 8割以上の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。</p> <p>ウ 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。</p> <p>本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。</p>
	(2) 利用者に対する適切な援助の実施	(2) 利用者に対する適切な援助の実施
<p>ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等を整備し、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。</p> <p>イ 法律相談援助のニーズが高い分野について、当該分野の関係機関・団体との連携をより一層図り、当該分野に係るリーフレット等を配布するなどして必要な情報を的確に周知し、問題解決に代理援助・書類作成援助が必要な利用者が適切にこれらを利用できる環境の整備に努める。</p> <p>ウ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談の充実を図るとともに、適切な受任者・受託</p>	<p>ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているかの分析を踏まえた上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しを適時に行い、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討し、適切な対応を行う。</p> <p>イ 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。</p> <p>ウ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。</p>	<p>ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているかの分析を踏まえた上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しを適時に行い、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討し、適切な対応を行う。</p> <p>イ 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。</p> <p>ウ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。</p>

【資料3】

	者の選任に努める。	
3 国選弁護等関連業務	3 国選弁護等関連業務	3 国選弁護等関連業務
(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保
<p>地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に、国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間について、具体的な指標を策定した上で、迅速・適切な指名通知を行う。</p>	<p>ア 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設ける。</p> <p>イ 裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。</p>	<p>ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。</p> <p>イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。</p>
(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実	(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実	(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実
<p>弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。</p> <p>裁判員裁判対象事件については、各地方事務所が、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。</p> <p>また、裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。</p>	<p>弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。その目的を達するため、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する常勤弁護士を確保し、実務に即した弁護活動についてのノウハウ等の蓄積を行うとともに、契約弁護士との連携を密接に行うほか、裁判員裁判の経験や裁判員裁判に関する研修の受講などを登載条件とする実効性ある裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿の整備を全国的に行うなど、一層の選任態勢の充実に努める。国選弁護人が複数選任される際には、裁判員裁判対象事件の弁護の経験者と非経験者が選任されるなど国選弁護人選任の運用の工夫に一層努める。</p>	<p>地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。</p> <p>常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が実際に担当した事件について報告・検討等を行う裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、少人数での模擬尋問・弁論等を中心とした裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。</p> <p>また、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した終了事件の報告を受けるなどして、随時研修内容の</p>

【資料3】

		見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。
(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組
関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。	弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、その情報を適時適切に契約弁護士に対して周知するなどし、国選弁護等サービスの質の向上を図る。	弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。
4 犯罪被害者支援業務	4 犯罪被害者支援業務	4 犯罪被害者支援業務
(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上	(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上	(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上
<p>犯罪被害者等に対する的確な情報を効率的に提供するなど、犯罪被害者等に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者等の援助を行う団体その他の者との連携の維持・強化を図り、ニーズのくみ上げを行い、その成果を業務に反映する。</p> <p>職員の接遇による二次的被害がないよう、犯罪被害者等の心情に配慮した接遇を行うための研修を行い、職員の犯罪被害者等に対する対応能力を向上させる。</p> <p>各地方事務所において、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する態勢整備・拡充を図る。各地方事務所は、犯罪被害者等の援助に精通している女性弁護士を複数名確保し、更なる増加に努める。</p> <p>経済的に余裕のない犯罪被害者等が、民事法律扶助制度を適切に活用して被害回復を行えるように、適切な情報提供を行い、犯罪被害者等からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速に援助を開始し、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の選任などを通じ、充実した支援の実施に努める。</p>	<p>ア 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者支援連絡協議会の場を積極的に利用するなどして、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設け、犯罪被害者等やその支援に携わる者から構成される団体等との連携の維持・強化を図る。</p> <p>また、犯罪被害者等に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>これらの取組を踏まえ、必要に応じて業務の改善等、適切な対応を行うとともに、弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上に努める。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者等の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p> <p>また、支援センターが提供する犯罪被害者支援の内容及び質を全国的に均質かつ一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を各事業年度に1回以上実施する。</p> <p>ウ 各地方事務所単位において、弁護士会等と連携して、犯</p>	<p>ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携</p> <p>(7) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。</p> <p>(4) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>(6) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議の場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。</p> <p>(5) 総合法律支援法改正により追加される業務（DV・ストーカー等被害者を対象とした資力を問わない法律相談援助）の実施に向けた関係機関等との調整を行い、改正法が施行された場合には適切に実施する。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上</p> <p>(7) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容や対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p>

【資料3】

	<p>罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努める。とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士について、複数名を確保した上で、毎年度、前年度より全国の契約者数の更なる増加に努める。このような取組を通じ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する態勢の整備・拡充を図る。</p> <p>エ 経済的に困っている犯罪被害者等が民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備するなどして、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等に努める。</p>	<p>(イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を1回以上実施する。</p> <p>ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。</p> <p>エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。</p>
(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施
被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。	公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、これを迅速に行うため、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から支給までの目標期間(おおむね2週間以内)を定め、実施する。	被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。
第5 財務内容の改善に関する事項	IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
1 自己収入の獲得	1 自己収入の獲得	1 自己収入の獲得
<p>寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。</p> <p>また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得に努める。</p>	<p>(1) 寄附金収入 新たな寄附の受入れ方法を検討・実施するなどして、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努める。</p> <p>(2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域に設置した事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p> <p>(3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。</p>	<p>寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法を検討し、その具体化を進める。</p> <p>司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p> <p>地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。</p>
2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

【資料3】

<p>回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等の管理・回収が民事法律扶助業務の重要な一要素であることを踏まえ、以下の(1)ないし(3)の立替金債権等の管理・回収の取組を行う。</p>	<p>民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが極めて重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から立替金債権等の適切な管理・回収が極めて重要である。そのために、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。</p>	<p>立替金債権等の管理・回収について、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、債権管理システムより得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。</p>
<p>(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p>	<p>(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p>	<p>(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p>
<p>債権管理システムの導入によって得られたデータを活用し、関係部課が十分に連携するなどして、民事法律扶助の被援助者の属性や立替金等の償還状況を分析し、その償還の滞納の理由・事情に応じた効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収の取組を実施する。</p>	<p>次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減を図るなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備する。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。</p> <p>③ 援助開始時や償還開始時等における償還制度の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>④ 自動払込方法の多様化を図る。</p> <p>⑤ 電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な</p>	<p>次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件解決による財産的利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めて処理を検討することにより債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢整備に継続的に取り組み、効率的で効果的な督促等を行う。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、実施する。地方事務所ごとの管理・回収計画の策定に当たっては、管理・回収状況について検証した上で必要な見直しを行う。</p> <p>③ 援助開始時や償還開始時等の機会を捉えて、引き続き、償還制度や償還方法の説明を徹底するなど、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>④ 自動引落方法の多様化の取組により、生活口座からの償還金引落を推進し、回収強化を図る。</p> <p>⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を</p>

【資料3】

	<p>償還を図る。</p> <p>⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備するなどして、初期滞納の段階での回収の改善を図る。</p> <p>⑦ 裁判所への支払督促の申立ての活用を図る。</p>	<p>密にして、その生活状況等に応じた償還月額調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の運用と督促方法の工夫等により、初期滞納段階での回収の改善を図る。</p> <p>⑦ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。</p>
(2) 償還率の向上	(2) 償還率の向上	(2) 償還率の向上
立替金債権等の管理・回収についての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に管理・回収が行われたかが検証可能な指標として償還率を定義付けた上、その償還率の向上を図る。	回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、前年度以上の向上に努める。	上記(1)の取組により、償還率の向上に努める。
(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示	(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示	(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示
発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況(実績等)や立替金債権等の償還総額等に関する情報・データを業務実績報告書で開示する。	発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。	発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、平成29年度業務実績報告書にて開示する。
3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築	3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築	3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築
地方事務所ごとに立替金等の悪質な償還滞納者等への対応が異なることがないよう、本部において統一的な対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じて公表する。	正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をするなど、本部において統一的な対応方針を策定する。その対応方針については、各地方事務所への周知を図るとともに、必要に応じて公表する。	正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするために策定した統一的な対応方針に基づき、引き続き適切な対応を行う。
		4 委託援助業務

【資料3】

		<p>日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。</p> <p>(1) 日本弁護士連合会委託援助業務 日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。</p> <p>(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務 公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。</p>
4 財務内容の公表	4 財務内容の公表	5 財務内容の公表
財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、支援センターの各事業のセグメント情報を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。	
	5 予算、収支計画及び資金計画	6 予算、収支計画及び資金計画
	別紙のとおり	別紙のとおり
	V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額
	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。
	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画
	なし。	なし。
	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

【資料3】

	なし。	なし。
	VIII 剰余金の使途	VIII 剰余金の使途
	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。
第6 その他業務運営に関する重要事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項
1 認知度の向上に向けた取組の充実	1 認知度の向上に向けた取組の充実	1 認知度の向上に向けた取組の充実
<p>支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在・役割を認知できるよう、窓口対応専門職員を活用するなどして地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に支援センターの認知度を高める。</p>	<p>(1) 広報計画の策定等 基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>(2) 効果の高い広報活動の実施 認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等に加え、プレスリリース・記者説明会を機動的に開催する。また、情報伝達手段の多様化など社会の変化も踏まえ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。</p> <p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在や役割を認知できるよう、省庁、地方公共団体、福祉機関・団体等に対して支援センターの業務内容等を的確に伝え、認識を深めてもらうことにより、これら関係機関と連携した効果的な広報活動に努める。</p> <p>(4) 認知度の向上 支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。</p>	<p>(1) 広報計画の策定等 基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また、認知度調査結果を分析することにより、効果的な広報活動方針を策定し、翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>(2) 効果の高い広報活動の実施 新聞広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。 また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を活用し、間断ない情報発信方法による広報活動を実施する。</p> <p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 法的サービスの提供が必要な者に効果的に情報を伝達するため関係機関・団体との連携を通じた周知活動を実施する。 また、支援センターの業務内容や課題が広く周知されるよう「法テラス白書」を発行し、関係機関・団体等に配布する。</p> <p>(4) 認知度の向上 認知度調査を実施し、平成29年度に実施した広報効果を適切に検証する。</p>

【資料3】

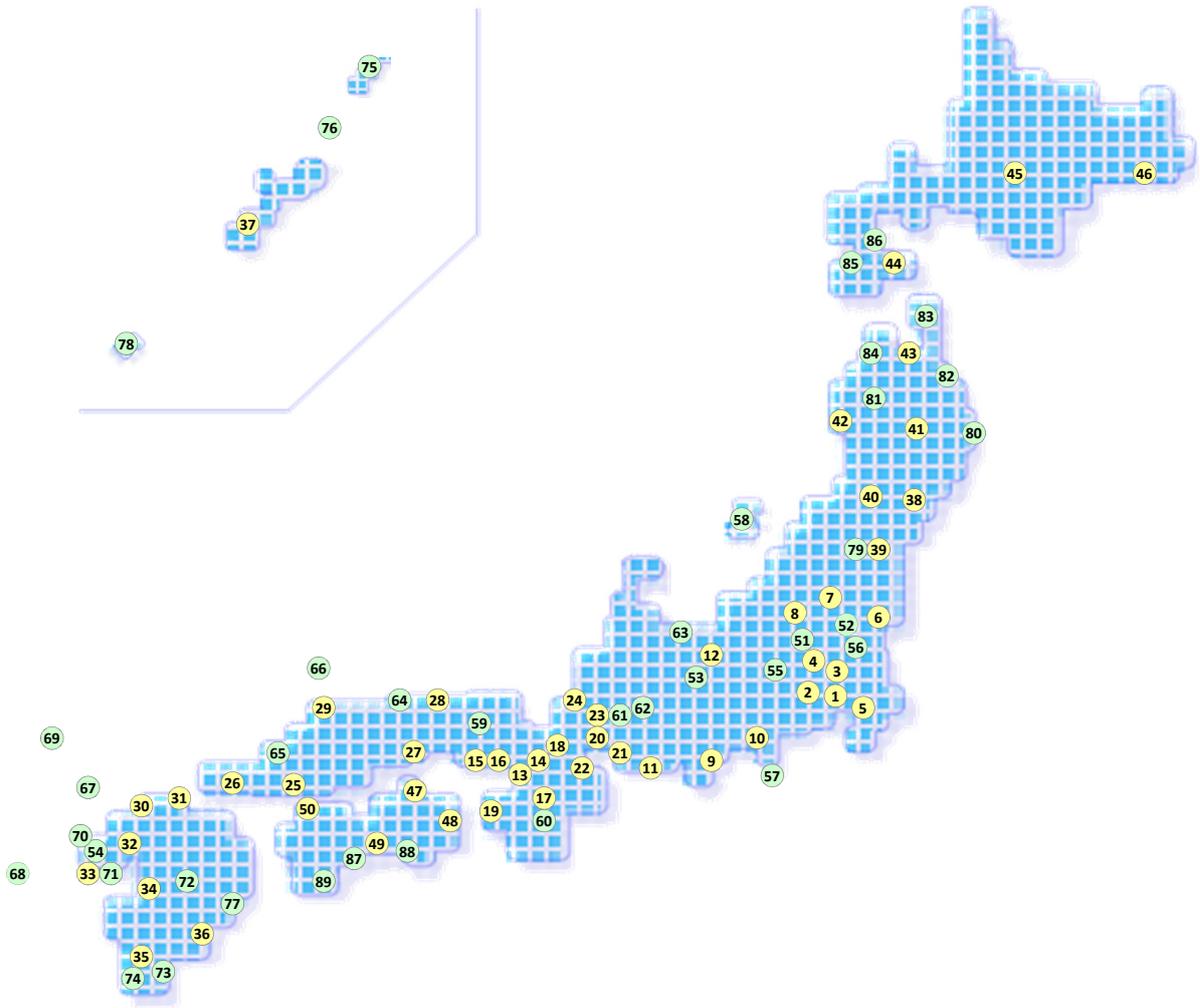
		また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。
2 業務運営の体制維持	2 施設・設備、人事に関する計画	2 施設・設備、人事に関する計画
利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。	既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく確かな人事配置に取り組む。	既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく確かな人事配置に取り組む。

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤弁護士数	24	96	151	200	217	220	239	246	252	250	232	215
うち赴任中	24	57	100	149	182	189	188	201	218	222	211	197
うち養成中	0	39	51	51	35	31	51	45	34	28	21	18
対前年度増加分	24	73	59	66	42	39	63	53	37	30	26	21
対前年度減少分	0	1	4	17	25	36	44	46	31	32	44	38

※ 数値はいずれも年度末時点のものである。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成30年3月31日現在)



地方事務所(43か所)・支部(7か所)				
1	東京地方事務所	18	26	
2	東京地方事務所多摩支部	7	27	
3	埼玉地方事務所	10	28	
4	埼玉地方事務所川越支部	3	29	
5	千葉地方事務所	8	30	
6	茨城地方事務所	3	31	
7	栃木地方事務所	1	32	
8	群馬地方事務所	1	33	
9	静岡地方事務所	4	34	
10	静岡地方事務所沼津支部	2	35	
11	静岡地方事務所浜松支部	3	36	
12	長野地方事務所	1	37	
13	大阪地方事務所	4	38	
14	京都地方事務所	3	39	
15	兵庫地方事務所	1	40	
16	兵庫地方事務所阪神支部	3	41	
17	奈良地方事務所	2	42	
18	滋賀地方事務所	4	43	
19	和歌山地方事務所	2	44	
20	愛知地方事務所	2	45	
21	愛知地方事務所三河支部	4	46	
22	三重地方事務所	3	47	
23	岐阜地方事務所	3	48	
24	福井地方事務所	1	49	
25	広島地方事務所	3	50	
			山口地方事務所	2
			岡山地方事務所	1
			鳥取地方事務所	1
			島根地方事務所	2
			福岡地方事務所	4
			福岡地方事務所北九州支部	2
			佐賀地方事務所	1
			長崎地方事務所	3
			熊本地方事務所	4
			鹿児島地方事務所	1
			宮崎地方事務所	3
			沖縄地方事務所	5

地域事務所(39か所)				
51	熊谷地域事務所	3	71	
52	下妻地域事務所	2	72	
53	松本地域事務所	1	73	
54	佐世保地域事務所	1	74	
55	秩父地域事務所	3	75	
56	牛久地域事務所	2	76	
57	下田地域事務所	2	77	
58	佐渡地域事務所	1	78	
59	福知山地域事務所	1	79	
60	南和地域事務所	2	80	
61	可見地域事務所	3	81	
62	中津川地域事務所	1	82	
63	魚津地域事務所	2	83	
64	倉吉地域事務所	1	84	
65	浜田地域事務所	2	85	
66	西郷地域事務所	1	86	
67	吉岐地域事務所	1	87	
68	五島地域事務所	1	88	
69	対馬地域事務所	1	89	
70	平戸地域事務所	1		
			雲仙地域事務所	1
			高森地域事務所	1
			鹿屋地域事務所	1
			指宿地域事務所	1
			奄美地域事務所	1
			徳之島地域事務所	1
			延岡地域事務所	1
			宮古島地域事務所	2
			会津若松地域事務所	1
			宮古地域事務所	1
			鹿角地域事務所	1
			八戸地域事務所	1
			むつ地域事務所	2
			鰯ヶ沢地域事務所	1
			江差地域事務所	2
			八雲地域事務所	2
			須崎地域事務所	2
			安芸地域事務所	2
			中村地域事務所	1

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

# 法テラス運営理念

## 使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

## 心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

## 行動指針

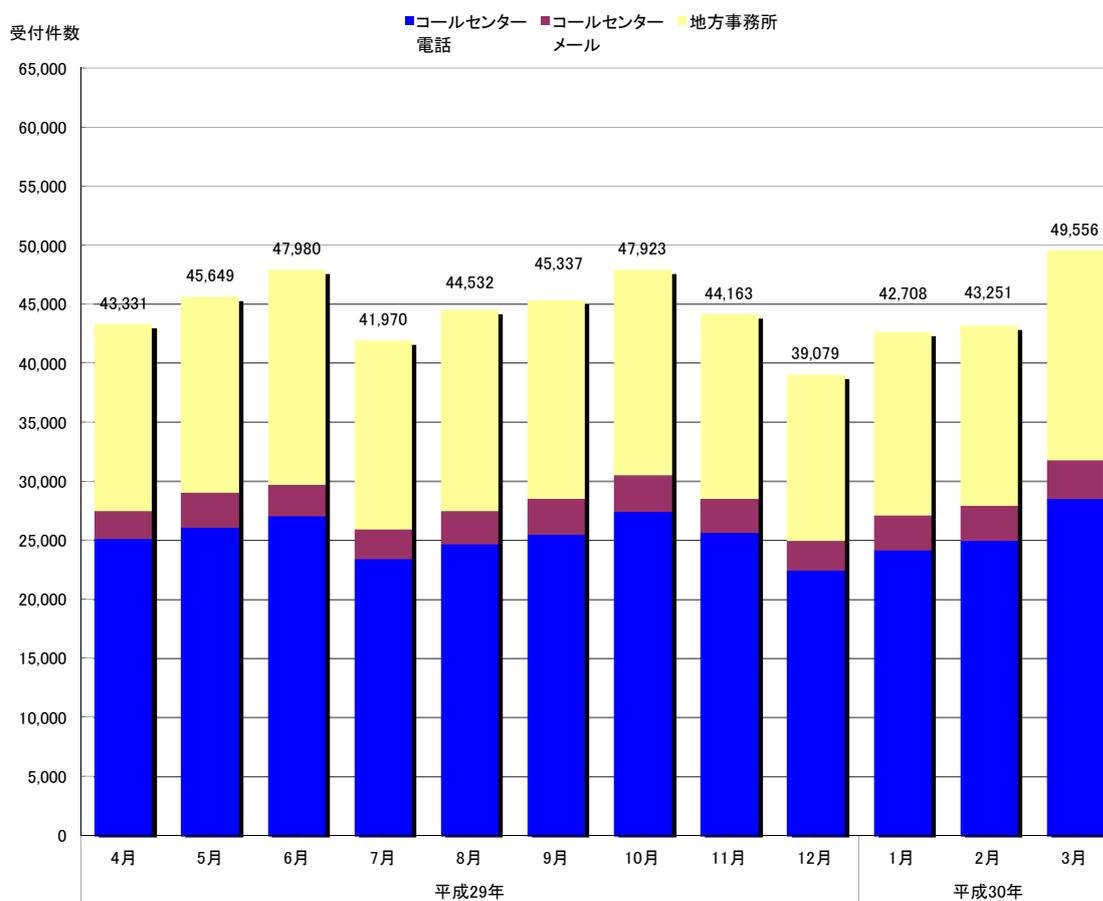
1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

日本司法支援センター業務実績

業 務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>情報提供業務</b>												
コールセンター問合せ件数	128,741 件	220,727 件	287,897 件	401,841 件	370,124 件	339,334 件	327,759 件	313,488 件	330,738 件	318,520 件	349,599 件	339,344 件
地方事務所問合せ件数	—	—	188,661 件	247,172 件	234,614 件	198,963 件	210,432 件	209,093 件	198,692 件	202,987 件	204,837 件	196,135 件
<b>民事法律扶助業務・震災法律援助業務</b> ※平成24年度以降の件数の括弧書きは、震災法律援助件数を内数で記載している。												
法律相談援助件数	64,837 件	147,430 件	179,546 件	237,306 件	256,719 件	280,389 件	314,535 件 (42,981件)	322,012 件 (48,418件)	333,911 件 (51,542件)	341,177 件 (54,575件)	351,215 件 (52,995件)	355,843 件 (53,433件)
代理援助件数 ※当期開始決定分	32,768 件	68,910 件	80,442 件	101,222 件	110,217 件	103,751 件	107,718 件 (2,699件)	106,756 件 (2,267件)	105,016 件 (1,802件)	109,484 件 (2,126件)	109,054 件 (471件)	114,989 件 (219件)
書類作成援助件数 ※当期開始決定分	2,024 件	4,197 件	5,101 件	6,769 件	7,366 件	6,164 件	5,449 件 (8件)	4,633 件 (13件)	3,991 件 (9件)	4,036 件 (43件)	3,908 件 (31件)	4,307 件 (29件)
契約弁護士数	8,523 人 平成19年3月現在	10,318 人 平成20年3月現在	11,802 人 平成21年3月現在	13,401 人 平成22年3月現在	15,037 人 平成23年3月現在	16,570 人 平成24年3月現在	17,863 人 平成25年3月現在	19,159 人 平成26年3月現在	20,176 人 平成27年3月現在	21,033 人 平成28年3月現在	21,885 人 平成29年3月現在	22,346 人 平成30年3月現在
契約司法書士数	3,463 人 平成19年3月現在	4,174 人 平成20年3月現在	4,670 人 平成21年3月現在	5,090 人 平成22年3月現在	5,617 人 平成23年3月現在	6,065 人 平成24年3月現在	6,355 人 平成25年3月現在	6,714 人 平成26年3月現在	6,897 人 平成27年3月現在	7,128 人 平成28年3月現在	7,193 人 平成29年3月現在	7,294 人 平成30年3月現在
<b>国選弁護等関連業務</b>												
被疑者国選弁護事件受案件数 ※平成21年5月21日から被疑者国選弁護事件の範囲拡大	3,436 件	6,775 件	7,415 件	61,857 件	70,917 件	73,209 件	73,664 件	72,118 件	70,939 件	70,393 件	66,579 件	63,839 件
被告人国選弁護事件受案件数	37,717 件	71,305 件	69,756 件	74,658 件	69,634 件	67,374 件	63,695 件	60,269 件	59,816 件	59,504 件	56,388 件	53,655 件
国選付添事件受案件数	—	210 件 ※平成19年11月～	533 件	552 件	423 件	469 件	419 件	445 件	2,955 件	3,698 件	3,427 件	3,417 件
国選弁護人契約弁護士数	8,427 人 平成18年10月現在	11,229 人 平成19年10月現在	13,768 人 平成20年10月現在	15,905 人 平成21年10月現在	19,566 人 平成23年4月現在	21,259 人 平成24年4月現在	22,550 人 平成25年4月現在	24,055 人 平成26年4月現在	25,218 人 平成27年4月現在	26,370 人 平成28年4月現在	27,667 人 平成29年4月現在	28,585 人 平成30年4月現在
国選付添人契約弁護士数	—	654 人 平成19年11月現在	3,339 人 平成20年10月現在	4,778 人 平成21年10月現在	6,564 人 平成23年4月現在	7,701 人 平成24年4月現在	8,703 人 平成25年4月現在	9,637 人 平成26年4月現在	12,512 人 平成27年4月現在	13,409 人 平成28年4月現在	14,272 人 平成29年4月現在	14,867 人 平成30年4月現在
<b>犯罪被害者支援業務</b>												
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	3,679 件	6,296 件	8,541 件	10,429 件	10,482 件	9,780 件	11,048 件	11,321 件	13,137 件	13,056 件	12,014 件	13,461 件
地方事務所受付件数	715 件	8,301 件	11,403 件	15,616 件	14,089 件	13,096 件	15,582 件	14,081 件	12,695 件	13,380 件	13,825 件	12,717 件
精通弁護士紹介件数	97 件	590 件	696 件	898 件	929 件	877 件	1,013 件	1,330 件	1,491 件	1,603 件	1,677 件	1,705 件
被害者参加旅費等請求件数	—	—	—	—	—	—	—	939 件 ※平成25年12月～	2,578 件	2,594 件	2,912 件	2,685 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	—	—	29 件 ※平成20年12月～	204 件	231 件	282 件	302 件	383 件	451 件	521 件	511 件	561 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	—	—	1,844 人 平成21年4月現在	2,219 人 平成22年4月現在	2,476 人 平成23年4月現在	3,014 人 平成24年4月現在	3,335 人 平成25年4月現在	3,700 人 平成26年4月現在	4,122 人 平成27年4月現在	4,449 人 平成28年4月現在	4,709 人 平成29年4月現在	5,038 人 平成30年4月現在
<b>受託業務</b>												
申込受付件数	—	7,194 件 ※平成19年10月～	18,816 件	18,164 件	17,587 件	19,826 件	23,160 件	25,313 件	24,096 件	23,316 件	22,444 件	22,206 件
<b>認知度</b>												
認知度	—	22.6 % 平成20年2月調査	24.3 % 平成21年2月調査	37.3 % 平成22年2月調査	38.7 % 平成23年1月調査	42.1 % 平成23年12月調査	42.4 % 平成24年12月調査	47.3 % 平成26年1月調査	55.8 % 平成27年2月調査	50.6 % 平成27年12月調査	56.4 % 平成28年12月調査	54.9 % 平成29年12月調査

【資料8】 平成29年度情報提供件数の推移

区 分	平成29年												平成30年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
コールセンター 電話	25,108	26,109	27,029	23,402	24,750	25,494	27,405	25,641	22,477	24,189	25,011	28,515	305,130			
コールセンター メール	2,426	2,954	2,725	2,521	2,742	3,095	3,186	2,885	2,514	2,933	2,940	3,293	34,214			
地方事務所	15,797	16,586	18,226	16,047	17,040	16,748	17,332	15,637	14,088	15,586	15,300	17,748	196,135			
合計	43,331	45,649	47,980	41,970	44,532	45,337	47,923	44,163	39,079	42,708	43,251	49,556	535,479			



【資料9】平成29年度援助申込状況(民事法律扶助)

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過	勝訴見込無	その他
東京	40,488	16,967	137	53	35	49
神奈川	17,286	7,090	78	36	24	18
埼玉	13,026	4,938	25	10	5	10
千葉	11,672	4,348	30	11	1	18
茨城	1,824	1,681	10	9	1	0
栃木	2,234	1,227	10	6	1	3
群馬	3,082	1,274	22	20	1	1
静岡	7,037	2,399	13	6	2	5
山梨	2,311	542	2	1	0	1
長野	4,097	1,417	20	1	10	9
新潟	5,162	1,666	8	6	0	2
大阪	25,594	11,927	68	8	42	18
京都	6,659	2,485	36	11	7	18
兵庫	13,028	4,742	19	3	8	8
奈良	3,887	1,384	14	3	7	4
滋賀	3,040	1,028	7	5	0	2
和歌山	2,509	847	22	13	4	5
愛知	10,849	4,554	7	2	1	4
三重	2,880	859	7	6	1	0
岐阜	3,755	1,054	11	2	6	3
福井	1,549	562	3	1	1	1
石川	2,247	915	18	10	0	8
富山	1,731	600	2	0	2	0
広島	8,259	2,496	23	4	6	13
山口	2,856	956	9	5	2	2
岡山	3,822	1,511	80	38	0	42
鳥取	2,345	677	5	1	0	4
島根	2,342	642	3	1	0	2
福岡	15,795	6,891	51	4	27	20
佐賀	2,903	900	11	2	0	9
長崎	4,727	1,253	13	3	2	8
大分	4,176	1,074	9	9	0	0
熊本	7,252	1,749	24	19	0	5
鹿児島	5,526	1,764	8	4	2	2
宮崎	4,700	1,646	38	14	4	20
沖縄	6,142	1,548	10	4	1	5
宮城	2,922	3,385	4	0	0	4
福島	1,212	1,142	10	7	2	1
山形	3,071	1,129	5	1	0	4
岩手	1,242	1,243	11	10	0	1
秋田	3,250	943	4	1	2	1
青森	4,668	1,383	7	2	2	3
札幌	10,993	6,237	72	7	10	55
函館	2,467	911	10	7	1	2
旭川	2,671	1,015	4	1	2	1
釧路	3,610	1,220	6	2	4	0
香川	2,518	712	14	3	7	4
徳島	2,355	603	2	0	1	1
高知	2,214	735	8	3	3	2
愛媛	2,425	777	4	0	3	1
全国合計	302,410	119,048	1,014	375	240	399

【資料10】平成29年度援助申込状況(震災法律援助)

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過	勝訴見込無	その他
東京	32	45	0	0	0	0
神奈川	4	0	0	0	0	0
埼玉	6	1	0	0	0	0
千葉	504	1	1	0	0	1
茨城	8,858	3	0	0	0	0
栃木	2,576	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0
山梨	1	0	0	0	0	0
長野	3	0	0	0	0	0
新潟	194	4	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0
京都	5	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0
愛知	6	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0
富山	2	0	0	0	0	0
広島	1	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	1	8	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0
福岡	1	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0
沖縄	6	1	0	0	0	0
宮城	20,119	44	0	0	0	0
福島	11,208	68	0	0	0	0
山形	21	51	0	0	0	0
岩手	9,463	20	1	0	0	1
秋田	4	0	0	0	0	0
青森	413	0	0	0	0	0
札幌	0	0	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0
釧路	2	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0
愛媛	3	1	0	0	0	0
全国合計	53,433	248	2	0	0	2

【資料11】平成29年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	27,319	16,746	17,246	26,819	313	221	221	313
神奈川	9,767	6,929	6,629	10,067	255	161	161	255
埼玉	5,998	4,836	4,384	6,450	152	102	98	156
千葉	4,678	4,298	3,733	5,243	53	50	46	57
茨城	1,801	1,648	1,569	1,880	9	33	19	23
栃木	1,219	1,212	1,066	1,365	19	15	21	13
群馬	1,584	1,244	1,205	1,623	65	30	45	50
静岡	2,627	2,211	2,181	2,657	140	188	174	154
山梨	516	533	518	531	8	9	6	11
長野	1,539	1,343	1,261	1,621	82	74	65	91
新潟	1,826	1,600	1,588	1,838	39	66	43	62
大阪	14,373	11,398	11,707	14,064	536	529	529	536
京都	2,838	2,362	2,323	2,877	115	123	138	100
兵庫	5,128	4,349	4,309	5,168	384	393	390	387
奈良	1,491	1,354	1,301	1,544	28	30	35	23
滋賀	1,115	989	1,012	1,092	56	39	59	36
和歌山	1,016	828	884	960	26	19	24	21
愛知	5,086	4,380	4,050	5,416	117	174	132	159
三重	803	811	812	802	29	48	44	33
岐阜	887	1,037	878	1,046	19	17	17	19
福井	630	551	556	625	3	11	9	5
石川	1,087	897	975	1,009	12	18	15	15
富山	508	588	590	506	25	12	29	8
広島	2,987	2,379	2,416	2,950	122	117	131	108
山口	933	937	891	979	12	19	19	12
岡山	1,281	1,343	1,293	1,331	102	168	120	150
鳥取	631	665	651	645	19	12	22	9
島根	595	634	590	639	7	8	8	7
福岡	7,363	6,434	6,288	7,509	461	457	435	483
佐賀	1,019	877	919	977	27	23	27	23
長崎	1,258	1,214	1,261	1,211	40	39	43	36
大分	914	1,063	918	1,059	15	11	18	8
熊本	2,038	1,691	1,616	2,113	77	58	67	68
鹿児島	1,573	1,661	1,536	1,698	78	103	92	89
宮崎	1,669	1,621	1,549	1,741	33	25	26	32
沖縄	1,586	1,405	1,295	1,696	133	143	148	128
宮城	3,384	3,080	2,872	3,592	207	305	247	265
福島	993	1,126	990	1,129	25	16	20	21
山形	1,020	1,126	1,058	1,088	16	3	9	10
岩手	1,202	1,192	1,139	1,255	37	51	41	47
秋田	1,002	901	890	1,013	52	42	62	32
青森	1,268	1,355	1,336	1,287	36	28	43	21
札幌	5,712	6,131	6,112	5,731	94	106	97	103
函館	634	909	848	695	7	2	7	2
旭川	950	993	934	1,009	18	22	29	11
釧路	1,168	1,214	1,226	1,156	7	6	10	3
香川	487	707	591	603	7	5	7	5
徳島	567	577	542	602	30	26	27	29
高知	566	638	600	604	82	97	77	102
愛媛	747	753	647	853	13	24	21	16
全国合計	137,383	114,770	111,785	140,368	4,242	4,278	4,173	4,347

【資料12】平成29年度 援助決定件数等状況(震災法律援助)

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	1,546	45	48	1,543	0	0	0	0
神奈川	1	0	0	1	0	0	0	0
埼玉	2	1	0	3	0	0	0	0
千葉	1	0	0	1	0	1	0	1
茨城	15	3	6	12	0	0	0	0
栃木	2	0	1	1	0	0	0	0
群馬	3	0	0	3	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	735	4	0	739	0	0	0	0
大阪	1	0	0	1	0	0	0	0
京都	1	0	1	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	0	1	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	1	0	1	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	1	0	1	0	1	0	0	1
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	8	0	0	8	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	4	8	4	8
鳥取	3	0	3	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	35	0	1	34	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	1	0	1	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	1	0	1	0	0	0	0
宮城	147	30	42	135	39	14	37	16
福島	229	62	108	183	1	6	1	6
山形	891	51	128	814	0	0	0	0
岩手	35	20	42	13	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	1	0	0	1	0	0	0	0
札幌	1	0	0	1	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	1	1	1	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	1	0	1	0	0	0	0
全国合計	3,661	219	383	3,497	46	29	43	32

【資料13】平成29年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	1,017	1,039	2,056	452	3,074	1,485	4,559	375	131	6,708	2,085	8,793	221	7	152	16,746
神奈川	339	171	510	141	1,464	537	2,001	88	53	3,038	973	4,011	96	0	29	6,929
埼玉	198	133	331	97	1,131	396	1,527	66	36	2,100	603	2,703	49	0	27	4,836
千葉	196	113	309	63	866	352	1,218	54	20	1,991	588	2,579	30	0	25	4,298
茨城	75	44	119	15	286	122	408	24	2	743	315	1,058	19	0	3	1,648
栃木	49	32	81	9	293	115	408	29	7	461	194	655	13	0	10	1,212
群馬	109	43	152	15	328	108	436	22	20	429	148	577	11	0	11	1,244
静岡	127	82	209	42	488	200	688	36	15	883	312	1,195	16	0	10	2,211
山梨	30	11	41	5	154	47	201	4	4	206	65	271	7	0	0	533
長野	69	70	139	23	354	158	512	35	3	427	188	615	11	0	5	1,343
新潟	78	68	146	26	355	200	555	25	6	566	262	828	12	0	2	1,600
大阪	998	480	1,478	253	2,114	961	3,075	251	88	4,310	1,757	6,067	115	3	68	11,398
京都	172	121	293	90	571	268	839	49	33	778	228	1,006	33	0	19	2,362
兵庫	356	178	534	78	884	402	1,286	85	42	1,612	628	2,240	54	0	30	4,349
奈良	115	65	180	30	340	122	462	28	7	459	151	610	27	0	10	1,354
滋賀	79	35	114	22	208	125	333	32	8	343	124	467	10	0	3	989
和歌山	52	29	81	17	187	118	305	12	10	275	111	386	9	0	8	828
愛知	255	150	405	79	1,237	537	1,774	87	19	1,347	596	1,943	48	0	25	4,380
三重	40	29	69	15	195	79	274	20	6	301	114	415	6	0	6	811
岐阜	52	30	82	18	285	92	377	21	6	394	127	521	10	0	2	1,037
福井	51	21	72	7	139	70	209	10	8	180	59	239	4	0	2	551
石川	61	31	92	10	274	102	376	18	13	239	137	376	9	1	2	897
富山	33	29	62	10	167	75	242	21	12	158	69	227	7	0	7	588
広島	157	88	245	44	583	242	825	45	25	823	320	1,143	30	0	22	2,379
山口	58	32	90	10	229	98	327	16	8	331	131	462	16	0	8	937
岡山	73	56	129	31	263	154	417	23	15	455	253	708	10	0	10	1,343
鳥取	67	31	98	12	160	96	256	14	8	172	98	270	7	0	0	665
島根	46	30	76	7	182	60	242	5	7	194	96	290	5	0	2	634
福岡	353	258	611	104	1,190	624	1,814	123	54	2,328	1,262	3,590	75	0	63	6,434
佐賀	88	31	119	13	179	83	262	15	12	353	87	440	7	0	9	877
長崎	50	50	100	20	199	156	355	18	8	508	190	698	10	0	5	1,214
大分	95	39	134	18	233	81	314	9	5	414	157	571	7	0	5	1,063
熊本	113	73	186	27	339	221	560	31	10	565	270	835	25	0	17	1,691
鹿児島	88	69	157	30	340	183	523	18	10	624	271	895	22	0	6	1,661
宮崎	98	66	164	26	275	214	489	19	27	606	261	867	17	0	12	1,621
沖縄	83	68	151	35	269	209	478	29	9	467	209	676	13	0	14	1,405
宮城	194	113	307	50	642	262	904	48	24	986	697	1,683	45	0	19	3,080
福島	57	47	104	16	272	135	407	28	16	393	134	527	23	0	5	1,126
山形	75	83	158	18	259	120	379	14	4	337	202	539	11	0	3	1,126
岩手	35	30	65	12	219	102	321	22	0	555	199	754	15	0	3	1,192
秋田	65	24	89	15	135	84	219	10	5	430	116	546	5	0	12	901
青森	86	57	143	15	251	119	370	13	7	531	262	793	9	0	5	1,355
札幌	363	219	582	138	1,243	558	1,801	101	52	2,513	839	3,352	66	0	39	6,131
函館	37	34	71	11	165	116	281	8	7	373	145	518	9	0	4	909
旭川	66	35	101	11	225	110	335	20	8	328	175	503	11	0	4	993
釧路	57	37	94	15	234	140	374	25	13	483	194	677	14	0	2	1,214
香川	34	22	56	5	149	83	232	11	5	308	84	392	3	0	3	707
徳島	36	23	59	8	153	74	227	9	7	170	88	258	5	0	4	577
高知	56	22	78	15	119	41	160	6	4	281	90	371	1	0	3	638
愛媛	46	30	76	9	127	73	200	8	4	336	106	442	7	0	7	753
全国合計	7,127	4,671	11,798	2,232	24,028	11,109	35,137	2,080	903	43,812	16,770	60,582	1,285	11	742	114,770

【資料14】平成29年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立 手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
東 京	42	0	42	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	45
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
千 葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
宮 城	2	1	3	3	2	1	3	1	0	8	11	19	0	0	0	0	0	0	1	30
福 島	2	3	5	4	2	4	6	0	3	5	0	5	0	39	0	0	0	0	0	62
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	0	51
岩 手	1	1	2	3	0	2	2	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0	8	20
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
全国合計	52	6	58	11	6	7	13	1	3	20	12	32	0	92	0	0	0	0	9	219

【資料15】平成29年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	1	1	2	2	0	30	30	0	0	182	1	183	0	0	4	221
神奈川	0	0	0	2	1	26	27	2	0	124	6	130	0	0	0	161
埼玉	0	2	2	0	2	20	22	0	0	75	2	77	0	0	1	102
千葉	0	2	2	0	0	12	12	0	0	34	1	35	0	0	1	50
茨城	0	0	0	0	0	4	4	0	0	27	1	28	1	0	0	33
栃木	0	0	0	0	2	2	4	0	0	10	1	11	0	0	0	15
群馬	0	0	0	0	0	1	1	0	0	28	0	28	1	0	0	30
静岡	0	2	2	0	5	22	27	0	1	149	7	156	1	0	1	188
山梨	0	0	0	0	0	2	2	0	0	7	0	7	0	0	0	9
長野	1	1	2	0	4	8	12	0	0	60	0	60	0	0	0	74
新潟	0	0	0	1	0	29	29	0	0	35	1	36	0	0	0	66
大阪	0	5	5	1	4	140	144	0	0	360	19	379	0	0	0	529
京都	0	0	0	1	1	71	72	0	0	49	1	50	0	0	0	123
兵庫	0	1	1	0	2	133	135	0	1	196	60	256	0	0	0	393
奈良	0	0	0	0	0	11	11	0	0	18	1	19	0	0	0	30
滋賀	0	0	0	1	0	19	19	0	0	19	0	19	0	0	0	39
和歌山	0	0	0	0	0	3	3	0	0	15	0	15	1	0	0	19
愛知	0	0	0	0	0	22	22	0	0	149	2	151	0	0	1	174
三重	0	0	0	0	1	1	2	0	0	45	1	46	0	0	0	48
岐阜	1	0	1	0	0	1	1	0	0	15	0	15	0	0	0	17
福井	0	0	0	0	0	4	4	0	0	7	0	7	0	0	0	11
石川	0	1	1	0	0	3	3	0	0	14	0	14	0	0	0	18
富山	0	0	0	0	0	8	8	0	0	4	0	4	0	0	0	12
広島	1	0	1	0	0	8	8	0	0	108	0	108	0	0	0	117
山口	0	0	0	0	0	3	3	0	0	16	0	16	0	0	0	19
岡山	1	1	2	0	0	18	18	1	0	126	21	147	0	0	0	168
鳥取	1	0	1	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	0	12
島根	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	8
福岡	0	1	1	1	1	35	36	0	0	386	31	417	0	0	2	457
佐賀	0	0	0	0	0	2	2	0	0	21	0	21	0	0	0	23
長崎	0	0	0	0	0	2	2	0	0	35	2	37	0	0	0	39
大分	0	0	0	0	1	1	2	0	0	8	1	9	0	0	0	11
熊本	0	2	2	0	0	9	9	0	0	47	0	47	0	0	0	58
鹿児島	0	0	0	0	0	24	24	0	0	78	1	79	0	0	0	103
宮崎	0	0	0	2	2	7	9	0	0	14	0	14	0	0	0	25
沖縄	1	0	1	1	4	2	6	0	0	133	1	134	1	0	0	143
宮城	0	0	0	1	0	3	3	0	0	239	61	300	0	0	1	305
福島	0	0	0	0	1	5	6	0	0	9	1	10	0	0	0	16
山形	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	3
岩手	0	0	0	0	0	7	7	0	0	41	3	44	0	0	0	51
秋田	0	0	0	0	0	7	7	0	0	34	1	35	0	0	0	42
青森	0	0	0	0	0	2	2	0	0	26	0	26	0	0	0	28
札幌	0	0	0	1	2	26	28	0	0	76	1	77	0	0	0	106
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2
旭川	0	0	0	0	0	4	4	0	0	18	0	18	0	0	0	22
釧路	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	0	2	2	0	0	6
香川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	4	0	4	0	0	0	5
徳島	1	0	1	0	0	2	2	0	0	19	4	23	0	0	0	26
高知	0	2	2	0	0	0	0	0	0	95	0	95	0	0	0	97
愛媛	0	0	0	0	1	1	2	0	0	22	0	22	0	0	0	24
全国合計	9	21	30	14	34	744	778	3	2	3,201	232	3,433	7	0	11	4,278

【資料16】平成29年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立 手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
東 京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 葉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	8
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	14	0	0	0	0	0	0	0	14
福 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	12	2	14	0	14	0	0	0	0	0	29

【資料17】契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)

地方 事務所	契約弁護士数		(参考) 単位会 会員数	民事法律 扶助 契約率 (%)	契約弁護士法人数	
	民事法律 援助	震災法律 援助			民事法律 援助	震災法律 援助
東京	6,219	547	18,880	32.9%	141	4
神奈川	1,223	68	1,637	74.7%	27	1
埼玉	641	54	869	73.8%	19	0
千葉	610	154	799	76.3%	13	0
茨城	238	218	288	82.6%	8	0
栃木	161	99	222	72.5%	6	0
群馬	240	48	290	82.8%	7	0
静岡	404	88	481	84.0%	6	6
山梨	107	20	122	87.7%	0	0
長野	209	9	244	85.7%	4	0
新潟	238	116	281	84.7%	10	1
大阪	3,224	24	4,566	70.6%	90	1
京都	613	67	772	79.4%	18	0
兵庫	745	26	933	79.8%	22	1
奈良	147	15	173	85.0%	1	0
滋賀	133	25	154	86.4%	2	0
和歌山	130	41	146	89.0%	2	0
愛知	1,294	17	1,963	65.9%	37	3
三重	150	32	184	81.5%	1	0
岐阜	155	29	203	76.4%	8	0
福井	99	26	108	91.7%	2	0
石川	153	41	174	87.9%	4	0
富山	101	12	125	80.8%	2	0
広島	446	30	583	76.5%	18	1
山口	161	15	176	91.5%	10	1
岡山	308	40	401	76.8%	15	3
鳥取	55	4	65	84.6%	4	0
島根	71	6	82	86.6%	2	0
福岡	928	18	1,286	72.2%	29	2
佐賀	97	19	105	92.4%	4	0
長崎	132	8	159	83.0%	9	1
大分	133	41	161	82.6%	14	0
熊本	218	54	281	77.6%	10	1
鹿児島	163	14	211	77.3%	21	2
宮崎	109	5	139	78.4%	15	1
沖縄	190	34	268	70.9%	8	0
宮城	393	407	453	86.8%	11	3
福島	173	175	203	85.2%	12	2
山形	88	67	97	90.7%	3	0
岩手	93	87	104	89.4%	2	3
秋田	73	47	77	94.8%	2	0
青森	96	44	113	85.0%	4	1
札幌	646	201	799	80.9%	22	1
函館	45	22	56	80.4%	2	0
旭川	68	27	72	94.4%	3	0
釧路	65	20	78	83.3%	8	0
香川	114	7	172	66.3%	2	0
徳島	71	19	93	76.3%	4	0
高知	68	4	86	79.1%	0	1
愛媛	108	6	164	65.9%	4	0
全国合計	22,346	3,197	40,098	55.7%	668	40

注1)契約弁護士・法人数は、平成30年4月1日現在。

注2)弁護士数(会員数)は、日弁連資料(平成30年4月1日現在)による。

【資料18】契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)

地方 事務所	契約司法書士数		(参考) 単位会 会員数	民事法律 扶助 契約率 (%)	契約司法書士法人数	
	民事法律 援助	震災法律 援助			民事法律 援助	震災法律 援助
東京	755	129	4,193	18.0%	42	4
神奈川	425	19	1,151	36.9%	18	1
埼玉	255	18	899	28.4%	8	0
千葉	159	40	750	21.2%	9	0
茨城	103	51	336	30.7%	1	0
栃木	81	6	231	35.1%	0	0
群馬	112	25	296	37.8%	3	0
静岡	144	55	500	28.8%	14	6
山梨	46	16	132	34.8%	0	0
長野	143	28	365	39.2%	1	0
新潟	106	29	293	36.2%	3	1
大阪	658	89	2,404	27.4%	29	1
京都	239	22	576	41.5%	10	0
兵庫	448	5	1,057	42.4%	7	1
奈良	71	5	217	32.7%	2	0
滋賀	82	3	230	35.7%	3	0
和歌山	59	7	164	36.0%	0	0
愛知	509	85	1,300	39.2%	18	3
三重	99	20	254	39.0%	2	0
岐阜	93	5	352	26.4%	4	0
福井	49	6	126	38.9%	1	0
石川	78	24	203	38.4%	0	0
富山	55	10	160	34.4%	2	0
広島	228	32	519	43.9%	8	1
山口	85	28	228	37.3%	3	1
岡山	129	19	366	35.2%	8	3
鳥取	45	1	101	44.6%	1	0
島根	34	2	112	30.4%	0	0
福岡	406	80	972	41.8%	16	2
佐賀	48	1	123	39.0%	5	0
長崎	57	3	157	36.3%	2	1
大分	58	6	166	34.9%	3	0
熊本	134	14	329	40.7%	4	1
鹿児島	150	9	329	45.6%	4	2
宮崎	80	12	179	44.7%	2	1
沖縄	94	14	217	43.3%	4	0
宮城	102	65	324	31.5%	4	3
福島	114	74	270	42.2%	3	2
山形	75	31	156	48.1%	0	0
岩手	38	35	144	26.4%	1	2
秋田	64	18	112	57.1%	0	0
青森	27	9	128	21.1%	1	1
札幌	232	33	500	46.4%	2	1
函館	12	3	39	30.8%	3	0
旭川	33	4	70	47.1%	0	0
釧路	29	4	84	34.5%	0	0
香川	73	4	172	42.4%	1	0
徳島	41	4	139	29.5%	1	0
高知	69	11	119	58.0%	4	1
愛媛	68	11	244	27.9%	3	0
全国合計	7,294	1,224	22,488	32.4%	260	39

注1)契約司法書士・法人数は、平成30年4月1日現在。

注2)司法書士数(会員数)は、日司連資料(平成30年4月2日現在)による。

【資料19】 国選付添事件受理件数

地方 事務所	平成29年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	3	6	16	12	17	11	20	19	26	10	23	31	194
多摩	10	7	9	5	12	9	2	15	11	3	6	9	98
神奈川	11	17	20	19	25	14	23	33	28	22	23	22	257
川崎	3	7	4	7	4	4	4	7	6	2	3	9	60
小田原	1	2	5	1	1	1	5	5	3	0	4	2	30
埼玉	13	18	12	18	15	15	14	19	16	12	15	10	177
川越	3	1	6	7	5	3	4	4	8	0	3	3	47
千葉	10	12	17	13	15	12	9	12	19	13	2	13	147
松戸	0	4	0	1	2	5	5	3	2	2	6	4	34
茨城	3	10	3	6	4	8	9	4	7	4	6	12	76
栃木	4	2	2	2	7	5	5	4	6	4	4	2	47
群馬	2	6	6	1	0	5	4	3	10	2	4	7	50
静岡	1	2	2	0	1	2	4	2	1	1	1	3	20
沼津	0	2	1	1	1	3	3	4	0	0	1	0	16
浜松	2	0	4	2	1	0	0	0	1	2	1	2	15
山梨	1	1	2	3	2	2	0	1	6	5	1	6	30
長野	4	1	3	2	2	0	0	3	3	2	2	5	27
新潟	5	5	7	6	6	5	6	2	7	2	2	2	55
大阪	27	23	26	30	24	21	19	28	43	27	25	40	333
京都	5	7	4	7	9	4	0	8	7	3	5	4	63
兵庫	12	8	13	13	10	8	9	11	16	7	10	14	131
阪神	0	5	6	3	5	3	4	3	4	2	6	5	46
姫路	2	2	4	2	1	5	7	3	4	4	2	4	40
奈良	0	2	1	5	4	1	0	5	6	3	4	3	34
滋賀	6	5	3	3	4	2	9	5	4	2	4	1	48
和歌山	1	3	5	6	2	4	2	0	2	1	0	2	28
愛知	20	19	27	25	21	21	18	32	16	8	15	12	234
三河	6	2	5	5	4	4	5	6	8	2	6	11	64
三重	3	2	0	4	1	0	4	1	2	1	1	4	23
岐阜	1	4	6	8	6	2	2	3	8	1	0	1	42
福井	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	4
石川	1	2	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	7
富山	0	0	2	3	1	4	0	2	6	2	0	1	21
広島	8	9	8	15	6	3	9	3	13	2	4	11	91
山口	0	6	5	5	1	3	2	1	6	3	1	0	33
岡山	0	12	5	3	6	8	4	7	8	6	4	8	71
鳥取	0	0	1	1	1	1	3	2	0	0	2	2	13
島根	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	3	0	7
福岡	4	13	17	9	13	9	24	8	22	3	11	10	143
北九州	0	3	5	7	3	0	4	2	5	3	5	3	40
佐賀	1	1	3	3	2	5	4	0	1	0	2	2	24
長崎	0	6	7	5	1	3	2	2	1	2	3	1	33
大分	1	0	2	2	1	0	0	3	1	1	0	2	13
熊本	1	0	4	0	0	1	3	2	5	1	3	0	20
鹿児島	5	5	0	1	1	1	5	3	3	2	5	7	38
宮崎	0	7	5	3	4	3	3	3	4	4	5	2	43
沖縄	3	5	5	5	5	7	7	4	7	5	3	8	64
宮城	3	2	2	4	1	7	2	2	4	2	0	3	32
福島	2	3	2	1	1	0	3	5	3	2	2	6	30
山形	1	0	1	1	0	0	2	1	1	0	2	0	9
岩手	0	5	0	1	2	1	1	10	1	1	1	0	23
秋田	0	0	2	1	1	1	0	1	1	0	1	0	8
青森	3	1	2	1	0	0	3	1	2	2	0	2	17
札幌	0	4	3	3	3	4	1	11	7	3	7	2	48
函館	0	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1	6
旭川	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
釧路	0	1	0	2	0	0	0	1	2	1	2	1	10
香川	2	2	0	3	2	5	0	6	4	2	4	3	33
徳島	1	5	2	4	3	3	1	3	3	0	0	0	25
高知	0	1	2	2	2	2	1	0	2	2	2	1	17
愛媛	1	5	1	0	3	6	1	2	2	0	2	3	26
合計	196	285	308	303	277	260	284	330	396	196	260	322	3,417

注) 集計日(平成30年5月1日)時点の件数。

【資料20】 国選弁護士契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方事務所	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年
	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在										
東京	7,791	7,907	8,452	8,511	8,888	9,114	9,524	9,635	10,072	10,264	10,678	10,853	11,220	11,322	11,683
神奈川	897	913	991	1,000	1,063	1,073	1,144	1,158	1,220	1,239	1,291	1,294	1,352	1,362	1,409
埼玉	456	460	511	525	530	559	590	599	632	639	666	677	696	708	732
千葉	432	433	471	477	535	541	570	576	618	622	660	656	681	682	709
茨城	155	164	181	183	196	197	220	222	238	236	244	243	250	247	257
栃木	128	125	139	140	149	154	158	163	169	171	170	171	179	177	183
群馬	179	178	199	200	216	214	229	228	241	241	248	244	252	247	261
静岡	288	295	324	321	348	354	367	368	381	380	390	395	410	411	422
山梨	84	83	91	93	99	98	108	108	109	108	110	110	112	112	113
長野	161	167	175	178	191	193	206	208	214	215	221	220	228	229	230
新潟	184	187	201	204	217	215	226	223	237	236	241	244	251	252	254
大阪	2,075	2,030	2,191	2,184	2,285	2,320	2,450	2,458	2,448	2,576	2,565	2,714	2,819	2,817	2,920
京都	414	420	462	459	495	496	523	528	552	554	584	585	609	603	617
兵庫	485	490	536	536	577	583	622	598	622	621	638	643	686	686	706
奈良	116	120	120	129	136	140	143	144	152	152	149	149	156	157	158
滋賀	87	90	103	101	108	101	108	109	113	108	106	110	106	110	118
和歌山	104	104	108	110	116	112	122	126	126	124	129	127	128	131	130
愛知	1,091	1,104	1,198	1,199	1,257	1,273	1,358	1,367	1,458	1,461	1,529	1,538	1,612	1,609	1,662
三重	124	125	139	139	147	147	161	161	165	166	171	172	178	170	166
岐阜	122	123	133	132	137	143	155	157	157	162	163	162	166	165	166
福井	77	77	79	79	83	83	86	87	89	89	92	93	94	96	98
石川	115	118	131	135	143	147	157	159	160	158	162	159	165	164	168
富山	75	77	82	87	89	91	94	88	91	93	95	97	106	106	109
広島	318	321	352	349	376	376	405	408	424	414	427	425	441	439	442
山口	115	113	120	119	128	130	130	130	139	138	140	141	145	147	152
岡山	230	227	245	249	276	269	290	287	296	297	307	304	314	312	322
鳥取	54	56	59	60	65	65	66	64	64	65	65	63	64	65	64
島根	54	54	60	57	61	63	66	62	68	72	75	71	73	73	74
福岡	701	704	735	745	804	801	808	832	893	881	880	920	960	954	986
佐賀	74	72	78	76	82	80	85	83	87	88	92	91	95	93	96
長崎	121	121	129	130	136	136	143	139	145	142	142	143	147	145	147
大分	111	112	118	117	117	117	122	125	132	133	141	139	143	142	141
熊本	165	167	183	180	188	189	204	208	213	214	222	222	230	231	237
鹿児島	139	137	155	159	171	166	179	174	181	179	190	186	195	198	199
宮崎	88	92	102	102	112	109	116	115	118	118	123	121	127	127	128
沖縄	143	147	151	156	159	163	168	164	174	173	183	186	185	190	197
宮城	287	289	308	312	330	324	340	334	360	362	371	371	377	382	396
福島	139	143	149	149	160	159	168	169	178	180	185	186	188	189	191
山形	69	70	73	76	81	79	83	84	87	87	85	86	92	94	92
岩手	71	73	84	84	85	90	92	91	96	97	96	95	98	95	95
秋田	55	54	59	60	62	62	66	66	66	67	68	65	68	70	69
青森	79	77	86	85	94	94	100	99	105	107	108	104	106	105	100
札幌	438	430	472	456	494	484	524	506	535	544	569	546	543	542	571
函館	33	34	39	40	43	43	45	46	48	47	48	49	50	52	50
旭川	43	48	56	56	62	63	62	61	64	65	67	67	71	70	68
釧路	52	52	57	58	63	63	64	64	66	67	71	72	73	72	74
香川	97	94	101	100	118	114	123	125	130	129	127	124	128	126	129
徳島	70	70	80	78	81	82	83	81	82	81	82	84	89	88	86
高知	65	66	71	71	74	74	75	76	79	78	79	78	79	81	77
愛媛	115	117	120	117	123	121	127	122	124	124	125	128	130	132	131
合計	19,566	19,730	21,259	21,363	22,550	22,864	24,055	24,185	25,218	25,564	26,370	26,723	27,667	27,777	28,585

【資料21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

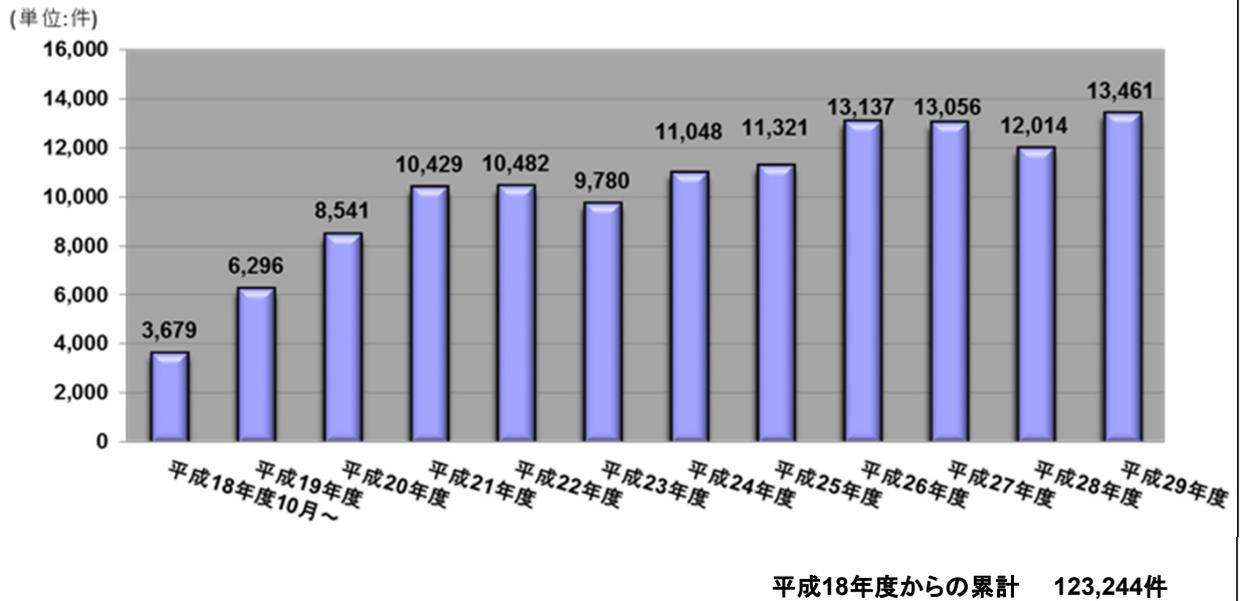
地方事務所	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年
	4月1日現在	10月1日現在	4月2日現在	10月1日現在	4月1日現在										
東京	791	827	1,023	1,110	1,180	1,255	1,334	2,152	2,330	2,448	2,576	2,671	2,723	2,791	2,856
神奈川	344	371	441	461	522	532	593	779	829	852	893	898	942	949	985
埼玉	189	192	211	221	229	245	265	347	381	397	427	447	458	471	491
千葉	214	222	247	254	297	302	331	387	433	434	469	468	488	492	514
茨城	110	116	131	134	143	146	165	167	183	182	193	192	199	196	208
栃木	64	66	79	82	90	93	100	114	122	126	127	127	134	133	137
群馬	107	107	128	128	141	140	150	168	181	181	189	186	192	190	203
静岡	219	226	254	251	278	283	297	290	303	303	310	314	327	328	338
山梨	50	49	62	64	71	71	81	82	83	85	87	88	89	90	90
長野	92	101	110	113	125	128	141	158	165	167	172	172	180	182	182
新潟	94	96	109	111	123	122	130	140	157	160	168	171	178	178	178
大阪	752	722	853	893	987	1,037	1,142	1,196	1,202	1,322	1,319	1,431	1,500	1,515	1,573
京都	222	224	260	264	290	288	318	325	338	343	362	363	390	385	392
兵庫	162	168	194	202	231	235	258	317	399	417	442	459	503	513	543
奈良	86	90	89	95	100	103	105	107	118	118	116	119	127	128	130
滋賀	82	86	99	96	102	95	102	107	111	106	103	106	102	106	115
和歌山	59	58	59	60	59	57	74	86	87	88	94	93	91	95	95
愛知	195	208	218	234	241	252	262	393	689	700	784	806	867	878	927
三重	69	70	81	81	88	86	100	101	102	103	109	111	117	114	110
岐阜	82	81	90	90	94	101	110	114	115	120	121	121	125	127	128
福井	65	65	68	68	72	73	77	80	83	82	85	86	86	87	89
石川	65	69	82	85	94	96	106	108	112	110	114	113	119	120	125
富山	47	47	47	47	47	54	55	59	63	69	75	77	86	88	90
広島	62	64	86	89	117	130	162	267	286	282	303	309	326	325	329
山口	69	68	75	75	84	87	90	109	118	118	122	122	126	130	135
岡山	141	144	160	165	192	186	207	228	241	240	249	248	256	252	262
鳥取	48	48	49	50	55	55	57	57	57	58	57	56	57	57	56
島根	44	44	49	47	50	51	54	51	56	60	63	60	62	60	62
福岡	389	421	470	471	526	531	544	617	663	658	655	689	722	713	746
佐賀	65	64	71	69	75	76	81	80	83	85	88	87	91	89	90
長崎	103	103	111	111	116	114	120	121	129	128	128	129	133	133	135
大分	62	63	69	68	72	72	75	83	89	91	100	99	104	103	103
熊本	94	100	104	114	118	121	123	163	170	170	178	178	185	185	190
鹿児島	89	90	107	115	127	124	136	133	134	139	141	143	141	151	149
宮崎	73	77	87	87	97	95	101	100	103	105	112	110	117	117	119
沖縄	82	86	85	85	98	98	105	112	113	119	129	132	129	137	144
宮城	160	164	185	187	204	199	215	250	274	282	291	290	298	302	316
福島	87	94	96	99	112	113	123	141	149	151	154	155	161	162	163
山形	56	57	60	63	69	68	72	72	76	76	74	75	80	83	81
岩手	52	54	65	65	68	73	75	74	79	80	79	79	82	79	79
秋田	35	34	39	40	42	42	47	54	55	56	57	55	58	60	60
青森	53	52	60	59	68	68	77	82	88	90	90	86	86	85	84
札幌	322	328	369	367	405	397	438	436	467	471	496	475	503	503	532
函館	29	30	35	36	40	40	42	43	45	44	45	46	47	49	47
旭川	29	34	42	43	51	52	52	56	59	59	61	61	65	64	63
釧路	38	39	45	46	52	51	52	54	56	58	63	63	64	63	65
香川	54	53	58	59	69	68	79	98	104	103	102	102	106	103	107
徳島	65	65	75	73	76	77	78	77	78	78	79	81	86	85	84
高知	41	42	47	48	51	59	62	60	63	62	63	63	64	67	65
愛媛	62	64	67	64	65	66	74	88	91	93	95	97	100	102	102
合計	6,564	6,743	7,701	7,939	8,703	8,907	9,637	11,483	12,512	12,869	13,409	13,709	14,272	14,415	14,867

【資料22】 平成29年度犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

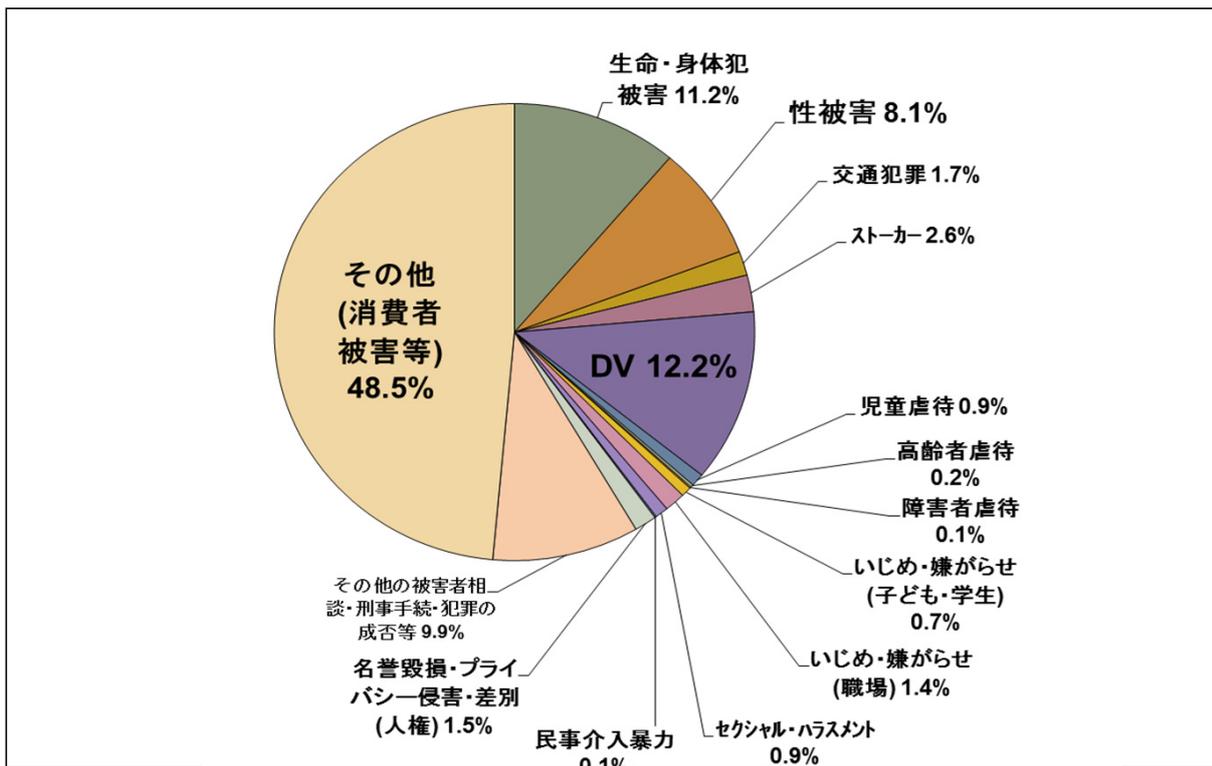
○平成29年度 月別受電件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犯罪被害者 支援ダイヤル	984	1,079	1,079	1,029	1,239	1,249	1,275	1,131	1,080	1,026	1,074	1,216
年度総計												13,461

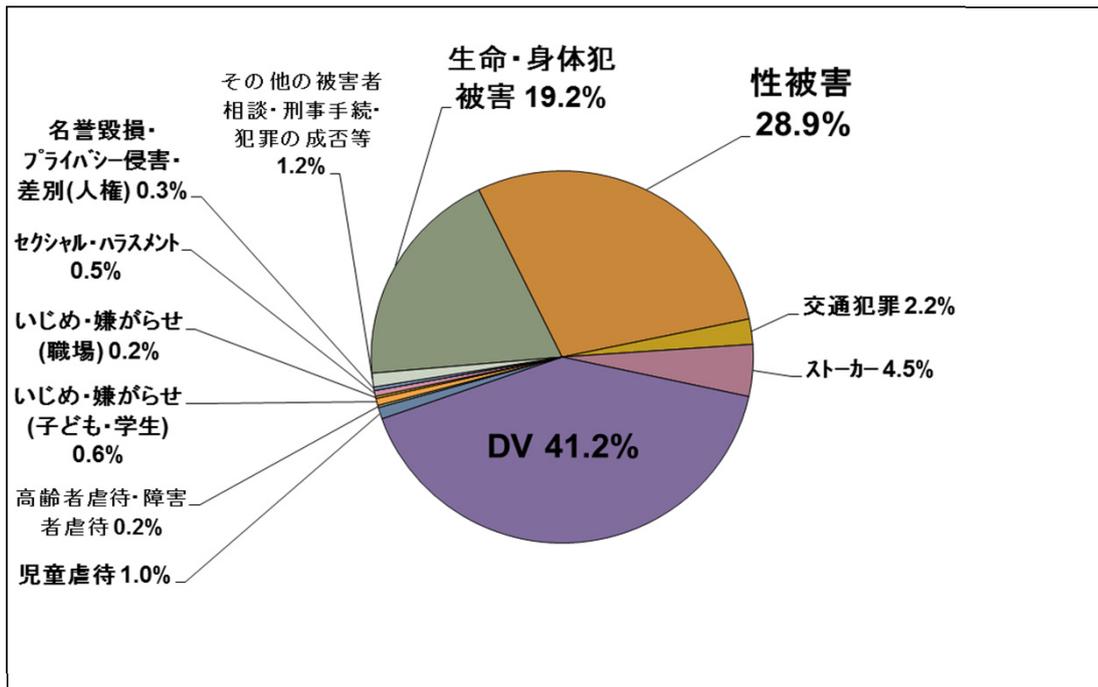
○年度別受電件数推移(平成18年度～平成29年度)



【資料23】平成29年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容



【資料24】 平成29年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況



(参考)

平成18年度	97	件
平成19年度	590	件
平成20年度	696	件
平成21年度	898	件
平成22年度	929	件
平成23年度	877	件
平成24年度	1,013	件
平成25年度	1,330	件
平成26年度	1,491	件
平成27年度	1,603	件
平成28年度	1,677	件
平成29年度	1,705	件
	12,906	件

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談(内数)
東京	4,138	305	247	512	74	946	28	204	6,454	869
神奈川県	282	131	254	3	22	26	10	44	772	20
埼玉県	664	126	46	24	10	38	31	151	1,090	96
千葉県	819	110	49	13	13	62	3	86	1,155	32
茨城県	61	15	4	166	0	77	1	6	330	223
栃木県	44	22	7	0	0	1	2	4	80	3
群馬県	83	28	10	0	2	11	0	7	141	3
静岡県	248	53	22	2	4	13	1	21	364	6
山梨県	31	8	8	0	0	1	0	12	60	3
長野県	28	5	7	0	2	3	1	4	50	1
新潟県	115	25	5	0	7	0	0	2	154	1
大阪府	1,293	189	56	53	44	135	43	99	1,912	65
東京都	337	62	36	0	5	8	28	16	492	20
兵庫県	499	166	88	0	8	19	7	19	806	9
奈良県	55	20	18	12	2	6	4	8	125	6
滋賀県	18	21	5	0	0	2	4	4	54	1
和歌山県	40	24	15	0	12	0	0	1	92	0
愛知県	685	171	36	49	23	227	21	39	1,251	144
三重県	39	25	3	0	1	0	1	3	72	0
岐阜県	46	21	3	0	1	1	0	12	84	0
福井県	58	9	3	0	1	0	0	6	77	0
石川県	111	15	14	0	10	0	5	8	163	10
富山県	36	1	3	0	1	0	1	10	52	1
広島県	188	68	49	1	9	15	17	16	363	21
山口県	62	16	8	0	0	0	1	4	91	2
岡山県	178	28	33	0	9	0	3	9	260	5
鳥取県	44	13	2	0	1	17	2	3	82	11
島根県	32	11	19	0	2	0	0	10	74	1
福岡県	851	211	82	26	18	40	471	102	1,801	442
佐賀県	97	26	13	0	3	0	21	6	166	25
長崎県	51	9	5	10	4	37	6	7	129	53
大分県	56	9	18	0	0	2	5	9	99	7
熊本県	31	23	29	0	0	0	33	11	127	29
鹿児島県	46	10	11	0	0	0	65	2	134	52
宮崎県	131	25	19	0	1	1	35	13	225	36
沖縄県	328	47	29	0	11	4	70	9	498	73
宮城県	309	33	29	0	1	3	3	21	399	1
福島県	43	16	7	0	0	0	1	5	72	0
山形県	59	4	4	0	1	0	5	2	75	5
岩手県	78	5	9	0	1	0	5	1	99	6
秋田県	22	3	5	0	0	0	1	1	32	0
青森県	67	6	5	0	0	0	0	0	78	1
札幌市	675	70	52	1	15	1	87	18	919	71
函館市	89	2	15	0	2	0	2	3	113	10
旭川市	45	9	1	0	2	0	0	3	60	2
釧路市	31	4	6	0	0	0	1	3	45	4
香川	62	32	26	0	8	3	0	84	215	2
徳島	23	9	19	0	0	1	2	6	60	13
高知	35	13	18	0	4	0	0	5	75	12
愛媛	45	13	18	0	0	0	1	8	85	3
合計	13,408	2,267	1,470	872	334	1,700	1,028	1,127	22,206	2,400
予定件数	16,027	3,164	1,529 (212)	986 (647)	287 (18)	1,297 (557)	1,141 (819)	1,424 (84)	25,855 (2,337)	2,337

\*予定件数の( )内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

【資料25】

平成29年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数		予想件数
			実績	予定	
被疑者・少年援助件数	15,675	19,191	42.95	52.58	15,675
その他	6,531	6,664	17.89	18.26	6,531
合計	22,206	25,855	60.84	70.84	22,206
中国残留孤児基金援助	1	1			

※援助のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数		予想件数
				実績	予定	
被疑者	13,408	16,027	83.66	36.73	43.91	13,408
少年	2,267	3,164	71.65	6.21	8.67	2,267
犯罪被害者	1,255	1,317	95.29	3.44	3.61	1,255
難民	371	339	109.44	1.02	0.93	371
子ども	316	269	117.47	0.86	0.74	316
外国人	777	740	105.00	2.13	2.03	777
精神障害者等	357	322	110.87	0.98	0.88	357
高齢者等	1,055	1,340	78.73	2.89	3.67	1,055
合計	19,806	23,518	84.22	54.26	64.44	19,806

※法律相談のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数		予想件数
				実績	予定	
被疑者	0	0	0.00	0.00	0.00	0
少年	0	0	0.00	0.00	0.00	0
犯罪被害者	215	212	101.42	0.59	0.58	215
難民	501	647	77.43	1.37	1.77	501
子ども	18	18	100.00	0.05	0.05	18
外国人	923	557	165.71	2.53	1.53	923
精神障害者等	671	819	81.93	1.84	2.24	671
高齢者等	72	84	85.71	0.20	0.23	72
合計	2,400	2,337	102.70	6.58	6.40	2,400

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25	(参考) H24	(参考) H23
4月	1,160	153	117	72	23	129	71	103	1,828	1,712	1,933	2,040	1,912	1,567	1,432
5月	1,297	214	118	54	15	120	81	99	1,998	1,846	1,824	2,324	2,164	2,095	1,579
6月	1,383	215	154	89	27	165	100	110	2,243	2,136	2,300	2,431	2,227	2,246	1,854
7月	1,241	228	118	95	43	125	71	83	2,004	2,084	2,155	2,252	2,448	2,165	1,693
8月	1,040	216	118	91	24	133	113	87	1,822	1,906	1,709	1,929	2,088	2,077	1,738
9月	1,120	172	112	68	26	143	84	103	1,828	1,876	1,812	2,057	1,977	1,692	1,570
10月	1,103	206	143	76	28	159	84	105	1,904	1,924	2,011	2,282	2,438	2,224	1,798
11月	1,180	215	131	64	28	151	91	87	1,947	2,021	1,972	1,940	2,307	2,097	1,792
12月	904	182	126	72	29	121	81	100	1,615	1,613	1,622	1,761	2,001	1,770	1,573
1月	962	110	102	63	24	164	83	68	1,576	1,638	1,460	1,557	1,783	1,461	1,383
2月	1,028	188	102	62	30	134	68	79	1,691	1,813	1,668	1,676	1,931	1,817	1,653
3月	990	168	129	66	37	156	101	103	1,750	1,875	1,850	1,847	2,037	1,949	1,761
合計	13,408	2,267	1,470	872	334	1,700	1,028	1,127	22,206	22,444	22,316	24,096	25,313	23,160	19,826
(参考:月平均)	1,117	189	123	73	28	142	86	94	1,851						

## 【資料26】平成29年度プレスリリース実施一覧

### 1 本部で実施したもの

【参照】 [http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu\\_info/index\\_press.html](http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/index_press.html)

	リリース内容	リリース日
1	平成28年度日本司法支援センター業務実績について	2017年4月12日
2	改正総合法律支援法の施行について(施行日の決定)	2017年9月27日
3	職員の懲戒処分について	2017年12月22日
4	改正総合法律支援法の施行について	2018年1月18日

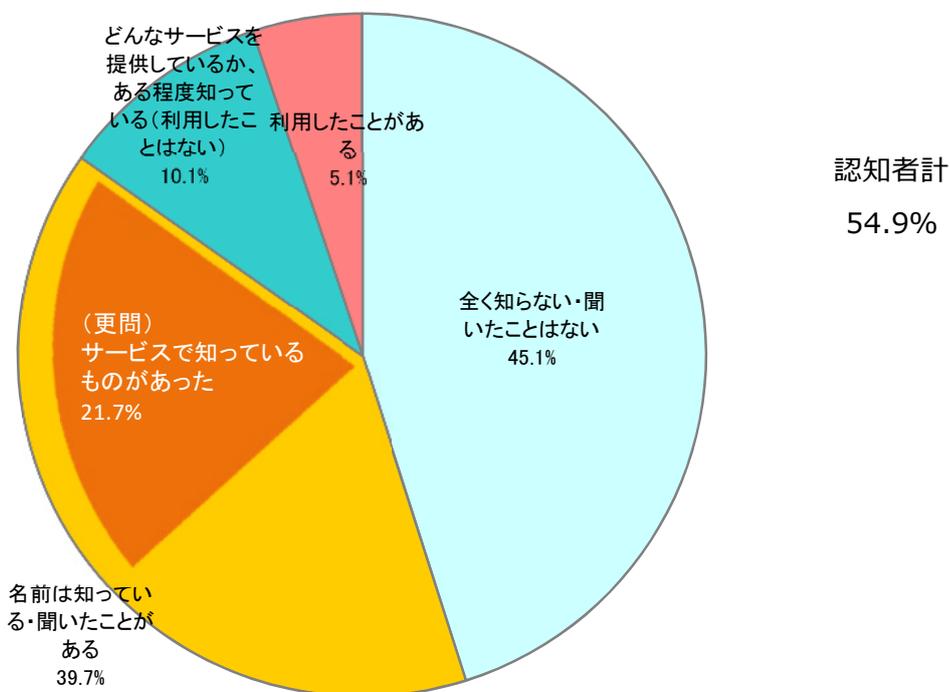
### 2 地方事務所で実施したもの

	地方事務所名	回数	リリース内容
1	埼玉地方事務所	2	法テラスの日について 法教育イベントについて
2	栃木地方事務所	2	法テラスの日について 地方協議会について
3	群馬地方事務所	3	法テラスの日について(2回) 改正総合法律支援法について
4	静岡地方事務所	1	業務報告、常勤弁護士着任について
5	山梨地方事務所	1	法テラスの日について
6	大阪地方事務所	2	法教育イベントについて 改正総合法律支援法について
7	京都地方事務所	1	地方協議会について
8	兵庫地方事務所	2	法テラスの日について 被害者と不起訴になった加害者に対する法律相談窓口紹介の試行について
9	奈良地方事務所	1	法テラスの日について
10	滋賀地方事務所	2	法テラスの日について 法教育イベントについて
11	和歌山地方事務所	1	法テラスの日について
12	愛知地方事務所	1	法テラスの日について
13	石川地方事務所	2	法教育イベントについて(2回)
14	広島地方事務所	1	法テラスの日について
15	山口地方事務所	2	法テラスの日について 指定相談場所の設置について
16	岡山地方事務所	2	法テラスの日について 改正総合法律支援法について
17	鳥取地方事務所	1	法テラスの日について
18	島根地方事務所	1	無料相談会について

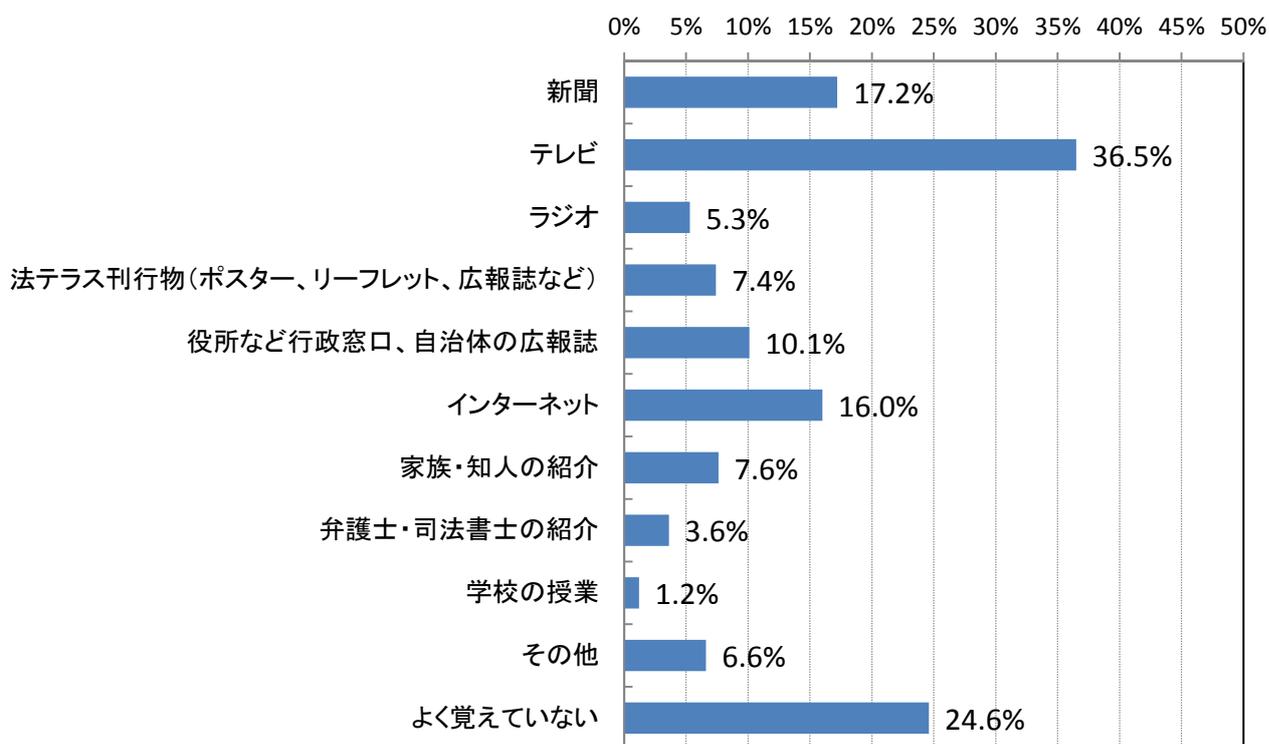
19	福岡地方事務所	1	法テラスの日について
20	佐賀地方事務所	1	法テラスの日について
21	長崎地方事務所	1	法テラスの日について
22	大分地方事務所	2	法テラスの日について 地方協議会について
23	熊本地方事務所	1	法テラスの日について
24	宮崎地方事務所	2	法テラスの日について 地方協議会について
25	沖縄地方事務所	2	法テラスの日について 改正総合法律支援法について
26	山形地方事務所	1	法テラスの日について
27	岩手地方事務所	1	法テラスの日について 法教育イベントについて
28	青森地方事務所	1	改正総合法律支援法について
29	札幌地方事務所	2	法テラスの日について 法教育イベントについて
30	函館地方事務所	2	法テラスの日について 無料相談会について
31	旭川地方事務所	2	法テラスの日について 法教育イベントについて
32	釧路地方事務所	2	法テラスの日について 無料相談会について
33	香川地方事務所	1	法教育イベントについて
34	徳島地方事務所	1	法テラスの日について
35	高知地方事務所	2	法テラスの日について 常勤弁護士着任について
36	愛媛地方事務所	2	法テラスの日について 地方協議会について
総計:55回			

図1 「法テラス」認知状況等調査結果（抜粋） 調査時期：2017年12月

①法テラスの認知度（サンプル数 4,700）



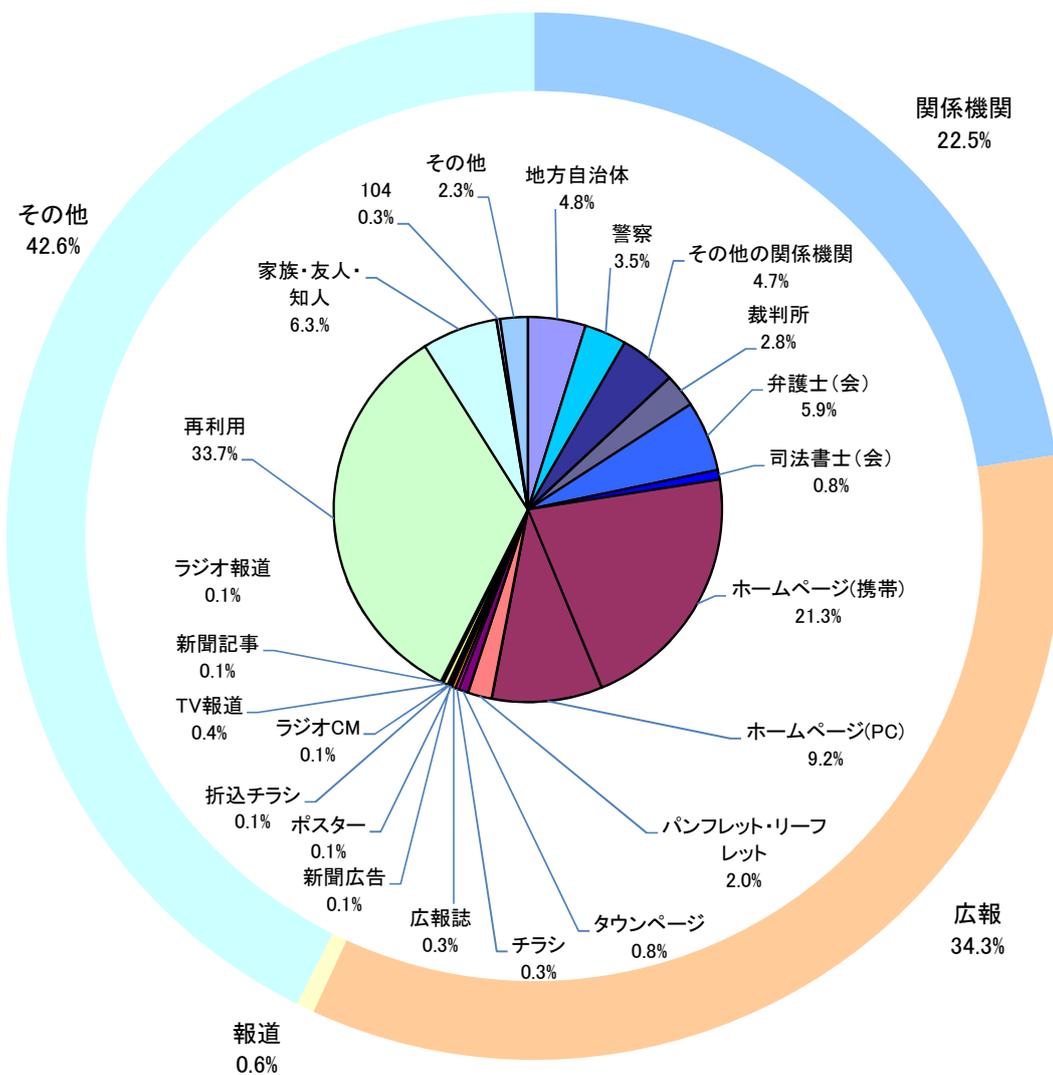
②認知者の認知経路（サンプル数：4,700）※複数回答



【資料 27】 広報活動関連資料

図 2 コールセンター利用者の認知経路

2017年4月～2018年3月



【資料28】最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	前年度 比(倍)	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	前年度 比(倍)
東京	16,444	15,622	16,643	16,977	17,012	1.00	17,567	16,947	15,407	16,400	17,515	1.07
神奈川	7,064	6,890	6,957	6,922	7,090	1.02	6,853	6,600	7,279	6,932	6,790	0.98
埼玉	5,049	4,510	5,052	4,936	4,939	1.00	4,550	5,020	4,553	5,088	4,482	0.88
千葉	3,487	3,551	3,784	3,904	4,349	1.11	3,226	3,345	4,024	3,467	3,779	1.09
茨城	1,562	1,407	1,380	1,557	1,684	1.08	1,693	1,838	1,318	1,404	1,594	1.14
栃木	1,229	1,159	1,115	1,102	1,227	1.11	1,350	1,264	1,173	1,077	1,088	1.01
群馬	1,250	1,286	1,317	1,301	1,274	0.98	1,356	1,369	1,317	1,239	1,250	1.01
静岡	2,369	1,986	2,191	2,341	2,399	1.02	2,609	2,328	2,383	2,343	2,355	1.01
山梨	654	561	541	552	542	0.98	708	586	557	645	524	0.81
長野	1,187	1,321	1,167	1,379	1,417	1.03	1,113	1,151	1,217	1,197	1,326	1.11
新潟	2,041	1,876	1,838	1,717	1,670	0.97	1,754	1,792	1,683	1,601	1,631	1.02
大阪	10,291	10,409	11,312	11,486	11,927	1.04	10,680	10,311	10,460	10,660	12,236	1.15
京都	2,963	2,472	2,577	2,355	2,485	1.06	3,481	2,603	2,451	2,504	2,462	0.98
兵庫	4,508	4,581	4,637	4,726	4,742	1.00	4,854	4,917	5,092	4,496	4,699	1.05
奈良	1,455	1,353	1,374	1,369	1,384	1.01	1,520	1,409	1,324	1,344	1,336	0.99
滋賀	880	998	1,008	1,012	1,028	1.02	778	895	971	981	1,071	1.09
和歌山	745	787	831	853	847	0.99	954	732	765	888	908	1.02
愛知	3,853	3,815	4,035	4,474	4,554	1.02	3,522	3,497	3,927	4,209	4,183	0.99
三重	848	964	878	796	859	1.08	830	858	929	824	856	1.04
岐阜	829	834	884	924	1,054	1.14	867	928	820	826	895	1.08
福井	513	556	558	566	562	0.99	524	522	578	544	565	1.04
石川	1,096	1,131	1,118	1,004	915	0.91	993	1,074	1,141	1,011	991	0.98
富山	441	504	485	493	600	1.22	429	536	481	497	619	1.25
広島	2,270	2,175	2,330	2,444	2,496	1.02	2,473	2,114	1,963	2,185	2,547	1.17
山口	924	888	914	914	956	1.05	897	858	886	826	910	1.10
岡山	1,159	1,293	1,376	1,381	1,519	1.10	1,205	1,206	1,272	1,340	1,417	1.06
鳥取	594	720	728	667	677	1.01	575	681	791	691	676	0.98
島根	501	494	575	555	642	1.16	512	450	547	495	598	1.21
福岡	6,347	6,241	6,731	6,424	6,891	1.07	5,966	6,475	6,523	6,269	6,724	1.07
佐賀	864	879	927	845	900	1.07	788	729	884	916	946	1.03
長崎	1,267	1,137	1,194	1,110	1,253	1.13	1,269	1,055	1,026	1,497	1,304	0.87
大分	1,106	1,096	1,022	1,006	1,074	1.07	1,270	1,018	1,084	996	936	0.94
熊本	1,838	1,772	1,899	1,463	1,749	1.20	1,948	1,765	2,003	1,534	1,684	1.10
鹿児島	1,651	1,607	1,768	1,619	1,764	1.09	1,519	1,586	1,517	1,838	1,628	0.89
宮崎	1,767	1,544	1,793	1,540	1,646	1.07	1,655	1,691	1,821	1,852	1,575	0.85
沖縄	1,306	1,392	1,452	1,439	1,549	1.08	1,262	1,409	1,490	1,305	1,443	1.11
宮城	2,717	2,690	2,872	2,986	3,429	1.15	2,846	2,566	2,700	2,857	3,198	1.12
福島	1,007	1,155	1,091	1,118	1,210	1.08	1,111	1,075	1,281	1,008	1,119	1.11
山形	2,023	1,869	1,436	1,076	1,180	1.10	1,317	1,803	1,505	1,113	1,195	1.07
岩手	1,171	1,226	1,156	1,184	1,263	1.07	1,134	1,158	1,209	1,155	1,222	1.06
秋田	843	895	991	959	943	0.98	882	837	917	815	952	1.17
青森	1,182	1,241	1,242	1,187	1,383	1.17	1,114	1,256	1,201	1,114	1,379	1.24
札幌	5,027	5,007	5,114	4,948	6,237	1.26	4,426	4,797	4,846	4,380	6,209	1.42
函館	675	804	818	856	911	1.06	693	783	806	805	855	1.06
旭川	1,021	938	936	873	1,015	1.16	1,011	924	862	924	963	1.04
釧路	1,244	1,149	1,188	1,162	1,221	1.05	1,268	1,140	1,128	1,084	1,237	1.14
香川	407	441	518	545	712	1.31	448	414	466	513	598	1.17
徳島	511	558	557	585	603	1.03	590	568	537	545	569	1.04
高知	622	599	607	647	735	1.14	603	587	583	585	677	1.16
愛媛	587	624	603	683	778	1.14	703	564	548	707	668	0.94
全国合計	111,389	109,007	113,520	112,962	119,296	1.06	111,696	110,031	110,246	109,526	116,384	1.06
25年度比 (倍)	-	0.98	1.02	1.01	1.07	-	-	0.99	0.99	0.98	1.04	-

注) 民事法律扶助及び震災法律援助の合計件数。

【資料29】 国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方 事務所	平成29年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	589	631	605	566	476	500	573	661	512	514	624	591	6,842
多摩	172	141	161	120	112	137	138	158	106	138	153	152	1,688
神奈川	190	298	256	184	147	167	265	258	168	162	188	183	2,466
川崎	34	66	55	38	36	32	59	57	23	34	43	39	516
小田原	35	63	61	43	45	37	55	45	38	43	39	43	547
埼玉	211	247	273	239	215	243	244	218	214	222	200	213	2,739
川越	37	43	57	59	43	50	53	44	42	39	47	40	554
千葉	209	240	274	220	186	236	271	263	177	183	218	208	2,685
松戸	48	38	60	40	48	47	67	56	31	54	55	66	610
茨城	99	135	117	105	126	110	125	117	106	102	118	118	1,378
栃木	78	94	122	95	88	81	106	99	59	59	84	79	1,044
群馬	117	150	136	95	108	83	106	130	121	82	112	116	1,356
静岡	54	56	52	52	48	51	37	43	43	34	41	39	550
沼津	43	54	77	53	51	42	44	71	42	42	54	52	625
浜松	59	69	67	53	54	52	51	61	32	43	42	55	638
山梨	30	28	30	38	25	23	27	27	36	27	32	31	354
長野	55	51	54	51	49	43	58	32	61	35	60	38	587
新潟	66	90	90	96	76	72	120	94	47	55	67	62	935
大阪	452	443	478	479	431	415	383	508	331	441	414	390	5,165
京都	126	182	127	124	125	111	134	133	99	122	118	94	1,495
兵庫	138	132	177	152	114	135	120	166	130	138	126	153	1,681
阪神	73	72	93	69	40	71	86	65	54	72	67	58	820
姫路	60	91	102	90	66	73	97	86	89	81	81	69	985
奈良	60	46	60	53	44	51	61	59	51	51	62	44	642
滋賀	66	70	64	76	70	57	57	73	56	66	68	45	768
和歌山	49	66	55	54	55	44	40	57	50	42	52	43	607
愛知	303	332	330	309	293	280	269	294	207	277	329	276	3,499
三河	101	119	120	118	86	98	89	93	72	113	96	111	1,216
三重	66	63	73	68	60	81	69	74	59	49	66	51	779
岐阜	51	73	67	58	55	53	44	52	52	42	48	51	646
福井	27	59	29	24	28	45	51	43	23	24	20	41	414
石川	36	33	57	45	33	33	52	32	41	26	22	35	445
富山	28	24	29	29	20	29	35	29	20	22	20	19	304
広島	99	117	116	138	124	119	136	138	94	115	110	125	1,431
山口	59	59	65	76	55	76	77	64	48	63	52	49	743
岡山	84	88	90	94	78	75	74	100	85	74	58	73	973
鳥取	15	22	24	24	18	24	23	23	20	16	18	27	254
島根	16	25	30	25	23	31	29	22	11	23	29	26	290
福岡	206	214	208	181	161	218	193	252	149	159	179	186	2,306
北九州	58	85	69	77	69	68	68	68	55	65	74	66	822
佐賀	30	33	52	28	48	31	33	37	20	35	38	28	413
長崎	33	44	43	50	47	34	43	44	30	36	40	37	481
大分	45	35	41	57	24	48	39	45	32	39	35	35	475
熊本	47	56	50	59	36	47	45	51	51	59	52	37	590
鹿児島	47	42	48	37	40	38	55	36	30	36	45	43	497
宮崎	48	45	59	42	63	45	54	39	44	50	44	35	568
沖縄	91	90	119	101	115	90	84	88	84	72	96	79	1,109
宮城	83	98	107	108	85	88	117	80	73	84	98	78	1,099
福島	52	65	81	64	77	50	63	75	65	68	40	39	739
山形	25	39	35	31	34	41	24	24	22	22	24	12	333
岩手	32	27	34	35	30	31	39	33	23	19	25	30	358
秋田	24	23	44	33	17	23	34	29	15	23	13	18	296
青森	23	26	46	33	21	27	23	32	21	35	14	21	322
札幌	137	140	193	188	132	131	148	133	125	128	127	125	1,707
函館	14	13	17	16	17	17	17	6	14	11	12	10	164
旭川	14	13	28	27	13	25	24	28	16	23	13	14	238
釧路	22	36	37	28	22	30	26	26	15	33	23	27	325
香川	44	42	49	50	46	41	38	51	37	35	33	42	508
徳島	32	26	35	34	20	26	18	27	15	24	34	14	305
高知	30	37	41	36	28	31	32	24	25	22	35	31	372
愛媛	41	43	69	56	56	35	36	54	29	32	52	38	541
合計	5,213	5,882	6,238	5,623	4,952	5,122	5,578	5,827	4,440	4,835	5,179	4,950	63,839

注) 集計日(平成30年5月1日)時点の件数。

【資料30】 国選弁護事件受案件数（被告人）

地方 事務所	平成29年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	651	652	705	679	681	529	724	715	903	568	632	821	8,260
多摩	73	85	92	86	83	73	87	93	99	70	72	112	1,025
神奈川	131	163	220	148	124	117	155	220	158	113	118	160	1,827
川崎	22	23	47	26	20	15	26	39	28	25	26	24	321
小田原	26	49	62	41	34	36	41	47	57	44	30	25	492
埼玉	155	132	197	134	160	141	153	133	186	131	124	168	1,814
川越	29	24	29	33	30	30	41	33	43	24	18	35	369
千葉	153	146	199	128	163	158	207	192	241	158	125	188	2,058
松戸	16	26	27	29	25	21	30	41	41	44	32	34	366
茨城	85	111	108	80	103	97	110	140	163	115	107	124	1,343
栃木	79	74	107	90	86	87	102	94	96	55	63	82	1,015
群馬	58	95	79	61	61	55	70	67	89	58	53	82	828
静岡	32	30	42	34	39	35	27	24	27	30	16	40	376
沼津	35	34	40	37	33	34	30	47	57	35	38	39	459
浜松	32	45	58	37	27	34	38	40	37	19	30	34	431
山梨	27	27	37	37	24	31	38	43	50	38	25	47	424
長野	42	39	52	51	55	45	53	47	65	38	30	46	563
新潟	56	58	64	65	81	54	65	67	70	64	34	52	730
大阪	403	421	462	421	426	368	367	429	462	367	399	439	4,964
京都	78	100	87	83	69	68	86	82	90	65	60	76	944
兵庫	94	109	150	112	93	109	103	105	167	98	83	100	1,323
阪神	46	37	58	37	37	44	50	67	52	37	55	51	571
姫路	40	40	80	61	67	34	52	59	84	49	52	51	669
奈良	40	37	52	34	37	33	36	32	47	37	40	47	472
滋賀	46	46	39	51	32	27	45	45	65	30	59	45	530
和歌山	23	49	32	37	35	36	26	36	54	20	40	29	417
愛知	154	198	201	211	182	179	177	172	208	150	159	220	2,211
三河	40	54	88	75	62	69	51	63	83	53	70	81	789
三重	40	58	51	58	52	50	71	66	62	40	53	43	644
岐阜	33	42	51	58	41	44	39	42	43	35	34	49	511
福井	18	34	29	18	25	20	18	27	24	14	15	27	269
石川	24	24	29	35	28	32	29	36	26	23	21	24	331
富山	19	10	13	16	17	10	30	15	22	13	18	17	200
広島	79	80	89	87	78	55	82	72	85	71	53	83	914
山口	52	45	67	56	53	49	66	64	65	54	43	48	662
岡山	63	70	82	79	82	53	85	71	101	50	51	73	860
鳥取	7	12	17	22	19	14	19	11	23	10	12	15	181
島根	12	14	18	19	21	11	28	23	26	16	14	20	222
福岡	165	174	191	184	134	150	164	182	240	146	154	227	2,111
北九州	51	53	67	52	64	56	59	66	61	47	35	63	674
佐賀	23	31	40	26	29	30	19	30	30	29	30	28	345
長崎	21	39	40	39	41	29	32	39	34	20	38	35	407
大分	31	26	32	30	20	26	29	29	38	25	29	32	347
熊本	48	55	55	59	46	42	55	44	73	41	38	55	611
鹿児島	30	31	48	38	43	25	36	27	38	31	21	54	422
宮崎	25	39	40	32	30	24	36	44	44	40	33	33	420
沖縄	84	84	80	92	89	66	92	83	137	89	57	87	1,040
宮城	70	65	79	70	73	50	75	76	107	54	56	59	834
福島	48	62	63	70	69	49	49	51	82	73	36	41	693
山形	16	27	25	22	24	27	26	14	20	20	17	12	250
岩手	26	18	35	26	29	32	25	25	34	27	21	29	327
秋田	33	26	31	29	25	20	29	22	32	25	26	15	313
青森	25	30	35	30	28	27	37	21	41	28	28	33	363
札幌	96	110	137	136	127	106	127	121	99	98	109	133	1,399
函館	9	10	14	12	15	16	11	14	11	11	10	13	146
旭川	11	8	19	20	12	16	19	13	27	14	15	21	195
釧路	15	19	26	16	25	28	24	24	26	20	23	24	270
香川	84	47	63	63	51	48	56	62	77	63	47	63	724
徳島	17	34	27	21	29	21	29	29	28	16	23	17	291
高知	30	40	43	35	20	28	38	41	49	43	20	33	420
愛媛	49	62	60	69	68	46	39	52	75	57	38	53	668
合計	4,020	4,383	5,110	4,537	4,376	3,859	4,563	4,708	5,602	3,878	3,808	4,811	53,655

注) 被告人の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。従って上記は集計日（平成30年5月1日）時点の件数である。

## 【資料31】

## 平成29年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

日本弁護士連合会、各弁護士会等における日本司法支援センター説明会					
		実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1		平成29年5月	東京都	法科大学院生	9人
	1	6月	大阪府	法科大学院生	4人
	2	6月	京都府	法科大学院生	6人
	3	6月	福岡県	法科大学院生	5人
	4	6月	東京都	法科大学院生	6人
	5	6月	京都府	法科大学院生	5人
	6	6月	京都府	法科大学院生	44人
	7	6月	大阪府	法科大学院生	7人
		7月	東京都	法科大学院生	20人
	8	7月	宮城県	法科大学院生	16人
	9	8月	東京都	法科大学院生	12人
	10	9月	東京都	法科大学院生等	18人
2	11	9月	東京都	法科大学院生等	8人
3		9月	東京都	司法試験合格者	57人
4	12	9月	東京都	法科大学院生	3人
5		9月	東京都	法科大学院生等	19人
6		10月	東京都	法科大学院生等	12人
7		10月	東京都	司法試験合格者	21人
8		10月	大阪府	司法試験合格者	約200人
9		11月	東京都	司法試験合格者	約300人
10	13	11月	東京都	司法試験合格者	7人
11		11月	福岡県	司法試験合格者	51人
12		12月	東京都	司法試験合格者	16人
13	14	12月	東京都	法科大学院生	30人
14		平成30年1月	北海道	司法修習生	7人
15	15	1月	京都府	法科大学院生	65人
16		1月	宮城県	司法修習生	8人
17		2月	愛知県	法科大学院生	9人
		2月	広島県	司法修習生	7人
		2月	群馬県	司法修習生	10人
18	16	2月	兵庫県	法科大学院生等	4人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会					
		実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
19	17	10月	大阪府	司法試験合格者	25人
20	18	10月	東京都	司法試験合格者	45人
21	19	平成30年2月	東京都	司法試験合格者等	4人
22	20	3月	大阪府	司法試験合格者	4人

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも、随時実施している。

※ 参加者数については、概数である。

## 平成29年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	平成29年9月11日～9月15日	1名
2			平成29年10月2日～10月6日	3名
3		大阪地方事務所	平成29年9月19日～9月22日	4名
4	法テラス中規模型事務所修習	静岡地方事務所	平成29年9月11日～9月15日	1名
5			平成29年10月2日～10月6日	2名
6		福岡地方事務所	平成29年8月21日～8月25日	2名
7		千葉地方事務所	平成29年10月2日～10月20日	1名
8		熊本地方事務所	平成29年10月16日～10月20日	1名
9		埼玉地方事務所	平成29年9月19日～9月22日	1名
10			平成29年9月25日～9月29日	1名
11	法テラス小規模型事務所修習	奈良地方事務所	平成29年9月25日～9月29日	1名
12			平成29年10月16日～10月20日	2名
13			平成29年10月23日～10月27日	1名
14		函館地方事務所	平成29年8月28日～9月1日	1名
15			平成29年10月2日～10月6日	1名
16		静岡地方事務所沼津支部	平成29年10月2日～10月6日	1名
17		静岡地方事務所浜松支部	平成29年10月2日～10月6日	1名
18		岐阜地方事務所	平成29年10月30日～11月2日	1名
19		沖縄地方事務所	平成29年10月16日～10月20日	2名
20		徳島地方事務所	平成29年10月23日～10月27日	3名
21		青森地方事務所	平成29年10月16日～10月20日	1名
22		釧路地方事務所	平成29年8月28日～9月1日	2名
23			平成29年10月2日～10月6日	2名
24		滋賀地方事務所	平成29年10月2日～10月6日日	1名
25		長崎地方事務所	平成29年9月25日～9月29日	1名
26			平成29年10月2日～10月6日	2名
27		秋田地方事務所	平成29年10月2日～10月6日	1名
28		香川地方事務所	平成29年9月11日～9月22日	1名
29			平成29年10月2日～10月13日	2名
30		三重地方事務所	平成29年8月21日～8月26日	1名
31	牛久地域事務所	平成29年10月2日～10月6日	1名	
32	浜田地域事務所	平成29年10月16日～10月20日	1名	
33	吉岐地域事務所	平成29年8月21日～8月25日	1名	
34		平成29年10月16日～10月20日	1名	

## 平成29年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
35	法テラス過疎地域型修習	五島地域事務所	平成29年8月28日～9月1日	1名
36			平成29年10月2日～10月6日	1名
37		鹿屋地域事務所	平成29年10月16日～10月27日	1名
38		宮古島地域事務所	平成29年8月21日～9月1日	1名
39			平成29年10月2日～10月13日	1名
40		会津若松地域事務所	平成29年8月21日～8月25日	1名
41			平成29年10月2日～10月6日	1名
42		宮古地域事務所	平成29年10月16日～10月20日	2名
43		鹿角地域事務所	平成29年8月28日～9月1日	1名
44			平成29年10月2日～10月6日	2名
45		江差地域事務所	平成29年10月16日～10月20日	2名
46		八雲地域事務所	平成29年10月16日～10月20日	1名
47		須崎地域事務所	平成29年8月28日～9月1日	2名
48			平成29年10月16日～10月20日	2名
49		安芸地域事務所	平成29年10月2日～10月6日	1名
50		中村地域事務所	平成29年8月28日～9月1日	1名
51			平成29年10月16日～10月20日	1名
52		倉吉地域事務所	平成29年8月14日～8月18日	1名
53		八戸地域事務所	平成29年8月21日～9月1日	1名
54		対馬地域事務所	平成29年8月28日～9月8日	1名
55	法テラス扶助・国選型事務所修習	熊谷地域事務所	平成29年10月2日～10月13日	1名

## 平成29年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

番号	大学院名	受入先法律事務所	受入時期	受入人数
1	青山学院大学法科大学院	江差法律事務所	平成29年9月4日～9月15日	1名
2	大阪大学大学院	奈良法律事務所	平成29年8月28日～9月6日	1名
3		青森法律事務所	平成29年9月4日～9月8日	1名
4	学習院大学法科大学院	千葉法律事務所	平成29年8月21日～8月25日	1名
5	九州大学法科大学院	福岡法律事務所	平成29年9月11日～9月15日	1名
6	京都産業大学法科大学院	島根法律事務所	平成29年9月4日～9月15日	1名
7	甲南大学法科大学院	滋賀法律事務所	平成29年9月4日～9月8日	1名
8	専修大学法科大学院	東京法律事務所	平成29年8月21日～8月25日	1名
9	創価大学法科大学院	多摩法律事務所	平成29年8月14日～8月18日	1名
10	中央大学法科大学院	東京法律事務所	平成29年8月18日～8月31日	1名
11	法政大学法科大学院	千葉法律事務所	平成29年8月28日～9月12日	2名
12	早稲田大学法科大学院	島根法律事務所	平成29年8月21日～9月1日	1名
13	慶應義塾大学法科大学院	多摩法律事務所	平成29年9月4日～9月8日	1名
14		埼玉法律事務所	平成29年8月21日～8月25日	1名
15		熊谷法律事務所	平成29年8月21日～8月25日	1名
16		茨城法律事務所	平成29年8月17日～8月23日	1名
17		愛知法律事務所	平成29年8月21日～8月25日	1名
18		八雲法律事務所	平成29年9月4日～9月8日	1名

【資料34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

(単位:人)

	平成18年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年4月1日		
	10月2日	4月1日	合計	男	女									
東京	237	229	269	321	335	228	208	272	322	370	372	372	278	94
神奈川	26	25	49	78	79	148	145	156	201	204	210	210	150	60
埼玉	19	28	30	34	34	35	36	37	38	41	41	41	30	11
千葉	23	43	43	56	102	92	111	145	86	85	93	93	74	19
茨城	22	31	39	43	49	54	55	64	77	78	77	77	58	19
栃木	15	22	22	31	40	42	51	99	62	62	59	59	46	13
群馬	16	25	25	25	25	25	45	47	47	47	43	43	38	5
静岡	9	34	34	38	52	77	76	93	103	103	68	68	51	17
山梨	14	15	15	14	27	32	38	37	36	36	37	37	28	9
長野	38	42	76	76	75	75	75	75	152	152	152	152	126	26
新潟	17	33	33	47	51	55	56	63	72	72	78	78	63	15
大阪	68	93	90	91	97	96	102	53	152	219	219	219	167	52
京都	29	51	84	94	104	107	108	102	150	164	194	194	139	55
兵庫	41	59	64	63	66	65	65	87	100	110	108	108	88	20
奈良	7	11	20	21	21	44	46	46	33	36	40	40	28	12
滋賀	10	10	10	10	17	18	19	19	22	22	22	22	16	6
和歌山	23	28	28	29	36	35	34	33	33	41	32	32	24	8
愛知	37	60	71	81	106	107	115	134	139	143	149	149	110	39
三重	18	32	32	31	31	31	30	30	57	57	42	42	31	11
岐阜	12	17	21	22	36	39	39	41	40	42	41	41	29	12
福井	12	22	21	23	33	35	36	38	43	42	43	43	34	9
石川	27	28	28	27	32	40	40	43	44	46	58	58	46	12
富山	11	11	11	11	11	11	16	17	22	22	22	22	18	4
広島	10	10	11	12	22	19	28	37	41	42	44	44	27	17
山口	18	16	16	16	16	16	30	29	29	42	56	56	46	10
岡山	21	29	29	27	42	41	50	58	68	33	35	35	27	8
鳥取	12	11	11	10	21	21	24	23	23	23	23	23	20	3
島根	1	14	13	16	17	20	23	28	28	27	21	21	13	8
福岡	70	149	177	187	196	217	226	223	248	258	245	245	189	56
佐賀	13	28	30	32	27	27	39	40	40	48	50	50	38	12
長崎	12	15	15	24	28	34	40	46	58	59	57	57	43	14
大分	6	14	30	42	49	51	53	60	61	65	65	65	49	16
熊本	14	14	18	26	27	25	25	29	35	35	39	39	28	11
鹿児島	28	29	29	27	28	30	43	43	51	52	52	52	44	8
宮崎	16	19	19	19	27	28	28	32	31	32	35	35	31	4
沖縄	13	12	11	11	11	11	35	34	43	42	62	62	49	13
宮城	16	20	19	24	31	31	65	71	77	75	84	84	66	18
福島	1	21	21	27	35	25	24	30	37	42	47	47	35	12
山形	20	20	20	19	30	31	29	47	54	54	64	64	59	5
岩手	7	28	28	27	26	24	24	26	27	27	28	28	23	5
秋田	24	32	33	32	32	38	38	39	39	40	39	39	32	7
青森	4	4	20	21	22	21	24	29	26	45	39	39	34	5
札幌	29	28	41	44	81	91	105	121	142	166	186	186	148	38
函館	13	14	13	12	16	18	27	30	29	28	34	34	28	6
旭川	4	5	6	5	7	16	14	13	13	14	14	14	10	4
釧路	8	17	17	17	19	19	22	23	23	33	35	35	30	5
香川	10	23	37	26	28	31	41	43	53	51	46	46	35	11
徳島	15	23	23	23	36	35	48	46	53	52	46	46	39	7
高知	7	11	18	17	12	20	22	26	33	33	30	30	23	7
愛媛	12	15	19	19	19	23	32	51	48	51	60	60	49	11
合計	1,135	1,570	1,839	2,028	2,364	2,454	2,705	3,008	3,441	3,663	3,736	3,736	2,887	849
前年比	—	138.3%	117.1%	110.3%	116.6%	103.8%	110.2%	111.2%	114.4%	106.5%	102.0%			

【資料35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

(単位:人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年4月1日		
	12月1日	4月1日	合計	男	女									
東京	175	181	237	283	335	363	399	451	494	552	673	673	507	166
神奈川	54	67	84	106	128	149	163	197	219	234	245	245	167	78
埼玉	19	31	43	52	59	54	56	66	68	71	79	79	55	24
千葉	64	78	79	76	114	161	179	226	238	240	252	252	204	48
茨城	23	34	46	52	76	82	111	111	114	131	140	140	115	25
栃木	10	19	22	40	56	64	68	92	80	74	84	84	65	19
群馬	38	38	39	40	51	52	77	74	74	71	68	68	57	11
静岡	34	36	37	38	43	44	48	77	101	91	104	104	80	24
山梨	16	18	19	18	28	34	34	38	39	40	41	41	34	7
長野	70	51	61	78	92	92	119	127	135	117	121	121	92	29
新潟	30	33	45	56	69	83	83	83	107	113	114	114	89	25
大阪	77	85	107	125	132	134	137	150	168	199	215	215	163	52
京都	19	50	62	57	91	122	141	137	165	178	173	173	127	46
兵庫	39	41	50	58	64	82	84	103	113	127	136	136	107	29
奈良	13	16	43	45	52	37	42	42	31	34	76	76	63	13
滋賀	18	19	19	20	27	30	30	32	36	37	37	37	28	9
和歌山	26	26	26	28	35	34	33	33	33	41	35	35	26	9
愛知	76	77	79	79	110	117	122	140	144	152	161	161	118	43
三重	24	27	32	38	38	44	50	50	57	59	58	58	46	12
岐阜	16	16	19	20	27	32	31	33	33	35	35	35	24	11
福井	16	18	20	26	29	37	42	47	48	49	54	54	46	8
石川	16	16	30	30	38	39	50	54	53	52	63	63	48	15
富山	15	16	17	17	19	19	20	21	27	27	35	35	31	4
広島	19	44	52	58	88	91	112	129	138	145	144	144	111	33
山口	13	42	46	55	57	66	65	82	89	95	102	102	88	14
岡山	19	22	22	23	38	44	53	64	78	72	74	74	58	16
鳥取	26	23	23	21	23	23	33	43	42	42	36	36	29	7
島根	12	18	20	23	27	29	29	33	41	42	35	35	25	10
福岡	55	102	138	156	164	191	199	215	246	263	268	268	200	68
佐賀	29	29	30	37	37	50	58	60	59	71	64	64	54	10
長崎	49	59	58	60	68	71	75	81	79	81	85	85	73	12
大分	26	30	39	49	58	58	60	71	75	80	80	80	59	21
熊本	59	70	86	100	103	115	131	135	132	139	135	135	106	29
鹿児島	35	33	39	30	36	33	34	42	49	55	55	55	46	9
宮崎	34	47	52	53	84	81	82	87	90	96	98	98	85	13
沖縄	22	27	26	27	29	30	40	42	55	50	53	53	41	12
宮城	11	25	25	35	43	44	74	77	83	81	98	98	79	19
福島	16	19	22	23	23	26	32	39	45	50	54	54	43	11
山形	24	26	26	32	36	37	39	46	43	52	52	52	45	7
岩手	25	27	28	25	25	36	36	34	34	32	34	34	29	5
秋田	13	13	15	14	18	25	26	27	27	26	28	28	24	4
青森	2	4	20	16	24	24	34	26	26	27	27	27	23	4
札幌	51	52	72	72	102	110	126	141	160	183	204	204	163	41
函館	10	11	15	16	20	26	27	30	32	34	34	34	30	4
旭川	15	20	24	28	38	43	43	48	54	59	57	57	47	10
釧路	7	19	24	28	34	39	39	40	45	45	48	48	43	5
香川	19	17	19	26	28	29	28	28	24	36	36	36	29	7
徳島	31	29	28	29	47	46	43	49	52	52	53	53	45	8
高知	10	12	19	23	20	31	32	38	39	38	39	39	31	8
愛媛	27	31	35	35	31	32	31	31	35	39	46	46	38	8
合計	1,547	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335	3,700	4,122	4,449	4,709	5,038	5,038	3,936	1,102
前年比	—	119.2%	120.3%	111.6%	121.7%	110.7%	110.9%	111.4%	107.9%	105.8%	107.0%			

## 1 本部集合研修

## (1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成30年1月18日～19日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、民事法律扶助業務の手続、国選弁護等業務の手続、スタッフ弁護士の日常業務支援について、ビジネスマナー、電話・来客対応、傾聴スキル、常勤弁護士の職務、業務上の情報管理について、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス 等
① 平成29年7月13日～14日 ② 平成30年2月15日～16日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、先輩弁護士の体験談・質疑応答、弁護士倫理 等
平成29年11月17日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計手続、司法ソーシャルワーク入門、法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方、情報セキュリティ管理、赴任手続 等

## (2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成29年10月26日～27日	【赴任1年目業務研修(民事・刑事)】 労働事件対応、DV事件対応、受任判断、事務所のマネジメント、刑務所対応 等
平成30年3月1日～2日	【赴任4年目専門研修】 民事事例研究、DV事案対応、刑事演習、情報交換(ヒヤリハット事例、赴任地での苦労・工夫) 等
平成29年8月3日～4日	【パーソナリティ障害対応研修】 リーガルカウンセリングの技法、精神的問題を抱える当事者への対応、援助関係における困難について一精神分析と精神医学の視点、模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション 等
平成30年2月25日～26日	【専門研修(司法と福祉の連携)】 地方事務所常勤弁護士による福祉との連携状況・事例の紹介、司法福祉千葉モデル勉強会への参加、司法と福祉の連携に係るディスカッション
下記2参照	【実務トレーニー・実務トレーナー研修】 司法ソーシャルワークの経験が浅い実務トレーニーである常勤弁護士(被指導弁護士)を、司法SWの経験を有する常勤弁護士を実務トレーナー(指導弁護士)の法律事務所に派遣し、司法SW業務の現場でのノウハウの習得

## (2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
① 平成29年4月21日 ② 平成29年8月24日 ③ 平成29年12月15日	【裁判員裁判事例研究研修】 情状事件のケース・セオリー、争点整理の意義と予定主張、責任能力と方針決定、専門家証人に対する反対尋問、判決結果の評価、被害感情への対応、事実の争い、障害の位置づけ 等
① 平成29年5月26日 ② 平成30年2月6日	【裁判員裁判専門研修】 尋問の戦略と技術、最終弁論、否認事件における弁護戦略と技術 等

## (3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
下記3参照	【ブロック別研修】 各ブロックにおいて講義・講演内容を策定(下記2参照)
平成29年8月25日	【全国経験者交流会】 全国各地に赴任している常勤弁護士が各地での活動を報告し、現制度の在り方や問題点、今後の課題等について議論を深める

## 2 実務トレーニー・実務トレーナー研修

実施日	実務トレーニー(修習期)	受入事務所(実務トレーナー)
① 平成29年10月16日～10月25日 平成29年11月20日～11月24日	石田 英高	新65 千葉法律事務所
② 平成29年7月3日～7月7日 平成30年1月22日～1月26日	北窓 弘之	新65 東京法律事務所
③ 平成29年6月12日～6月23日	内山 和哉	66 八戸地域事務所
④ 平成29年7月26日～8月2日	波田 幸久	67 奈良法律事務所
⑤ 平成29年6月12日～6月16日 平成29年9月11日～9月15日	金澤 万里子	67 下田地域事務所
⑥ 平成29年6月19日～6月30日	内田 幸一	67 東京法律事務所
⑦ 平成29年8月7日～8月10日	河智 了顕	67 中津川地域事務所
⑧ 平成29年11月13日～11月24日	根本 達矢	68 香川法律事務所
⑨ 平成29年11月13日～11月24日	桑原 慶	68 香川法律事務所
⑩ 平成29年7月3日～7月14日	三上 早紀	68 下田地域事務所
⑪ 平成29年6月12日～6月13日 平成30年1月22日～1月24日 平成30年2月15日～2月16日 平成30年3月19日～3月22日	尾崎 剛史	68 東京法律事務所
⑫ 平成30年2月13日～2月23日	鳴本 翼	68 千葉法律事務所
⑬ 平成29年9月4日～9月15日	狩野 雅史	68 千葉法律事務所
⑭ 平成29年8月7日～8月21日	竹蓋 春香	68 福岡法律事務所

### 3 ブロック別研修

#### (1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック: 埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック: 東京・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック: 大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック: 愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック: 広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック: 福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック: 福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック: 函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック: 香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

#### (2) 各ブロックにおける研修内容等

##### 関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成29年4月14日～15日	消費者被害問題、高齢者・障がい者の意思決定支援、死刑判決を受けて再審請求中の刑事弁護について(関東ABブロック合同実施)
② 平成29年10月13日	医療センター副委員長から、茨城県における医療観察法の入院治療及び通院治療の件数の紹介、医療観察法病棟での入通院プログラム体制の説明、認知行動療法の具体的な内容の解説。

##### 関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成29年4月14日～15日	消費者被害問題、高齢者・障がい者の意思決定支援、死刑判決を受けて再審請求中の刑事弁護について(関東ABブロック合同実施)
② 平成28年10月21日～22日	伊豆市におけるソーシャルワークや、沼津での司法と福祉との連携事例を学び、福祉関係職者と共にグループワークを行い、意見交換等を行うとともに、各福祉施設の説明及び見学を行った。

##### 近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成29年6月26日	兵庫県弁護士会の坂本裕香弁護士から、犯罪被害者支援についての講習。質疑応答では、告訴や、民事損害賠償請求を中心にやり取りがなされた。
② 平成29年11月8日	臨床心理士の大野奈津子先生から性犯罪が起こる仕組みの解説及び事例の検討を行い、臨床経験に基づく再犯防止プログラムについての講義を実施。
③ 平成30年3月29日	地域生活支援センター職員から業務内容の説明を受け、更生支援計画を中心に、触法障がい者の支援方法等について講義を実施。

##### 中部ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成29年5月24日	不動産登記実務、商業登記実務の相異点の講義、外国人の離婚手続きの実務についての講義、離婚無効後の行政処分に対する審査請求をした事例を用いてその対処法等の検討を実施。

② 平成29年9月11日	法テラス本部業務の経験がある検察官から、常勤弁護士総合企画課長、財務会計課長の業務内容や、検察庁における再犯防止、犯罪被害者支援など近時の取り組みについて講話等を受講。
③ 平成29年12月4日	各地域におけるスタッフ弁護士の在り方や、今後求められるスタッフ弁護士の役割を常勤弁護士同士でグループディスカッションを実施。
④ 平成30年3月9日	法テラス三河法律事務所、法テラス三重法律事務所での事例を使用し、事例研究を実施。

#### 中国ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成29年6月8日～9日	松江市社会福祉協議会職員から、福祉関係機関と法曹の連携や、福祉関係機関における法曹に対するニーズを具体的なケースを交えて意見交換を実施。法テラス島根における具体的な連携事例を使用し、検討会を実施。
② 平成29年11月30日～12月1日	母子生活支援施設職員及び山口県男女共同参画相談センター所長より各機関の業務説明を受け、DV被害のある離婚等について事例を検討を実施。

#### 九州ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成29年6月1日～2日	被災地における法律相談事例の実際を把握し、被災地におけるスタッフ弁護士の役割についての検討を実施。
② 平成29年11月30日～12月1日	佐賀県DV総合対策センター所長の臨床心理士から、DV被害者支援及び加害者の更生支援等のDV被害者支援に関する専門知識を拡充した。国選弁護事件の実例を共有し、検討会を実施。

#### 北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
① 平成29年4月7日～8日	刑事施設における司法アクセスと監獄人権センターによる手紙相談の実際を学び意見交換を実施。
② 平成29年11月2日～3日	弁護士として知っておくべき法医学の知識、ファシリテーションスキルについて学び、模擬ケースを利用して実践及び意見交換を実施。

#### 四国ブロック

実施日	講義・演習内容
① 平成29年5月12日～13日	児童家庭支援センター及び高知県中央児童相談所の業務説明や具体的な活動について説明を受け、高知におけるスタッフ弁護士の在り方について報告、検討を実施。
② 平成29年10月13日～14日	子ども食堂や社会福祉士の業務説明、意見交換を行い、ひとり親家庭を中心とした貧困家庭への理解を深めるとともに、関係機関との連携手段について議論を実施。地域包括支援センターとの意見交換を実施。

## 平成29年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日	会議の主なテーマ					参加者数	開催地 (市町村名)	回数	
			業務報告	司法ソーシャルワーク 事業について	特定援助対象者法律相 談援助事業について	DV等被害者法律相談 援助事業について	常勤弁護士活動報告				事例検討・意見交換
1	東京	平成30年2月6日	○	○	○	○	○	○	36名	葛飾区	第1回
2	東京	平成30年2月15日	○	○	○	○	○	○	46名	新宿区	第2回
3	東京 (多摩支部)	平成30年2月26日	○	○	○	—	○	○	94名	立川市	第1回
4	神奈川	平成29年12月1日	○	○	—	○	—	○	102名	横浜市	第1回
5	神奈川 (小田原支部)	平成29年11月1日	○	—	○	○	—	○	56名	相模原市	第1回
6	埼玉	平成29年10月24日	○	○	—	—	○	—	37名	秩父市	第1回
7	埼玉	平成30年2月15日	○	○	○	—	○	○	13名	さいたま市	第2回
8	埼玉 (川越支部)	平成30年1月29日	○	—	○	○	○	○	61名	川越市	第1回
9	千葉	平成29年11月17日	○	—	○	—	—	—	116名	千葉市	第1回
10	千葉	平成29年11月27日	○	—	○	—	—	—	25名	成田市	第2回
11	茨城	平成29年6月28日	○	—	—	—	—	○	25名	水戸市	第1回
12	茨城	平成29年7月26日	○	—	—	—	—	○	32名	下妻市	第2回
13	茨城	平成29年10月3日	○	○	—	—	—	○	17名	鹿嶋市宮中	第3回
14	茨城	平成29年11月29日	○	○	—	○	—	○	153名	水戸市	第4回
15	茨城	平成30年1月23日	○	○	○	—	—	○	12名	常陸大宮市	第5回
16	茨城	平成30年2月19日	○	○	○	—	—	○	36名	常陸大宮市	第6回

	地方事務所名	開催日	会員の主なテーマ					参加者数	開催地 (市町村名)	回数	
			業務報告	司法ソーシャルワーク 事業について	特定援助対象者法律相 談援助事業について	DV等被害者法律相談 援助事業について	常勤弁護士の活動報告				事例検討・意見交換
17	栃木	平成30年2月23日	○	—	—	○	—	○	50名	宇都宮市	第1回
18	群馬	平成29年10月30日	○	○	○	—	—	○	12名	沼田市	第1回
19	群馬	平成29年11月6日	○	○	○	—	○	○	35名	高崎市	第2回
20	群馬	平成29年11月21日	○	○	—	○	○	○	61名	前橋市	第3回
21	群馬	平成29年11月29日	○	○	○	—	○	○	22名	太田市	第4回
22	群馬	平成29年12月18日	○	○	○	—	○	○	30名	前橋市	第5回
23	静岡	平成30年3月7日	○	○	○	○	—	—	92名	静岡市	第1回
24	静岡 (沼津支部)	平成30年3月27日	○	—	○	○	○	—	23名	沼津市	第1回
25	静岡 (浜松支部)	平成30年2月19日	○	○	○	○	○	—	75名	浜松市	第1回
26	山梨	平成29年6月16日	○	○	○	—	—	○	81名	甲府市	第1回
27	山梨	平成29年10月20日	○	○	○	—	—	○	55名	甲府市	第2回
28	山梨	平成30年2月7日	○	—	—	○	—	○	45名	甲府市	第3回
29	山梨	平成30年2月9日	○	○	○	—	—	○	47名	甲府市	第4回
30	長野	平成29年10月24日	○	○	○	—	—	○	18名	佐久市	第1回
31	新潟	平成29年7月6日	○	—	—	—	—	○	22人	上越市	第1回
32	大阪	平成29年12月5日	○	—	○	○	—	—	23名	堺市	第1回

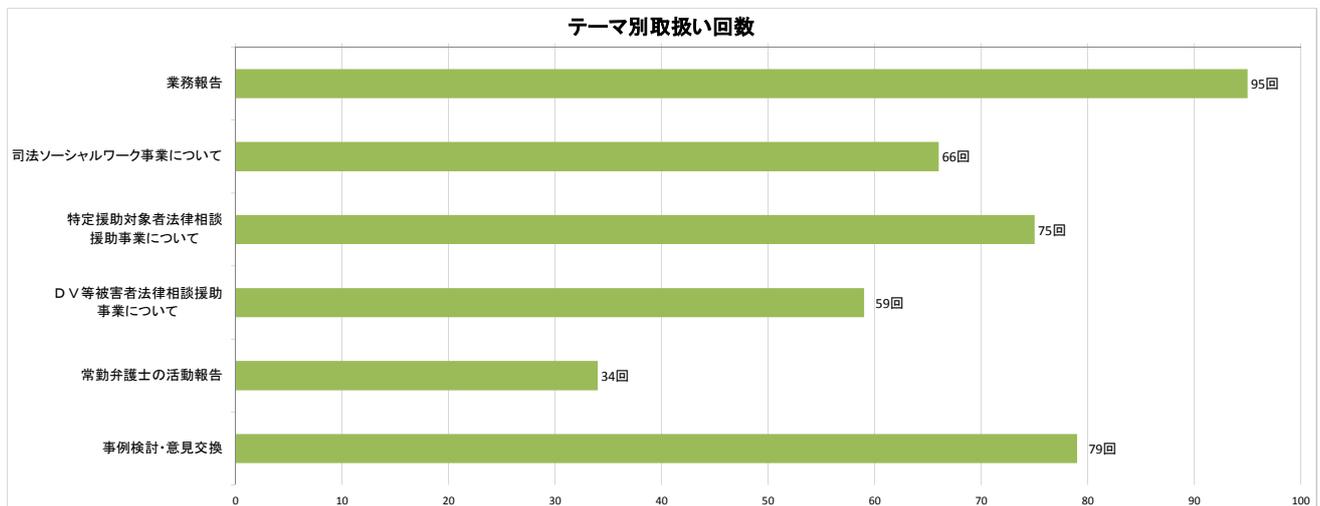
	地方事務所名	開催日	会員の主なテーマ					参加者数	開催地 (市町村名)	回数	
			業務報告	司法ソーシャルワーク 事業について	特定援助対象者法律相 談援助事業について	DV等被害者法律相談 援助事業について	常勤弁護士の活動報告				事例検討・意見交換
33	大阪	平成30年1月11日	○	—	○	○	—	—	84名	大阪市	第2回
34	京都	平成29年10月26日	○	○	○	—	—	○	39名	亀岡市	第1回
35	兵庫	平成29年11月29日	○	○	○	○	—	○	237名	神戸市	第1回
36	奈良	平成29年9月11日	○	○	○	○	—	○	52名	奈良市	第1回
37	奈良	平成29年9月27日	○	○	○	○	—	○	46名	北葛城郡王寺町	第2回
38	奈良	平成29年10月10日	○	○	○	○	—	○	41名	橿原市	第3回
39	奈良	平成29年10月23日	○	○	○	○	—	○	34名	大和高田市	第4回
40	奈良	平成29年11月13日	○	○	○	○	—	○	31名	吉野郡大淀町	第5回
41	滋賀	平成30年2月23日	○	○	○	○	○	—	50名	大津市	第1回
42	和歌山	平成29年11月30日	○	○	○	○	—	○	17名	田辺市	第1回
43	和歌山	平成30年1月26日	○	○	○	○	—	○	28名	和歌山市	第2回
44	愛知	平成30年2月15日	○	—	○	—	—	—	27名	名古屋市	第1回
45	愛知 (三河支部)	平成29年11月29日	○	—	○	—	—	○	28名	岡崎市	第1回
46	三重	平成29年11月20日	—	—	○	○	○	○	48名	津市	第1回
47	三重	平成29年12月4日	—	—	—	○	—	○	46名	津市	第2回
48	岐阜	平成29年10月12日	○	○	—	—	—	○	3名	瑞穂市	第1回

	地方事務所名	開催日	会員の主なテーマ					参加者数	開催地 (市町村名)	回数	
			業務報告	司法ソーシャルワーク 事業について	特定援助対象者法律相 談援助事業について	DV等被害者法律相談 援助事業について	常勤弁護士の活動報告				事例検討・意見交換
49	福井	平成29年7月26日	○	○	○	—	○	○	7名	福井市	第1回
50	福井	平成30年2月2日	○	—	—	○	—	○	12名	敦賀市	第2回
51	石川	平成30年2月28日	○	○	○	○	—	○	70名	金沢市	第1回
52	富山	平成29年10月24日	○	○	○	○	○	—	36名	富山市	第1回
53	富山	平成30年1月26日	○	○	○	○	○	—	9名	魚津市	第2回
54	広島	平成29年10月25日	○	—	—	—	—	○	36名	広島市	第1回
55	山口	平成29年9月20日	○	○	○	○	○	○	13名	萩市	第1回
56	山口	平成29年11月29日	○	○	○	○	○	○	67名	山口市	第2回
57	岡山	平成29年6月30日	○	—	—	—	—	—	15名	岡山市	第1回
58	鳥取	平成29年10月26日	○	○	○	○	○	○	25名	米子市	第1回
59	鳥根	平成29年7月3日	○	—	—	○	—	○	47名	松江市	第1回
60	鳥根	平成29年11月6日	○	—	○	○	—	○	19名	隠岐の島町	第2回
61	福岡	平成29年9月5日	○	○	—	—	—	○	25名	福岡市	第1回
62	福岡	平成29年9月8日	○	○	—	—	—	○	93名	飯塚市	第2回
63	福岡 (北九州支部)	平成29年11月29日	—	○	○	○	—	—	87名	北九州市	第1回
64	佐賀	平成30年1月15日	○	○	○	○	—	○	58名	佐賀市	第1回

	地方事務所名	開催日	会員の主なテーマ					参加者数	開催地 (市町村名)	回数	
			業務報告	司法ソーシャルワーク 事業について	特定援助対象者法律相 談援助事業について	DV等被害者法律相談 援助事業について	常勤弁護士の活動報告				事例検討・意見交換
65	長崎	平成29年10月13日	○	—	○	—	—	○	50名	対馬市	第1回
66	長崎	平成29年12月15日	○	—	○	—	—	○	22名	小値賀町	第2回
67	大分	平成29年10月30日	○	○	○	○	—	○	42名	大分市	第1回
68	大分	平成30年1月30日	○	○	○	○	—	○	27名	豊後大野市	第2回
69	熊本	平成30年3月13日	—	—	○	—	—	○	37名	熊本市	第1回
70	鹿児島	平成29年12月13日	○	—	○	○	—	○	21名	鹿児島市	第1回
71	鹿児島	平成29年12月15日	○	—	○	○	○	○	8名	鹿児島市	第2回
72	宮崎	平成29年11月29日	○	○	○	—	○	○	60名	宮崎市	第1回
73	沖縄	平成29年9月22日	○	—	○	—	—	○	50名	那覇市	第1回
74	宮城	平成29年10月26日	○	—	○	○	—	—	17名	登米市	第1回
75	宮城	平成29年11月17日	○	—	○	○	—	—	53名	名取市	第2回
76	福島	平成29年11月20日	○	○	○	○	○	○	18名	会津若松市	第1回
77	福島	平成29年11月24日	○	○	○	○	○	○	14名	白河市	第2回
78	山形	平成29年10月27日	○	—	—	○	—	○	14名	新庄市	第1回
79	山形	平成30年2月16日	○	—	—	○	—	○	35名	山形市	第2回
80	岩手	平成29年6月29日	○	○	—	—	○	○	66名	盛岡市	第1回

	地方事務所名	開催日	会員の主なテーマ					参加者数	開催地 (市町村名)	回数	
			業務報告	司法ソーシャルワーク 事業について	特定援助対象者法律相 談援助事業について	DV等被害者法律相談 援助事業について	常勤弁護士の活動報告				事例検討・意見交換
81	岩手	平成29年10月20日	○	○	—	—	—	○	53名	洋野町	第2回
82	岩手	平成30年1月23日	○	○	—	—	—	○	25名	葛巻町	第3回
83	秋田	平成29年10月17日	○	○	○	○	○	—	43名	大館市	第1回
84	青森	平成29年11月30日	○	—	○	—	—	○	29名	青森市	第1回
85	札幌	平成29年6月5日	○	○	—	—	—	○	23名	日高郡	第1回
86	函館	平成29年11月7日	○	○	○	○	○	○	26名	函館市	第1回
87	函館	平成29年11月15日	○	○	○	○	○	○	11名	八雲町	第2回
88	函館	平成29年11月22日	○	○	○	○	○	○	11名	江差町	第3回
89	旭川	平成29年8月21日	○	○	○	○	○	○	21名	稚内市	第1回
90	旭川	平成29年10月16日	○	○	○	○	○	○	74名	旭川市	第2回
91	釧路	平成29年10月24日	○	○	○	○	—	○	81名	釧路市	第1回
92	釧路	平成29年11月7日	○	○	○	○	—	○	36名	帯広市	第2回
93	釧路	平成29年11月21日	○	○	○	○	—	○	34名	北見市	第3回
94	香川	平成29年11月20日	○	○	○	○	—	○	20名	高松市	第1回
95	香川	平成30年1月30日	○	○	—	○	—	○	39名	丸亀市	第2回
96	徳島	平成29年12月1日	○	—	○	○	—	○	53名	徳島市	第1回

	地方事務所名	開催日	会員の主なテーマ					参加者数	開催地 (市町村名)	回数	
			業務報告	司法ソーシャルワーク 事業について	特定援助対象者法律相談 援助事業について	DV等被害者法律相談 援助事業について	常勤弁護士の活動報告				事例検討・意見交換
97	高知	平成30年2月13日	○	—	○	—	—	—	68名	高知市	第1回
98	高知	平成30年2月26日	○	—	—	—	—	—	49名	高知市	第2回
99	愛媛	平成29年10月23日	—	○	○	—	○	—	28名	西条市	第1回
100	愛媛	平成29年10月31日	—	○	○	—	○	—	43名	宇和島市	第2回
101	愛媛	平成29年11月20日	○	○	○	○	○	—	89名	松山市	第3回



## 平成29年度地方協議会参考事例一覧

1 北海道ブロック		
事務所	開催日	参考事例
旭川	平成29年8月21日	ストーリー仕立てで、日々の生活の中で起こり得る法的トラブルを紹介した。また、全員参加型のクイズを多数出題したり、図表や絵を多用することによって、参加者の理解が深まるように努めた。
2 東北ブロック		
山形	平成29年10月27日	意見交換を充実させるため、事前アンケートを行った。本協議会の主たるテーマが、DV等被害者法律相談援助制度であるため、関係機関からDV等にかかる相談状況や相談事例について発表していただき、相互理解を深めた。
岩手	平成29年10月20日	福祉関係者を対象者としたミニ地方協議会を開催した。開催場所については、弁護士が不在の市町村であること、盛岡市とは遠隔地であり法テラス岩手との連携がとりにくい市町村であることを念頭に置き、選定した。
3 関東ブロック		
神奈川 (小田原支部)	平成29年11月1日	初めて相模原市内で地方協議会を開催した。参加者に法律相談援助を身近に感じてもらうため、弁護士による寸劇を用いて紹介するなどして、説明方法を工夫した。

埼玉	平成30年2月15日	参加者を障がい者支援に携わっている職員に限定し、少人数のグループワークを行うことで、闊達な意見交換が行われるようにした。また、グループワークでは、法テラスの利用方法を具体的に周知することを狙い、常勤弁護士による事例紹介やケース会議のデモンストレーションを行った。
千葉	平成29年11月17日	平成30年1月24日から施行となる、特定援助対象者法律相談援助事業を主たるテーマとし、今後、申込者となる可能性がある、千葉県内の自治体（高齢者担当課、障害者担当課）、社会福祉協議会、地域包括支援センター等（全367機関・団体）に参加を呼びかけた結果、100名を超える大規模な地方協議会となった。
群馬	平成29年11月21日	DV被害者支援に携わっている関係機関の方をパネリストに迎えて、具体的な支援状況や今後の課題について発表していただくことにより、群馬県におけるDV被害者支援を概観することができるようにした。
4 中部ブロック		
三重	平成29年11月20日	協議を活性化することを狙いとして、開催案内時に「協議希望・意見提出書」を添付して事前に意見等を募り、提出いただいた参加者に対し、提出趣旨説明等についてご発言いただくよう事前に依頼した。 当日は事前提出意見等をレジュメにまとめ、提出者に趣旨説明等をして頂くことにより、全員が発言しやすい雰囲気醸成した。
5 近畿ブロック		
大阪	平成29年12月5日	特定援助対象者法律相談援助事業、DV等被害者法律相談援助事業の更なる周知を図るため、大阪府下全域の特定援助関係機関及びDV等関係機関に地方協議会の案内を行ったところ、初参加となる関係機関に多数出席して頂いた。

兵庫	平成29年11月29日	参加者237名の大規模な地方協議会を開催した。多くの方に参加してもらために、地方協議会に先立って、地域包括支援センター、自治体で業務説明会を行い、さらに、社会福祉士の副所長に依頼し、県内の社会福祉士団体を介して、地方協議会開催の案内をメーリングリストで配信した。
6 中国ブロック		
広島	平成29年10月25日	事例検討を中心とするプログラムとし、参加者同士の横の繋がりが深まるようにした。また、検討事例を参加者に事前に送付し、活発な議論が展開されるようにした。
島根	平成29年7月3日	DV被害者支援に精通した島根県弁護士会所属の弁護士からDV被害者への法的支援にあたって留意していること等について講演をしてもらい、さらに、常勤弁護士からDV等被害者法律相談援助事業の説明をすることで、既存の被害者支援とDV等被害者法律相談援助事業がどのようにリンクしているのかについて、イメージを持ってもらえるようなプログラムとした。
7 四国ブロック		
徳島	平成29年12月1日	DV等被害者法律相談援助事業の説明用DVDを流し、途中で映像をとめながら、法テラス及びDV被害者支援に携わる関係機関の職員から補足説明をし、参加者に分かりやすい内容とした。
高知	平成30年2月13日	参加者に特定援助対象者法律相談援助事業への理解を深めてもらうために、地方事務所長、常勤弁護士、法テラス職員、高知県弁護士会の高齢者・障がい者支援センター運営委員会委員長が出演者となり、寸劇を実施した。

8 九州ブロック		
長崎	平成29年12月15日	地域事務所がない離島で初めて開催した。 多くの方に参加していただくため、事前に社会福祉協議会と調整を行った。 常勤弁護士3名から、成年後見制度の利用方法等を、実例を交えて説明した。
宮崎	平成29年11月29日	地方協議会を二部制にし、第一部では業務説明やスタッフ弁護士の活動報告等を行い、第二部では事例検討を通じてのグループワークの場とした。 グループワークでは、各機関で何ができるかを発表し、相互理解が深まるように工夫した。

【資料39】

平成29年度地方協議会を受けて行った業務改善事例、  
今後行う予定の取組事例等

1	業務説明会を行ってほしいとの意見が多数寄せられたため、今後、業務説明会を行っていく予定である。(神奈川)
2	アンケート結果等から出張相談の需要が多く見込まれたため、今後、関係機関・団体を対象として巡回相談を企画予定である。(千葉)
3	DV等被害者支援について、施行時のアナウンスのみでなく、今後の継続的な連携・情報共有の必要性を感じたため、来年度以降の地方協議会のテーマ設定の工夫や、業務説明会の積極的な実施等により対応していく予定である。(栃木)
4	支援者が、利用すべき制度の種類やタイミングで迷うことのないよう、スタッフ弁護士による関係機関向け情報提供サービス「ほっとライン」の活用を促す仕組みを検討する。(静岡)
5	業務説明希望の要望があれば、即時に対応することをアピールしたところ、大津市役所及び草津市民生児童委員から業務説明実施の要望があったため、今後、実施予定である。(滋賀)
6	各機関の特色に応じた関係機関紹介業務を行うとともに、DV事案で女性相談機関を紹介する場合、利用者の承諾が得られれば、事案の概要や紹介した意図などを事前に取り次ぐこととなった。来年度以降も協議の場を設け、充実したDV被害者支援のための連携方法を検討していく。(福井)
7	法律講座や業務説明の希望が一定程度あったため、今後、実施していく予定である。実施後、継続的な意見交換の場を設け、法テラス鳥取が米子市で継続して行っていくことを探し、必要に応じて、ホットラインの設置や新たな指定相談場所の指定等を実施していくこととする。(鳥取)
8	参加者から、スタッフ弁護士による講演を行ってほしいとの要望が出されたため、今後、実施する予定である。県中部地区での意見交換の開催を希望する声があったため、実施に向けて検討する。(沖縄)
9	巡回相談の説明を行ったところ、洋野町社会福祉協議会から利用を検討したい旨の申し出があった。今年度の予定はすでに埋まっているため、次年度以降に開催できるように今後も連絡をさせていただくこととなった。(岩手)
10	スタッフ弁護士に対して研修会の講師派遣依頼、ホットラインの利用について問合せがあったため、ホットラインの利用促進に取り組んでいく。(愛媛)

【資料40】平成29年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する  
紹介先機関・団体

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計	構成比
法テラス地方事務所	322	345	399	367	415	396	426	371	346	380	347	390	4,504	47.0%
警察	10	15	3	12	14	7	11	16	19	8	8	16	139	1.4%
検察庁	1	3	0	1	2	2	2	3	0	0	0	2	16	0.2%
民間支援団体	4	6	11	6	13	12	8	14	11	10	10	7	112	1.2%
地方公共団体	21	17	23	22	18	37	11	25	16	21	20	19	250	2.6%
配偶者暴力相談支援 センター・女性センター等	18	21	34	26	42	36	27	32	30	27	28	36	357	3.7%
児童相談所	1	3	2	2	2	4	1	3	1	1	1	2	23	0.2%
弁護士会	227	257	265	277	357	332	326	318	275	285	248	300	3,467	36.1%
司法書士会	2	1	1	0	2	2	5	4	2	3	4	0	26	0.3%
福祉・保健・医療機関・団体	1	0	4	2	1	1	1	0	3	1	1	1	16	0.2%
労働問題相談機関・団体	27	11	22	12	14	17	22	11	24	25	25	29	239	2.5%
人権問題相談機関・団体	5	1	12	2	5	3	4	9	6	5	4	5	61	0.6%
交通事故相談機関・団体	12	11	16	8	23	15	18	27	20	18	13	13	194	2.0%
その他機関・団体 (裁判所・暴追センター等)	14	19	10	11	19	17	23	19	5	21	20	17	195	2.0%
<b>合 計</b>	<b>665</b>	<b>710</b>	<b>802</b>	<b>748</b>	<b>927</b>	<b>881</b>	<b>885</b>	<b>852</b>	<b>758</b>	<b>805</b>	<b>729</b>	<b>837</b>	<b>9,599</b>	<b>100.0%</b>

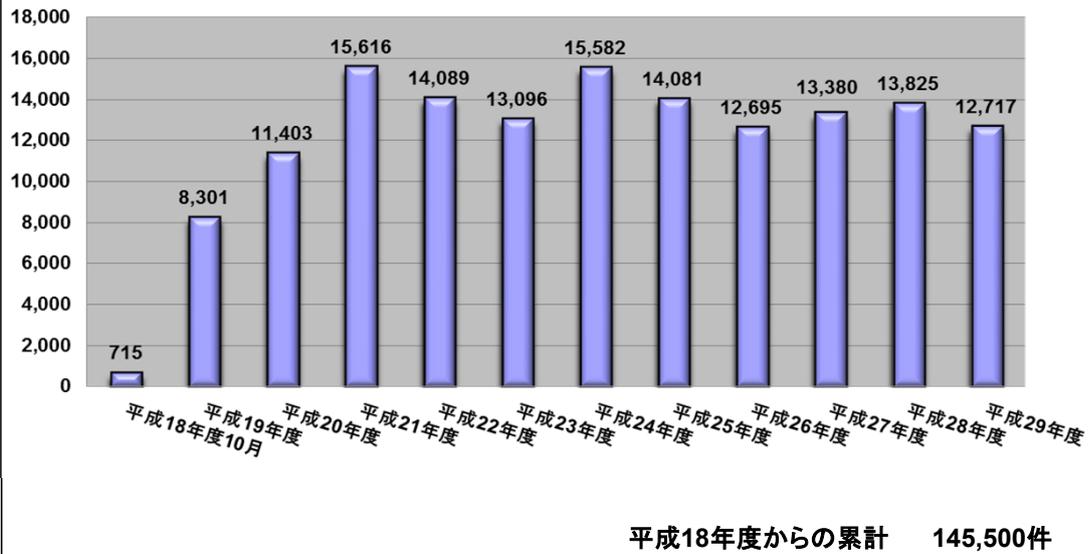
【資料41】地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)

○平成29年度 月別対応件数

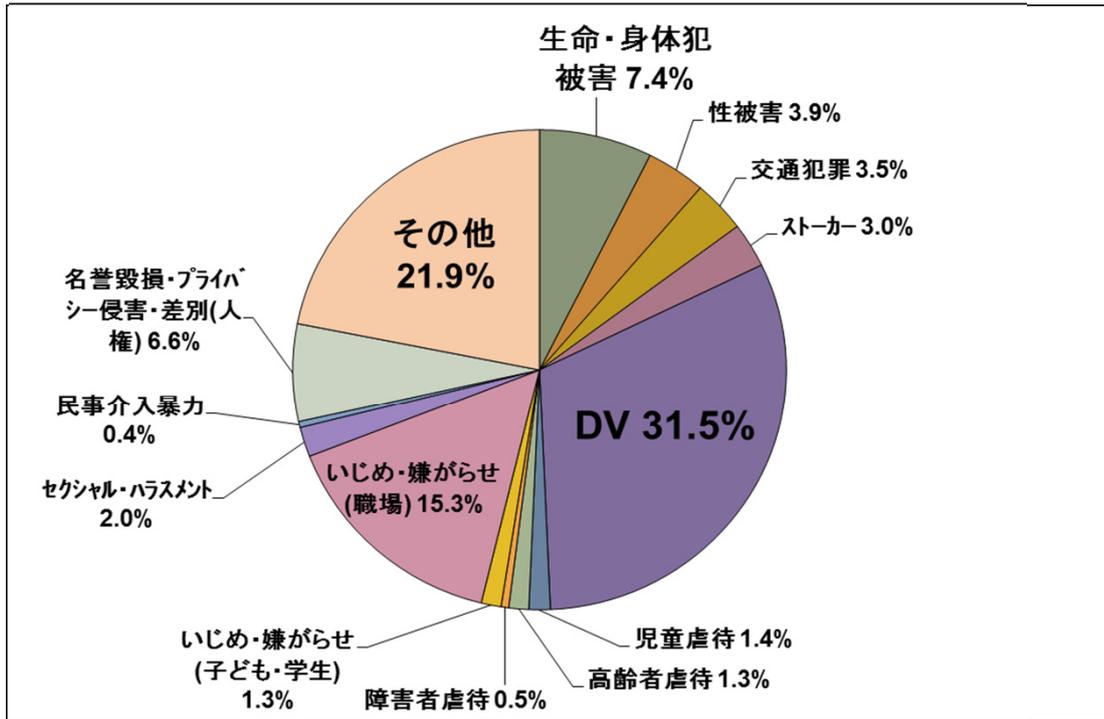
地方事務所 における件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1,022	1,087	1,246	1,173	1,189	1,120	1,103	983	892	1,006	917	979
年度総計	12,717											

○年度別対応件数推移(平成18年度～平成29年度)

(単位:件)



【資料42】平成29年度 地方事務所で対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)

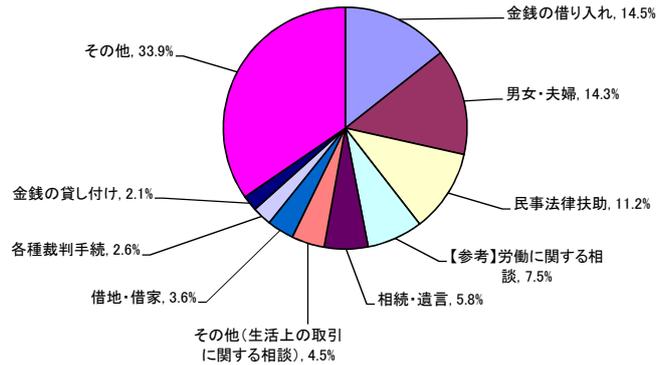


## 【資料43】平成29年度における相談分野の概要（問合せ上位20件）

### コールセンター

相談分野	件数	割合	分野別男女比	
			合計	
			男性	女性
金銭の借り入れ	47,297	14.5%	53.2%	46.8%
男女・夫婦	46,898	14.3%	27.6%	72.4%
民事法律扶助	36,557	11.2%	45.6%	54.4%
【参考】労働に関する相談	24,602	7.5%	50.8%	49.2%
相続・遺言	19,029	5.8%	35.8%	64.2%
その他(生活上の取引に関する相談)	14,564	4.5%	50.8%	49.2%
借地・借家	11,769	3.6%	47.4%	52.6%
各種裁判手続	8,512	2.6%	58.0%	42.0%
金銭の貸し付け	6,889	2.1%	51.0%	49.0%
高齢者・障害者	5,870	1.8%	37.0%	63.0%
その他(法テラス)	5,857	1.8%	51.8%	48.2%
損害賠償	5,664	1.7%	53.6%	46.4%
犯罪被害者	5,545	1.7%	40.6%	59.4%
その他(職場に関する相談)	5,298	1.6%	55.7%	44.3%
いじめ・嫌がらせ	4,935	1.5%	44.4%	55.6%
定年・退職・解雇	4,851	1.5%	49.8%	50.2%
弁護士	4,475	1.4%	44.9%	55.1%
子ども	4,322	1.3%	28.8%	71.2%
その他(家族に関する相談)	3,942	1.2%	33.7%	66.3%
生活福祉	3,593	1.1%	51.3%	48.7%

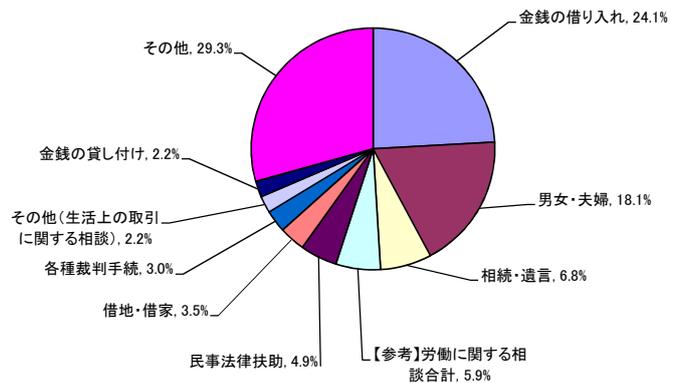
### コールセンター



### 地方事務所

相談分野	件数	割合
金銭の借り入れ	47,273	24.1%
男女・夫婦	35,505	18.1%
相続・遺言	13,324	6.8%
【参考】労働に関する相談	11,583	5.9%
民事法律扶助	9,656	4.9%
借地・借家	6,798	3.5%
各種裁判手続	5,802	3.0%
その他(生活上の取引に関する相談)	4,399	2.2%
金銭の貸し付け	4,249	2.2%
損害賠償	3,993	2.0%
高齢者・障害者	3,225	1.6%
定年・退職・解雇	2,774	1.4%
子ども	2,661	1.4%
東日本大震災	2,413	1.2%
賞金・退職金	2,413	1.2%
犯罪被害者	2,165	1.1%
いじめ・嫌がらせ	2,135	1.1%
民事上の問題	1,916	1.0%
その他(家族に関する相談)	1,747	0.9%
弁護士	1,697	0.9%

### 地方事務所



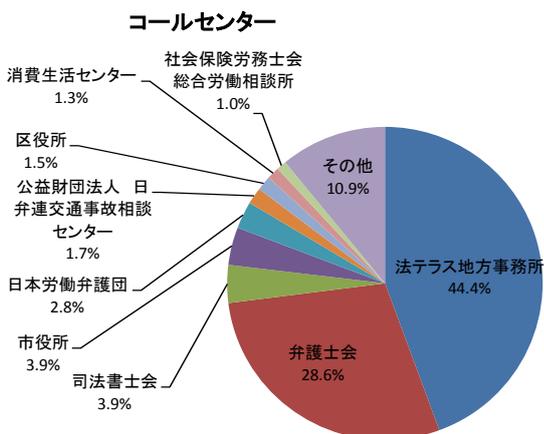
注) 【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含まれます。

注) 問合せ件数には、相談分類「情報提供以外」の件数を含みません。

## 【資料44】平成29年度における関係機関紹介状況

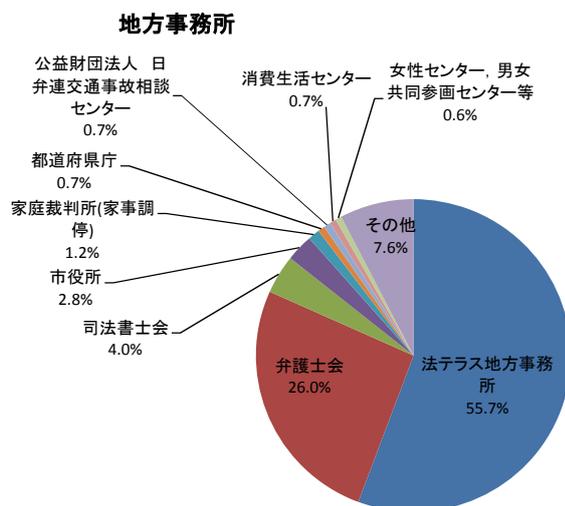
### コールセンター

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	44.4%	179,704
弁護士会	28.6%	115,877
司法書士会	3.9%	15,880
市役所	3.9%	15,717
日本労働弁護団	2.8%	11,416
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	1.7%	6,670
区役所	1.5%	5,921
消費生活センター	1.3%	5,113
社会保険労務士会 総合労働相談所	1.0%	4,125
その他	10.9%	44,097



### 地方事務所

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	55.7%	108,109
弁護士会	26.0%	50,448
司法書士会	4.0%	7,699
市役所	2.8%	5,419
家庭裁判所(家事調停)	1.2%	2,258
都道府県庁	0.7%	1,444
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	0.7%	1,432
消費生活センター	0.7%	1,293
女性センター, 男女共同参画センター等	0.6%	1,236
その他	7.6%	14,837



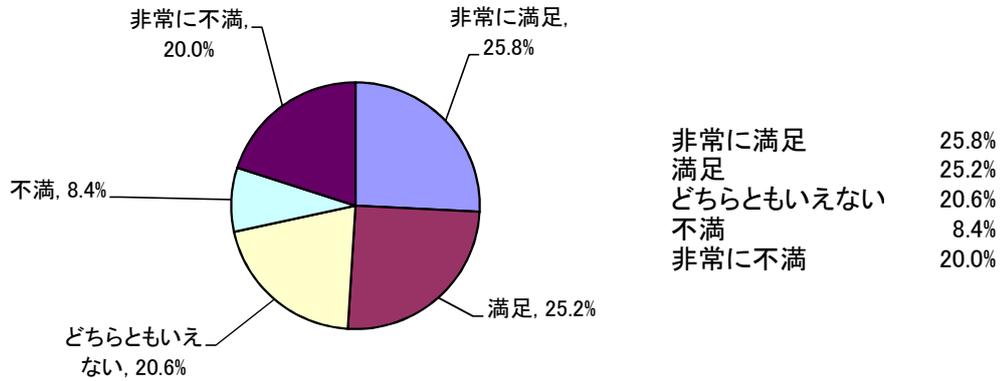
【資料45】平成29年度不服申立件数一覧表

地方事務所	平成29年4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		平成30年1月		2月		3月		合計		
	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	総数	本部	地方
東京	4	0	4	1	1	0	4	1	1	3	3	0	5	1	4	1	3	0	5	0	0	2	4	0	47	38	9
東京(多摩)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	7	7	0
神奈川	3	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	3	0	1	0	1	0	2	0	17	17	0
神奈川(川崎)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2	1
神奈川(小田原)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7	7	0
埼玉	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0
埼玉(川越)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	6	6	0
千葉	2	3	1	0	1	0	2	2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	18	12	6
千葉(松戸)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0
栃木	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1
群馬	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	5	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
静岡(沼津)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡(浜松)	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
大阪	3	0	1	0	0	0	6	0	1	0	3	0	1	1	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	21	20	1
京都	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	7	7	0
兵庫	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	2	0	11	11	0	
兵庫(阪神)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
兵庫(姫路)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3	3	0
和歌山	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
愛知	1	0	0	0	2	0	1	0	1	0	2	0	1	0	3	1	1	0	3	0	0	0	0	0	16	15	1
愛知(三河)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	3	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	5	4	1
福井	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	2	3
広島	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	13	12	1
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	9	4	5
鳥取	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	7	5	2
福岡(北九州)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
佐賀	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3	2	1	
長崎	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
大分	1	0	4	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	14	14	0
熊本	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
鹿児島	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3	3	0	
宮崎	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	2	0	1	0	9	9	0
沖縄	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	5	3	2	
宮城	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	7	6	1	
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1	2	
秋田	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	5	5	0	
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
釧路	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
合計	25	6	17	4	20	4	24	5	14	3	23	4	23	6	27	2	24	2	29	2	15	3	25	1	308	266	42

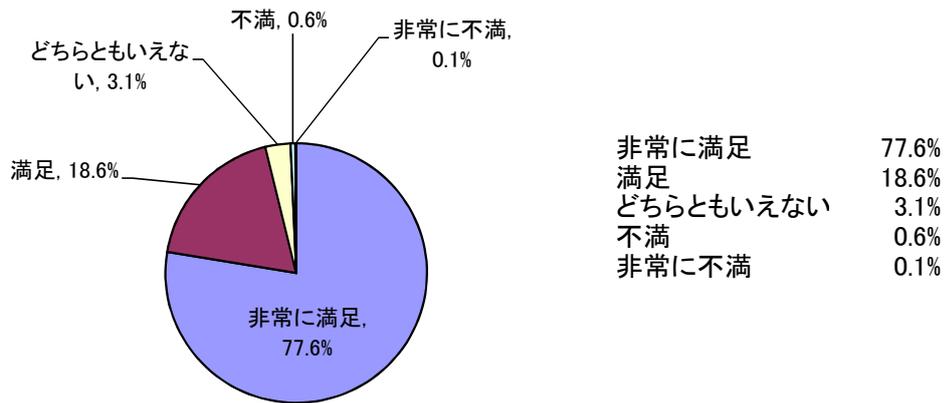
(注)「本部」は本部で処理した件数を、「地方」は地方事務所限りで処理した件数を示す。

【資料46】 利用者満足度調査

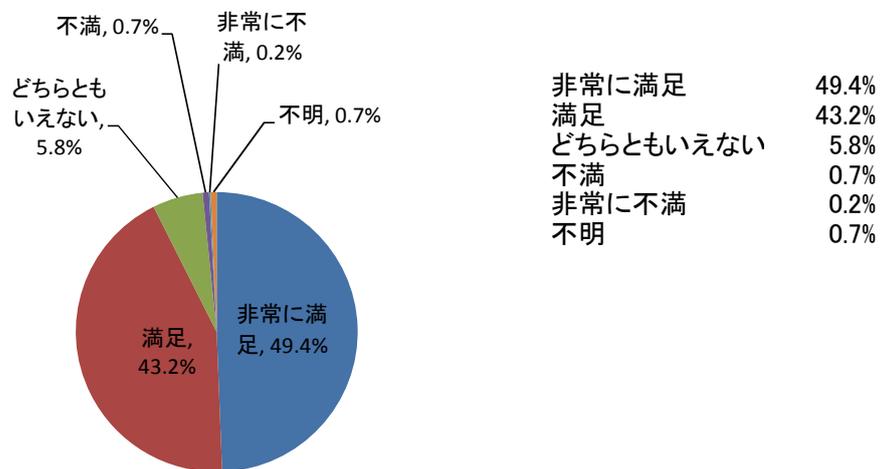
ホームページアンケート集計結果より  
 実施期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日  
 回答数：170件



コールセンター利用者満足度調査集計結果より  
 実施期間：平成29年9月21日～10月18日  
 満足度調査件数：2,265件  
 回答率（転送件数／転送対象数）：17.4%



地方事務所面談アンケート集計結果より  
 実施期間：平成29年9月1日～10月31日  
 面談アンケート回収件数：1,216件  
 回答率（回答件数／面談による情報提供件数）：51.1%



【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数
東京	H29年4月	一橋大学法学部学部生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一橋大学法学部学部生	100名
東京	H29年4月	ケアマネージャージャー、新宿区職員、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	ケアマネージャージャー、新宿区職員、地域包括支援センター職員	120名
東京	H29年4月	第1回生活困窮者自立支援法担当者会議(研修)における法テラス業務説明	都内各市区町村の生活保護関係担当者	120名
東京	H29年4月	国分寺市立小学校5年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	国分寺市立小学校5年生	70名
東京	H29年4月	町田市立中学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	町田市立中学生	750名
東京	H29年5月	地域包括支援センター、区役所、訪問介護事業所、配食事業所、民生委員、福祉用具貸与事業所等に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター、区役所、訪問介護事業所、配食事業所、民生委員、福祉用具貸与事業所等	20名
東京	H29年5月	(東京都)生活困窮者自立支援法担当者会議(研修)における法テラス業務説明	大学教員、都・区的生活困窮者支援担当者等	30名
東京	H29年5月	武蔵野市私立中学校1年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	武蔵野市私立中学校1年生	20名
東京	H29年5月	中央大学法科大学院生における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	中央大学法科大学院生	20名
東京	H29年6月	青山学院大学学部生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	青山学院大学学部生	60名
東京	H29年6月	狛江市立小学5年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	狛江市立小学5年生	120名
東京	H29年6月	江東区立小学6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	江東区立小学6年生	80名
東京	H29年6月	東京都内私立中学1年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	東京都内私立中学1年生	280名
東京	H29年6月	暮らしの保健室における法テラス業務説明	医師、看護師、薬剤師、区、地域包括支援センター等	30名
東京	H29年7月	都内中学校・高校教員に対する法教育(講義・授業)、法テラス業務説明	都内中学校・高校教員	30名
東京	H29年7月	暮らしの保健室における法テラス業務説明	医師、看護師、薬剤師、栄養士、区、地域包括支援センター、大学等	30名
東京	H29年7月	東京ウイメンズプラザにおける法テラス業務説明	婦人相談員	30名
東京	H29年7月	八丈町立大賀郷中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	八丈町立大賀郷中学校生徒	50名
東京	H29年7月	西東京市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	西東京市民生・児童委員	23名
東京	H29年8月	生活困窮者自立支援法担当者会議(研修)における法テラス業務説明	大学教員、都・区的生活困窮者支援担当者、社会福祉協議会等	30名
東京	H29年8月	高齢者権利擁護ネットワーク協議会における法テラス業務説明	区役所福祉関連部署、警察署、弁護士、地域包括支援センター	50名
東京	H29年8月	(新宿区)個別事業の課題検討を通じた地域課題の抽出・検討における法テラス業務説明	区、地域包括支援センター、民生委員、ケアマネージャージャー、デイサービス事業所等	30名
東京	H29年8月	新宿区社会福祉協議会における法教育(講演・講義・授業)	区民、専門職、福祉・医療職員、社会福祉協議会職員	50名
東京	H29年8月	明治大学法科大学院生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	明治大学法科大学院生	20名
東京	H29年9月	(新宿区)賃貸借契約に関する法的紛争に関する講義における法テラス業務説明	新宿区高齢者支援課職員、地域包括支援センター職員	35名
東京	H29年9月	稲城市立中学生に対する法教育(講義・授業)、法テラス業務説明	稲城市立中学1年生	120名
東京	H29年9月	稲城市立中学校教員、保護者に対する法教育(講義・授業)、法テラス業務説明	稲城市立中学校教員、保護者	50名
東京	H29年9月	東京都内私立小学生に対する法教育(講義・授業)、法テラス業務説明	東京都内私立小学6年	70名
東京	H29年9月	一般市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	30名
東京	H29年9月	町田市高齢者福祉課における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、町田市役所高齢者福祉課職員等	40名
東京	H29年10月	(新宿区)個別事業の課題検討を通じた地域課題の抽出・検討における法テラス業務説明	区、地域包括支援センター、社会福祉協議会、デイサービス事業所、ケアマネージャー等	20名
東京	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	社協、区役所職員、民間就労支援事業者、ハローワーク、障害者就労支援センター職員等	40名
東京	H29年10月	相談員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	相談員等の職員	25名
東京	H29年10月	虐待案件に関する社会福祉士の講演、個別事業の課題検討を通じた地域課題の抽出・検討における法テラス業務説明	区、地域包括支援センター	20名
東京	H29年10月	都内私立大学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都内私立大学生	40名
東京	H29年10月	都立中等教育学校生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都立中等教育学校生	20名
東京	H29年10月	都内私立大学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都内私立大学生	40名
東京	H29年10月	都立高校生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都立高校生	70名
東京	H29年10月	板橋区立中台中学生に対する法教育(講義・授業)、法テラス業務説明	板橋区立中台中学校生	30名
東京	H29年10月	東京大学法科大学院生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	東京大学法科大学院生	90名
東京	H29年10月	(新宿区)個別事業の課題検討を通じた地域課題の抽出・検討における法テラス業務説明	区、地域包括支援センター、社会福祉協議会、デイサービス事業所職員等	20名
東京	H29年10月	平成29年度第2回地域関係機関調整会議(若年層就労支援について)における法テラス業務説明	社協、区役所職員、民間就労支援事業者、ハローワーク、障害者就労支援センター、若者総合支援センター	40名
東京	H29年10月	(新宿区)虐待案件に関する社会福祉士の講演、個別事業の課題検討を通じた地域課題の抽出・検討における法テラス業務説明	区、地域包括支援センター	40名
東京	H29年10月	足立区立小学校6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	足立区立小学校6年生	70名
東京	H29年10月	都内私立大学生に対する法教育(講義・授業)、法テラス業務説明	都内私立大学生	20名
東京	H29年10月	都立高校における憲法における法教育(講義・授業)、法テラス業務説明	都立高校生	50名
東京	H29年10月	インターネットに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	板橋区立中台中学校生	400名
東京	H29年11月	法政大学中等高校における法教育(講演)、法テラス業務説明	法政大学中等高校生	20名
東京	H29年11月	(東京都)地域包括ケアに関する講演、日常圏域における地域課題の抽出・検討(グループワーク)における法テラス業務説明	東京都内の各市町村生活困窮者自立支援窓口の主任相談員	40名
東京	H29年11月	新島高校生、教師、保護者、裁判官に対する法テラス業務説明、法教育(講義・授業)	新島高校生、教師、保護者、裁判官	25名
東京	H29年11月	新島中学校生徒、教師に対する法テラス業務説明、法教育(講義・授業)	新島中学校生徒、教師	25名
東京	H29年11月	(新宿区)社会福祉士と法テラスとの合同勉強会、新援助制度に関する概要説明における法テラス業務説明	地域包括支援センター、社会福祉士、区、養成弁護士	40名
東京	H29年11月	豊島区に対する法テラス業務説明、扶助制度説明、ホットライン説明などに対する法テラス業務説明	生活困窮者自立支援担当職員等	40名
東京	H29年11月	桐朋女子中学校生徒に対する法教育(講義・模擬評議)、法テラス業務説明	桐朋女子中学校生徒、教師	70名
東京	H29年11月	稲木中学1年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	稲城市立中学1年生	100名
東京	H29年11月	中央区立小学6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	中央区立小学6年生	35名
東京	H29年11月	立川市内民生・児童委員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	立川市内民生・児童委員	50名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数
58 東京	H29年11月	府中市内人権教育担当教員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	府中市内小・中学校人権教育担当教員	30名
59 東京	H29年12月	福祉職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	高齢者支援課、障害者福祉課、生活福祉課、子ども・女性関係各課の福祉職員	20名
60 東京	H29年12月	日弁連市民会議委員に対する法テラス業務説明等	日弁連市民会議委員	25名
61 東京	H29年12月	都内私立中学3年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都内私立中学3年生	210名
62 東京	H29年12月	新宿区立小学6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	新宿区立小学6年生	70名
63 東京	H29年12月	都内教職員に対する弁護士の仕事について、法テラス業務説明	都内教職員	40名
64 東京	H29年12月	都立高校1～3年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	都立高校1～3年生	70名
65 東京	H29年12月	都立中等教育学校高校1年生に対する法テラス業務説明	都立中等教育学校高校1年生	140名
66 東京	H29年12月	個別事業の課題検討を通じた地域課題の抽出・検討における法テラス業務説明等	区高齢者支援課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、区生活困窮者相談窓口、民生委員等	20名
67 東京	H29年12月	新宿区落合第一小学校に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	新宿区落合第一小小学生	80名
68 東京	H29年12月	立川市社協市民後見人に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	立川市市民	30名
69 東京	H29年12月	東大和市生活困窮者自立支援法担当者会議における法テラス業務説明	東大和市生活困窮者自立支援法担当職員	30名
70 東京	H30年1月	地域課題の抽出・検討(落合第二高齢者総合相談センター日常圏域型地域ケア会議)における法テラス業務説明等	区高齢者支援課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、介護事業所、保健センター等	20名
71 東京	H30年1月	目黒区立小学校6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	目黒区立小学校6年生	110名
72 東京	H30年1月	中央区立小学校4年に対するルール作り、法教育(授業)、法テラス業務説明	中央区立小学校4年	30名
73 東京	H30年1月	都立中等教育学校1年に対するいじめ予防授業、法教育(授業)、法テラス業務説明	都立中等教育学校1年	160名
74 東京	H30年1月	高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会委員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	町田市高齢者福祉協議会委員	25名
75 東京	H30年1月	東大和市生活困窮者自立支援調整会議構成員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	東大和市生活困窮者自立支援調整会議構成員	30名
76 東京	H30年1月	あきる野市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	あきる野市民	40名
77 東京	H30年2月	(新宿区)地域課題の抽出・検討における法テラス業務説明等	区高齢者支援課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、町会、医師、薬剤師、サロン等	20名
78 東京	H30年2月	葛飾区地方協議会に対する法テラス業務説明	葛飾区福祉事務所職員、常勤弁護士、地方事務所職員、執行部、大学研究者	60名
79 東京	H30年2月	地域課題の抽出・検討(柏木・角筈高齢者総合相談センター日常圏域型地域ケア会議)における法テラス業務説明等	区高齢者支援課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員等	20名
80 東京	H30年2月	相続・遺言に関心がある一般市民に対する法テラス業務説明、法教育(講演・講義・授業)	一般市民	81名
81 東京	H30年2月	地域包括支援センター、社会福祉士、区に対する法テラス業務説明、法教育(講演・講義・授業)	地域包括支援センター、社会福祉士、区	40名
82 東京	H30年2月	墨田区立八広小学校6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	墨田区立八広小学校6年生	102名
83 東京	H30年2月	東京山手メディカルセンターにおける法テラス業務説明	区福祉部、地域包括支援センター、看護師、地域包括支援センター、ヘルパー等	70名
84 東京	H30年2月	23区地方協議会における法テラス業務説明	23区事務所職員、常勤弁護士、大学研究者等	80名
85 東京	H30年2月	(墨田区)後見制度と財産管理制度、弁護士との連携ににおける法テラス業務説明	区内の医師、医療機関相談員、ケアマネージャー、地域包括職員等	30名
86 東京	H30年2月	足立区立小学校6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	足立区立小学校6年生	70名
87 東京	H30年2月	八王子市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	八王子市市民	100名
88 東京	H30年2月	西多摩社会福祉士会会員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	西多摩社会福祉士会会員	23名
89 東京	H30年2月	多摩地区関係機関職員に対する法テラス業務説明	多摩地区関係機関職員	106名
90 東京	H30年3月	葛飾区お花茶屋包括に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、自治会、老人会等	60名
91 東京	H30年3月	平成29年度第3回地域関係機関調整会議	区役所職員、民間就労支援事業者、ハローワーク、障害者就労支援センター、若者総合支援センター等	40名
92 東京	H30年3月	杉並区立中学3年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	杉並区立中学3年生	105名
93 東京	H30年3月	練馬区立中学3年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	練馬区立中学3年生	105名
94 東京	H30年3月	足立区立小学6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	足立区立小学6年生	105名
95 東京	H30年3月	渋谷区立小学6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	渋谷区立小学6年生	33名
96 東京	H30年3月	精神保健福祉士に対する法テラス業務説明、法教育(講演・講義・授業)	精神保健福祉士	30名
97 東京	H30年3月	町田市民に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	町田市民	35名
98 神奈川	H29年6月	川崎市民に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	川崎市幸区社会福祉協議会施設事業課	30名
99 埼玉	H29年4月	認知症介護家族に対する法教育(遺言書の書き方についての講演)、法テラスの業務説明	認知症の人を介護している家族の方	50名
100 埼玉	H29年6月	市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	上尾市一般市民(市内在住、在勤)	21名
101 埼玉	H29年7月	小学生及び保護者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地元小学生とその保護者	22名
102 埼玉	H29年10月	川越市高階南公民館における高齢者学級に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	川越市高階南公民館	120名
103 埼玉	H29年10月	川越市霞ヶ関北公民館における一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	60名
104 埼玉	H29年10月	一般市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	一般市民	20名
105 埼玉	H29年10月	一般市民及び関係機関に対する法教育(法テラスシンポジウム)、法テラス業務説明	一般市民及び関係機関職員等	768名
106 埼玉	H29年11月	秩父市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	秩父市市民後見人登録者	20名
107 埼玉	H29年12月	社会福祉法人職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	社会福祉法人職員	25名
108 埼玉	H29年12月	さいたま市地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員、行政職員	60名
109 埼玉	H29年12月	北本市一般市民及び介護者家族に対する法教育(講演・講義・授業)	一般市民等	20名
110 埼玉	H30年1月	蕨市民生委員・児童委員に対する法教育(講演)	蕨市民生委員・児童委員	130名
111 埼玉	H30年1月	秩父市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	秩父市民等	250名
112 埼玉	H30年1月	横瀬町社会福祉協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	民生委員・児童委員、事務局職員	30名
113 埼玉	H30年2月	蕨市内の障害者相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所職員に対する教育(講義)、法テラス業務説明	蕨市内の障害者相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所職員	20名
114 埼玉	H30年2月	淑徳与野高等学校3年生の進路決定者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高校3年生の生徒	100名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

	事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数
115	埼玉	H29年3月	丸木記念福祉メディカルセンター認知症疾患医療センターにおける法テラス業務説明、法教育(講演・講義・授業)	各自自治体等の認知症に関する関係職員等	80名
116	千葉	H29年5月	山武圏域の関係機関における法教育(講演)	山武圏域連絡調整会議の関係機関	80名
117	千葉	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法律講演会	富津市障害者総合支援協議会会員	20名
118	千葉	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法律講演会	山武地域の市町村職員、消費生活センター職員、中核地域生活支援センター職員等	25名
119	千葉	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法律講演会	富津市障害者総合支援協議会会員	20名
120	千葉	H29年9月	千葉商業高校学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法律講演会	千葉商業高校の学生	120名
121	千葉	H29年10月	成年後見人に対する法テラス活用法と債務整理における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	千葉県内の成年後見人	50名
122	千葉	H29年10月	労働問題における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	松戸向陽高校の学生	230名
123	千葉	H29年10月	成年後見制度、相続、遺言における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	流山市民	60名
124	千葉	H29年11月	暮らしに役立つ法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	袖ヶ浦市民	60名
125	千葉	H29年11月	相続における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	千葉市民	21名
126	千葉	H29年11月	地方協議会における法テラス業務説明	印旛地区以外の行政、包括等の福祉担当者	120名
127	千葉	H29年11月	地方協議会(印旛地区)における法テラス業務説明	印旛地区の行政、包括等の福祉担当者	30名
128	千葉	H29年11月	千葉県立図書館における、暮らしに役立つ法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	千葉県民	40名
129	千葉	H29年11月	障がい者差別解消法における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	学生保護者	30名
130	千葉	H29年12月	相続・資産管理における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	印西市市民	30名
131	千葉	H30年1月	千葉県立東金高校生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	定時制高校生	72名
132	千葉	H30年2月	成年後見における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	柏市民	30名
133	千葉	H30年2月	人権問題における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	人権擁護委員	50名
134	千葉	H30年2月	債務整理、家事事件等における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	民生委員	30名
135	茨城	H29年5月	専科受講生(警察署警務課相談担当者等)に対する法テラス業務説明	専科受講生(警察署警務課相談担当者等)	30名
136	茨城	H29年6月	県央地域関係機関との連絡協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	25名
137	茨城	H29年7月	県西地域関係機関との連絡協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	38名
138	茨城	H29年7月	茨城町社会福祉協議会における法テラス業務説明	町内に在住する高齢者及びその家族	90名
139	茨城	H29年8月	茨城県内小・中学校教員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	茨城県内小・中学校教員	20名
140	茨城	H29年10月	鹿行地域関係機関との連絡協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	24名
141	茨城	H29年10月	水戸家庭裁判所において新任家事調停委員に対する法テラス業務説明	新任家事調停委員	20名
142	茨城	H29年11月	平成29年度地方協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	153名
143	茨城	H30年1月	筑西市役所健康づくり課に対する法教育(講演)	筑西保健所管内保健師	30名
144	茨城	H30年2月	県南地域関係機関との連絡協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	42名
145	茨城	H30年2月	水戸市南部第一高齢者支援センターにおける法テラス業務説明	水戸四中学区のケアマネージャー、福祉事業所職員、民生委員等	30名
146	茨城	H30年3月	日立市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	介護支援専門員、介護保険施設等の職員、地域包括支援センター等の職員	110名
147	茨城	H30年3月	茨城町社会福祉協議会における法テラス業務説明	茨城町心配ごと相談員	30名
148	茨城	H30年3月	龍ヶ崎市における法テラス業務説明	龍ヶ崎市各課の担当職員及び管理職	80名
149	栃木	H30年2月	法テラス業務説明、情報・意見交換(多重債務者協議会)	銀行協会、貸金業協会、社協、弁護士会、司法書士会、ほか	20名
150	栃木	H30年2月	法テラス業務説明、情報・意見交換(基幹的社協担当者会議)	栃木県内の基幹的社協協議会の担当者	30名
151	栃木	H30年2月	法テラス業務説明、情報・意見交換(地方協議会)	県警本部、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、福祉事務所、被害者支援センター等	50名
152	栃木	H30年2月	自立支援相談員対象研修の講師・業務説明	県内の自立支援相談員	30名
153	群馬	H29.4.25	犯罪被害者支援合同勉強会における法テラス業務説明	被害者支援センター、地検、県警、保護観察所、精神保健福祉士	20名
154	群馬	H29.8.10	小学校・中学校教職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	小学校・中学校教職員	21名
155	群馬	H29.12月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	認知症疾患医療センター、市町村、地域包括支援センター等	146名
156	静岡	H29年5月	受刑者(仮釈放者)に対する法教育(講義・授業)、法テラス業務説明	受刑者(仮釈放者)	22名
157	静岡	H29年6月	修善寺地区の関係機関によるネットワーク会議における法テラス業務説明	役所職員、保健師、医師、看護師、自治会長、民生委員、金融機関支店長等	68名
158	静岡	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福祉事務所長、沼津市自立相談支援センター職員、弁護士、保護司、民生委員等	37名
159	静岡	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	弁護士・社会福祉士等	40名
160	静岡	H29年6月	地域包括支援センター天竜職員、介護事業所職員に対する法テラス業務説明	地域包括支援センター天竜職員、介護事業所職員	63名
161	静岡	H29年7月	弁護士・地域包括支援センター職員・ケアマネージャーに対する法テラス業務説明	弁護士・地域包括支援センター職員等	25名
162	静岡	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	伊豆市役所職員、包括支援センター職員、消防署、警察、郵便局、新聞配達店	30名
163	静岡	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	浜松市保健所、医療関係者等	20名
164	静岡	H29年8月	精神保健福祉士に対する法テラス業務説明	精神保健福祉士	28名
165	静岡	H29年8月	犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	警察、医療機関、NPO法人	20名
166	静岡	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	千本地域包括、かなおか地域包括、第5地域包括、それぞれその民生委員等	100名
167	静岡	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	東伊豆町役場職員、地域包括視線センター職員、社会福祉協議会、職員、介護施設職員、民生委員等	41名
168	静岡	H29年9月	仮釈放者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	仮釈放者	20名
169	静岡	H29年9月	静岡県社会福祉士会における法テラス業務説明、法教育(講演・講義・授業)	社会福祉士	25名
170	静岡	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、市役所職員、社協職員、介護施設職員	31名
171	静岡	H29年9月	市役所職員等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	市役所職員等	20名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数	
172	静岡	H29年9月	自殺対策ネットワーク会議(事例の紹介、各機関の現状など)における法テラス業務説明	下田公共職業安定所、下田警察署、病院職員、各市町村福祉課、各市町村地域包括支援センター等	30名
173	静岡	H29年10月	仮釈放者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	仮釈放者	21名
174	静岡	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、居宅会議支援事業所職員、伊豆市社会福祉協議会職員、伊豆市役所職員等	70名
175	静岡	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	かなおか地域包括支援センター職員、医師等	30名
176	静岡	H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	沼津市役所職員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、病院相談員	34名
177	静岡	H29年12月	多文化共生ネットワークにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	国際交流協会、各市役所担当職員、弁護士、行政書士等	22名
178	静岡	H29年12月	DV防止関係機関職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	市役所職員、児童相談員警察職員、女性センター職員、裁判所職員等	30名
179	静岡	H29年12月	外国人対応職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	弁護士、市役所職員、国際交流協会等	50名
180	静岡	H30年1月	仮釈放者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	仮釈放者	22名
181	静岡	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	修善寺地域包括支援センター職員、民生委員、伊豆市役所職員等	50名
182	静岡	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	沼津市役所職員、社会福祉協議会、自立相談支援センター等	45名
183	静岡	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	リーガルサポート、コスモス、ばあとなあ、弁護士、社会福祉士等	50名
184	静岡	H30年2月	介護支援専門員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	介護支援専門員	20名
185	静岡	H30年2月	介護支援専門員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	介護支援専門員	20名
186	静岡	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	包括職員、福祉施設職員、民生委員、薬剤師、医師	30名
187	静岡	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	市役所職員、児童相談所、薬剤師、福祉関係者	30名
188	静岡	H30年3月	医療関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	医師、看護師等	35名
189	静岡	H30年3月	生活困窮者自立相談支援事業大開拓会議における法テラス業務説明	静岡英和学院大学教授、特別養護老人ホーム施設長、葵区・駿河区・清水区社会福祉協議会	20名
190	静岡	H30年3月	仮釈放者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	仮釈放者	22名
191	長野	H29年4月	長野県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会における法テラス業務説明	長野県、長野市、長野労働局、長野公共職業安定所、長野県精神保健福祉センター等	21名
192	長野	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	長野市、長野市生活就労支援センター、長野市障害者相談支援センター、長野市社会福祉協議会等	45名
193	長野	H29年7月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	長野県地方検察庁、長野県保護観察所、長野県臨床心理士会、長野県墨江追放県民センター等	46名
194	長野	H29年10月	佐久地域地方協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域包括支援センター、保健福祉事務所、各市町村、長野県弁護士会	28名
195	長野	H29年11月	長野中央警察署管轄内の犯罪被害者ネットワーク会議における法テラス業務説明	長野中央警察署犯罪被害者支援連絡協議会	20名
196	長野	H29年11月	長野中央警察署犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	中央警察署犯罪被害者支援連絡協議会	34名
197	大阪	H29年9月	香川大学学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	香川大学生	20名
198	大阪	H29年10月	一般参加市民に対して法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般参加応募者(市民)、関係機関・団体職員	230名
199	大阪	H30年2月	「保護観察対象者に対する法的支援(保護司と法テラスの連携)」について業務説明等	羽曳野・藤井寺地区保護司	40名
200	京都	H29年5月	権利擁護に関する講演、法テラス業務説明	介護施設職員、相談員等	45名
201	京都	H29年6月	京都産業大学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	京都産業大学法学部学生	200名
202	京都	H29年6月	龍谷大学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	龍谷大学生	20名
203	京都	H29年7月	立命館高等学校生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	立命館高等学校生	30名
204	京都	H29年7月	出所者支援関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	精神保健福祉士、行政職員等	20名
205	京都	H29年8月	電話相談員に対する法教育(事例検討)、法テラス業務説明	ぬくもりの電話相談員等	22名
206	京都	H29年10月	出所者支援関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	精神保健福祉士、行政職員等	40名
207	京都	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	自治体、地域包括、社会福祉協議会、訪問介護施設等の担当者(魚岡市、南丹市、京丹波町)	33名
208	京都	H29年12月	出所者支援にかかわる関係者の勉強会における法テラス業務説明	精神保健福祉士、行政職員等	40名
209	京都	H30年2月	岩倉病院における法教育(講演・講義)、法テラス業務説明	入院患者・病院スタッフ等	30名
210	兵庫	H29年5月	市民相談職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	市民相談室相談員、受付職員等	24名
211	兵庫	H29年7月	兵庫県男女共同参画センター(イーブン)における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民、支援者	60名
212	兵庫	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	民生委員・介護事業者等	20名
213	兵庫	H29年9月	一般市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	20名
214	奈良	H29年5月	奈良県警・警察学校における法教育(講演・講義)、法テラス業務説明	警察職員等	30名
215	奈良	H29年6月	西大和学園生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	西大和学園生徒	20名
216	奈良	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	ケアマネージャー等	30名
217	奈良	H29年7月	西大和学園生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	西大和学園生徒	20名
218	奈良	H29年7月	西大和学園生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	西大和学園生徒	20名
219	奈良	H29年7月	西大和学園生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	西大和学園生徒	20名
220	奈良	H29年7月	西大和学園生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	西大和学園生徒	20名
221	奈良	H29年8月	西大和学園生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	西大和学園生徒	20名
222	奈良	H29年8月	東人権文化センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	都南地域包括支援センター	30名
223	奈良	H29年8月	天理西中学校生徒に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	天理西中学校生徒	30名
224	奈良	H29年9月	福祉機関関係者に対する法テラス業務説明等	奈良県・奈良市の高齢者・障がい者担当課、奈良市の地域包括支援センター等	52名
225	奈良	H29年9月	福祉機関関係者に対する法テラス業務説明等	各市役所の高齢者・障がい者担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、高齢者・障がい者施設等	46名
226	奈良	H29年10月	福祉機関関係者に対する法テラス業務説明等	各市役所の高齢者・障がい者担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、高齢者・障がい者施設等	41名
227	奈良	H29年10月	福祉機関関係者に対する法テラス業務説明等	各市役所の高齢者・障がい者担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、高齢者・障がい者施設等	34名
228	奈良	H29年10月	左京小学校生徒に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	左京小学校生徒	30名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数	
229	奈良	H29年10月	広陵中学校生徒に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	広陵中学校生徒	30名
230	奈良	H29年11月	福祉機関関係者に対する法テラス業務説明等	各市役所の高齢者・障がい者担当課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、高齢者・障がい者施設等	31名
231	奈良	H29年11月	東人権文化センターにおける法テラス業務説明	都南地域包括支援センター	30名
232	奈良	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	奈良市社会福祉協議会	30名
233	奈良	H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	奈良市社会福祉協議会	30名
234	奈良	H29年12月	法テラスの役割と犯罪被害者支援	犯罪被害者相談人	30名
235	奈良	H30年1月	広陵東小学校の児童に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	広陵東小学校の児童	20名
236	奈良	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	奈良市社会福祉協議会	30名
237	奈良	H30年1月	施設利用者等に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	施設利用者等	20名
238	奈良	H30年2月	特定援助対象者講演会における法テラス業務説明	大和高田市民	60名
239	奈良	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	ケアマネージャー等	30名
240	奈良	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	下市町関係者	30名
241	滋賀	H29年7月	無戸籍者支援関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	無戸籍者支援関係団体・機関等連絡協議会	20名
242	滋賀	H29年7月	滋賀県専任手話通訳者研修に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	滋賀県専任手話通訳者	23名
243	滋賀	H29年10月	一般市民に向けた法教育(法テラス劇場)、法テラス業務説明	一般市民	124名
244	滋賀	H29年11月	社会的支援等協力事業所部会公開研修に対する法教育(講演・講義・授業)	滋賀県社会福祉士、精神保健福祉士、触法高齢者・障害者支援者等	30名
245	滋賀	H29年12月	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター滋賀県支部会員に対する法テラス講義、業務説明	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター滋賀県支部会員(行政書士)	35名
246	滋賀	H30年2月	草津市福祉関係職員研修に対する法教育(講演・講義・授業)	草津市職員	30名
247	和歌山	H29年4月	施設利用者等に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	福祉型障害児入所施設有功ヶ丘学園 利用者(障害児・者)の保護者	30名
248	和歌山	H29年5月	施設利用者等に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	障害者支援施設 古座あさかぜ園 利用者(障害児・者)の保護者	30名
249	和歌山	H29年6月	施設利用者等に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	障害者支援施設 由良あかつき園の利用者(障害児・者)の保護者	30名
250	和歌山	H29年6月	施設利用者等に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	医療型障害児入所施設 南紀医療福祉センター利用者(障害児・者)の保護者	30名
251	和歌山	H29年7月	日高川町地域の介護支援専門員に対する法教育(講義)及び法テラス業務説明	日高川町地域包括支援センター職員	20名
252	和歌山	H29年7月	御坊市内介護サービス事業所職員等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	介護サービス事業所職員、医療関係者	60名
253	和歌山	H29年8月	岩出市地域ケア会議の参加者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	岩出市地域ケア会議の参加者(介護サービス事業所職員、民生委員等)	30名
254	和歌山	H29年8月	御坊市在住の高齢者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	60歳以上の高齢者	25名
255	和歌山	H29年9月	日高町地域包括支援センター管内の介護支援専門員、民生児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	日高町地域包括支援センター管内の介護支援専門員、民生児童委員	40名
256	和歌山	H29年9月	東牟婁園域の福祉関係従事者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	東牟婁園域の福祉関係従事者	50名
257	和歌山	H29年10月	和歌山市地域包括支援センター城北管轄の介護支援専門員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター城北管轄の介護支援専門員	30名
258	和歌山	H29年10月	地域包括支援センター関係者等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	美浜町地域包括支援センター職員、医療機関職員、住宅介護サービス職員	25名
259	和歌山	H29年10月	地域包括支援センター利用者等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	紀美野町在住の高齢者等	20名
260	和歌山	H29年10月	犯罪被害者支援活動員養成講座受講生に対する法テラス業務説明	犯罪被害者支援活動員養成講座受講生	20名
261	和歌山	H29年11月	地域包括支援センター名草職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター名草職員等	20名
262	和歌山	H29年12月	新宮市内保健師に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	新宮市内保健師	20名
263	和歌山	H29年12月	地域サロンに在籍者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域サロンくら会	20名
264	和歌山	H29年12月	保護観察所職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	保護観察所職員	20名
265	和歌山	H30年1月	行政相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	行政相談員	60名
266	和歌山	H30年2月	地域サロンに在籍者に対する法教育(講演)	地域サロンまがりや	20名
267	愛知	H29年5月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	弁護士、社会福祉士、地域生活定着支援センター、検察庁	20名
268	愛知	H29年6月	成年後見、相続に関する法教育(講演・講義・授業)及び法テラスの業務説明	福祉施設利用者、職員、民生委員等	50名
269	愛知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域包括センター職員、地域福祉課職員、弁護士会委員	20名
270	愛知	H29年7月	名古屋市中立中央高等学校屋間定時制生徒、職員等に対する法教育(講演・講義・授業)法テラス業務説明	名古屋市中立中央高等学校屋間定時制生徒、職員等	440名
271	愛知	H29年7月	成年後見制度の基礎知識がない民生・児童委員に対する法テラス業務説明、法教育(講演・講義・授業)	蟹江町民生・児童委員	65名
272	愛知	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	弁護士、社会福祉士、地域生活定着支援センター、検察庁	20名
273	愛知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域生活定着支援センター職員(東海・北陸ブロック)	150名
274	愛知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域生活定着支援センター職員(東海・北陸ブロック)	150名
275	愛知	H30年1月	特定援助対象者法律相談事業説明会における法テラス業務説明	春日井市役所	40名
276	愛知	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	弁護士、社会福祉士、地域生活定着支援センター等	20名
277	愛知	H30年2月	特定援助対象者事業説明、高齢者障害者虐待防止研修会における法テラス業務説明	北名古屋市役所職員等	70名
278	愛知	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	北名古屋地域包括支援センター等	20名
279	三重	H29年5月	紀北町地域包括支援センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	居宅ケアマネージャー	25名
280	三重	H29年10月	中部ブロック協議会における法テラス業務説明	関係機関職員	45名
281	三重	H29年11月	三重県地域権利擁護支援研修(高齢者虐待防止担当者交流会)における法教育(講義)、法テラス業務説明	市町保健福祉行政担当課・地域包括支援センター職員、弁護士等	60名
282	三重	H29年11月	法テラス三重 平成29年度地方協議会における法テラス業務説明	各市町村の高齢者福祉・障がい福祉・生活保護担当部署、社会福祉協議会、福祉専門職団体等	70名
283	三重	H29年12月	DV等被害者法律相談援助事業説明会における法テラス業務説明	三重県犯罪被害者支援連絡協議会、三重県配偶者からの暴力等防止会議の構成機関・団体	50名
284	岐阜	通年	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	富加町役場職員、富加町地域包括支援センター職員、医師、ケアマネージャー等	20名
285	岐阜	通年	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	岐阜(可児)市役所職員、ケアマネージャー	30名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数
286	岐阜 通年	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	美濃加茂市社協職員、包括職員、司法書士、社労士等	20名
287	岐阜 H29年4月	相続をテーマにした法教育(講演・講義・授業)	一般市民	20名
288	岐阜 H29年5月	消費者ネットワークにおける法教育(講演・講義・授業)	大学教授、岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員、生協、学生、一般	60名
289	岐阜 H29年5月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	精神保健福祉士、社会福祉協議会、弁護士	30名
290	岐阜 H29年5月	罪を犯した高齢者・障害者の支援における法教育(講演・講義・授業)	社会福祉協議会、自立サポートセンター、刑務所、岐阜市生活就労サポートセンター等	30名
291	岐阜 H29年5月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	美濃加茂市社協職員	30名
292	岐阜 H29年5月	下呂市民生委員児童委員に対する法教育「扶養義務と生活保護について」(講義)	下呂市の民生委員児童委員	130名
293	岐阜 H29年5月	下呂市民(金山地区)に対する法教育「相続と遺言」(講演)	下呂市(金山地区)在住の一般市民	30名
294	岐阜 H29年6月	消費者ネットワークにおける法教育(講演・講義・授業)	大学教授、岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員、生協、学生、一般	60名
295	岐阜 H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	地域包括支援センター北東部の職員、施設職員、民生委員	70名
296	岐阜 H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	岐阜(可児)市、美濃加茂市の福祉関係者	40名
297	岐阜 H29年6月	下呂市民(萩原地区)に対する法教育「相続と遺言」(講演)	下呂市(萩原地区)在住の一般市民	25名
298	岐阜 H29年6月	下呂市民(下呂地区)に対する法教育「相続と遺言」(講演)	下呂市(下呂地区)在住の一般市民	25名
299	岐阜 H29年7月	消費者ネットワークにおける法教育(講演・講義・授業)	大学教授、岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員、生協、学生、一般	60名
300	岐阜 H29年7月	債務整理についての法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	岐阜大学の学生	60名
301	岐阜 H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	岐阜市役所職員、福祉関係者	40名
302	岐阜 H29年7月	法的知識一般に対する法教育(講演・講義・授業)	岐阜市内の地域包括支援センターの職員、岐阜県地域定着支援センターの職員等	40名
303	岐阜 H29年9月	悪徳商法についての法教育(講演・講義・授業)	岐阜市西川手地域の高齢者	50名
304	岐阜 H29年9月	親亡き後を見据えた子の生活、後見・遺言についての法教育(講演・講義・授業)	障害児の保護者	50名
305	岐阜 H29年9月	岐阜(中津川)市内の軽度知的障害者のご家族・支援者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	岐阜(中津川)市在住の軽度知的障害者のご家族及び支援者	20名
306	岐阜 H29年9月	高齢者やその家族、介護支援専門員、介護サービス事業者、高齢者の福祉施設関係者、民生・児童委員等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	高山市内在住の高齢者やその家族、介護支援専門員、介護サービス事業者等	40名
307	岐阜 H29年9月	下呂市民(小坂地区)に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	下呂市(小坂地区)在住の一般市民	22名
308	岐阜 H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	医療・福祉関係者、認知症サポーター・キャラバンメイト等	30名
309	岐阜 H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	ケアマネージャー	45名
310	岐阜 H29年10月	成年後見及び福祉職と弁護士の連携についての講演会	自治体職員、エーる岐阜、子ども相談センター、学校関係者、障害者福祉施設等	60名
311	岐阜 H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	岐阜市生活就労サポートセンター、ハローワーク、地域定着支援センター、保護観察所等	20名
312	岐阜 H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	市役所、社会福祉協議会職員等	28名
313	岐阜 H29年11月	高齢者やその家族、介護支援専門員、介護サービス事業者、高齢者の福祉施設関係者、民生・児童委員等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	高山市内在住の高齢者やその家族、介護支援専門員、介護サービス事業者等	40名
314	岐阜 H29年11月	消費者ネットワークにおける法教育(講演・講義・授業)	大学教授、岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員、生協、学生、一般	60名
315	岐阜 H29年11月	中学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	中学生	30名
316	岐阜 H29年11月	高齢者の消費者被害についての法教育(講演・講義・授業)	加茂郡老人会・婦人会のメンバー	120名
317	岐阜 H29年12月	下呂市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	下呂市在住の一般市民	30名
318	岐阜 H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)	岐阜(中津川)市役所高齢支援課	20名
319	岐阜 H29年12月	学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	教員、教員志望の学生	100名
320	岐阜 H29年12月	中学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	本荘中学校の学生	35名
321	岐阜 H29年12月	地域包括支援センターと法テラスとの連携の在り方についての法教育(講演・講義・授業)	岐阜市の地域包括支援センター所属の社会福祉士	20名
322	岐阜 H29年12月	成年後見制度に関する法教育(講演・講義・授業)	ケアマネージャー	30名
323	岐阜 H29年12月	消費者ネットワークにおける法教育(講演・講義・授業)	大学教授、岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員、生協、学生、一般	60名
324	岐阜 H30年1月	下呂市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	下呂市在住の一般市民	20名
325	岐阜 H30年1月	民生児童委員活動における法律上の注意点に対しての法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	岐阜(中津川)市東地区の民生児童委員	30名
326	岐阜 H30年1月	消費者ネットワークにおける法教育(講演・講義・授業)	大学教授、岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員、生協、学生、一般	60名
327	岐阜 H30年1月	成年後見・消費者問題に関する法教育(講演・講義・授業)	海津市相談員	80名
328	岐阜 H30年2月	消費者ネットワークにおける法教育(講演・講義・授業)	大学教授、岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員、生協、学生、一般	60名
329	岐阜 H30年3月	消費者ネットワークにおける法教育(講演・講義・授業)	大学教授、岐阜県弁護士会、岐阜市消費生活相談員、生協、学生、一般	60名
330	岐阜 H30年3月	悪徳商法についての法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	老人クラブ会員	50名
331	岐阜 H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	市職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員等を含む。	50名
332	福井 H29年4月	福井県警察職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福井県内の警察署の生活安全課等で窓口対応する女性警察職員	46名
333	福井 H29年5月	関係機関職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福井保護観察所職員、福井県の警察職員等	45名
334	福井 H29年8月	福井県多重債務者対策協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	司法書士、県庁職員、県警職員、貸金業協会職員等	20名
335	福井 H29年10月	笑ってまなぶセミナーにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福井県民	100名
336	福井 H29年11月	法曹関係者に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	法曹関係者	23名
337	福井 H29年11月	自治体向け市民後見人セミナーにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	司法書士、市町職員、社協職員等	60名
338	福井 H29年12月	介護者のための「終活講座」における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	坂井市民	21名
339	福井 H29年12月	法学概論講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福井大学学生	60名
340	石川 H29年5月	星稜高等学校1、2年生、教職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	星稜高等学校 高校1、2年生、教職員	1210名
341	石川 H29年8月	DV相談員等に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	関係機関・団体職員	55名
342	石川 H29年8月	いじめ防止に関する講演会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民等	90名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数	
343	石川	H29年9月	石川県警察本部県民支援相談課における法テラス業務説明	関係機関・団体職員	39名
344	石川	H29年10月	石川県立図書館における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民等	33名
345	石川	H30年3月	金沢市立泉野図書館における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民等	45名
346	富山	H29年9月	富山県東部自立支援センター担当者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	富山県東部自治体の生活困窮者相談担当者	20名
347	富山	H29年11月	市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	20名
348	富山	H29年12月	介護支援専門員に対する権利擁護に関する研修会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	介護支援専門員	20名
349	富山	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福祉関係従事者等	20名
350	富山	H30年2月	富山県社会福祉協議会において生活困窮者自立支援機関との情報交換・事例検討会に対する法テラス業務説明	自治体福祉課職員、自立支援センター職員等	35名
351	富山	H30年3月	高齢者の権利擁護等に関する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福祉関係従事者等	150名
352	広島	H29年4月	広島みらい法律事務所における関係福祉機関との福祉勉強会に対する法テラス業務説明	広島県内地域包括支援センター、広島地方検察庁、広島県内民間福祉機関等	28名
353	広島	H29年4月	広島県被害者支援連絡協議会事務局における法テラス業務説明	広島県環境県民局、広島県立総合精神保健福祉センター、広島地方検察庁等	40名
354	広島	H29年5月	平成29年度広島県被害者支援連絡協議会活動方針及び平成28年度活動報告	広島県環境県民局、広島県立総合精神保健福祉センター、広島地方検察庁等	35名
355	広島	H29年5月	憲法週間行事「法の現場」見学ツアーにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明及び事務所見学	一般市民	21名
356	広島	H29年6月	医療介護者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	医療介護者	82名
357	広島	H29年6月	広島県警察本部刑務部警察安全相談課に対する法テラス業務説明、法教育(講演・講義・授業)	被害者支援及び警察安全相談業務の中心的立場にある警察官	26名
358	広島	H29年6月	広島市南区 地域包括支援センター職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	広島市南区 地域包括支援センター職員	25名
359	広島	H29年6月	広島市中央老人福祉センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	60歳以上の広島市民	21名
360	広島	H29年6月	NPO法人反貧困ネットワーク広島における法テラス業務説明	一般市民	130名
361	広島	H29年6月	居宅介護支援事業所さいせいにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	介護支援者等	22名
362	広島	H29年7月	広島みらい法律事務所(尾道支所)における法テラス業務説明	尾道市・三原市地域包括支援センター、尾道市・三原市社会福祉協議会、各支援団体職員等	35名
363	広島	H29年7月	性犯罪捜査に従事する警察官に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	性犯罪捜査に従事する警察官等	50名
364	広島	H29年7月	広島法務局における法教育(講演)、法テラス業務説明	人権擁護委員	35名
365	広島	H29年9月	広島県地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	広島県地域包括支援センター職員	40名
366	広島	H29年9月	広島弁護士会における法テラス業務説明	一般市民	130名
367	広島	H29年9月	広島県DV対策関係機関連絡会議における法テラス業務説明	広島県DV対策関係機関連絡会議構成員	60名
368	広島	H29年10月	労働紛争解決のためのセミナー&説明会における法テラス業務説明会	労働関係機関職員及び一般市民	100名
369	広島	H29年10月	憲法週間行事「法の現場」見学ツアーにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明及び事務所見学	一般市民	20名
370	広島	H29年11月	ホスピスボランティア活動と法的責任等に対する法テラス業務説明	安芸地区ホスピスボランティア	50名
371	広島	H29年11月	在宅ケアを考える会・高齢者の在宅生活を支えていくため、多職種での情報共有及び関係作り	福山市地域包括支援センター三吉・三吉町南等	130名
372	広島	H29年11月	性犯罪捜査と被害者支援における法テラス業務説明	広島県警察官	35名
373	広島	H29年11月	成年後見制度と家族信託における法テラス業務説明	広島市中区地域包括支援センター職員	50名
374	広島	H29年11月	広島市DV対策関係機関連絡会議における法テラス業務説明	広島市DV対策関係機関連絡会議構成員	30名
375	広島	H29年12月	法テラス業務説明(特定援助対象者含む)及び機関連携と成年後見について	広島市安佐南区地域包括支援センター職員及び安佐南区健康長寿課職員	25名
376	広島	H29年12月	「年末年始相談会」を巡回相談企画に対する法テラス業務説明	一般市民	150名
377	広島	H30年3月	法テラス業務説明及び成年後見制度、消費者被害について	井口地域住民	60名
378	山口	H29年5月	関係機関職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	関係機関職員	81名
379	山口	H29年7月	高校生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	高校生及び教員	460名
380	山口	H29年7月	後見と相続に関する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	民生委員	25名
381	山口	H29年8月	総合法律支援法改正に伴う新規事業についての協議における法テラス業務説明	高齢者・障害者委員会委員	20名
382	山口	H29年8月	宇部市扶老会総合ケアセンターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	20名
383	山口	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域包括支援センター職員	21名
384	山口	H29年9月	長門市地域包括センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	21名
385	山口	H29年9月	DV事件関係機関担当者に対する法教育(授業)	DV事件関係機関担当者	30名
386	山口	H29年10月	DV・ストーカーについての法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	法曹関係者	40名
387	山口	H29年10月	長門市地域包括センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	20名
388	山口	H29年11月	法曹関係者に対する支援法改正に関する説明及び法テラス業務説明	法曹関係者	48名
389	山口	H29年12月	長門市地域包括センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	20名
390	山口	H29年12月	地域包括職員との法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域包括職員等	20名
391	山口	H30年1月	長門市地域包括センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	80名
392	山口	H30年1月	山口市社会福祉協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	市社協職員	30名
393	山口	H30年2月	若年性認知症支援関係者ネットワーク会議における法テラス業務説明	同会議委員	20名
394	山口	H30年3月	長門市地域包括センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	21名
395	山口	H30年3月	山口市社会福祉協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	母子父子自立支援員等	30名
396	山口	H30年3月	長門市地域包括センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	50名
397	山口	H30年3月	山口市社会福祉協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	社会福祉士	70名
398	鳥取	H29年4月	民政・児童委員に対する法教育(授業)	倉吉市の民政・児童委員	120名
399	鳥取	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鳥取県東部地区の生活困窮者自立支援推進会議の構成機関職員等	48名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数	
400	鳥取	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	鳥取県西部地区の生活困窮者自立支援推進会議の構成機関職員等	48名
401	鳥取	H29年10月	社会福祉法人関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	社会福祉法人職員	40名
402	鳥取	H29年10月	米子市役所における法テラス地方協議会	米子市職員、関係機関職員	32名
403	鳥取	H30年2月	米子市役所職員を対象とした法律講座及び法テラス業務説明	米子市役所職員	20名
404	鳥取	H30年3月	鳥取市社会福祉協議会の職員に対する講演、法テラス業務説明	鳥取市社会福祉協議会職員	25名
405	鳥取	H30年3月	高校生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	智頭農林高校生	35名
406	島根	H29年4月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	島根県民	20名
407	島根	H29年4月	養育費相談会等に関する懇談会での法テラス業務説明	自治体職員、弁護士	20名
408	島根	H29年5月	離婚に関する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	島根県女性相談センター相談員	22名
409	島根	H29年5月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	島根県民	27名
410	島根	H29年6月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	島根県民	23名
411	島根	H29年7月	隠岐共生学園高齢者施設職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	隠岐共生学園高齢者施設職員	30名
412	島根	H29年7月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	島根県民	22名
413	島根	H29年8月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	島根県民	22名
414	島根	H29年8月	法テラスの役割と福祉関係者との連携における法テラス業務説明	金城地区・旭地区民生児童委員等	44名
415	島根	H29年8月	島根労働局相談員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	島根労働局相談員	20名
416	島根	H29年9月	島根県民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	島根県民	20名
417	島根	H29年9月	島根県弁護士会における法テラス業務説明	役場・社協相談員	30名
418	島根	H29年10月	隠岐広域連合における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	隠岐広域連合職員	29名
419	島根	H29年10月	松江市社会福祉協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	松江市民	50名
420	島根	H29年10月	松江地方検察局に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	人権擁護委員	20名
421	島根	H29年11月	成年後見制度講演会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民、民生委員、福祉機関職員	43名
422	島根	H29年11月	成年後見制度講演会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	隠岐の島町役場職員等	25名
423	島根	H29年11月	都川地区まごころ福祉協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	都川地区の高齢者	25名
424	島根	H29年12月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	21名
425	島根	H30年1月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
426	島根	H30年1月	松江市社会福祉協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	松江市民	26名
427	島根	H30年1月	特定援助対象者法律相談援助における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	隠岐の島町社会福祉協議会職員、隠岐の島町役場職員、民生児童委員協議会委員	20名
428	島根	H30年2月	特定援助対象者法律相談援助における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	松江市健康推進課の保健師	20名
429	島根	H30年2月	松江市市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	松江市民	23名
430	島根	H30年2月	松江市市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	松江市民	23名
431	島根	H30年2月	生活困窮者自立支援ネットワーク会議における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	隠岐の島町社会福祉協議会職員、隠岐の島町役場職員、民生児童委員協議会委員	20名
432	島根	H30年3月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	島根県民	22名
433	福岡	H29年4月	高齢者消費者被害防止研修における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	志免町民生委員・児童委員協議会構成員	40名
434	福岡	H29年7月	福岡県民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福岡県民等	70名
435	福岡	H29年7月	高齢者消費者被害防止研修における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	篠栗町民生・児童委員ほか	40名
436	福岡	H29年8月	高齢者消費者被害防止研修における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	東区第1地域包括圏域民生・児童委員等	40名
437	福岡	H29年8月	粕屋郡地区ケースワーカーに対する法テラス業務説明と介護専門職員倫理綱領に関する倫理と法令順守について	ケアマネージャーネットワーク粕屋支部	70名
438	福岡	H29年8月	早良区保護課職員における法テラス業務説明	早良区保護課職員	47名
439	福岡	H29年9月	ふくおかリーガルエイドプログラム担当者意見交換会における法テラス業務説明	福岡市保護課、同生活自立支援課、同各区保護課、同生活自立支援センター担当者	25名
440	福岡	H29年9月	高齢者消費者被害防止研修における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	東区第5地域包括圏域民生・児童委員等	40名
441	福岡	H29年10月	総合法律支援法一部改正に伴う、DV等被害者法律相談援助事業、特定援助対象者法律相談援助事業における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	DV被害者、ストーカー被害者、児童虐待被害者支援関係機関、地域包括支援センター等	100名
442	福岡	H29年10月	総合法律支援法一部改正に伴う、DV等被害者法律相談援助事業、特定援助対象者法律相談援助事業における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	DV被害者、ストーカー被害者、児童虐待被害者支援関係機関、地域包括支援センター等	100名
443	福岡	H29年11月	高齢者消費者被害防止研修における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	東区第10地域包括圏域民生・児童委員等	60名
444	福岡	H29年11月	高齢者消費者被害防止研修における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	城南区民生・児童委員等	21名
445	福岡	H29年11月	法律事務所職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明会	法律事務所事務職員	40名
446	福岡	H30年2月	消費者被害における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	八女市社会福祉協議会・相談員	30名
447	福岡	H30年2月	高齢者消費者被害防止における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	宇美町民生委員	50名
448	福岡	H30年2月	法曹関係者に対する犯罪被害者法テラス支援業務の説明	法曹関係者等	45名
449	福岡	H30年2月	九州大学留学生に対する法テラス業務説明	九州大学留学生等	24名
450	福岡	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	北九州市八幡東区、医療関係者、介護サービス事業所担当者等	37名
451	佐賀	H29年5月	同窓会出席者に対する相続・成年後見の法制度説明と法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	農業従事者	22名
452	佐賀	H29年7月	法曹関係者に対する支援法改正に関する説明及び法テラス業務説明	法曹関係者	30名
453	佐賀	H29年7月	上峰町包括支援センター・上峰町民生委員等に対する法テラス業務説明	包括支援センター職員、民生委員、医療関係者	50名
454	佐賀	H29年10月	鳥栖西地区民生委員等に対する法テラス業務説明	鳥栖西地区民生委員等	20名
455	佐賀	H29年11月	保護司に対する法テラス業務説明	保護司	30名
456	長崎	H29年4月	陸上自衛隊対馬警備隊員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	陸上自衛隊対馬警備隊員	200名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数	
457	長崎	H29年5月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関地域連携室、子育て支援センター等	51名
458	長崎	H29年6月	一般市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	20名
459	長崎	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	雲仙市地域包括支援センター役員、雲仙市社会福祉協議会役員、雲仙警察署等	40名
460	長崎	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	南島原市地域包括支援センター職員、南島原市社会福祉協議会職員	30名
461	長崎	H29年8月	保護観察関係機関に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎公共職業安定所、佐世保公共職業安定所、刑務所、長崎県保護司会連合会等	30名
462	長崎	H29年9月	相談支援従事者初任者研修における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	障害者福祉分野等の従事者	240名
463	長崎	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師会、老人保健施設協会、地域包括支援センター、地域包括支援センター連絡協議会等	25名
464	長崎	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	南島原市地域包括支援センター職員、南島原市社会福祉協議会職員等	30名
465	長崎	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎県福祉保健部、長崎福祉部、佐世保市健康福祉部、南島原市福祉保健部等	21名
466	長崎	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	南島原市地域包括支援センター職員、南島原市社会福祉協議会職員、南島原市内医療機関職員等	30名
467	長崎	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	NPO法人市民後見人の会・ながさき会員、長崎市職員	20名
468	長崎	H29年8月	東部ブロック交流会・研修会における法テラス業務説明	佐世保市職員、佐世保市地域包括支援センター職員、ケアマネージャー、介護施設職員	40名
469	長崎	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	障害福祉課、福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター等	54名
470	長崎	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	福祉機関職員、長崎市地域包括支援センター職員	47名
471	長崎	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	雲仙市福祉課職員、雲仙市地域包括支援センター職員、民生・児童委員等	20名
472	長崎	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	雲仙市地域包括支援センター職員、雲仙市社会福祉協議会役員、雲仙警察署、雲仙消防署等	20名
473	長崎	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、医療機関職員、介護施設職員等	30名
474	長崎	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師、民生・児童委員、介護施設職員、薬剤師、理学療法士、長崎市社会福祉協議会職員等	27名
475	長崎	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	居宅支援事業所、薬局、地域医療機関、相談支援事業所、子育て支援センター等	100名
476	長崎	H29年11月	南島原市地域包括支援センターに対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	南島原市地域包括支援センター職員	20名
477	長崎	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	市町行政、市町社会福祉協議会、地域包括支援センター、施設・事業所職員	30名
478	長崎	H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	雲仙市地域包括支援センター、雲仙市社会福祉協議会、医療機関・介護施設等の職員等	30名
479	長崎	H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	南島原市地域包括支援センター、南島原市社会福祉協議会、医療機関・介護施設職員	30名
480	長崎	H29年12月	民生・児童委員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	民生・児童委員、主任児童委員	25名
481	長崎	H29年12月	被害者支援ネットワーク会議における法教育(講義)	平戸地区犯罪被害支援ネットワーク会員	20名
482	長崎	H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	障害者福祉分野等の従事者	50名
483	長崎	H29年12月	佐世保市相談支援事業所連絡会議計画相談プラン部会研修会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	相談支援専門員	30名
484	長崎	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	障害者福祉分野等の従事者	50名
485	長崎	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	障害者福祉分野等の従事者	45名
486	長崎	H30年1月	長崎市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	長崎市民及び在勤者	30名
487	長崎	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	社会福祉士、長崎家庭裁判所、長崎公証人役場	20名
488	長崎	H30年1月	社会福祉協議会関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	民生・児童委員、老人クラブ会長、市民、対馬市社会福祉協議会	80名
489	長崎	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	南島原市地域包括支援センター、南島原市社会福祉協議会、南島原市内医療機関職員等	30名
490	長崎	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	長崎市江平・山里地域包括支援センター、民生・児童委員、長崎市社会福祉協議会等	24名
491	長崎	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	南島原市地域包括支援センター、南島原市社会福祉協議会、南島原市内医療機関等	30名
492	長崎	H30年3月	障害福祉サービス事業所職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	障害福祉サービス事業所職員	100名
493	長崎	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	雲仙市地域包括支援センター、雲仙市福祉事務所、雲仙市社会福祉協議会、医師、雲仙警察署等	30名
494	長崎	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	障害者福祉分野等の従事者	50名
495	長崎	H30年3月	介護支援関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	介護支援関係者	20名
496	大分	H29年4月	大分大学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	大分大学新入生	182名
497	大分	H29年6月	大分大学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	大分大学新入生	183名
498	大分	H30年1月	大分県立図書館における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	20名
499	大分	H30年3月	大分県立図書館における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	22名
500	大分	H30年3月	大分市内中学生・保護者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	大分市内中学生・保護者	30名
501	熊本	H29年6月	相談担当者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	玉名市くらしサポート職員等	20名
502	熊本	H29年6月	玉名市自立支援協議会委員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	玉名市自立支援協議会委員等	21名
503	熊本	H29年6月	ボランティア会員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	熊本見守り隊ボランティア会員	20名
504	熊本	H29年7月	長溝会会員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	長溝会会員	20名
505	熊本	H29年7月	熊本県内市町村新人職員に対する法テラス業務説明	熊本県内市町村新人職員	150名
506	熊本	H29年10月	十善寺公民館利用者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	十善寺公民館利用者	30名
507	熊本	H29年10月	軽費ケアハウス協議会の生活相談員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	軽費ケアハウス協議会の生活相談員	36名
508	熊本	H29年11月	春日6丁目地域老人に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	春日6丁目老人会構成員	20名
509	熊本	H29年11月	清水中学校校区児童生徒健全育成連絡協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	清水中学校校区児童生徒健全育成連絡協議会を構成する小中学校児童・生徒保護者ならびに教員等	100名
510	熊本	H30年1月	南消防署消防隊員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	宇城広域連合南消防署消防隊員	80名
511	熊本	H30年1月	南消防署消防隊員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	宇城広域連合南消防署消防隊員	70名
512	鹿児島	H29年4月	住宅支援会議(更生保護・再犯防止に関する取組関連)における法テラス業務説明	県内不動産会社・鹿児島県・鹿児島市・鹿児島県保護観察所・更生保護法人草牟田寮・保護司会等	45名
513	鹿児島	H29年4月	市内在住の人権擁護委員、民生委員・児童委員を対象にした法テラス業務の説明	人権擁護委員、民生委員・児童委員	200名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数	
514	鹿児島	H29年7月	奄美市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	奄美市民	40名
515	鹿児島	H29年9月	犯罪被害者支援担当職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	犯罪被害者支援担当職員等	22名
516	鹿児島	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	地域包括支援センター長等	20名
517	鹿児島	H29年10月	中学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	奄美市内の中学生・高校生およびその保護者	200名
518	鹿児島	H30年1月	生活困窮者支援業務に携わる関係機関相談窓口担当者等に対する法テラス業務説明	関係機関相談窓口担当者	100名
519	鹿児島	H30年2月	霧島警察署における法テラス業務説明	関係機関相談窓口担当者	20名
520	鹿児島	H30年2月	曾於警察署における法テラス業務説明	関係機関相談窓口担当者	20名
521	鹿児島	H30年2月	無戸籍対策鹿児島地方協議会における法テラス業務説明	関係機関相談窓口担当者	20名
522	鹿児島	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	関係機関相談窓口担当者	70名
523	宮崎	H29年11月	延岡市社会福祉協議会における法テラス業務説明	延岡市内民生・児童委員	25名
524	宮崎	H29年11月	えびの市介護支援専門員会菜の花における法テラス業務説明	えびの市内介護支援専門員	20名
525	宮崎	H29年11月	平成29年度法テラス宮崎地方協議会における法テラス業務説明	法テラス宮崎地方協議会構成員	65名
526	宮崎	H29年12月	綾町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	綾町地域包括支援センター職員、ケアマネージャー	30名
527	沖縄	H29年6月	被害者支援活動員初級養成講座(講師派遣)における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	被害者支援活動員	70名
528	宮城	H29年11月	仙台市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	東松島市内の支援者、子どもに関わる方全般	45名
529	宮城	H29年12月	仙台市の生活保護現業職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	気仙沼市民	28名
530	山形	H30年2月	司法書士会による高校生向け法教育随行(法テラス業務説明)	明正高校生徒(3年生)	160名
531	岩手	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	相談支援包括化推進員、オブザーバー等	35名
532	岩手	H29年6月	第1回盛南地区ケアマネージャー連絡会における法テラス業務説明	ケアマネージャー	40名
533	岩手	H29年7月	岩手県高齢者権利擁護ネットワーク会議における法テラス業務説明	高齢者権利擁護ネットワーク会議委員、岩手県、高齢者総合支援センター等	28名
534	岩手	H29年9月	盛岡市生活福祉課に対する法テラス業務説明	生活福祉課	60名
535	岩手	H29年9月	盛岡市子ども青少年課等に対する法テラス業務説明	子ども青少年課、保健所等	30名
536	岩手	H29年9月	宮古圏障がい福祉サービス事業者連絡会における法教育(講義)、法テラス業務説明	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の障がい福祉サービス事業者等	40名
537	岩手	H29年10月	人権擁護委員に対する法テラス業務説明	人権擁護委員	20名
538	岩手	H29年10月	岩手県土地家屋調査士会沿岸支部会員に対する民法講座	岩手県土地家屋調査士会沿岸支部会員	25名
539	岩手	H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	市町村の障害者・高齢者担当職員、社会福祉協議会、民生・児童委員等	116名
540	岩手	H30年2月	一関市内の福祉関係機関職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一関市内の福祉関係機関職員	48名
541	岩手	H30年2月	一般市民および関係機関職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民および関係機関職員	109名
542	岩手	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	市町村の障害者・高齢者担当職員、社会福祉協議会、民生・児童委員等	25名
543	秋田	H29年6月	教育関係職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	学校教職員、地域学校協働活動関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、PTA等	90名
544	秋田	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	医師、理学療法士、薬剤師、社会福祉士、介護支援相談員、鹿角市いきいき健康課等	170名
545	秋田	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	秋田県の生活支援担当各課、秋田市の生活支援担当各課、秋田市内の総合病院等	34名
546	秋田	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師、理学療法士、薬剤師、社会福祉士、介護支援相談員、鹿角市いきいき健康課等	20名
547	秋田	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	大館市地域包括支援センター職員、大館市長寿課職員	25名
548	秋田	H29年8月	川元地域包括支援センター社協における法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	ケアマネージャー	30名
549	秋田	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師、理学療法士、薬剤師、社会福祉士、介護支援相談員、鹿角市いきいき健康課等	40名
550	秋田	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師、理学療法士、薬剤師、社会福祉士、介護支援相談員、鹿角市いきいき健康課等	20名
551	秋田	H29年10月	潟上市天王地区民生児童委員協議会における法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	潟上市天王地区民生児童委員	50名
552	秋田	H29年10月	男鹿市地域包括支援センターにおける法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	男鹿市内ケアマネージャー	70名
553	秋田	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	秋田県の生活支援担当各課、秋田市の生活支援担当各課、秋田市内の総合病院、NPO法人等	35名
554	秋田	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師、理学療法士、薬剤師、社会福祉士、介護支援相談員、鹿角市いきいき健康課等	20名
555	秋田	H29年11月	潟上市飯田川地区民生児童委員協議会における法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	潟上市飯田川地区民生児童委員	20名
556	秋田	H29年11月	勝平地域包括支援センターにおける法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	ケアマネージャー・地域住民	30名
557	秋田	H29年11月	中学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	中学校生徒	20名
558	秋田	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師、理学療法士、薬剤師、社会福祉士、介護支援相談員、鹿角市いきいき健康課等	20名
559	秋田	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師、秋田県精神保健福祉センター、秋田市、県内のアクション問題を考える会等	100名
560	秋田	H29年12月	大仙市協和地区地区民生児童委員協議会における法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	大仙市協和地区地区民生児童委員協議会	30名
561	秋田	H29年12月	小坂町民生児童委員協議会における法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	小坂町民生児童委員協議会	30名
562	秋田	H30年1月	平成29年度三者連携意見交換会における法テラス業務説明	公益財団法人秋田県長寿社会振興財団・秋田市保健福祉部長寿福祉課・秋田地域包括支援センター	28名
563	秋田	H30年1月	秋田県医療ソーシャルワーカー協会に対する研修会における法テラス業務説明	秋田県医療ソーシャルワーカー協会	40名
564	秋田	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	秋田県の生活支援担当各課、秋田市の生活支援担当各課、秋田市内の総合病院、NPO法人等	34名
565	秋田	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師、秋田県精神保健福祉センター、秋田市、県内のアクション問題を考える会等	20名
566	秋田	H30年2月	鹿角市地域包括支援センター・鹿角市八幡平地域包括支援センター・鹿角市十和田地域包括支援センターに対する法テラス業務説明等	鹿角市地域包括支援センター職員、鹿角市八幡平地域包括支援センター職員等	50名
567	秋田	H30年2月	美郷町民生児童委員協議会における法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	美郷町民生児童委員協議会	50名
568	秋田	H30年2月	平成29年度認知症ケア向上研修会における講演	潟上市医療機関、薬局、介護保険事業所、医療福祉関係者	100名
569	秋田	H30年2月	新日本婦人の会における法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	新日本婦人の会鹿角支部会員	20名
570	秋田	H30年2月	依存症支援ネットワークにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	秋田アクション問題を考える会、秋田ダルク、秋田マック、保護観察官、医療関係者等	50名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

	事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数
571	秋田	H30年3月	仙北市地域包括支援センターにおける法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	仙北市内ケアマネージャー等	60名
572	秋田	H30年3月	医療法人正観会御野場病院「ほほえみサロンおのぼ」における法教育(講演・講義・授業)、情報提供出張企画	地域住民等	40名
573	秋田	H30年3月	鹿角市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	鹿角市市民	110名
574	秋田	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	医師、理学療法士、薬剤師、社会福祉士、介護支援相談員、鹿角市いきいき健康課等	20名
575	青森	H29年6月	進路職業ガイダンスにおける高校生に対する講演(弁護士の仕事)	青森県立青森高校1年生	30名
576	青森	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	青森市民	50名
577	青森	H29年7月	民生委員に対する法テラス業務説明	平内町民生委員児童委員	30名
578	青森	H29年8月	弘前市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	弘前市民	30名
579	青森	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	青森県社会福祉士会東青支部会員等	20名
580	青森	H29年10月	平内町民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	平内町民	30名
581	青森	H29年11月	司法ソーシャルワークに関する法教育(講演・講義)	大鰐町、藤崎町、板柳町、田舎館村、西目屋村の全戸	20名
582	青森	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	福祉施設従事者	20名
583	青森	H29年11月	地域包括支援センター職員研修会における法テラス業務説明	地域包括支援センター職員	100名
584	青森	H29年11月	精神障害者の家族に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	精神障害者の家族	20名
585	青森	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	青森市内の介護支援専門員	100名
586	青森	H30年1月	福祉こども総室保護課研修における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	青森市内の介護支援専門員	100名
587	青森	H30年1月	福祉機関関係者等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福祉・医療関係医師、障害者やその家族	100名
588	青森	H30年2月	知的障害者の親に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	知的障害者の親	50名
589	青森	H30年2月	青森黒石あけぼの病院職員に対する法テラス業務説明	青森黒石あけぼの病院職員	30名
590	青森	H30年3月	青森外ヶ浜町内の介護支援専門員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	青森外ヶ浜町内の介護支援専門員	20名
591	青森	H30年3月	青森県老人保健施設協会県南支部における法テラス業務説明	青森県老人保健施設協会県南支部	30名
592	青森	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	東部地域の介護サービス事業者	30名
593	札幌	H29年5月	法曹関係者に対する支援法改正に関する説明及び法テラス業務説明	法曹関係者	450名
594	札幌	H29年6月	日高地区関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	えりも町地域包括支援センター等	23名
595	札幌	H29年6月	平成29年度全道総合労働相談員会議での労働相談員に対する法テラス業務説明	労働相談員等	36名
596	札幌	H29年6月	札幌保護観察所館内刑務所等就労支援推進協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	北海道中小企業団体中央会等	97名
597	札幌	H29年6月	外国人住民等に対する支援法改正に関する説明及び法テラス業務説明	外国人住民とその家族、友人	20名
598	札幌	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	北海道精神科病院協会等	24名
599	札幌	H29年8月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	犯罪被害者支援機関職員	61名
600	札幌	H29年8月	札幌市新任ケースワーカーに対する法テラス業務説明	ケースワーカー	200名
601	札幌	H29年9月	札幌市及び近郊の一般市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	札幌市及び近郊の一般市民	194名
602	札幌	H29年11月	江別地区犯罪被害者支援ネットワーク連絡会議における法テラス業務説明	江別市等	25名
603	函館	H29年5月	厚沢部町地域ケアシステム構築検討協議会(1回目)、法テラス業務説明	ワーキンググループメンバー	30名
604	函館	H29年6月	民生・児童委員との事例検討会	民生委員児童委員	20名
605	函館	H29年7月	町民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	町民および市民後見人	20名
606	函館	H29年7月	市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	市民	60名
607	函館	H29年8月	厚沢部町地域ケアシステム構築検討協議会(2回目)における法テラス業務説明	ワーキンググループメンバー	30名
608	函館	H29年10月	委員会に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	人権擁護委員会	20名
609	函館	H29年10月	市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	100名
610	函館	H29年11月	市民後見人に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	市民後見人養成講座	20名
611	函館	H29年11月	厚沢部町地域ケアシステム構築検討協議会(3回目)における法テラス業務説明	ワーキンググループメンバー	30名
612	函館	H30年2月	民生・児童委員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	民生委員児童委員	20名
613	函館	H30年2月	包括支援センター職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	包括支援センター職員	60名
614	函館	H30年2月	包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	包括支援センター職員	100名
615	函館	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	人権擁護委員会	20名
616	旭川	H29年4月	枝幸町自殺対策協議会における自殺対策協議に対する法テラス業務説明	関係機関自治体	20名
617	旭川	H29年5月	枝幸町民に対するケーブルテレビ「暮らしの中の法律相談」出演、法テラス業務説明	枝幸町ケーブルテレビ視聴者	9000名
618	旭川	H29年7月	上川圏域生活困窮者自立支援事業推進および法テラス業務説明	関係機関自治体	50名
619	旭川	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	関係機関自治体	30名
620	旭川	H29年9月	法的観点からの学校事故対応における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	上川管内女性教員の会	50名
621	旭川	H29年9月	枝幸町民に対するケーブルテレビ「暮らしの中の法律相談」出演、法テラス業務説明	枝幸町ケーブルテレビ視聴者	9000名
622	旭川	H29年9月	母子自立センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	自治体職員等	50名
623	旭川	H29年10月	旭川地方協議会、関係自治体との事例検討会	関係機関自治体	80名
624	旭川	H29年10月	町内相談員、関係機関職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	町内相談員、関係機関職員	30名
625	旭川	H29年11月	上川町「元氣だ会法律相談所」における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	上川町在住、70歳以上で一人暮らしの方	80名
626	旭川	H29年12月	成年後見制度における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	役場職員、船舶診療所職員、社協職員等	20名
627	旭川	H29年12月	福祉機関関係者等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	礼文町役場町民課、船舶診療所、礼文町社会福祉協議会、特別養護老人ホーム礼宝園	30名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数	
628	旭川	H30年1月	民生委員等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	関係機関自治体	40名
629	旭川	H30年1月	生活保護関係職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	関係機関自治体	30名
630	旭川	H30年1月	旭川市職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	関係機関自治体	80名
631	旭川	H30年2月	民生委員児童院協議会、お互い様行動計画関係者(福祉)、地域支え合い協議体(介護)に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	民生委員児童院協議会、お互い様行動計画関係者、地域支え合い協議体等	30名
632	旭川	H30年2月	16回高齢者・障がい者の権利擁護セミナーおよび業務説明	関係機関職員および一般市民	200名
633	旭川	H30年3月	司法ソーシャルワークと成年後見を制度を活用した権利擁護の促進における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	町民、福祉サービス事業所等の関係職員等	40名
634	釧路	H29年6月	一般市民に対する法教育(講義)	一般市民	50名
635	釧路	H29年6月	くしろ消費者大学における講演および法テラス業務説明	一般市民	25名
636	釧路	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	釧路市障がい者自立支援協議会関係職員	49名
637	釧路	H29年7月	「鶴居村社会福祉協議会心配ごと相談所」相談員・運営委員等スキルアップ研修会における法テラス業務説明	「鶴居村社会福祉協議会心配ごと相談所」相談員・運営委員	20名
638	釧路	H29年7月	釧路市連合町内会女性幹事会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	釧路市連合町内会女性幹事	30名
639	釧路	H29年8月	美幌町民生委員児童委員協議会に対する法テラス業務説明	美幌町民生委員児童委員、事務局	63名
640	釧路	H29年8月	平成29年度オホーツク被害者等支援連絡協議会定期総会における法テラス業務説明	オホーツク被害者等支援連絡協議会構成員	32名
641	釧路	H29年10月	釧路短期大学学生研修講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	釧路短期大学学生	65名
642	釧路	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	白糠町内の医療・介護・福祉事業従事者	40名
643	釧路	H29年11月	釧路地方協議会(十勝地区)における法テラス業務説明等	十勝地区の関係機関職員等	39名
644	釧路	H29年11月	連町・民児協・社協三者懇談会における講話および法テラス業務説明	連合町内会役員、民生委員児童委員、社会福祉協議会役員	33名
645	釧路	H29年11月	釧路地方協議会(北網走地区)における法テラス業務説明等	北網走地区の関係機関職員等	37名
646	釧路	H29年11月	釧路公立大学「憲法講義」における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	釧路公立大学「憲法講義」受講生	158名
647	釧路	H29年11月	自殺未遂者支援連携体制構築研修会グループワーク等での法テラス業務説明	自殺未遂者支援連携体制構築研修会参加者	32名
648	釧路	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	白糠町医療・介護・福祉事業従事者	25名
649	釧路	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	生活相談支援センター「くらしごと」職員及び関係機関職員	30名
650	釧路	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	生活相談支援センター「くらしごと」職員及び関係機関職員	25名
651	釧路	H30年3月	犯罪被害者直接支援活動員に対する法教育(講義)	犯罪被害者直接支援活動員	22名
652	釧路	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	生活相談支援センター「くらしごと」職員及び関係機関職員	28名
653	釧路	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	生活相談支援センター「くらしごと」職員及び関係機関職員	28名
654	香川	H29年4月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	弁護士、県警本部被害者支援室職員、被害者支援センター職員等	20名
655	香川	H29年5月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	弁護士、県警本部被害者支援室職員、被害者支援センター職員等	20名
656	香川	H29年6月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	弁護士、県警本部被害者支援室職員、被害者支援センター職員等	20名
657	香川	H29年6月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	弁護士、県警本部被害者支援室職員、被害者支援センター職員等	20名
658	香川	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	かがわ若者サポートステーション、職安、民生委員児童委員連盟、老人福祉施設協議会、社会協議会等	25名
659	香川	H29年7月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	弁護士、県警本部被害者支援室職員、被害者支援センター職員等	20名
660	香川	H29年7月	犯罪被害者支援員養成講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民	21名
661	香川	H29年8月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	弁護士、県警本部被害者支援室職員、被害者支援センター職員等	20名
662	香川	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	かがわ若者サポートステーション、職安、民生委員児童委員連盟、老人福祉施設協議会、社会協議会等	25名
663	香川	H29年9月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	弁護士、県警本部被害者支援室職員、被害者支援センター職員等	20名
664	香川	H29年5月	関係機関職員等に対する法教育(講義)	関係機関、事業者等	24名
665	香川	H29年7月	関係機関職員等に対する法教育(講義)	関係機関、事業者等	21名
666	香川	H29年9月	関係機関職員等に対する法教育(講義)	関係機関、事業者等	21名
667	香川	H29年10月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	弁護士、県警本部被害者支援室職員、被害者支援センター職員等	20名
668	香川	H29年10月	離婚・DVの基礎知識等に関する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	四国の人権擁護委員	35名
669	香川	H29年10月	一般市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	医療機関職員、一般市民	105名
670	香川	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	かがわ若者サポートステーション、職安、民生委員児童委員連盟、老人福祉施設協議会、社会協議会等	25名
671	香川	H29年11月	中国・四国ブロック協議会における法テラス業務説明等	中四国弁護士連合理事長、中四国各弁護士会会長等、総合法律支援本部事務局等	48名
672	香川	H29年11月	香川地方協議会における法テラス業務説明等	高松市内福祉関係機関(包括、社協、福祉課、子ども女性センター等)	20名
673	香川	H29年12月	離婚・DVの基礎知識等に関する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	香川県内の人権擁護委員	20名
674	香川	H29年11月	関係機関職員等に対する法教育(講義)	関係機関、事業者等	21名
675	香川	H30年1月	高松市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	高松市民	50名
676	香川	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	かがわ若者サポートステーション、職安、民生委員児童委員連盟、老人福祉施設協議会、社会協議会等	25名
677	香川	H30年1月	香川地方協議会における法テラス業務説明	(西讃地区)福祉関係機関(包括、社協、福祉課、子ども女性センター等)	48名
678	香川	H30年2月	業務説明会と知的・精神・発達などの理解、判断に困難が生じる障害者に起きた事例検討会	自立支援センター等	64名
679	香川	H30年2月	民生児童委員に対する法テラス業務説明等	坂出市内民生・児童委員	120名
680	香川	H30年3月	香川県関係機関連絡協議会における法テラス業務説明等	関係機関職員	36名
681	香川	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	かがわ若者サポートステーション、職安、民生委員児童委員連盟、老人福祉施設協議会、社会協議会等	25名
682	徳島	H29年5月	関係機関職員等に対する法教育(講義)	関係機関職員等	90名
683	徳島	H29年6月	県民相談に係る関係機関等連絡会議における法テラス業務説明	県民相談に係る関係機関等連絡会議構成機関職員等	20名
684	徳島	H29年6月	平成29年度徳島県在住外国人相談支援ネットワーク会議における法テラス業務説明等	徳島県在住外国人相談支援ネットワーク会議構成機関職員等	40名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数	
685	徳島	H29年6月	関係機関職員等に対する法教育(講義)	徳島県内の消費者行政・団体職員	37名
686	徳島	H29年7月	平成29年度徳島県犯罪被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明等	徳島県犯罪被害者支援連絡協議会構成員	40名
687	徳島	H29年8月	「生活困窮者自立支援事業」第1回東部ブロック定例支援調整会議における法テラス業務説明等	「生活困窮者自立支援事業」徳島県東部ブロック構成員	40名
688	徳島	H29年8月	「生活困窮者自立支援事業」第1回南部ブロック定例支援調整会議における法テラス業務説明等	「生活困窮者自立支援事業」徳島県南部ブロック構成員	28名
689	徳島	H29年8月	阿南市配偶者暴力相談支援センター庁内連絡会議における法教育(講演)、法テラス業務説明等	阿南市役所職員	26名
690	徳島	H29年9月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	徳島県内で犯罪被害者等の支援に携わる市町村や関係機関の担当者	60名
691	徳島	H29年9月	平成29年度フレアキャンパス講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	徳島県民	20名
692	徳島	H29年12月	法学教養講座における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	徳島文理大学学生	60名
693	高知	H29年4月	小学生に対する法教育(講義)	近隣の小学生	20名
694	高知	H29年4月	南国市内にある公立小中学校校長、教育委員会職員の研修における講義、法テラス業務説明	南国市内にある公立小中学校校長、教育委員会職員	30名
695	高知	H29年4月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	管内地域包括、社協、福祉事務所、弁護士、司法書士等	30名
696	高知	H29年4月	須崎市民生・児童委員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	須崎市民生・児童委員	60名
697	高知	H29年4月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市高齢者支援課、ばあどな高知、県内の社会福祉協議会、司法書士、行政書士等	26名
698	高知	H29年5月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社会福祉協議会、高知市健康福祉部高齢者支援課等	21名
699	高知	H29年5月	子どもへの支援に関する関係者に対する法教育(講義)	子どもへの支援に関心のある市民、県児童家庭課、社会福祉協議会等	250名
700	高知	H29年5月	子ども虐待についての勉強会における法テラス業務説明	医師・看護師・精神保健福祉士・保育士・市職員・児童養護施設職員等	50名
701	高知	H29年5月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	市社協・市職員・民生児童委員連合会・若者サポートステーション・高知労働局	20名
702	高知	H29年5月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所、司法書士	83名
703	高知	H29年5月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	室戸市要保護児童対策地域協議会会員	21名
704	高知	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	須崎市地域包括、長寿介護課、福祉事務所、警察署、消防署、社協、居宅介護支援事業所等	23名
705	高知	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	仁淀川町教育委員会、県中央児童相談所、県中央西福祉保健所、町住民福祉課、警察署等	27名
706	高知	H29年6月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	中土佐町教育委員会、民生委員、児童委員、人権擁護委員、小中学校、保育所、県中央児童相談所等	30名
707	高知	H29年6月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	四万十町各課、少年補導センター、教育研究所、県幡多児童相談所、県福祉保健所、窪川警察署等	29名
708	高知	H29年6月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	佐川町健康福祉課、教育委員会、児童委員、県中央児童相談所、県中央福祉保健所、佐川警察署等	21名
709	高知	H29年6月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	家庭裁判所調停委員、県内の社会福祉士、児童養護施設職員、臨床心理士、司法書士等	23名
710	高知	H29年6月	児童に対する法教育(講義)	地域の一般児童	30名
711	高知	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社会福祉協議会、高知地方検察庁、高知県社会福祉協議会等	44名
712	高知	H29年6月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社会福祉協議会、高知市高齢者支援課、東部地域高齢者支援センター等	21名
713	高知	H29年6月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	県内の弁護士、犯罪被害者支援員、保護観察所	30名
714	高知	H29年6月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	高知東、高知東警、高知地方検察庁、県内の保護観察所、高知県司法書士会等	20名
715	高知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社会福祉協議会、高知市、県内の弁護士、司法書士等	25名
716	高知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、精神保健福祉士、副事務所、障害福祉課等	30名
717	高知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、社会福祉協議会、税理士、社会福祉士等	31名
718	高知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、社会福祉協議会、高齢者支援センター	20名
719	高知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、社会福祉士、なんご若者サポートステーション、司法書士等	20名
720	高知	H29年7月	須崎市民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	須崎市民	40名
721	高知	H29年7月	四万十町民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	四万十町民	23名
722	高知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	管内地域包括、社協、福祉事務所、弁護士、司法書士等	30名
723	高知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知県精神保健福祉センター、窪川警察署、四万十清流消防署、しまんと町社会福祉協議会等	22名
724	高知	H29年7月	児童に対する法教育(講義)	県内の教育関係者・福祉関係者・児童専門機関関係者等	250名
725	高知	H29年7月	四万十町民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	須崎市民・須崎市健康福祉課、生涯学習課、須崎市地域包括支援センター等	50名
726	高知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	介護サービス事業所の関係団体代表・介護サービス利用者・地域包括ケアに関する学識経験者等	22名
727	高知	H29年7月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所、司法書士	83名
728	高知	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知県立大学社会福祉学部教授、NPO法人あまやどり高知事務局、高知市役所福祉管理課等	20名
729	高知	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、高齢者支援センター、高齢者支援課、障がい福祉課、高知市社会福祉協議会	21名
730	高知	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	法務省年次支援センターこうち、少年友の会、高知大学、高知JA病院	60名
731	高知	H29年8月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	県、管内市町村、教育委員会、福祉保健所、警察、消防、管内民生委員児童委員協議会、病院等	40名
732	高知	H29年8月	四万十町民に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	四万十町民	25名
733	高知	H29年8月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県社協、須崎市・津野町・梶原町・中土佐町・四万十町の社会福祉協議会・地域包括支援センター等	27名
734	高知	H29年9月	犯罪被害者支援事例検討会における法テラス業務説明	県内の弁護士、被害者支援員	25名
735	高知	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、司法書士、裁判所、社会福祉士、高知市、香南市、香美市、南国市等社協職員等	41名
736	高知	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、司法書士、社会福祉士、高知市・高知県社協職員等	35名
737	高知	H29年9月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	県内の弁護士、被害者支援センター職員等	30名
738	高知	H29年9月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	県内の福祉事務所、保健所、学校、民生児童委員、児童相談所等	20名
739	高知	H29年9月	犯罪被害者支援機関職員に対する法教育(講義)	県内の弁護士・被害者支援専門員・議員・県警職員	30名
740	高知	H29年9月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	各市町村の社会福祉協議会・地域包括支援センター・高齢者福祉課、高知県立大等	40名
741	高知	H29年9月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	四万十町各課、少年補導センター、教育研究所、県幡多児童相談所、県福祉保健所等	27名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数	
742	高知	H29年9月	成年後見制度についての意見交換、法テラス業務説明等	晴多地域の市町村・社会福祉協議会・地域包括支援センター等	20名
743	高知	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の高齢者支援センター、高齢者支援課、高知社会福祉協議会、弁護士等	20名
744	高知	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知県社会福祉協議会、生活支援相談センター、精神保健福祉センター等	22名
745	高知	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社会福祉協議会、高知市健康づくり課、高知市生活支援相談センター等	40名
746	高知	H29年10月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	仁淀川町教育委員会、県中央児童相談所、県中央西福祉保健所、児童家庭支援センター等	29名
747	高知	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	中央西福祉保健所、高知県社会福祉協議会、各町社会福祉協議会	20名
748	高知	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	管内の弁護士、司法書士、行政書士	25名
749	高知	H29年10月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	佐川町健康福祉課、教育委員会、児童委員、県中央児童相談所、県中央福祉保健所、佐川警察署等	24名
750	高知	H29年10月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	中土佐町教育委員会、健康福祉課、社協、民生委員、児童委員、人権擁護委員、小中学校等	30名
751	高知	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	近隣福祉事務所、管内市町村福祉担当課、管内各社協、高知県	40名
752	高知	H29年10月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所、司法書士等	83名
753	高知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知弁護士会、保護観察所、自治体、高知地検	40名
754	高知	H29年11月	南国ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	自治体、ハローワーク、保護観察所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員等	25名
755	高知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社協、高知市健康づくり課、高知市生活支援相談センター、高知市高齢者支援センター等	20名
756	高知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社協、高知市福祉事務所、高知県住宅支援課等	40名
757	高知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社協、高知市福祉事務所、ハローワーク高知、高知県若者サポートステーション等	20名
758	高知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社会福祉協議会、介護支援専門官、高齢者支援課等	22名
759	高知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	中央西福祉保健所、高知県社会福祉協議会、各町社会福祉協議会	30名
760	高知	H29年11月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	橋原町健康福祉支援センター、民生児童委員、教育委員会、保育所、須崎警察署、児童相談所等	20名
761	高知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所、司法書士	50名
762	高知	H29年11月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業所、司法書士、消防署、警察署等	40名
763	高知	H29年12月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	高知県児童家庭課、高知県社会福祉協議会、高知市社会福祉協議会等	50名
764	高知	H29年12月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	県内の医師、看護師、保育士、保健師、行政職員、教職員、弁護士等	60名
765	高知	H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社会福祉協議会、高知市高齢者支援課、社会福祉士、行政書士、司法書士、弁護士等	35名
766	高知	H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	中央西福祉保健所、高知県社会福祉協議会、各町社会福祉協議会	20名
767	高知	H29年12月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	四万十町各課、少年補導センター、教育研究所、県樟多児童相談所、窪川警察署等	29名
768	高知	H29年12月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	管内市町村保健福祉主管課、教育委員会、民生委員児童委員協議会、医療機関、警察等	30名
769	高知	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、司法書士、高知県社会福祉協議会、コスモス高知、高知市社会福祉協議会、税理士等	34名
770	高知	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、司法書士、高知県社会福祉協議会、コスモス高知、高知市社会福祉協議会、税理士等	34名
771	高知	H30年1月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	管内弁護士、司法書士、行政書士	30名
772	高知	H30年1月	須崎市関係機関職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	須崎市地域包括支援センター・須崎市福祉事務所・須崎市長寿介護課・須崎市社会福祉協議会の各職員	30名
773	高知	H30年2月	高知地方事務所地方協議会～『特定援助対象者法律相談援助』の開始と法テラスの利用方法について～における法テラス業務説明等	自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事務所、高知弁護士会等	70名
774	高知	H30年2月	セーフティネットワーク連絡会 全体会における法テラス業務説明等	自治体、ハローワーク、保護観察所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員等	40名
775	高知	H30年2月	南国ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	自治体、ハローワーク、保護観察所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員等	25名
776	高知	H30年2月	高知地方事務所地方協議会～『DV、ストーカー、児童虐待被害者に対する法律相談援助』の開始と法テラスの利用方法について～における法テラス業務説明等	自治体、高知県警本部、警察署、高知保護観察所、児童相談所、女性相談支援センター等	70名
777	高知	H30年2月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	県内の社協、県担当課、学生、民間団体	40名
778	高知	H30年2月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	県内の医師、看護師、保健師、行政(虐待対応担当者)、教育委員会、教職員、保育士等	60名
779	高知	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	高知市社会福祉協議会、南国市社会福祉協議会、高知県中央東福祉保健所等	40名
780	高知	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、高知市社会福祉協議会、高知市高齢者支援課等	20名
781	高知	H30年2月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	高知県立精神保健福祉センター、高知県障害保健福祉課、高知少年鑑別所等	25名
782	高知	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	中央西福祉保健所、高知県社会福祉協議会、各町社会福祉協議会	20名
783	高知	H30年2月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の精神保健福祉センター、警察、消防、病院、福祉保健所、地域包括支援センター等	30名
784	高知	H30年2月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	県内の中央児童相談所、福祉保健所、高知県中部教育事務所、児童家庭支援センター等	28名
785	高知	H30年2月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	県内の民生児童委員、中央児童相談所、福祉保健所、県教育委員会、警察、児童家庭支援センター等	26名
786	高知	H30年3月	犯罪被害者支援事例検討会における法テラス業務説明	弁護士、被害者支援員	25名
787	高知	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、調停委員、社会福祉士、臨床心理士、一般市民	25名
788	高知	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	県内の弁護士、司法書士、福祉機関職員等	20名
789	高知	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	須崎市(福祉行政職員)、須崎市社会福祉協議会	20名
790	高知	H30年3月	児童保護対策関係者に対する法教育(講義)	県内の福祉保健所、警察、児童家庭支援センター、四万十町少年補導センター、四万十町等	26名
791	高知	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	中央西福祉保健所、高知県社会福祉協議会、各町社会福祉協議会等	20名
792	高知	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	児童民生委員、医師、保護司、少年育成センター、小中学校、福祉保健所、児童家庭支援センター等	26名
793	愛媛	H29年6月	法文学部学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	愛媛大学法文学部生	120名
794	愛媛	H29年7月	訪問看護師に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	南予地域の看護師	50名
795	愛媛	H29年8月	生活困窮者支援連絡会の支援員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	連絡会会員	21名
796	愛媛	H29年9月	福祉関係担当者に対する罪を犯した障がい、高齢者への支援についての勉強会	地域包括職員、福祉関係担当者	30名
797	愛媛	H29年9月	高齢者支援にかかわる担当者に対する高齢者虐待の対応についての研修	自治体福祉担当部署職員、地域包括職員等	110名
798	愛媛	H29年9月	生活困窮者支援連絡協議会に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	生活相談支援センター職員	21名

【資料47】平成29年度 法教育活動一覧

	事務所名	実施時期	活動内容	対象者	参加人数
799	愛媛	H29年9月	在宅サービス従事者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	在宅サービス事業者、施設サービス事業者	90名
800	愛媛	H29年9月	地域包括支援職員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	地域包括職員	30名
801	愛媛	H29年9月	生活困窮者支援担当者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福祉担当職員	20名
802	愛媛	H29年9月	高齢者支援にかかわる担当者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福祉担当職員	110名
803	愛媛	H29年9月	労働相談個別紛争連絡会メンバーとの連絡協議会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	連絡協議会構成員	21名
804	愛媛	H29年10月	自立支援相談機関との事例検討会における法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	連絡会会員	21名
805	愛媛	H29年10月	東予地区福祉関係機関との地方協議会	福祉関係機関担当者	40名
806	愛媛	H29年10月	南予地区福祉関係機関との地方協議会	福祉関係機関担当者	40名
807	愛媛	H29年11月	医療従事者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	医療精神保健福祉士、医師等	20名
808	愛媛	H29年11月	生活困窮者支援担当者に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	福祉担当職員	21名
809	愛媛	H29年11月	相談支援センターにおける法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	婦人相談員	34名
810	愛媛	H29年11月	婦人相談員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	婦人相談員	34名
811	愛媛	H29年12月	愛媛大学の学生に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	大学生	80名
812	愛媛	H29年12月	民生委員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	民生委員・児童福祉委員	80名
813	愛媛	H29年12月	ケアマネージャー—ジャーに対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明/事例検討	福祉関係担当職員、ケアマネージャー	120名
814	愛媛	H30年3月	松山市在宅医療懇話会における法教育(講演・講義・授業)	松山市在宅医療従事者	80名
815	愛媛	H30年3月	福祉機関関係者に対する法教育(講義)	松山市東拓南地区の福祉関係者(包括、介護福祉士等)	24名

# 落語 × 法律 × 演劇

三遊亭王楽

法テラス

劇団 5454



## 平成29年度 法テラスシンポジウム

# 渡る世間はばっかり トラ



## 法テラスのあゆみ

- 平成11年7月 司法制度改革審議会を内閣に設置
- 平成16年6月 総合法律支援法公布
- 平成18年4月10日 日本司法支援センター（法テラス）設立
- 平成18年10月2日 業務開始
- 平成21年5月21日 裁判員制度スタート
- 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
- 平成23年3月11日 東日本大震災発生
- 平成23年11月1日 「震災 法テラスダイヤル」(東日本大震災被災者向けのフリーダイヤル)開始
- 平成24年4月1日 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)が施行
- 平成25年4月1日 多言語情報提供サービスを開始
- 平成27年3月31日 法テラス震災特例法の延長が決定(平成30年3月31日まで)
- 平成28年2月18日 コールセンターへの問合せ件数が累計300万件突破
- 平成28年4月14日 熊本地震発生
- 平成28年5月14日 「震災 法テラスダイヤル」熊本地震被災者も利用可能に
- 平成28年5月27日 改正総合法律支援法成立
- 平成29年1月 民事法律扶助 援助件数(代理援助・書類作成援助)が累計100万件突破

## 法テラス の由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のやもやとした心を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくっついていただけた「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。

困ったら法テラス。まずはお電話を。〔平日：午前9時～午後9時〕  
〔土曜日：午前9時～午後5時〕  
※祝日・年末年始を除く

法テラス サポートダイヤル  
**0570-078374**

IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル  
**0570-079714**

IP電話からは03-6745-5601

おなやみなし  
震災法テラスダイヤル  
**0120-078309**

[www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp) **法テラス**

◎主催/日本司法支援センター(法テラス)  
◎後援/法務省、埼玉県、埼玉県教育委員会、さいたま市、さいたま市教育委員会、埼玉県社会福祉協議会、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、さいたま商工会議所、埼玉新聞社、テレ玉、FM NACK5

日本司法支援センター  
**法テラス**

**日時** 平成29年10月20日(金) 14:00 ▶ 16:00

**場所** 埼玉会館 大ホール

# このたびは、平成29年度法テラスポジウム

「渡る世間はトラブルばかり～落語と演劇で学んで得する身近な法律～」  
にご来場いただき、誠にありがとうございます。

日常生活には、様々なトラブルが潜んでいます。余計なトラブルは未然に回避。  
落語と演劇で笑って、クイズで考えて、トークで納得。  
法テラスが贈る法律ショー。最後までごゆっくりとお楽しみください。

## プログラム

### 1 開会挨拶

法テラス理事長 宮崎 誠(弁護士)

### 2 落語『紙入れ』

落語家 三遊亭王楽

### 3 対談 落語家 × 弁護士

落語家 三遊亭王楽  
法テラス埼玉 副所長 設楽あづさ(弁護士)

### 4 演劇『佐藤さんちの相続争い』

劇団5454(ランドリー)  
法テラス埼玉 副所長 飯塚 肇(弁護士)  
法テラス埼玉 副所長 森脇志郎(弁護士)

《休憩》

### 5 法テラスのトリセツ

### 6 閉会挨拶

法テラス埼玉 所長 飯塚英明(弁護士)

《総合同会》 法テラス埼玉 副所長 古久根章典(司法書士)

## 第1部

# 落語と演劇で学んで得する身近な法律



## 男女トラブル × 落語

古典落語の傑作「紙入れ」。

前半は王楽さんによる古典落語の世界を存分にお楽しみいただいたき、後半は上演されたお話を題材に現代の法解釈ではどうなるか、王楽さんと弁護士との軽妙なトークをお届けします。どうぞご期待ください。

## 『紙入れ』

〔三遊亭王楽(落語家)〕

父は三遊亭 好楽。平成13年に五代目三遊亭円楽に入門。27番目、最後の弟子となり、同時に父とは兄弟弟子となる。師匠円楽からは過去最多の10演目を直接師事され、平成16年5月に二つ目に、平成21年10月に真打昇進。伸びやかな感性と現代性が特徴であり、持ちネタは現在200に迫る勢い。二ツ目昇進時には、師匠である五代目三遊亭円楽・春風亭小朝・笑福亭鶴瓶・林家木久扇・林家こん平・林家正蔵など、また真打昇進時にも、桂文枝・三遊亭円歌・三遊亭小遊三・立川志の輔・立川談春・柳亭市馬など、史上最高ともいえる豪華出演者が脇を固め、注目を集めた。NHK新人コンクール大賞を受賞した「鼓ヶ滝」をはじめ、「片棒」「夢金」「三枚起請」「五貫裁き」といった古典作品に加え、自作の新作落語を積極的に発表している。自作新作落語の代表作は「パパずれてるウー!」「祭りのあと」など。



## 相続問題 × 演劇

# 『佐藤さんちの相続争い』

【助】 けてください! 佐藤一郎と申します。  
亡くなった父の相続が手付かずになってしまったことを最近になって知らされたんです。  
妻や妹に急かされ、母に相談しました。  
ところが、いつの間にか母の認知症が進んでいて…。  
さらに妻と妹は、遺産をめぐって険悪な雰囲気になるし…。  
もう全く解決できる気がしないんです。  
皆さんも過去か未来か、きっとこんな経験がおありでしょう? ぜひ僕に知恵を貸してください!



法テラス埼玉 外観



法テラス埼玉 内観



〔劇団 5454 (ランドリー)〕

しゅん ぶろ かりや ずむ

## 春陽漁介

脚本家・演出家

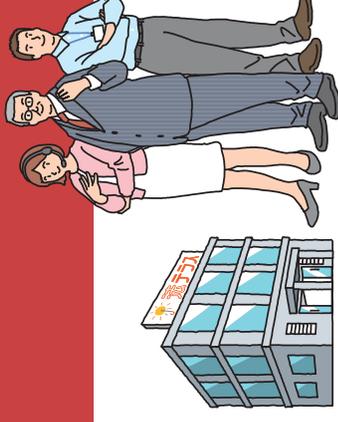
劇団5454(ランドリー)主宰

2012年旗揚げ。劇団名は5454(ゴジゴジ)と書いて「ランドリー」。描くテーマは、日常と隣り合っているファンタジー。“青空の下になびいているTシャツのように、いつもの風景がちょっとだけリフレッシュされるような”作品づくりを目指す。作・演出を手掛けるのは春陽漁介さん。2017年は東京、大阪、大分の3都市で上演するなど活躍中。

## 第2部

# 法テラスのトリセツ [入門編]

トリセツとは、取扱説明書のこと。  
「法テラスを利用したいけど、そもそもどんなことをやってくれるの?」  
「実際に法テラスに相談した後、どんな風に手続きが進んでいくの?」  
このような疑問にお答えするため、法テラスが提供しているサービスについて法テラス所属の弁護士がご案内します。



## 法テラスのあゆみ

- 平成11年7月 司法制度改革審議会を内閣に設置
- 平成16年6月 総合法律支援法公布
- 平成18年4月10日 日本司法支援センター（法テラス）設立
- 平成18年10月2日 業務開始
- 平成21年5月21日 裁判員制度スタート  
被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
- 平成23年3月11日 東日本大震災発生
- 平成23年11月1日 「震災 法テラスダイヤル」（東日本大震災被災者向けのフリーダイヤル）開始
- 平成24年4月1日 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
- 平成25年4月1日 多言語情報提供サービスを開始
- 平成27年3月31日 法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
- 平成28年2月18日 コールセンターへの問合せ件数が累計300万件突破
- 平成28年4月14日 熊本地震発生
- 平成28年5月14日 「震災 法テラスダイヤル」熊本地震被災者も利用可能に
- 平成28年5月27日 改正総合法律支援法成立
- 平成29年1月 民事法律扶助 援助件数（代理援助・書類作成援助）が累計100万件突破

## 法テラスの由来

法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のやもやもとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々につくろわいていただける「テラス」のような場でありたいという意味を込めています。

困ったら法テラス。まずはお電話を。 [平日：午前9時～午後9時] [土曜日：午前9時～午後5時]

法テラス サポートダイヤル

0570-078374

IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル

0570-079714

0120-078309

IP電話からは03-6745-5601

www.houterasu.or.jp 法テラス

◎主催/日本司法支援センター（法テラス）  
◎後援/法務省、滋賀県、滋賀県教育委員会、大津市、滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会  
京都新聞、BBCひわ湖放送、Eフエム滋賀



演劇とクイズを交えたおとなのための法教育

平成29年度 法テラスシンポジウム

# 法テラス劇場

進行プログラム



日時：平成29年10月28日（土）14:00 ▶ 15:30

場所：大津市民会館 小ホール

# このたびは、法テラスシンポジウム「法テラス劇場～おとなのための法教育～」にご来場いただき、誠にありがとうございます。

【資料48】

日常生活には、様々なトラブルが潜んでいます。

余計なトラブルは未然に回避。起きてしまったトラブルは早期に解決。

演劇で笑って、クイズで考えて、トークで納得。

法テラスが贈る法律ショー。最後までごゆっくりお楽しみください。

## タイムスケジュール（予定）

13:30	開場
14:00	開演
14:10	第1幕「ネットが大炎上」～スマホ・SNS篇～
14:30	第2幕「意外と知らない交通规则」～自転車篇～
14:55	第3幕「ウチの親にかぎって」～成年後見・ゴミ屋敷篇～
15:30	閉演



## 司会者紹介



### 井上麻子

e-radioバーソナリティとして最古参。現在、金曜日朝の番組「style!」、夜の番組「Go! Go! Weekend supported by Joshin」を担当。展開の速い切り返しとゲストの魅力を引き出すトーク力で人気。



## 草の根劇場 劇団「かいつぶり」

平成3年に財団法人滋賀県文化振興事業団主催の「演劇アカデミー講座」修了生有志により旗揚げされた劇団で、以来、自主公演や演劇教室の開催・運営、福祉施設での出張ボランティヤ公演等、県内のイベント活動に協力し、演劇を通じて地域の活性化、文化の向上を目指して活動を続けている。平成20年、その承年の「草の根活動」が認められ、滋賀県知事より「滋賀県文化奨励賞」を授与される。



## 演劇テーマ

作／イナダ(劇団イナダ組) 演出／鈴木曉美(劇団かいつぶり) スタッフ／山本育子(劇団かいつぶり)

### 第1幕

## 「ネットが大炎上」～スマホ・SNS篇～



おしゃれなイタリアンでランチ。でも、味も対応も最悪。なので、写真付きでSNSに過激な投稿。これって大丈夫？

◎配役／あかね：井本利美 ゆりえ：谷野良子 ホーイ：登山直人

### 第2幕

## 「意外と知らない交通规则」～自転車篇～



自転車を運転中に、安全マンが突然登場！

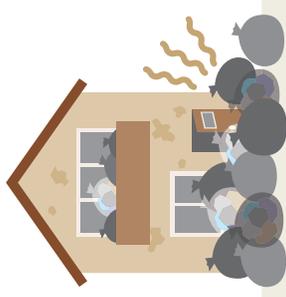
何かちょっと変だけど、

自転車に関するためになる情報がいっぱい。

◎配役／安全マン：田中久和  
ケイスケ：疋田圭佑 ナオト：登山直人

### 第3幕

## 「ウチの親にかぎって」～成年後見・ゴミ屋敷篇～



久しぶりに実家に帰ると、そこはなんとゴミ屋敷に！

高齢のお父さんに一体何が！？

◎配役／まりえ：谷野良子 のぼる：疋田圭佑  
八島：井本利美 オヤジ：登山直人



## クイズの参加方法

本プログラムと一緒に配られている、黄色とピンクの用紙を使ってクイズにお答えください。

／ 今の問題、正しいと思ったら黄色を間違っていると思ったらピンクをあげてください～！



【資料49】契約弁護士・司法書士への研修実施状況

事務所	開催時期	対象者	参加人数	内容
東京	平成29年6月	新規契約弁護士、新規審査委員、法律事務所職員	138	民事法律扶助制度の利用について(審査のポイント等)
東京	平成29年6月	新規契約弁護士、新規審査委員、法律事務所職員	66	民事法律扶助制度の利用について(審査のポイント等)
東京	平成30年1月	弁護士会新入会員	約500	民事法律扶助とは
東京	平成30年1月	弁護士会新入会員	約350	民事法律扶助とは
東京	平成30年1月	弁護士会新入会員	約350	民事法律扶助とは
多摩	平成29年7月	契約弁護士	15	扶助業務の事務手続き、利用する際の注意点
神奈川	平成29年11月	神奈川県司法書士会会員	28	特定援助対象事業の概要について
神奈川	平成30年1月	新規登録弁護士	80	法テラスの業務について
千葉	平成29年12月	新入会員(弁護士)	27	「民事法律扶助」業務を行うためのガイダンスと契約手続きについて
茨城	平成29年11月	司法書士	4	民事法律扶助・震災法律援助の基本契約、援助申込のお願い
茨城	平成30年2月	新規登録弁護士	11	民事法律扶助制度について
栃木	平成29年12月	平成29年度栃木県司法書士会入会者及び入会予定者	5	法テラスと司法書士の関わりについて
栃木	平成30年1月	新規登録弁護士	6	法テラスの業務説明及び各種契約について
群馬	平成30年1月	新規登録弁護士	13	民事法律扶助業務の概説
群馬	平成30年3月	新規登録弁護士、法律事務所職員	11	法テラスの組織・事業と民事法律扶助業務の概説
静岡	平成29年11月	司法書士資格合格者	約20	法テラス業務全般について
静岡	平成30年2月	静岡県弁護士会新入会員	約25	法テラス業務全般について
浜松	平成29年5月	静岡県弁護士会浜松支部所属の弁護士及び法律事務所職員	15	標準モデルに関する手続きを含めた説明会
浜松	平成29年10月	静岡県弁護士会浜松支部所属の弁護士	20	新相談援助制度について
山梨	平成30年2月	新規登録弁護士、登録換弁護士	3	扶助、国選、委託、犯被等の業務に関する説明
山梨	平成30年3月	司法修習生	10	扶助、国選、委託、犯被等の業務に関する説明
大阪	平成29年7月	弁護士	80	民事法律扶助業務について
大阪	平成29年11月	司法書士	120	民事法律扶助業務及び総合法律支援法改正について
大阪	平成30年2月	弁護士	220	民事法律扶助業務について
京都	平成30年3月	契約司法書士	49	民事法律扶助の概要とご利用いただく際の注意点について
兵庫	平成30年1月	兵庫県弁護士会所属会員	100	単位の案内のほか、法テラスの民事扶助、国選業務の説明や利用上の注意などの説明
兵庫	平成30年1月	兵庫県司法書士会所属会員	50	単位の案内のほか、法テラスの民事扶助、国選業務の説明や利用上の注意などの説明
姫路	平成29年7月	弁護士、法律事務所事務員	39	法テラス民事法律扶助業務及び国選弁護士・国選付添人事件に係る各書式の書き方に関する研修会
奈良	平成30年1月	新規登録弁護士	3	民事法律扶助制度(国選・受託含む)
滋賀	平成29年4月	新規登録弁護士	4	法テラスの業務について
滋賀	平成29年7月	司法書士	20	法テラスの業務について
滋賀	平成30年1月	新規登録弁護士	2	法テラスの業務について
和歌山	平成29年10月	和歌山県司法書士会会員	20	業務説明会
和歌山	平成30年1月	和歌山弁護士会会員	20	業務説明(特定援助対象者法律相談援助、DV被害者等法律相談援助)
和歌山	平成30年2月	新入会員	2	業務説明会
和歌山	平成30年3月	和歌山県司法書士会執行部、会員	20	業務説明(特定援助対象者法律相談援助)
三重	平成29年11月	三重県司法書士会会員	約20	法テラス及び民事法律扶助制度の概要について
三重	平成30年1月	新規登録弁護士	約6	法テラス業務説明
福井	平成30年1月	弁護士	30	特定援助対象者法律相談について
福井	平成30年2月	新規登録弁護士、登録替弁護士	3	民事法律扶助の利用について
石川	平成29年5月	全契約弁護士・司法書士	約230	民事法律扶助業務説明
富山	平成30年2月	新規登録弁護士	3	民事法律扶助制度など
広島	平成29年10月	司法書士新入会員	10	民事法律扶助業務について
広島	平成30年1月	新入会員弁護士	8	民事法律扶助業務全般の説明
山口	平成29年9月	司法書士	32	民事法律扶助制度
山口	平成29年10月	弁護士	約40	DV等援助事業の説明会(扶助についても少し含む)

事務所	開催時期	対象者	参加人数	内容
山口	平成30年2月	山口県弁護士会新入会員	約8	新入会員オリエンテーション及び研修会
山口	平成30年3月	司法書士	約20	特定援助対象者援助
岡山	平成30年1月	岡山弁護士会所属弁護士及び法律事務所事務員	約80	民事法律扶助業務説明
岡山	平成30年2月	岡山県司法書士会所属の司法書士	約40	民事法律扶助業務説明
鳥取	平成30年12月	鳥取県弁護士会会員	40	特定援助対象者援助事業について
鳥根	平成30年2月	鳥根県弁護士会新入会員、法律事務所職員	2	民事法律扶助制度の概要
福岡	平成29年11月	法律事務所職員	38	民事法律扶助業務(基本編・応用編)、国選弁護等関連業務
福岡	平成29年12月	契約司法書士	18	民事法律扶助業務(基本編・応用編)
福岡	平成30年3月	契約弁護士	26	民事法律扶助業務
北九州	平成30年3月	弁護士・司法書士・事務所職員	23	民事法律扶助業務(基本編・応用編)、国選弁護等関連業務
佐賀	平成30年1月	弁護士、関係機関職員	約20	特定援助事業について
長崎	平成29年6月	契約弁護士・司法書士	39	個別労働紛争事件への対処法と実務的な労働法令の学び方・使い方
長崎	平成29年9月	契約弁護士・司法書士	18	相続税の基礎知識
長崎	平成29年11月	契約弁護士・司法書士	20	目的とする登記を実現するための前提登記について
長崎	平成30年2月	契約弁護士・司法書士	28	境界が関わる紛争とその解決方法
長崎	平成30年3月	新規登録弁護士、司法修習生	10	法テラス業務説明
大分	平成30年1月	弁護士(新入会員)	2	弁護士会新入会員オリエンテーション(扶助業務について、登録案内)
大分	平成30年3月	司法書士(新入会員)	5	司法書士会新人研修(法律扶助業務について、登録案内)
熊本	平成29年9月	司法書士	37	法テラス民事法律扶助研修
熊本	平成29年10月	弁護士	51	法テラス研修会
熊本	平成29年12月	弁護士会 障がい者・高齢者委員会委員	15	特定援助対象者法律相談援助について
熊本	平成30年1月	弁護士会新人弁護士	約15	民事法律扶助制度利用について
熊本	平成30年2月	弁護士	35	特定援助対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助について
熊本	平成30年2月	熊本県司法書士会会員	約20	民事法律扶助制度利用について
沖縄	平成30年1月	沖縄弁護士会新入会員	7	日本司法支援センターと民事法律扶助、国選弁護関連
宮城	平成29年11月	弁護士・司法書士	約45	民総合法律支援法改正に伴う新規事業に関する説明会
宮城	平成30年1月	新規登録弁護士	約17	法テラスの業務と民事法律扶助・震災法律援助の概要
福島	平成30年2月	福島県弁護士会全会員	76	法テラスの利用について
秋田	平成29年5月	秋田県司法書士会所属司法書士	約20	日本司法支援センターの民事法律扶助制度について
札幌	平成29年12月	弁護士、法律事務所職員	120	民事法律扶助研修、特定援助対象者法律相談説明
札幌	平成29年12月	司法書士	30	特定援助対象者法律相談説明会
札幌	平成30年2月	札幌弁護士会新規登録会員	30	新規登録会員向け民事法律扶助研修
函館	平成29年12月	契約弁護士	20	DV等被害者法律相談援助業務について
函館	平成30年1月	契約弁護士	24	特定援助対象者に対する援助業務について
旭川	平成29年8月	弁護士会の各委員会	8	新規援助事業協議(特定援助対象者援助、DV等被害者法律相談援助)
旭川	平成29年10月	弁護士会の各委員会	10	新規援助事業協議(特定援助対象者援助、DV等被害者法律相談援助)
旭川	平成30年1月	弁護士会	9	新規援助事業協議(特定援助対象者援助、DV等被害者法律相談援助)等
旭川	平成30年3月	司法書士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート	10	司法書士と法テラスとの10の連携方策
香川	平成30年2月	新規契約弁護士・司法書士	8	法テラス業務の概要および扶助業務の基本的解説
徳島	平成30年1月	契約弁護士(特定援助対象者法律相談援助名簿登録弁護士)	15	特定援助対象者法律相談援助事業に関する説明、質疑応答
愛媛	平成29年9月	司法書士	2	特定援助
愛媛	平成30年1月	特定援助名簿登載予定者(契約弁護士)	15	特定援助
愛媛	平成30年3月	新規登録弁護士	1	民事法律扶助業務説明

※上記のほか、契約弁護士等へ制度改正等に関する資料配布を行っている地方事務所もある。

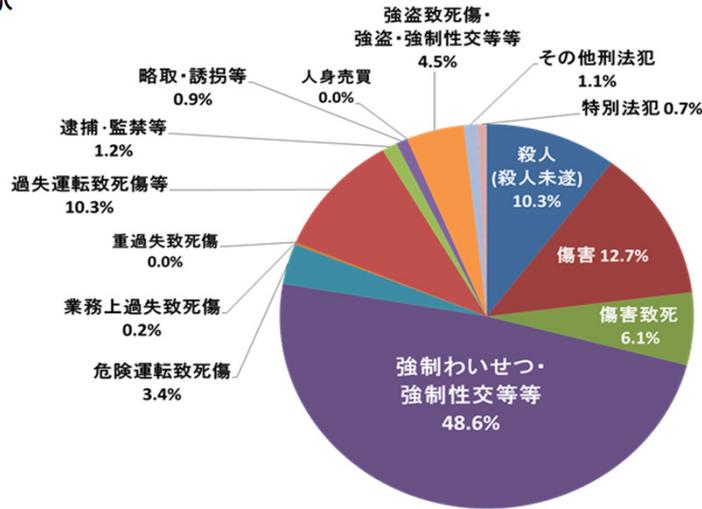
## 【資料50】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

### (1) 平成29年度実績

#### 月別内訳

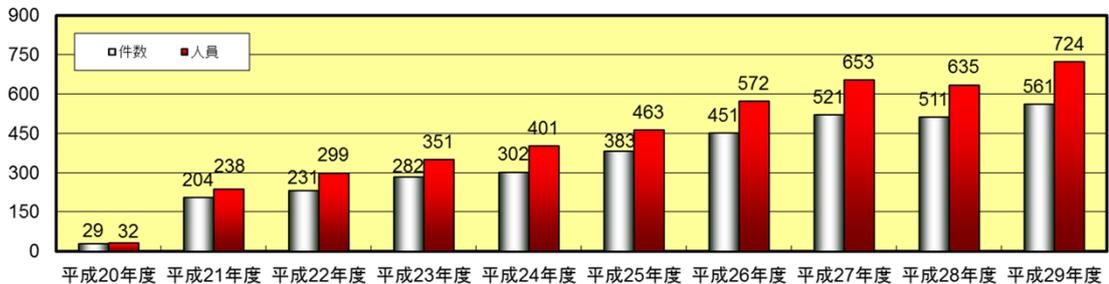
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成29年度 総計
件数	42	47	53	31	41	43	44	56	51	46	53	54	561
人員	57	65	68	36	51	62	61	72	65	55	65	67	724

#### 罪名別内訳



罪名	選定請求件数										
	平成29年度(構成比)	H20(4か月)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	累計(構成比)
殺人(殺人未遂)	58 (10.3%)	6	50	40	45	67	47	56	66	57	492 (14.2%)
傷害	71 (12.7%)	6	27	31	53	42	53	61	79	65	488 (14.0%)
傷害致死	34 (6.1%)	4	5	19	25	22	15	29	22	25	200 (5.8%)
強制わいせつ・強制性交等等	273 (48.6%)	6	68	77	91	109	175	207	228	249	1483 (42.6%)
危険運転致死傷	19 (3.4%)	0	3	3	2	5	14	12	17	14	89 (2.6%)
業務上過失致死傷	1 (0.2%)	0	1	3	1	0	1	5	5	3	20 (0.6%)
重過失致死傷	0 (0.0%)	0	3	0	0	0	0	0	0	2	5 (0.1%)
過失運転致死傷等	58 (10.3%)	5	31	31	40	39	47	37	66	66	420 (12.1%)
逮捕・監禁等	7 (1.2%)	0	3	3	3	4	6	9	9	10	54 (1.6%)
略取・誘拐等	5 (0.9%)	0	2	1	1	1	2	1	3	2	18 (0.5%)
人身売買	0 (0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
強盗致死傷・強盗・強制性交等等	25 (4.5%)	2	9	21	19	13	20	30	26	17	182 (5.2%)
その他刑法犯	6 (1.1%)	0	1	2	2	0	3	3	0	1	18 (0.5%)
特別法犯	4 (0.7%)	0	1	0	0	0	0	1	0	0	6 (0.2%)
合計	561 (100.0%)	29	204	231	282	302	383	451	521	511	3475 (100.0%)

### (2) 年度別件数・人員の推移



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数 (対前年度比)	29 ( - )	204 ( - )	231 (113.2%)	282 (122.1%)	302 (107.1%)	383 (126.8%)	451 (117.8%)	521 (115.5%)	511 (98.1%)	561 (109.8%)
人員 (対前年度比)	32 ( - )	238 ( - )	299 (125.6%)	351 (117.4%)	401 (114.2%)	463 (115.5%)	572 (123.5%)	653 (114.2%)	635 (97.2%)	724 (114.0%)

#### 累計

件数	3,475
人員	4,368

【資料51】平成29年度被疑者国選指名通知状況

	指名通知件数		
	指名通知件数	翌日回し件数	24時間超過件数
東京	6,872	117	1
多摩	1,688	14	0
神奈川	2,469	1,547	4
川崎	516	147	0
小田原	547	170	0
埼玉	2,741	761	0
川越	554	86	1
千葉	2,685	616	3
松戸	611	61	1
茨城	1,378	277	1
栃木	1,043	14	0
群馬	1,358	29	1
静岡	553	5	3
沼津	625	10	0
浜松	639	5	0
山梨	354	1	0
長野	587	17	1
新潟	935	12	0
大阪	5,164	63	1
京都	1,495	28	0
兵庫	1,681	8	0
阪神	820	2	0
姫路	987	7	1
奈良	642	3	0
滋賀	768	3	2
和歌山	609	0	0
愛知	3,518	2,934	8
三河	1,219	525	0
三重	779	53	2
岐阜	645	40	4
福井	414	4	0
石川	445	43	0
富山	304	17	0
広島	1,431	2	2
山口	743	4	1
岡山	974	200	0
鳥取	254	1	1
島根	290	11	1
福岡	2,307	234	8
北九州	822	6	1
佐賀	413	28	0
長崎	481	52	1
大分	475	5	0
熊本	590	3	1
鹿児島	498	9	0
宮崎	569	14	1
沖縄	1,117	73	8
宮城	1,102	49	3
福島	740	113	2
山形	333	77	1
岩手	356	16	0
秋田	297	35	7
青森	321	48	0
札幌	1,710	16	3
函館	164	0	0
旭川	238	2	1
釧路	322	18	1
香川	511	1	0
徳島	305	6	5
高知	372	12	1
愛媛	542	9	0
合計	63,922	8,663	83

**【資料52】 平成29年度立替金残高表**

	金額（注1）
期首立替金残高	40,634,971,473
立替金増加額(注2)	16,850,412,158
償還額	-11,296,412,289
償還免除額	-4,214,725,310
みなし消滅額	-770,835,890
期末立替金残高	41,203,410,142

注1 金額は、民事法律扶助及び震災法律援助(いずれも常勤弁護士取扱分含む。)の合計である。

注2 平成28年度中の立替決定金額17,058,800,353円との差は、過年度に決定した立替金に関する調整によるものである。

【資料53】平成29年度法律相談費

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談※	事務所相談	相談件数計	簡易援助	金額
	件数	件数		件数	
東京	27,731	12,789	40,520	136	233,391,280
神奈川	8,476	8,814	17,290	108	101,824,960
埼玉	5,651	7,381	13,032	113	72,050,720
千葉	6,060	6,116	12,176	43	66,073,720
茨城	1,013	9,669	10,682	92	54,436,900
栃木	924	3,886	4,810	31	26,858,160
群馬	1,786	1,296	3,082	8	15,538,500
静岡	4,421	2,616	7,037	49	32,302,800
山梨	1,219	1,093	2,312	31	12,019,320
長野	603	3,497	4,100	38	22,283,640
新潟	2,192	3,164	5,356	29	29,705,400
大阪	14,072	11,522	25,594	69	156,541,960
京都	3,472	3,192	6,664	38	37,073,310
兵庫	6,279	6,749	13,028	75	71,455,640
奈良	1,058	2,829	3,887	24	21,399,120
滋賀	979	2,061	3,040	29	15,094,080
和歌山	1,384	1,125	2,509	9	13,552,920
愛知	5,977	4,878	10,855	91	59,023,360
三重	1,341	1,539	2,880	31	14,733,360
岐阜	2,067	1,688	3,755	25	18,051,120
福井	698	851	1,549	9	8,699,400
石川	721	1,526	2,247	20	13,495,880
富山	697	1,036	1,733	19	8,728,560
広島	3,192	5,068	8,260	60	45,592,340
山口	1,087	1,769	2,856	33	14,872,680
岡山	1,702	2,121	3,823	34	20,982,240
鳥取	898	1,447	2,345	28	12,099,240
島根	970	1,372	2,342	45	11,105,200
福岡	7,356	8,440	15,796	130	87,217,560
佐賀	658	2,245	2,903	48	15,883,560
長崎	1,840	2,887	4,727	59	20,231,010
大分	1,873	2,303	4,176	47	22,372,200
熊本	2,380	4,872	7,252	93	36,567,720
鹿児島	1,073	4,453	5,526	63	27,864,390
宮崎	1,371	3,329	4,700	74	23,913,320
沖縄	3,074	3,074	6,148	56	31,237,850
宮城	10,997	12,044	23,041	65	133,301,870
福島	3,681	8,739	12,420	158	69,489,350
山形	749	2,343	3,092	37	17,282,160
岩手	3,598	7,107	10,705	162	72,133,010
秋田	1,196	2,058	3,254	40	16,825,320
青森	2,850	2,231	5,081	42	24,468,480
札幌	526	10,467	10,993	107	66,706,440
函館	1,328	1,139	2,467	27	10,359,360
旭川	594	2,077	2,671	16	15,810,660
釧路	381	3,231	3,612	62	20,471,400
香川	1,006	1,512	2,518	64	10,938,240
徳島	655	1,700	2,355	20	12,674,880
高知	1,129	1,085	2,214	38	9,559,080
愛媛	950	1,478	2,428	35	11,025,720
全国合計	155,935	199,908	355,843	2,760	1,965,319,390

※ 民事法律扶助及び震災法律援助の合計。

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※ センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料54】平成29年度代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	542,883,037	1,721,026,450	157,550,958	0	2,421,460,445
神奈川	190,351,650	725,216,623	57,072,722	0	972,640,995
埼玉	129,452,939	498,096,666	58,513,854	0	686,063,459
千葉	123,299,565	439,917,619	30,567,420	0	593,784,604
茨城	40,182,484	174,989,960	14,423,224	0	229,595,668
栃木	30,175,232	129,988,640	13,758,746	0	173,922,618
群馬	30,169,548	131,592,679	20,013,461	0	181,775,688
静岡	58,645,506	233,237,186	25,508,890	0	317,391,582
山梨	12,944,784	56,642,900	7,443,392	0	77,031,076
長野	31,737,850	142,263,593	21,852,232	0	195,853,675
新潟	42,847,016	171,346,220	24,852,381	0	239,045,617
大阪	302,721,424	1,161,486,441	134,451,988	0	1,598,659,853
京都	69,524,969	249,658,336	28,937,235	0	348,120,540
兵庫	115,509,378	447,679,735	55,155,778	0	618,344,891
奈良	33,050,496	140,089,510	18,004,153	0	191,144,159
滋賀	26,276,262	101,051,280	10,693,620	0	138,021,162
和歌山	21,735,747	86,183,920	11,954,078	0	119,873,745
愛知	117,194,953	440,808,766	49,248,999	0	607,252,718
三重	19,886,336	85,324,720	8,091,124	0	113,302,180
岐阜	26,117,023	112,452,581	18,347,090	0	156,916,694
福井	14,032,634	56,511,300	5,445,494	0	75,989,428
石川	21,694,537	92,576,495	10,665,318	0	124,936,350
富山	13,877,157	57,928,060	7,008,265	0	78,813,482
広島	65,777,593	245,316,820	22,717,880	0	333,812,293
山口	21,980,912	96,836,988	10,668,682	0	129,486,582
岡山	36,540,689	145,033,480	15,296,903	0	196,871,072
鳥取	16,686,204	67,775,880	9,438,078	0	93,900,162
島根	16,097,306	62,265,940	6,769,404	0	85,132,650
福岡	191,950,282	669,130,733	64,199,269	0	925,280,284
佐賀	21,693,497	94,424,280	12,289,529	0	128,407,306
長崎	34,095,000	127,627,584	14,059,761	0	175,782,345
大分	29,833,948	114,662,856	10,069,806	0	154,566,610
熊本	42,992,245	171,847,446	16,633,701	0	231,473,392
鹿児島	46,574,625	173,186,227	20,249,006	0	240,009,858
宮崎	40,969,445	171,094,140	14,129,100	0	226,192,685
沖縄	38,567,083	150,297,686	24,429,905	0	213,294,674
宮城	84,230,220	323,980,499	37,471,131	0	445,681,850
福島	30,341,740	117,670,280	17,834,899	0	165,846,919
山形	28,189,884	121,070,357	14,642,248	0	163,902,489
岩手	33,392,907	129,837,640	14,284,775	0	177,515,322
秋田	26,918,932	103,681,700	7,101,760	0	137,702,392
青森	41,659,393	136,310,460	9,254,453	0	187,224,306
札幌	167,649,395	657,411,109	103,063,331	0	928,123,835
函館	21,365,887	95,851,932	11,953,002	0	129,170,821
旭川	26,297,839	99,732,602	16,442,512	0	142,472,953
釧路	33,162,730	130,387,192	11,102,981	0	174,652,903
香川	17,221,386	76,070,260	8,294,908	0	101,586,554
徳島	16,622,662	57,785,070	5,920,583	0	80,328,315
高知	18,473,052	69,507,100	7,282,026	0	95,262,178
愛媛	20,212,074	85,182,696	5,668,128	0	111,062,898
合計	3,183,807,457	11,950,048,637	1,300,828,183	0	16,434,684,277

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助と震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料55】平成29年度書類作成援助立替金実績

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	3,822,536	15,832,200	19,654,736
神奈川	3,338,262	11,323,800	14,662,062
埼玉	1,852,485	6,593,400	8,445,885
千葉	935,522	3,520,000	4,455,522
茨城	612,586	2,501,400	3,113,986
栃木	510,054	1,080,000	1,590,054
群馬	794,652	2,492,500	3,287,152
静岡	3,330,104	14,297,600	17,627,704
山梨	159,584	712,800	872,384
長野	1,212,424	5,179,800	6,392,224
新潟	1,115,924	4,395,600	5,511,524
大阪	11,481,666	37,862,700	49,344,366
京都	3,472,352	7,746,300	11,218,652
兵庫	7,238,642	27,232,280	34,470,922
奈良	554,426	1,844,100	2,398,526
滋賀	639,088	2,457,000	3,096,088
和歌山	433,922	1,420,200	1,854,122
愛知	3,858,630	13,738,200	17,596,830
三重	1,601,962	3,904,200	5,506,162
岐阜	309,152	1,204,200	1,513,352
福井	174,000	793,800	967,800
石川	366,672	1,355,400	1,722,072
富山	204,168	750,600	954,768
広島	3,258,140	9,141,560	12,399,700
山口	456,504	1,447,200	1,903,704
岡山	3,135,922	13,868,400	17,004,322
鳥取	224,752	934,200	1,158,952
島根	152,584	675,000	827,584
福岡	14,258,208	35,288,500	49,546,708
佐賀	406,212	1,803,600	2,209,812
長崎	699,504	3,175,200	3,874,704
大分	453,170	753,300	1,206,470
熊本	1,292,178	4,384,800	5,676,978
鹿児島	4,499,940	7,734,000	12,233,940
宮崎	428,168	1,668,600	2,096,768
沖縄	3,168,448	11,002,100	14,170,548
宮城	5,990,514	27,410,400	33,400,914
福島	481,336	1,074,600	1,555,936
山形	44,000	199,800	243,800
岩手	865,088	3,925,800	4,790,888
秋田	1,100,002	3,153,600	4,253,602
青森	1,025,844	2,273,400	3,299,244
札幌	2,257,488	7,500,600	9,758,088
函館	44,584	172,800	217,384
旭川	430,656	1,474,200	1,904,856
釧路	67,584	194,400	261,984
香川	83,000	403,200	486,200
徳島	442,752	2,019,600	2,462,352
高知	2,286,596	7,884,000	10,170,596
愛媛	448,754	1,906,200	2,354,954
合計	96,020,741	319,707,140	415,727,881

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料56】業務別セグメント情報

(単位:円)

	情報提供業務	民事法律扶助業務	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	法人共通	法人合計
<b>I 事業費用、事業収益及び事業損益</b>								
事業費用	913,340,535	9,976,067,196	13,194,677,318	409,881,747	1,856,287,956	1,686,404,704	—	28,036,659,456
契約弁護士報酬	0	1,988,794,765	12,205,486,845	130,812,276	0	1,541,444,529	—	15,866,538,415
人件費	783,549,169	2,350,819,687	970,411,899	273,866,186	1,801,416,661	123,475,943	—	6,303,539,545
貸倒引当金繰入額	0	4,402,436,244	0	0	0	0	—	4,402,436,244
貸倒損失	0	938,685,823	0	0	0	0	—	938,685,823
減価償却費	11,544,160	42,126,479	5,033,640	5,064,447	8,814,357	0	—	72,583,083
その他	118,247,206	253,204,198	13,744,934	138,838	46,056,938	21,484,232	—	452,876,346
一般管理費	0	0	0	0	0	0	5,067,846,371	5,067,846,371
人件費	0	0	0	0	0	0	1,673,603,199	1,673,603,199
不動産賃借料	0	0	0	0	0	0	1,514,316,570	1,514,316,570
業務委託費	0	0	0	0	0	0	402,906,214	402,906,214
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	258,792,793	258,792,793
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	135,306,218	135,306,218
減価償却費	0	0	0	0	0	0	275,756,131	275,756,131
その他	0	0	0	0	0	0	807,165,246	807,165,246
財務費用	0	0	0	0	0	0	12,715,270	12,715,270
支払利息	0	0	0	0	0	0	12,715,270	12,715,270
計	913,340,535	9,976,067,196	13,194,677,318	409,881,747	1,856,287,956	1,686,404,704	5,080,561,641	33,117,221,097
事業収益								
運営費交付金収益	887,176,824	4,543,381,572	0	263,384,830	933,010,619	0	3,695,484,511	10,322,438,356
政府受託収益	0	0	13,337,528,233	141,496,547	887,318,714	0	959,568,353	15,325,911,847
民事法律扶助事業収益	0	653,763,458	0	0	0	0	0	653,763,458
有償受任事業収益	0	0	0	0	221,987,845	0	0	221,987,845
日弁連受託事業収益	0	0	0	0	0	1,686,069,704	0	1,686,069,704
その他事業収益	13,495,780	0	0	37,800	0	2,477,079	6,475,904	22,486,563
寄附金収益	0	0	0	0	0	0	46,082,325	46,082,325
資産見返負債償入	25,278,625	5,188,726,587	0	4,360,265	6,937,003	0	77,978,096	5,303,280,576
その他	0	0	0	0	0	0	57,954,858	57,954,858
計	925,951,229	10,385,871,617	13,337,528,233	409,279,442	2,049,254,181	1,688,546,783	4,843,544,047	33,639,975,532
事業損益	12,610,694	409,804,421	142,850,915	△ 602,305	192,966,225	2,142,079	△ 237,017,594	522,754,435
<b>II 臨時損益等</b>								
臨時利益								
運営費交付金精算収益化額	0	0	0	0	0	0	531,230,691	531,230,691
計	0	0	0	0	0	0	531,230,691	531,230,691
当期純利益 (△当期純損失)	12,610,694	409,804,421	142,850,915	△ 602,305	192,966,225	2,142,079	294,213,097	1,053,985,126
当期総利益 (△当期総損失)	12,610,694	409,804,421	142,850,915	△ 602,305	192,966,225	2,142,079	294,213,097	1,053,985,126
<b>III 行政サービス実施コスト</b>								
業務費用								
損益計算書上の費用	913,340,535	9,976,067,196	13,194,677,318	409,881,747	1,856,287,956	1,686,404,704	5,080,561,641	33,117,221,097
(控除)自己収入等	13,495,780	653,763,458	13,337,528,233	141,534,347	1,109,306,559	1,688,546,783	1,070,081,440	18,014,256,600
業務費用合計	899,844,755	9,322,303,738	△ 142,850,915	268,347,400	746,981,397	△ 2,142,079	4,010,480,201	15,102,964,497
引当外賞与見積額	2,009,227	7,376,158	0	828,553	2,977,055	387,430	3,616,915	17,195,338
引当外退職給付増加見積額	△ 1,565,980	△ 8,044,285	0	△ 867,363	△ 3,868,194	△ 503,402	1,479,348	△ 13,369,876
機会費用								
政府出資の機会費用	0	0	0	0	0	0	157,950	157,950
行政サービス実施コスト	900,288,002	9,321,635,611	△ 142,850,915	268,308,590	746,090,258	△ 2,258,051	4,015,734,414	15,106,947,909
<b>IV 総資産</b>	73,186,615	11,482,376,239	3,145,100,919	64,669,375	70,991,133	757,112,758	4,591,969,916	20,185,406,955
現金及び預金	0	2,686,041,659	2,220,528,692	22,429,583	0	757,112,758	2,325,971,609	8,012,084,301
貯蔵品、前払費用	0	0	0	0	0	0	131,372,672	131,372,672
未収金	500,482	115,067,006	883,248,579	7,958,124	3,829,040	0	97,752,229	1,108,355,460
民事法律扶助立替金	0	8,394,677,248	0	0	0	0	0	8,394,677,248
固定資産	72,686,133	286,590,326	41,323,648	34,281,668	67,162,093	0	2,036,873,406	2,538,917,274

(注) 1. セグメントの業務内容は、次のとおりである。

【情報提供業務】(一般勘定)

利用者からの問い合わせに応じて法制度に関する情報及び相談機関・団体等に関する情報を無料で提供する業務。

【民事法律扶助業務】(一般勘定)

経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う(代理援助及び書類作成援助)業務。

【国選弁護等関連業務】(国選弁護人確保業務等勘定)

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

【犯罪被害者支援業務】(一般勘定及び国選弁護人確保業務等勘定)

①犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者の支援に理解と経験のある弁護士を紹介する業務(一般勘定)。

②国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務(国選弁護人確保業務等勘定)。

③犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日又は公判準備に出席した際の旅費等を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務(国選弁護人確保業務等勘定)。

【司法過疎対策業務】(一般勘定及び国選弁護人確保業務等勘定)

身近に法律家がない、法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士(常勤弁護士)が常駐する「地域事務所」を設置し、法的サービス全般の提供を行う業務。

【受託業務】(一般勘定)

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

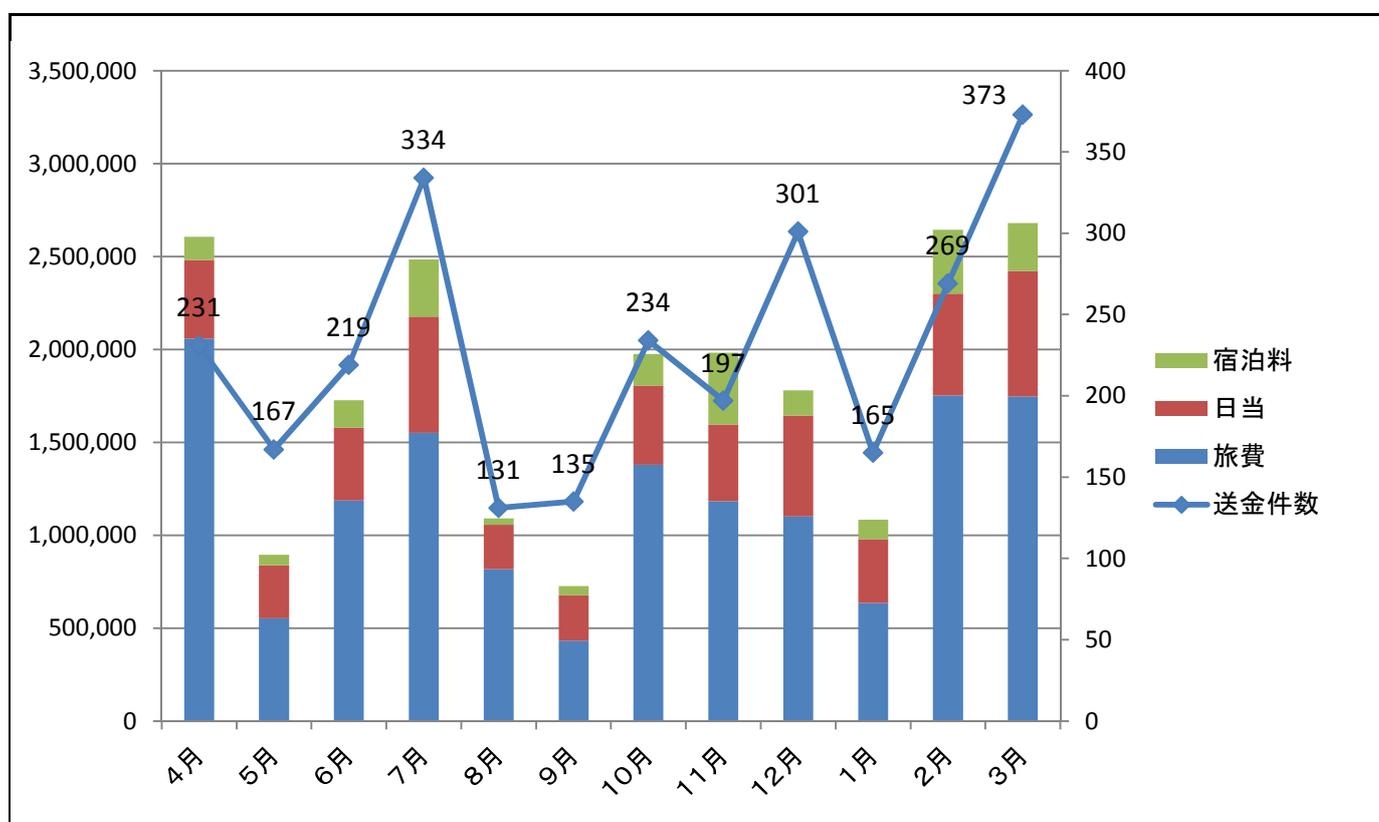
2. 「法人共通」項目にはセグメント賦税が困難なものを計上している。その主なものは管理部門に係る費用、収益及び資産である。

【資料57】 平成29年度 被害者参加旅費等支給業務実績

(1)請求件数、送金件数及び送金額

年月	請求件数	送金		旅費	日当	宿泊料
		件数	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)
4月	132	231	2,606,566	2,058,066	421,600	126,900
5月	160	167	893,883	551,883	285,600	56,400
6月	195	219	1,725,233	1,186,633	391,000	147,600
7月	363	334	2,484,123	1,551,523	623,900	308,700
8月	101	131	1,090,370	816,770	239,700	33,900
9月	183	135	725,701	433,101	243,100	49,500
10月	214	234	1,975,132	1,379,232	426,700	169,200
11月	195	197	1,982,482	1,183,482	411,400	387,600
12月	336	301	1,779,811	1,101,311	542,300	136,200
1月	140	165	1,083,130	634,530	344,200	104,400
2月	262	269	2,642,839	1,752,339	547,000	343,500
3月	404	373	2,678,767	1,746,067	675,900	256,800
計	2,685	2,756	21,668,037	14,394,937	5,152,400	2,120,700

(2)送金件数及び送金額の推移



1. 請求件数欄は、当該月に裁判所から請求書の送付を受けた件数(旅行数ベース)を計上したものである。
2. 送金額は、当該月に送金した件数(旅行数ベース)及び金額を計上したものである(送金件数には、算定した結果、送金すべきものがなかったため通知書の送付のみを行ったものを含む。)